令 和 元 年 度

年　次　報　告

公正取引委員会

この報告書は，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第44条第１項の規定に基づき，公正取引委員会の令和元年度におけるこの法律の施行状況を国会に報告するものである。

凡 例

独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
下請法	下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
景品表示法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）
独占禁止法施行令	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）
入札談合等関与行為防止法	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）
消費税転嫁対策特別措置法	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）

目　次

第１部　総　論…… 1
第２部　各　論…… 21
第１章　独占禁止法制等の動き…… 23
第１　独占禁止法の改正等…… 23
第２　独占禁止法改正法の一部施行に伴う関係政令等の整備…… 27
第３　独占禁止法と他の経済法令等の調整…… 28
第２章　違反被疑事件の審査及び処理…… 29
第１　違反被疑事件の審査及び処理の状況…… 29
第２　法的措置等…… 41
第３　警告等…… 67
第４　告　発…… 68
第３章　審　判…… 69
第１　概　説…… 69
第２　審　決…… 70
第４章　訴　訟…… 105
第１　審決取消請求訴訟…… 105
第２　排除措置命令等取消請求訴訟…… 113
第３　その他の公正取引委員会関係訴訟…… 124
第４　独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟…… 125
第５　独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟…… 126
第５章　競争環境の整備…… 127
第１　デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備…… 127
第２　ガイドライン等の策定・公表等…… 128
第３　実態調査等…… 135
第４　独占禁止法適用除外の見直し等…… 190
第５　競争評価に関する取組…… 199
第６　入札談合の防止への取組…… 200
第７　独占的状態調査…… 201
第６章　競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備…… 203
第７章　株式取得，合併等に関する業務…… 221
第１　概　説…… 221
第２　独占禁止法第９条の規定による報告・届出…… 221
第３　銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有…… 221
第４　株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等…… 222
第５　主要な事例…… 232
第８章　不公正な取引方法への取組…… 247
第１　概　説…… 247

第２　不当廉売に対する取組……247
第３　優越的地位の濫用に対する取組……248
第９章　下請法に関する業務……253
第１　概　説……253
第２　違反事件の処理……253
第３　下請法の普及・啓発……264
第10章　消費税転嫁対策特別措置法に関する業務……267
第１　概　説……267
第２　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置……267
第３　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置……272
第４　消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発……273
第11章　国際関係業務……275
第１　独占禁止協力協定等……275
第２　競争当局間協議……276
第３　経済連携協定への取組……276
第４　多国間関係……277
第５　海外の競争当局等に対する技術支援……283
第６　海外調査……285
第７　海外への情報発信……285
第12章　広報・広聴等に関する業務……287
第１　広報・広聴……287
第２　政策評価等……290
第13章　景品表示法に関する業務……291
第１　概　説……291
第２　景品表示法違反事件の調査……292
第３　公正競争規約の認定……298
第14章　相談その他の業務……299
第１　独占禁止法及び関係法令に関する相談等……299
第２　事業活動に関する相談状況……299
第３　新型コロナウイルス感染症に係る対応……301

第 1 部

総　　論

公正取引委員会は，令和元年度において，次のような施策に重点を置いて競争政策の運営に積極的に取り組んだ。

1　独占禁止法改正等

平成31年３月12日，一律かつ画一的に算定・賦課されている課徴金制度について，事業者による調査協力を促進し，適切な課徴金を課すことができるものとすることなどにより，不当な取引制限等を一層抑止し，公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るための「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」が第198回通常国会に提出された。同法律案は，令和元年５月30日に衆議院において，同年６月19日に参議院においてそれぞれ可決されて成立し，同月26日に公布された（令和元年法律第45号。以下「令和元年独占禁止法改正法」という。）。この法律は，一部の規定を除き，公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

また，令和元年独占禁止法改正法の改正規定のうち，延滞金の割合の見直しに係る部分の施行に伴い，独占禁止法施行令について所要の改正を行った（令和元年政令第176号。令和元年12月６日公布，令和２年１月１日施行）。加えて，同改正規定のうち，犯則調査権限の整備に係る部分の施行に伴い，「公正取引委員会の犯則事件の調査に関する規則」について，所要の改正を行った（令和元年公正取引委員会規則第５号。令和元年12月26日公布，令和２年１月１日施行）。

2　厳正・的確な法運用

⑴　独占禁止法違反行為の積極的排除

ア　公正取引委員会は，迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下，国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整，中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売など，社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

イ　独占禁止法違反被疑事件として令和元年度に審査を行った事件は99件である。そのうち同年度内に審査を完了したものは81件であった。

ウ　令和元年度においては，13件の法的措置（排除措置命令及び確約計画の認定）を行った（詳細は第２部第２章第２を参照）。これを行為類型別にみると，私的独占が１件，価格カルテルが６件，入札談合が３件，不公正な取引方法が３件となっている（第１図参照）。また，延べ37名に対し総額692億7560万円の課徴金納付命令を行った（第２図参照）。

なお，令和元年度においては，課徴金減免制度に基づき事業者が自らの違反行為に係る事実の報告等を行った件数は73件であった。

＜令和元年度における排除措置命令事件＞	
価格カルテル	○　炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者に対する件 ○　舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対する件 ○　アスファルト合材の製造販売業者に対する件 ○　特定アルミ缶の製造販売業者に対する件 ○　特定スチール缶の製造販売業者に対する件 ○　カルバン錠の販売業者らに対する件
入札談合	○　東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者に対する件 ○　東日本地区に所在する地方公共団体が発注する特定活性炭の販売業者に対する件 ○　近畿地区に所在する地方公共団体が発注する特定粒状活性炭の販売業者に対する件
再販売価格の拘束	○　アップリカ・チルドレンズプロダクツ（同）に対する件 ○　コンビ㈱に対する件

エ　また，令和元年度において，事業者の行為が独占禁止法に違反する疑いがあるものとして確約手続通知を行ったところ，事業者から確約計画の認定申請があり，当該計画が独占禁止法に規定する認定要件のいずれにも適合すると認められたことから当該計画を認定した事案が２件あった。

＜令和元年度における確約計画の認定事案＞	
私的独占（注）	○　日本メジフィジックス㈱に対する件
拘束条件付取引	○　楽天㈱に対する件

（注）行為類型には不公正な取引方法を含む。

オ　加えて，令和元年度においては，調査の過程において，事業者の自発的な措置を踏まえて調査を終了した事案が１件あった。

＜令和元年度における自発的な措置に関する公表事案＞
○　アマゾンジャパン（同）に対する件

第１図　法的措置（注１）件数等の推移

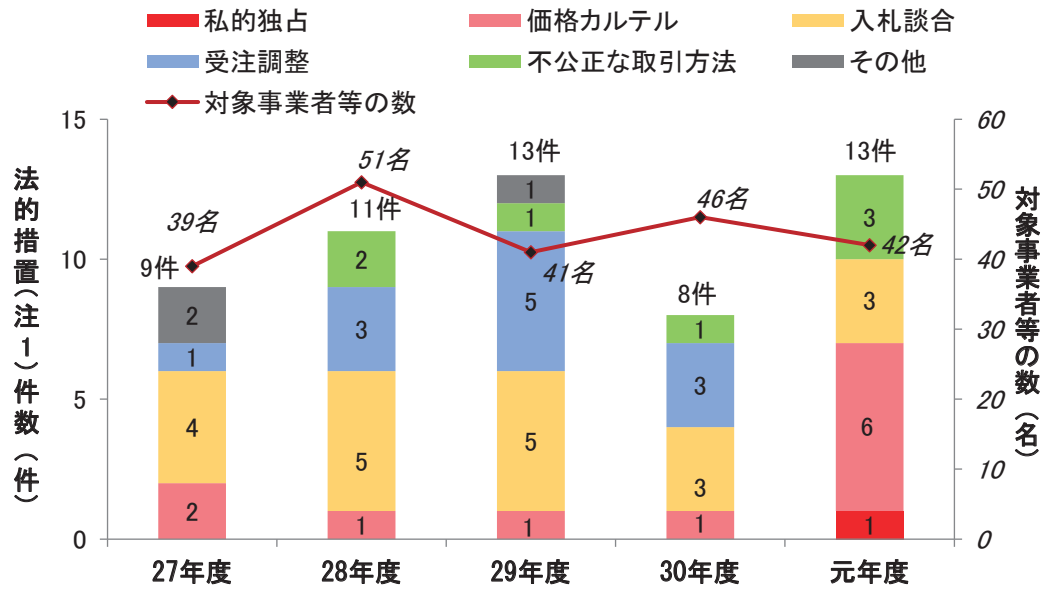

内容（注2）＼年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
私的独占	0	0	0	0	1
価格カルテル（注3）	2	1	1	1	6
入札談合	4	5	5	3	3
受注調整	1	3	5	3	0
不公正な取引方法	0	2	1	1	3
その他（注4）	2	0	1	0	0
合計	9	11	13	8	13

（注１）確約計画の認定を含む。
（注２）私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は，私的独占に分類している。
（注３）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は，価格カルテルに分類している。
（注４）「その他」とは，事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

第２図　課徴金額等の推移

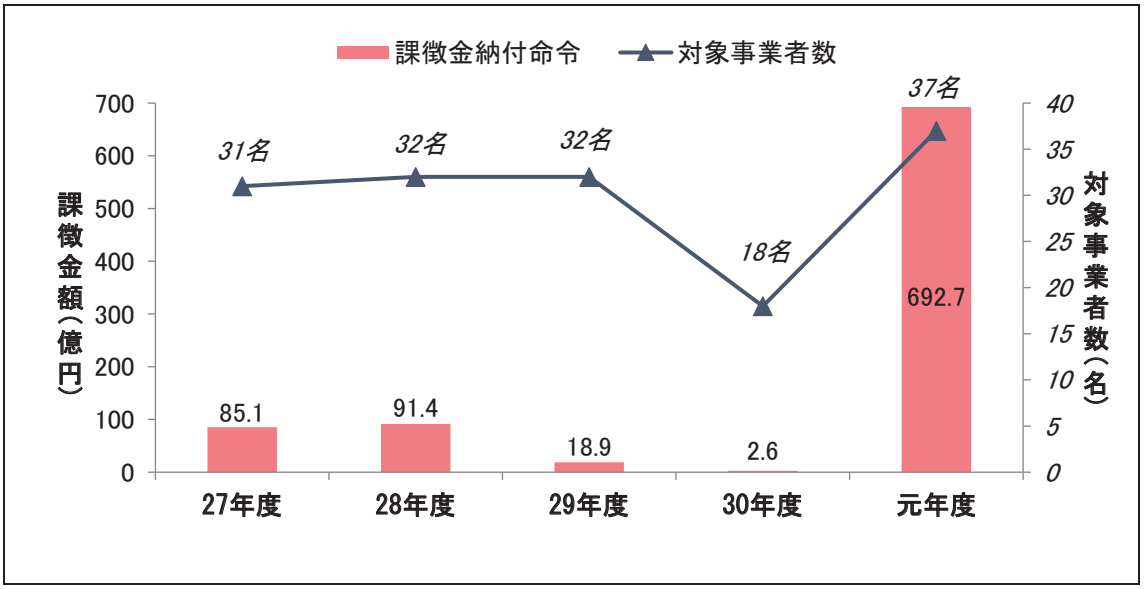

（注）課徴金額については，千万円未満切捨て。

オ　このほか，違反するおそれのある行為に対する警告２件（詳細は第２部第２章第３を参照），違反につながるおそれのある行為に対する注意292件（不当廉売事案について迅速処理による注意を行った235件を含む。）を行うなど，適切かつ迅速な法運用に努めた。

カ　国・地方公共団体等の職員が入札談合に関与する，いわゆる官製談合については，入札談合等関与行為防止法に発注官庁において入札談合等関与行為を排除するための行政上の措置等が規定されているところ，令和元年度においては，東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者による談合事件において，東京都の職員が入札談合等関与行為を行っていた事実が認められたため，公正取引委員会は，同法の規定に基づき，東京都知事に対して改善措置要求を行った（令和元年７月11日）。

キ　令和元年度当初における審判件数は，前年度から繰り越されたもの163件（排除措置命令に係るものが81件，課徴金納付命令に係るものが82件）であった（第３図参照）。令和元年度においては，審判開始を行った事件はなく，平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成25年法律第100号〕をいう。）による改正前の独占禁止法に基づく審決を11件（排除措置命令に係る審決５件，課徴金納付命令に係る審決６件）行った。この結果，令和元年度末における審判件数（令和２年度に繰り越すもの）は152件となった（詳細は第２部第３章を参照）。

第３図　審判件数の推移

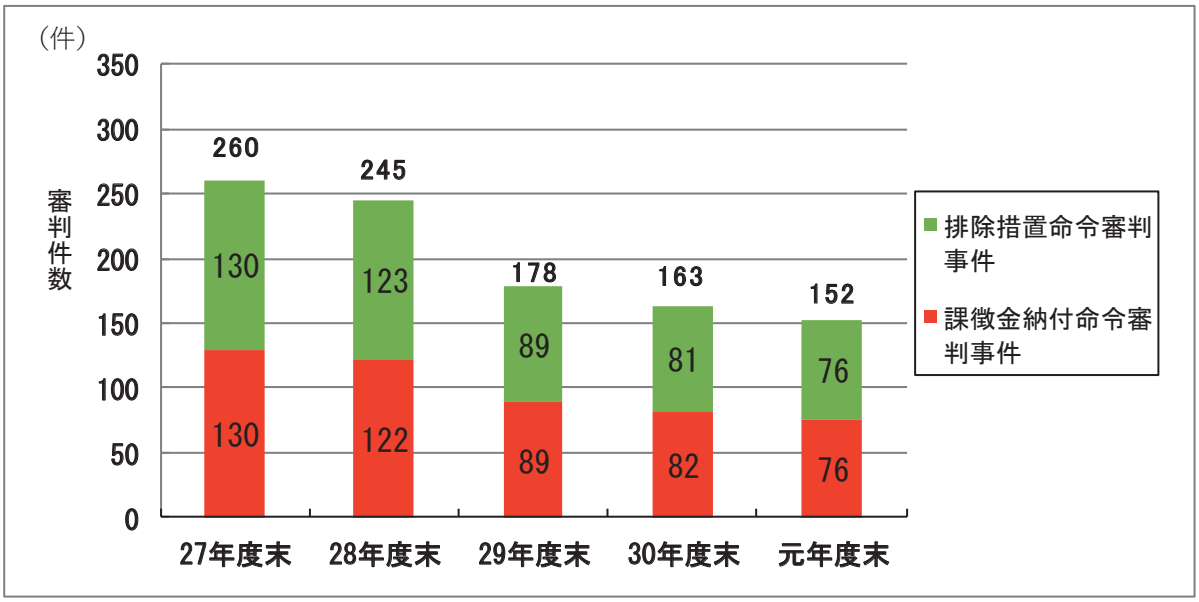

（注）審判件数は，行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

⑵　公正な取引慣行の推進

ア　優越的地位の濫用に対する取組

⑺　公正取引委員会は，以前から，独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する優越的地位の濫用行為が行われないよう監視を行うとともに，独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処している。また，優越的地位の濫用行為に係る審査を効率的かつ効果的に行い，必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し，審査を行っている。

令和元年度においては，優越的地位の濫用事件について，違反のおそれがあるとして１件の警告を行ったほか，優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして29件の注意を行った。

⑴　公正取引委員会は，中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について，実態調査等を実施し，優越的地位の濫用規制の普及・啓発等に活用している。

令和元年度においては，製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査及び警備業務の取引に関する実態調査を実施した。

また，物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため，荷主３万名及び物流事業者４万名を対象とする書面調査を実施した。当該調査の結果，物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた864名の荷主に対して，物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（令和２年３月）。

⑼　公正取引委員会は，過去に優越的地位の濫用規制に対する違反がみられた業種，各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として，業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習会を実施している。

令和元年度においては，荷主・物流事業者向けに９回の講習会を実施した。

(ｴ)　公正取引委員会は，下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ，当委員会事務総局の職員が出向いて，下請法等の内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和元年度においては，「中小事業者のための移動相談会」を全国25か所で実施した。このほか，事業者団体が開催する優越的地位の濫用規制に係る研修会等に職員を講師として17回派遣した。

イ　不当廉売に対する取組

公正取引委員会は，小売業における不当廉売について，迅速に処理を行うとともに，大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案であって，周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについて，周辺の販売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い，問題がみられた事案については，法的措置を採るなど厳正に対処している。

令和元年度においては，酒類，石油製品，家庭用電気製品等の小売業において，不当廉売につながるおそれがあるとして235件（酒類63件，石油製品162件，家庭用電気製品２件，その他８件）の注意を行った。

ウ　下請法違反行為の積極的排除等

(ｱ)　公正取引委員会は，下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくいという下請取引の実態に鑑み，中小企業庁と協力し，親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている。また，中小事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況において，中小事業者の自主的な事業活動が阻害されることのないよう，下請法の迅速かつ効果的な運用により，下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護に努めている。

令和元年度においては，親事業者６万名及びこれらと取引している下請事業者30万名を対象に書面調査を行い，書面調査等の結果，下請法に基づき７件の勧告を行い，8,016件の指導を行った（第４図参照。詳細は第２部第９章第２ 6 を参照）。

＜令和元年度における勧告事件＞

○　食料品の製造販売業における下請代金の減額事件
○　日用品，園芸用品，大工用品等の小売業における不当な経済上の利益の提供要請事件
○　ゴム射出成形機等の製造販売業における下請代金の減額事件
○　自動車部品等の製造業における下請代金の減額事件
○　プラスチック製品の製造業における下請代金の減額事件
○　女性向け既製服等の小売業における下請代金の支払遅延及び減額並びに返品事件
○　食料品等の製造販売業における下請代金の減額事件

第４図　下請法の事件処理件数の推移

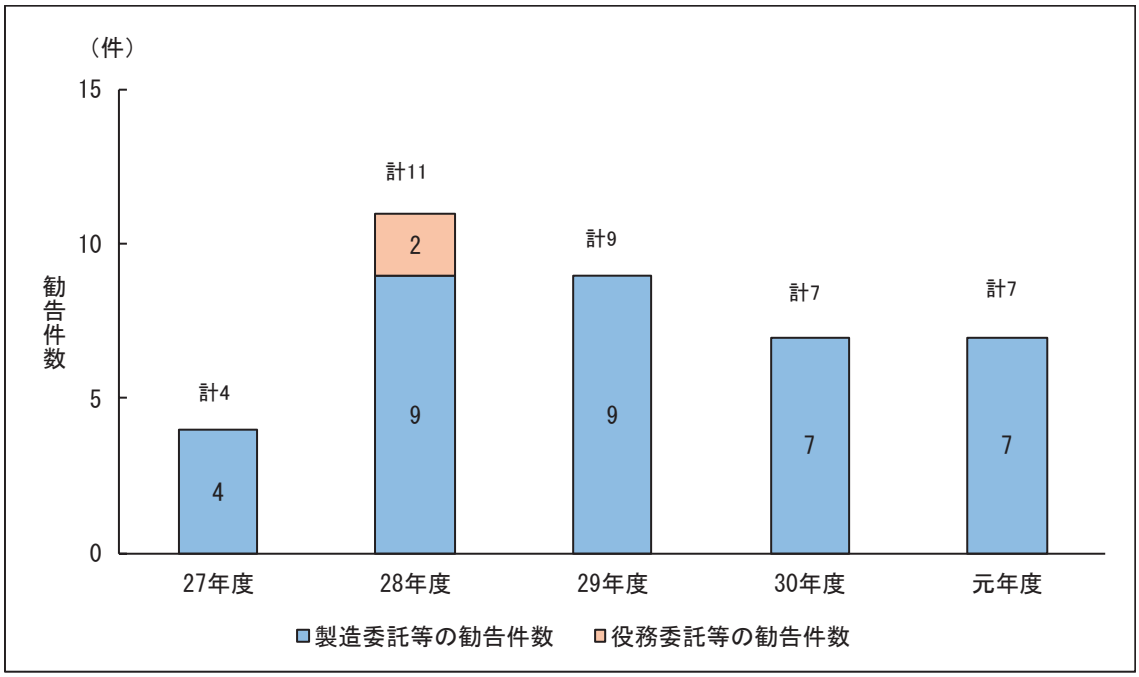

（注１）勧告を行った事件の中には，製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが，本図においては，当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して，件数を計上している。
（注２）このほか，勧告に相当するような自発的な申出事案もある。

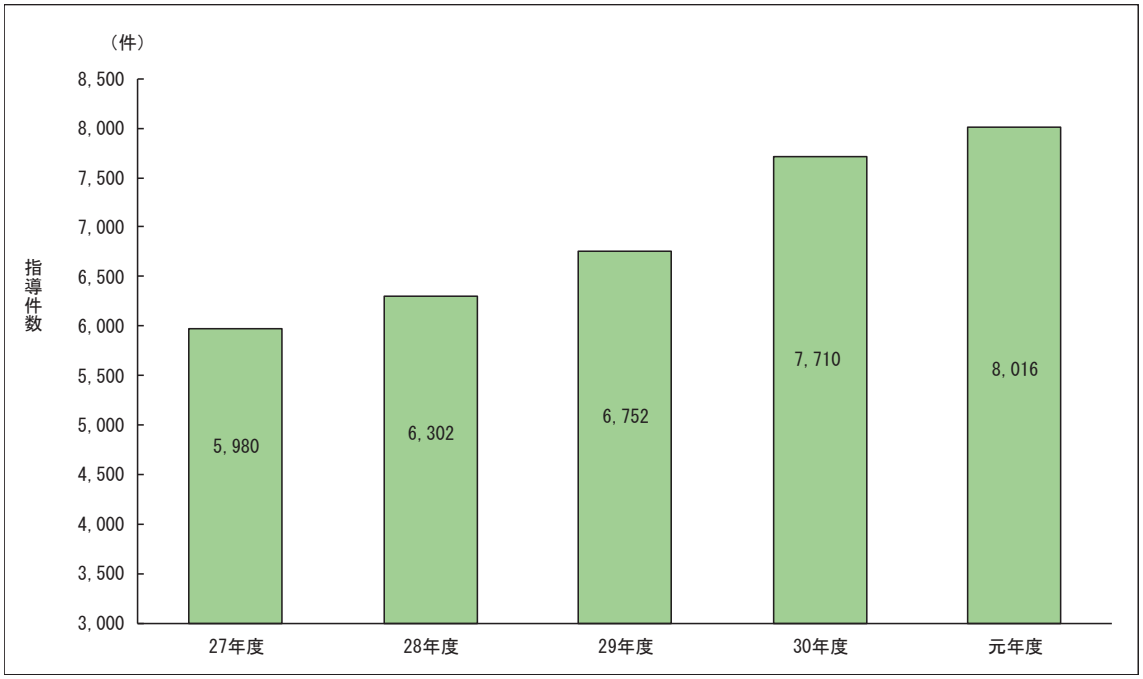

⑷　令和元年度においては，下請事業者が被った不利益について，親事業者268名から，下請事業者7,469名に対し，下請代金の減額分の返還等，総額27億7651万円相当の原状回復が行われた（第５図参照）。このうち，主なものとしては，①下請代金の減額事件において，親事業者は総額17億6191万円を下請事業者に返還し，②返

品事件において，親事業者は下請事業者から総額６億6438万円相当の商品を引き取り，③下請代金の支払遅延事件において，親事業者は遅延利息等として総額３億2026万円を下請事業者に支払い，④不当な経済上の利益の提供要請事件において，親事業者は総額2556万円の利益提供分を下請事業者に返還した。

第５図　原状回復の状況

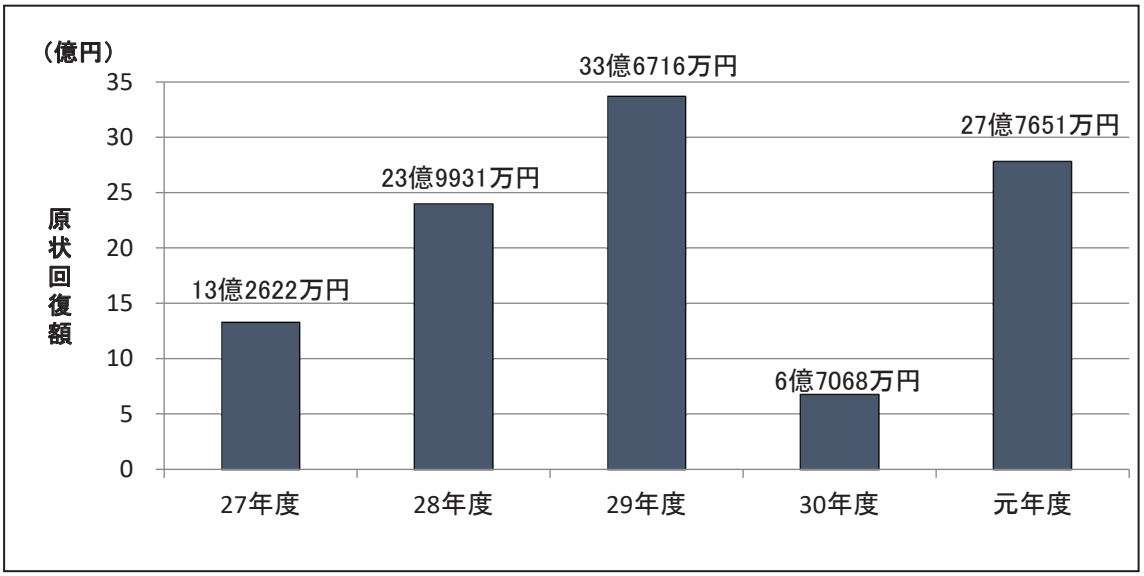

(ｳ)　公正取引委員会は，親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み，当委員会が調査に着手する前に，違反行為を自発的に申し出，かつ，自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については，親事業者の法令遵守を促す観点から，下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし，この旨を公表している（平成20年12月17日公表）。

令和元年度においては，前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は78件であった。また，同年度に処理した自発的な申出は46件であった。

(ｴ)　公正取引委員会は，下請代金の支払遅延，下請代金の減額，買いたたき等の行為が行われることのないよう，令和元年11月15日，約20万名の親事業者及び約1,100の関係事業者団体に対し，下請法の遵守の徹底等について，公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書をもって要請を行った。

エ　消費税転嫁対策に関する取組

(ｱ)　公正取引委員会は，様々な情報収集活動によって把握した消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）に関する情報を踏まえ，立入検査等の調査を積極的に実施している。これらの調査の結果，転嫁拒否行為が認められた事業者に対しては，転嫁拒否行為に係る不利益の回復等の必要な改善指導を迅速に行っている。

令和元年度においては，同年10月１日の消費税率の引上げに際し，転嫁拒否行為

に関する情報収集及び転嫁拒否行為の未然防止の観点から，同年５月，中小企業庁と合同で，中小企業・小規模事業者等（売手側。約30万名）に対する書面調査を実施するとともに，同月，大規模小売事業者・大企業等（買手側。約８万名）に対し，消費税転嫁対策特別措置法第15条第１項に基づく報告義務を課した書面調査を独自に実施した。

令和元年10月の消費税率引上げ後は，消費税率８％から10％への引上げに係る転嫁拒否行為に関する情報を収集するため，同月以降，中小企業庁と合同で，中小企業・小規模事業者等（約280万名）及び個人事業者（約340万名）に対する悉皆的（しっかいてき）な書面調査を実施した。書面調査等の結果，消費税転嫁対策特別措置法に基づき勧告を行ったものは６件，指導を行ったものは743件であった。

(ｲ) 公正取引委員会は，転嫁拒否行為に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を設置し，令和元年度においては，2,102件の相談に対応した。また，事業者にとって，より一層相談しやすい環境を整備するため，令和元年度においては，全都道府県において85回の移動相談会を実施した。

(ｳ) 公正取引委員会は，転嫁拒否行為を受けた事業者にとって，自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから，転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受身的に待つだけではなく，前記のとおり，中小企業庁と合同で書面調査を実施し，転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行った。また，様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため，令和元年度においては，1,648名の事業者及び559の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

(ｴ) 公正取引委員会は，令和元年度においては，消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為８件の届出を受け付けたほか，事業者又は事業者団体からの届出書の記載方法等に関する相談に対応した。

(ｵ) 公正取引委員会は，消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため，事業者及び事業者団体を対象として，当委員会主催の説明会を実施している。

令和元年度においては，全都道府県において74回の説明会を実施した。また，商工会議所，商工会，事業者団体等が開催する説明会等に公正取引委員会事務総局の職員を講師として59回派遣した。

⑶ 企業結合審査の充実

独占禁止法は，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる会社の株式取得・所有，合併等を禁止している。公正取引委員会は，我が国における競争的な市場構造が確保されるよう，迅速かつ的確な企業結合審査に努めている。個別事案の審査に当たっては，必要に応じ，経済分析を積極的に活用している。

令和元年度においては，独占禁止法第９条から第16条までの規定に基づく企業結合審査に関する業務として，銀行又は保険会社の議決権取得・保有について７件の認可を行い，持株会社等について112件の報告，会社の株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等について310件の届出をそれぞれ受理し，必要な審査を行った。

＜令和元年度における主な企業結合事案＞
○　エムスリー㈱による㈱日本アルトマークの株式取得

3　競争環境の整備

⑴　「取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション」等の公表

近年，ＩＣＴやデータを活用して第三者に多種多様なサービスの「場」を提供するデジタル・プラットフォーマーは，革新的なビジネス等を生み出し続けるイノベーションの担い手になっており，その恩恵は事業者の市場アクセスや消費者の便益向上につながるなど，我が国の経済や社会にとって，重要な存在となっている。

一方，複数の利用者層が存在する多面市場を担うデジタル・プラットフォーマーを巡っては，ネットワーク効果，低廉な限界費用，規模の経済等の特性を通じて拡大し，独占化・寡占化が進みやすいと指摘されており，公正かつ自由な競争を活発に行うことができる環境を整えることが必要である。

こうした中，令和元年度においても，平成30年６月に閣議決定された「未来投資戦略2018」を踏まえて公正取引委員会，経済産業省及び総務省が立ち上げた「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」において引き続き議論がなされ，「取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション」及び「データの移転・開放等の在り方に関するオプション」が取りまとめられ，令和元年５月21日に公表された（詳細は第２部第５章第１ 1 を参照）。

⑵　「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の策定

公正取引委員会は，デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用規制の考え方を明確化することにより，法運用の透明性を一層確保し，デジタル・プラットフォーム事業者の予見可能性を向上させるため，「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定し，令和元年12月17日に公表した（詳細は第２部第５章第２ 2 を参照）。

⑶　「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」の改定

公正取引委員会は，企業結合審査における独占禁止法の適用の考え方を示すものとして「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年５月31日公表。以下「企業結合ガイドライン」という。）を策定し，また，企業結合計画に係る審査の手続を明らかにするものとして「企業結合審査の手続に関する対応方針」（平成23年６月14日公表。以下「企業結合手続対応方針」という。）を策定している。

近年，デジタル分野の企業結合案件に的確に対応する必要性が高まってきていること

等から，成長戦略実行計画（令和元年６月21日閣議決定）等を踏まえ，企業結合ガイドライン及び企業結合手続対応方針を改定し，令和元年12月17日に公表した（詳細は第２部第５章第２ 3 を参照）。

⑷ 「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」及び「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」の改定

独占禁止法第11条は，銀行又は保険会社が他の国内の会社の議決権を５％（保険会社の場合は10％。以下同じ。）を超えて取得し，又は保有（以下「保有等」という。）することを原則として禁止しているが，あらかじめ同条に基づく公正取引委員会の認可を受けた場合等は，５％を超えて保有等することができるとしている。公正取引委員会は，平成14年11月に「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（以下「11条ガイドライン」という。）及び「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」（以下「債務の株式化ガイドライン」という。）を公表し，認可に係る考え方を明らかにしている。

今般，規制改革実施計画（令和元年６月21日閣議決定）を踏まえ，銀行の事業再生会社の議決権保有に係る認可に関して，11条ガイドライン及び債務の株式化ガイドラインを改定し，令和元年10月15日に公表した（詳細は第２部第５章第２ 4 を参照）。

⑸ 「適正な電力取引についての指針」の改定

公正取引委員会は，通商産業省（現経済産業省）と共同して，電力市場における公正かつ有効な競争の観点から，独占禁止法上又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を平成11年12月に作成・公表している。

令和元年７月に旧一般電気事業者等が保有するベースロード電源を投入し，新電力が年間固定価格で電気を調達するベースロード市場が創設されること等に伴い，同年５月30日に本指針を改定した（詳細は第２部第５章第２ 5 を参照）。

⑹ フリーランス等の人材分野に係る独占禁止法上の考え方

公正取引委員会は，競争政策研究センター（ＣＰＲＣ）において「人材と競争政策に関する検討会」を開催し，個人が個人として働きやすい環境を実現するために，人材の獲得を巡る競争に対する独占禁止法の適用関係及び適用の考え方を理論的に整理するための検討を行い，平成30年２月15日，「人材と競争政策に関する検討会」報告書を公表した。

公正取引委員会では，令和元年度においても，同報告書を踏まえ，人材分野に係る独占禁止法上の考え方についての関係各方面に対する周知，様々な分野における競争制限的な行為や慣行の実態把握等を行うとともに，必要に応じて個別分野に即した具体的な考え方（スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方及び芸能分野において独占禁止法上問題となり得る行為の想定例）を整理し，公表した（詳細は第２部第５章第２ 6 を参照）。

⑺　デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査（オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引）

公正取引委員会は，平成30年12月18日に公正取引委員会，経済産業省及び総務省が策定した「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」において，「透明性及び公正性を実現するための出発点として，大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める」とされていることも踏まえ，まずは特に問題点の指摘が多いオンラインモール及びアプリストアにおける取引に係る独占禁止法・競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等の有無を明らかにするため，本実態調査を実施し，令和元年10月31日，「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査報告書（オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引）」を取りまとめ，公表した（詳細は第２部第５章第３ 1 を参照）。

⑻　デジタル広告の取引実態に関する中間報告

公正取引委員会は，前記のオンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引に関する実態調査に続き，デジタル・プラットフォーム事業者の取引実態の把握に努めるため，デジタル広告分野についての実態調査を行うこととし，同分野に関し，事業者向けアンケート調査並びに検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）等の利用者向け（消費者向け）アンケート調査を実施し，令和２年４月28日，「デジタル広告の取引実態に関する中間報告書」を取りまとめ，公表した（詳細は第２部第５章第３ 2 を参照）。

⑼　小売全面自由化後の都市ガス事業分野における実態調査

都市ガス事業分野については，平成29年４月の小売全面自由化により，一定の保安基準等を満たし，経済産業大臣による登録を受けたガス小売事業者であれば，本業の業種や地域にかかわらず自由に新規参入することが可能となった。

公正取引委員会は，小売全面自由化後の都市ガス小売分野の競争状況を把握するとともに，都市ガス小売分野への新規参入やガス小売事業者間の公正かつ有効な競争を確保する観点から，都市ガス事業分野全般にわたって制度や取引慣行についての課題を把握するため，本実態調査を実施し，令和元年６月28日，「小売全面自由化後の都市ガス事業分野における実態調査報告書」を取りまとめ，公表した（詳細は第２部第５章第３ 3 を参照）。

⑽　飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査

近年，我が国における外食産業の市場規模は拡大傾向にあり，インターネットやスマートフォンの普及により，消費者の行動様式や飲食店の営業活動も変化してきている。その中で，飲食店ポータルサイトは，消費者と飲食店をつなぐプラットフォームとして機能しており，我々の社会生活に強い影響力を持ち，その影響力は拡大している。

公正取引委員会では，経済のデジタル化の進展に対応して，デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境の整備に力を注いでおり，飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査を実施し，令和２年３月18日，「飲食店ポータルサイトに関する取引実態調

査報告書」を取りまとめ，公表した（詳細は第２部第５章第３ 4 を参照）。

⑾　フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題について

近年，銀行等を中心にサービスが提供されてきた金融分野において，フィンテックを活用する事業者が参入し，新たな金融サービスを提供する事例がみられる。公正取引委員会は，家計簿サービス等及びＱＲコード等を用いたキャッシュレス決済について，競争政策上の課題を把握するため実態調査を実施するとともに，新規参入を促進し，公正かつ自由な競争を活発に行うことができる環境を整備する観点から，独占禁止法上及び競争政策上の論点整理を行い，令和２年４月21日，「家計簿サービス等に関する実態調査報告書」及び「ＱＲコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書」を取りまとめ，公表した（詳細は第２部第５章第３ 5 及び 6 を参照）。

⑿　競争評価に関する取組

平成19年10月以降，各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする場合，原則として，規制の事前評価の実施が義務付けられ，規制の事前評価において，競争状況への影響の把握・分析（以下「競争評価」という。）についても行うこととされ，平成22年４月から試行的に実施されてきた。平成29年７月28日，「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され，同年10月１日に施行されたことに伴い，競争評価が同日から本格的に実施されることとなった。規制の事前評価における競争評価において，各府省は，競争評価チェックリストを作成し，規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し，総務省は，受領した競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付することとされている。

公正取引委員会は，令和元年度においては，総務省から競争評価チェックリストを141件受領し，その内容を精査した。また，各府省における競争評価のより適切な実施の促進を目的として，競争評価の手法の改善等を検討するため，経済学や規制の政策評価の知見を有する有識者による競争評価検討会議を令和元年度において３回開催した（詳細は第２部第５章第５を参照）。

⒀　入札談合の防止への取組

公正取引委員会は，入札談合の防止を徹底するためには，発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から，地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに，国，地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。

令和元年度においては，研修会を全国で32回開催するとともに，国，地方公共団体等に対して304件の講師の派遣を行った（詳細は第２部第５章第６を参照）。

4　競争政策の運営基盤の強化

⑴　競争政策に関する理論的・実証的な基盤の整備

競争政策研究センターは，平成15年６月の発足以降，独占禁止法等の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するための活動を展開し

ている。令和元年度においては，国際シンポジウムを２回開催したほか，業務提携に関する検討会を開催した。

○　「業務提携に関する検討会」

我が国は，近年，デジタルエコノミーやＩｏＴ（Internet of Things：モノのインターネット）化の進展，急速な高齢化や人口減少・労働力減少，市場縮小といった大きな社会経済環境の変化に直面している。こうした環境の変化に対応するため，各事業者は，事業効率化やイノベーション達成といった様々な課題に取り組んでおり，その際，迅速な事業遂行やコスト低減といった利点から，事業戦略上の手法の一つとして「業務提携」が広く活用されている。

こうした状況に鑑み，公正取引委員会は，競争政策研究センター（ＣＰＲＣ）において，業務提携に関する既存の考え方や現行の運用実務について整理し，また，現下の社会経済環境の変化を踏まえた新しい課題を含め，新たな関連諸課題等に係る有識者の知見に基づき，業務提携に関する独占禁止法上の考え方に関して分析・研究を行い，令和元年７月10日，「業務提携に関する検討会」報告書を公表した（詳細は第２部第６章 3 を参照）。

⑵　経済のグローバル化への対応

近年，複数の国・地域の競争法に抵触する事案，複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど，競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ，公正取引委員会は，二国間独占禁止協力協定，経済連携協定等に基づき，関係国の競争当局と連携して執行活動を行うなど，外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

また，公正取引委員会は，国際競争ネットワーク（ＩＣＮ），経済協力開発機構（ＯＥＣＤ），アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ），国連貿易開発会議（ＵＮＣＴＡＤ），東アジア競争政策トップ会合（ＥＡＴＯＰ）等といった多国間会議にも積極的に参加している。

さらに，開発途上国において，既存の競争法制を強化する動きや，新たに競争法制を導入する動きが活発になっていることを受け，公正取引委員会は，これら諸国の競争当局等に対し，当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。

このほか，我が国の競争政策の状況を広く海外に発信することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため，英文ウェブサイトに掲載する報道発表資料の一層の充実，海外の弁護士会等が主催するセミナー等へのスピーカーの派遣等を行っている。

令和元年度においては，主に以下の事項に取り組んだ。

ア　競争当局間における連携強化

公正取引委員会は，二国間独占禁止協力協定等に基づき，関係国の競争当局に対し執行活動等に関する通報を行うなど，外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。令和元年度においては，中国の競争当局である中国国家市場監督管理総局との間で，令和元年５月27日に「日本国公正取引委員会と中華人民共和国国家市場監督管理

総局との間の独占禁止協力に関する覚書」が署名された（詳細は第２部第11章第１参照）。

イ　競争当局間協議

公正取引委員会は，我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局等との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている（詳細は第２部第11章第２参照）。

ウ　経済連携協定への取組

我が国は，中国・韓国及びトルコとの間で経済連携協定等の締結交渉を行い，また，東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ：Regional Comprehensive Economic Partnership）の締結交渉を行ってきた。

公正取引委員会は，経済連携協定等において競争政策を重要な要素と位置付け，競争分野における協力枠組みに係る条項等を盛り込む方向で交渉に参加している（詳細は第２部第11章第３を参照）。

エ　多国間会議への参加

国際競争ネットワーク（ＩＣＮ）においては，その設立以来，ＩＣＮの活動全体を管理する運営委員会のメンバーを公正取引委員会委員長が務めている。また，当委員会は，平成 23 年５月から平成 26 年４月までカルテル作業部会の共同議長を，平成 26 年４月から平成 29 年５月まで同作業部会サブグループ（ＳＧ１）の共同議長を，平成 29 年５月から令和２年５月まで企業結合作業部会の共同議長を務め，令和２年５月からは単独行為作業部会の共同議長を務めている。そのほか，当委員会主導の下で設立された「（カルテル執行に係る）非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」及び「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」を運用するなど各作業部会の取組に積極的に参画している。

また，公正取引委員会は，経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）に設けられている競争委員会の各会合に参加し，ラウンドテーブルにおいて我が国の経験を紹介するなどして，議論への貢献を行っているほか，モンゴルにおいて東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスを共催した。

さらに，令和元年のＧ７サミットの議長国であるフランス政府から，「競争とデジタル経済」をＧ７サミットにおいて取り扱うテーマの１つとすることが提案された。公正取引委員会を含むＧ７各国の競争当局は，デジタル経済により生じる競争上の課題に関する共通理解を取りまとめるようフランス政府より要請されたところ，継続的に議論を行い，同年６月，「競争とデジタル経済」に関するＧ７競争当局の共通理解について合意し，同年７月，本共通理解を各当局が公表した（詳細は第２部第11章第４を参照）。

オ　技術支援

公正取引委員会は，東アジア地域等の開発途上国の競争当局等に対し，当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等の競争法・政策分野における技術支援活動を行っ

ている。令和元年度においては，独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）の枠組みを通じて，ベトナム，モンゴル，インドネシア及びケニアに対して技術支援を行ったほか，競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局等の職員を我が国に招へいし，競争法・政策に関する研修を実施した。

また，日・ＡＳＥＡＮ統合基金（ＪＡＩＦ）を活用した技術支援として，フィリピンにおいて開催された現地ワークショップに当委員会事務総局の職員及び学識経験者を派遣するなどした（詳細は第２部第11章第５を参照）。

⑶　競争政策の普及啓発に関する広報・広聴活動

競争政策に関する意見・要望等を聴取して施策の実施の参考とし，併せて競争政策への理解の促進に資するため，独占禁止政策協力委員から意見聴取を行った。

また，経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため，公正取引委員会が広く有識者と意見を交換し，併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として，独占禁止懇話会を開催しており，令和元年度においては，３回開催した。

さらに，公正取引委員会委員等と各地の有識者との懇談会を全国８都市において，また，地方事務所長等の当委員会事務総局の職員と各地区の有識者との懇談会を全国各地区において，弁護士会との懇談会等を全国10都市において，それぞれ開催した。

前記以外の活動として，本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため，「一日公正取引委員会」を開催するとともに，一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動を紹介する「消費者セミナー」を開催した。

加えて，中学校，高等学校及び大学（短期大学等を含む。）に職員を講師として派遣し，経済活動における競争の役割等について授業を行う独占禁止法教室（出前授業）の開催など，学校教育等を通じた競争政策の普及啓発に努めた（詳細は第２部第12章第１を参照）。

＜令和元年度における主な取組＞

○　独占禁止政策協力委員150名に対する意見聴取の実施
○　独占禁止懇話会の開催（３回）
○　地方有識者との懇談会の開催（北海道函館市，山形市，川崎市，富山市，大阪市，鳥取市，松山市及び福岡市）
○　その他の地方有識者との懇談会の開催（80回）
○　弁護士会との懇談会等の開催（10回）
○　一日公正取引委員会の開催（北海道函館市，青森県八戸市，前橋市，岐阜県大垣市，和歌山市，岡山市，徳島市及び大分市）
○　消費者セミナーの開催（82回）
○　独占禁止法教室の開催（中学生向け57回，高校生向け56回，大学生等向け120回）

5　その他の業務（新型コロナウイルス感染症に係る対応）

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴って，企業等の活動に様々な影響が出ており，また，関連物資の供給に関しても影響が出ている。

公正取引委員会は，独占禁止法等を運用する立場から，こうした事態を踏まえ次の取組を行った。

⑴　新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して，取引上の適切な配慮を行うよう，公正取引委員会委員長，経済産業大臣及び厚生労働大臣の連名の文書で関係団体を通じ，要請を行った（令和２年３月10日公表）。

⑵　新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク等の抱き合わせ販売に係る要請について

マスク等の衛生用品の供給不足を背景に，マスクに他の商品を抱き合わせて販売していた一部の販売事業者が所属する関係業界団体に対して，商品の供給が不足しており，当該商品に代わる商品が存在しない状況の下で行われる抱き合わせ販売は，独占禁止法が禁止する不公正な取引方法（抱き合わせ販売等）につながるおそれがあることから，今後，同様の行為を行わないよう会員企業へ周知することを要請した（令和２年２月27日公表）。

⑶　新型コロナウイルス感染症への対応のための取組に係る独占禁止法に関するＱ＆Ａの公表

事業者等による新型コロナウイルス感染症への対応のための取組について独占禁止法上の考え方を紹介するため，「新型コロナウイルス感染症への対応のための取組に係る独占禁止法に関するＱ＆Ａ」を公表した（令和２年４月23日公表）。

同Ｑ＆Ａでは，新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中でマスクのような商品について，小売業者が不当な高価格を設定しないよう期間を限定して，メーカー等が小売業者に対して一定の価格以下で販売するよう指示する行為は，通常，当該商品の購入に関して消費者の利益となり，正当な理由があると認められるので，独占禁止法上問題とはならない旨を明らかにしている。

⑷　新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引Ｑ＆Ａの公表

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関して，公正取引委員会及び中小企業庁の連名で，下請法等に係るＱ＆Ａを公表した（令和２年５月13日公表）。

⑸　新型コロナウイルス感染症に関連する事業者等の取組に対する公正取引委員会の対応についての公表

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴って，企業等の活動に様々な影響

が出ており，また，関連物資の供給に関しても影響が出ていることを踏まえ，公正取引委員会は，独占禁止法等を運用する立場からの対応について取りまとめ公表した（令和２年４月28日公表）。

この中では，物資の円滑な供給等に関して同業者が共同して行う取組への対応について，供給量が不足している物資の円滑・公正な流通を確保するためには，同業者で協力し合って対応に当たることが必要となる場面も想定され，今回のような事態下において，このような物資の不足を回避するために行われる必要かつ一時的な行為は独占禁止法上問題となるものではないと考えている旨を明らかにするなど，新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際して行われる事業者等の取組について公正取引委員会の対応を明らかにしている。

また，前記⑴及び⑵に限らず，新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う需要減少等を理由として，中小・下請事業者に不当に不利益をもたらす行為や，需給のひっ迫に便乗した価格カルテル等の消費者の利益を損なう行為に対しては厳正に対処していく旨も併せて明らかにしている。

第 2 部

各　　論

第１章　独占禁止法制等の動き

第１　独占禁止法の改正等

１　改正の経緯

独占禁止法における課徴金制度は，違反行為者に対して金銭的不利益処分を課すことによって違反行為を抑止するための行政上の措置として，昭和52年に導入された後，約40年が経過し，その間，数次の改正が行われてきた。しかし，近年，事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化は一層進展しており，硬直的な現行課徴金制度では事業活動の実態を反映せず適正に対応できていない場面も生じているため，経済・社会環境の不断の変化にも対応できる制度の在り方について検討する必要性が高まってきた。公正取引委員会は，このような認識の下，平成28年２月以降，課徴金制度の在り方について専門的見地から検討を行うことを目的として，各界の有識者からなる「独占禁止法研究会」を開催し，平成29年４月25日に「独占禁止法研究会報告書」を公表した。

同報告書の提言等を踏まえ，平成31年３月12日，一律かつ画一的に算定・賦課されている課徴金制度について，事業者による調査協力を促進し，適切な課徴金を課すことができるものとすることなどにより，不当な取引制限等を一層抑止し，公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るための「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」が第198回通常国会に提出された。

同法律案は，令和元年５月30日に衆議院において，同年６月19日に参議院においてそれぞれ可決されて成立し，同月26日に公布された（令和元年法律第45号。以下「令和元年独占禁止法改正法」という。）。この法律は，一部の規定を除き，公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

２　改正法の内容

⑴　課徴金適用対象等の見直し

ア　納付を命ずる課徴金の額の計算において次に掲げる額等を算定基礎に追加することとした。

(ｱ)　違反事業者から指示又は情報を得てそれらに従って商品又は役務を供給又は購入した完全子会社等の売上額等

(ｲ)　違反行為の対象となる商品又は役務に密接に関連する業務の対価の額に相当する額

(ｳ)　違反行為の対象となる商品又は役務を供給しないこと又は購入しないことに関して得た財産上の利益に相当する額

イ　違反行為が公正取引委員会による調査等の日の10年前の日前から行われているときは，違反事業者の実行期間又は違反行為期間の始期を同日とすることとした。

ウ　納付を命ずる課徴金の額の計算において違反事業者から算定基礎となるべき事実に

係る事実の報告又は資料の提出が行われず算定基礎となるべき事実を把握することができない算定期間については，当該事業者や他の違反事業者等から入手した資料等に基づき算定基礎額を推計することができることとした。

⑵　課徴金算定率等の見直し

ア　不当な取引制限等を行った事業者に対して課徴金の納付を命ずる場合において，当該行為が卸売業又は小売業に係るものである場合に適用する，納付を命ずる課徴金の額の計算に係る売上額等に乗ずる率（以下「算定率」という。）に係る規定を廃止することとした。

イ　不当な取引制限を行った事業者に対して課徴金の納付を命ずる場合において，当該事業者が調査開始日の１月前の日までに当該違反行為をやめた者（実行期間が２年未満である場合に限る。）であるときに適用する算定率に係る規定を廃止することとした。

ウ　不当な取引制限を行った規模の小さい事業者に対する算定率の適用においては，当該事業者の子会社等が規模の小さい事業者に該当しない場合を除くこととした。

エ　調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合に適用される算定率について，次の規定を整備することとした。

⑺　当該算定率の適用は，当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合であって，当該納付命令等の日以後において当該違反行為をしていた者に限ること。

⑴　調査開始日から遡り10年以内にその完全子会社が課徴金納付命令等を受けたことがある場合において，違反行為を行った者に対して適用すること。

⑵　調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け，又は承継した場合において，違反行為を行った者に対して適用すること。

オ　他の事業者に対し違反行為をすること等を要求等した場合に適用される算定率を，次の行為をした者に対して適用することとした。

⑺　他の事業者に対し公正取引委員会の調査の際に，当該違反行為に係る算定基礎となるべき事実に係る資料を隠蔽し，又は仮装すること等を要求等すること。

⑴　当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出又は後記⑶ウによる協議の申出を行わないことを要求等すること。

⑶　課徴金減免制度の見直し

ア　公正取引委員会の調査開始日前に，公正取引委員会規則で定めるところにより，単独で，当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った課徴金納付命令対象事業者（不当な取引制限を行った者に限る。以下同じ。）が次に掲げる要件のうち⑺及び⑴

に該当するときは減算前の課徴金の額（以下「減算前課徴金額」という。）に100分の20を乗じて得た額を，(イ)及び(ホ)又は(ハ)及び(ホ)に該当するときは減算前課徴金額に100分の10を乗じて得た額を，(ニ)及び(ホ)に該当するときは減算前課徴金額に100分の５を乗じて得た額を，それぞれ当該減算前課徴金額から減額することとした。

(イ)　２番目に当該事実の報告等を行った者であること。

(ロ)　３番目に当該事実の報告等を行った者であること。

(ハ)　４番目又は５番目に当該事実の報告等（既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。(ニ)並びに後記イ(イ)及び(ロ)において同じ。）を行った者であること。

(ニ)　６番目以降に当該事実の報告等を行った者であること。

(ホ)　公正取引委員会の調査開始日以後，違反行為をしていない者であること。

イ　公正取引委員会の調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに，公正取引委員会規則で定めるところにより，単独で，当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った課徴金納付命令対象事業者が，次に掲げる要件のうち(イ)及び(ハ)に該当するときは減算前課徴金額に100分の10を乗じて得た額を，(ロ)及び(ハ)に該当するときは減算前課徴金額に100分の５を乗じて得た額を，それぞれ当該減算前課徴金額から減額することとした。

(イ)　公正取引委員会の調査開始日前に当該事実の報告等を最初に行った者，前記(イ)に該当する課徴金納付命令対象事業者及び公正取引委員会の調査開始日以後に当該事実の報告等を行った者の数の合計が５に満たず，かつ，公正取引委員会の調査開始日以後に当該事実の報告等を行った者の数の合計が３以下である場合において当該事実の報告等を行った者であること。

(ロ)　当該事実の報告等を行った者（(イ)に該当する者を除く。）であること。

(ハ)　事実の報告等を行った日以後，違反行為をしていない者であること。

ウ　公正取引委員会は，前記ア又はイによる事実の報告等を行った事業者（以下「報告等事業者」という。）から協議の申出があったときは，報告等事業者との間で協議を行うものとし，前記ア又はイによる事実の報告等により得られ，並びに次の(イ)から(ハ)までに掲げる行為により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して，公正取引委員会規則で定めるところにより，報告等事業者との間で，報告等事業者が次の(イ)から(ハ)までに掲げる行為をし，かつ，公正取引委員会が次の(ニ)に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができることとした。

(イ)　当該協議において，公正取引委員会に対し，報告又は提出の申出を行った事実又は資料を当該合意後直ちに報告又は提出すること。

(ロ)　前記ア若しくはイによる事実の報告等又は(イ)に掲げる行為により得られた事実又は資料に関し，公正取引委員会の求めに応じ，事実の報告，資料の提出，公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査（以下「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。

(ｶ)　公正取引委員会による調査により判明した事実に関し，公正取引委員会の求めに応じ，事実の報告，資料の提出，検査の承諾その他の行為を行うこと。

(ﾆ)　上限割合（前記ア(ｱ)から(ﾆ)までに該当する事業者については100分の40以下，前記イ(ｱ)及び(ｲ)に該当する事業者については100分の20以下の割合をいう。以下同じ。）の範囲内において，減算前課徴金額を減ずべき割合として定めた特定の割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額を，当該減算前課徴金額から減額すること。

エ　公正取引委員会は，協議において報告等事業者から説明された前記ウ(ｱ)から(ｶ)までにより得られる事実又は資料が事件の真相の迅速な解明に必要であることに加えて，報告等事業者が合意後に新たな事実又は資料であって公正取引委員会規則で定める事項に係る事実に係るものを把握する蓋然性が高いと認められる場合において，その提出等に一定の期間を要する事情があると認めるときは，報告等事業者に対し，当該協議において，報告等事業者が次の(ｱ)及び(ｲ)に掲げる行為をすることを当該合意の内容に含めるとともに，公正取引委員会が前記ウ(ﾆ)に掲げる行為をすることに代えて次の(ｶ)に掲げる行為をすることを当該合意の内容とするよう求めることができることとした。

(ｱ)　当該合意後，当該新たな事実又は資料を把握したときは，当該新たな事実又は資料の報告又は提出を公正取引委員会に直ちに行うこと。

(ｲ)　(ｱ)により得られた事実又は資料に関し，公正取引委員会の求めに応じ，事実の報告，資料の提出，検査の承諾その他の行為を行うこと。

(ｶ)　減算前課徴金額に，特定割合を下限とし，特定割合に報告等事業者が(ｱ)及び(ｲ)に掲げる行為をすることに対し減算前課徴金額を更に減ずることができる割合として当該合意で定める割合を加算した割合（上限割合以下の割合に限る。）を上限とする範囲内で，公正取引委員会が当該行為により得られた公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容を評価して決定する割合（以下「評価後割合」という。）を乗じて得た額を，当該減算前課徴金額から減額することとすること。

オ　減免報告者が次の行為をした場合，課徴金減免制度を適用しないこととした。

(ｱ)　他の事業者に対し事実の報告及び資料の提出又は協議の申出等を行うことを妨害していたこと。

(ｲ)　正当な理由なく，事実の報告及び資料の提出を行った旨又は合意若しくは協議を行った旨を第三者に対し明らかにしたこと。

(ｶ)　前記ウによる合意（前記エ(ｱ)から(ｶ)までに掲げる行為をすることを内容とするものを含む。）に違反して当該合意に係る行為を行わなかったこと。

(4)　排除措置を命ずる手続，課徴金の納付を命ずる手続の整備

ア　違反行為が既になくなっている場合において，当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる期間及び課徴金の納付を命ずることができる期間を，当該違反行為がなくなった日から７年とすることとした。

イ　違反行為をした法人事業者がその子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部

を譲渡し，又は分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ，かつ，合併以外の事由により消滅したときは，公正取引委員会は，当該子会社等に対し，当該違反行為に係る課徴金の納付を命じなければならないものとする規定を，公正取引委員会の調査開始日以後に事業の譲渡又は承継が行われた場合に加え，公正取引委員会の調査開始日前に行われた場合についても適用することとした。

⑸　延滞金の割合の見直し

課徴金をその納期限までに納付しない場合における延滞金の割合を年14.5パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合とすることとした。

⑹　罰則規定の見直し

ア　調査における強制処分に係る罰則としての罰金の上限額を300万円に引き上げるとともに，行為者を罰するほか，法人等に対しても罰金刑を科することとした。

イ　検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額を２億円に引き上げることとした。

⑺　犯則調査権限の整備

犯則事件（独占禁止法第89条から第91条までの罪に係る事件）を調査する場合において，公正取引委員会の職員は，記録命令付差押え等ができるようにする等，所要の規定を整備することとした。

3　新たな課徴金減免制度をより効果的に機能させるための取組

新たな課徴金減免制度をより機能させるとともに，外部の弁護士との相談に係る法的意見等についての秘密を実質的に保護し，適正手続を確保する観点から，事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の取扱いについて，令和元年独占禁止法改正法の施行に合わせて，独占禁止法第76条の規定に基づく規則や指針等を整備することとした。

第２　独占禁止法改正法の一部施行に伴う関係政令等の整備

令和元年独占禁止法改正法の改正規定のうち，延滞金の割合の見直しに係る部分の施行に伴い，独占禁止法施行令について所要の改正を行った（令和元年政令第176号。令和元年12月６日公布，令和２年１月１日施行）。また，同改正規定のうち，犯則調査権限の整備に係る部分の施行に伴い，「公正取引委員会の犯則事件の調査に関する規則」について，所要の改正を行った（令和元年公正取引委員会規則第５号。令和元年12月26日公布，令和２年１月１日施行）。

概要は以下のとおりである。

1　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令

令和元年独占禁止法改正法の施行により延滞金の割合が政令に委任されることに伴い，

延滞金の具体的な割合を，平成25年税制改正により引き下げられた国税における延滞税の割合と同様の水準とした。

また，これに併せて，還付加算金の割合を，平成25年税制改正後の国税における還付加算金の割合と同様の水準に改めた。

２　公正取引委員会の犯則事件の調査に関する規則

令和元年独占禁止法改正法で整備された犯則事件調査職員（独占禁止法第101条第１項に規定する公正取引委員会の指定を受けた職員）の記録命令付差押え等の権限を犯則事件調査職員証の様式に追記することを内容とする「公正取引委員会の犯則事件の調査に関する規則」（平成17年公正取引委員会規則第６号）の改正を行った。

第３　独占禁止法と他の経済法令等の調整

１　法令協議

公正取引委員会は，関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に，これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には，その企画・立案の段階で，当該行政機関からの協議を受け，独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

２　行政調整

公正取引委員会は，関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について，独占禁止法及び競争政策上の問題が生じないよう，当該行政機関と調整を行っている。

第２章　違反被疑事件の審査及び処理

第１　違反被疑事件の審査及び処理の状況

１　排除措置命令等

独占禁止法は，事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること，不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は，一般から提供された情報，自ら探知した事実，違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し，これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは，独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

審査事件のうち，必要なものについては独占禁止法の規定に基づく権限を行使して審査を行い（法第47条），違反する事実があると認められ，排除措置命令等をしようとするときは，意見聴取を行い（法第49条等），意見聴取官が作成した意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を参酌し（法第60条）ている。

また，排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても，違反の疑いがあるときは，関係事業者等に対して警告を行い，是正措置を採るよう指導している（注）。

さらに，違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが，違反につながるおそれのある行為がみられた場合には，未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお，法的措置又は警告をしたときは，その旨公表している。また，注意及び打切りについては，競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり，かつ，関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は，公表している。

令和元年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの〔第１－２表〕を除く。）は，前年度からの繰越しとなっていたもの23件及び年度内に新規に着手したもの76件の合計99件であり，このうち年度内に処理した件数は81件であった。81件の内訳は，排除措置命令が11件，確約計画の認定が２件，警告が２件，注意が57件，違反事実が認められなかったなどを理由に審査を打ち切ったものが９件となっている（第１－１表参照）。

（注）公正取引委員会は，警告を行う場合にも，公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第５号）に基づき，事前手続を経ることとしている。

第１－１表　審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注１）を行ったものを除く。）

年度			27	28	29	30	元
審査件数	前年度からの繰越し		11	15	21	25	23
	年度内新規着手		127	134	122	118	76
	合　計		138	149	143	143	99
処理件数	法的措置	排除措置命令	9	11	13	8	11
		対象事業者等の数	39	51	41	46	40
		確約計画の認定	－	－	－	0	2
		対象事業者の数	－	－	－	0	2
	その他	終　了（違反認定）	0	1	1	0	0
		警　告	6	10	3	3	2
		注　意	106	84	88	95	57
		打 切 り	2	22	13	14	9
		小　計	114	117	105	112	68
	合　計		123	128	118	120	81
次年度への繰越し			15	21	25	23	18
課徴金納付命令	対象事業者数		31	32（注3）	32	18	37
	課徴金額（円）		85億725万（注2）	91億4301万（注3）	18億9210万	2億6111万	692億7560万
告発			1	0	1	0	0

（注１）申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則２か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

（注２）松尾電機㈱による排除措置命令等取消請求事件について，平成31年３月28日，東京地方裁判所から，課徴金納付命令（平成28年３月29日，課徴金額４億2765万円）のうち，４億2414万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の判決が言い渡されたことから，当該金額を減じた課徴金額である（同判決は確定した。）。

（注３）課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した９名の事業者に対して，独占禁止法第63条第１項の規定に基づき，課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する決定を，また，１名の事業者に対して，同条第２項に基づき，課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果，課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

第１－２表　不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）の推移

年度	27	28	29	30	元
不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）	841	1,155	457	227	235

第１図　法的措置（注１）件数等の推移

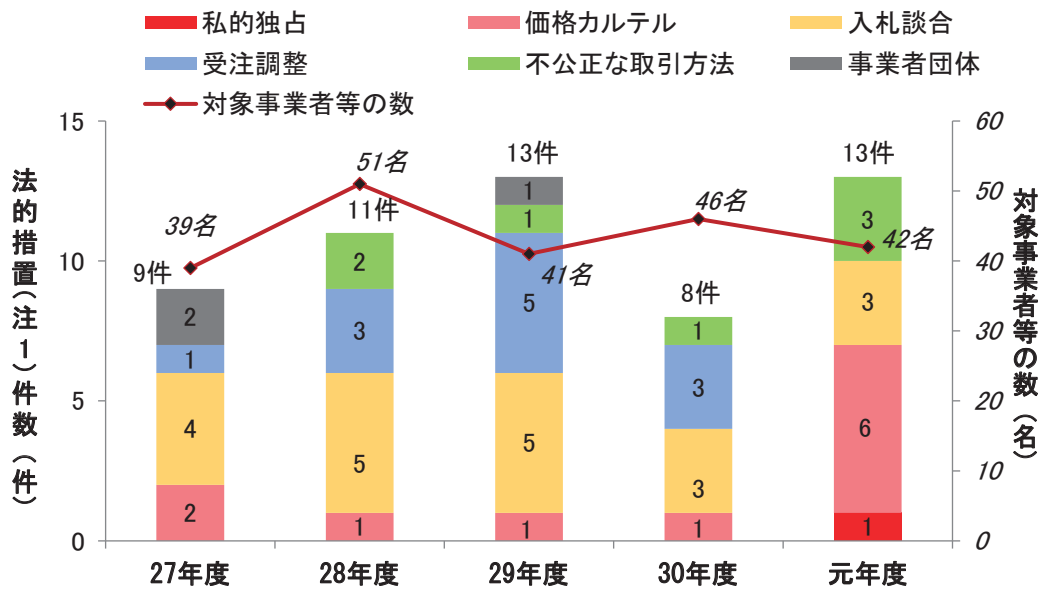

年度 / 内容（注2）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
私的独占	0	0	0	0	1
価格カルテル（注3）	2	1	1	1	6
入札談合	4	5	5	3	3
受注調整	1	3	5	3	0
不公正な取引方法	0	2	1	1	3
その他（注4）	2	0	1	0	0
合計	9	11	13	8	13

（注１）法的措置には確約計画の認定を含む。
（注２）私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は，私的独占に分類している。
（注３）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は，価格カルテルに分類している。
（注４）「その他」とは，事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

令和元年度における処理件数を行為類型別にみると，私的独占２件，価格カルテル16件，入札談合３件，不公正な取引方法59件，その他１件となっている（第２表参照）。法的措置は13件であり，この内訳は，私的独占１件，価格カルテル６件，入札談合３件，不公正な取引方法３件となっている（第２表及び第３表参照）。

第２表　令和元年度審査事件（行為類型別）一覧表

行為類型（注1）＼処理		排除措置命令	確約計画の認定	終了（違反認定）	警告	注意	打切り	合計
私的独占		0	1	0	0	1	0	2
不当な取引制限	価格カルテル（注2）	6	0	0	0	8	2	16
	入札談合	3	0	0	0	0	0	3
	小　　計	9	0	0	0	8	2	19
不公正な取引方法（注３）	再販売価格の拘束	2	0	0	0	4	0	6
	その他の拘束・排他条件付取引	0	1	0	1	1	2	5
	取引妨害	0	0	0	0	4	0	4
	優越的地位の濫用	0	0	0	1	29	2	32
	不当廉売	0	0	0	0	4	2	6
	その他	0	0	0	0	5	1	6
	小　　計	2	1	0	2	47	7	59
そ　の　他（注4）		0	0	0	0	1	0	1
合　　計		11	2	0	2	57	9	81

（注１）複数の行為類型に係る事件は，主たる行為に即して分類している。
（注２）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は，価格カルテルに分類している。
（注３）事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第８条第５号）は，不公正な取引方法に分類している。
（注４）「その他」とは，事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限である。

第３表　法的措置（注１）件数（行為類型別）の推移

行為類型（注2）＼年度		27	28	29	30	元	合計
私的独占		0	0	0	0	1	1
不当な取引制限	価格カルテル（注3）	2	1	1	1	6	11
	入札談合	4	5	5	3	3	20
	受注調整	1	3	5	3	0	12
	小　　計	7	9	11	7	9	43
不公正な取引方法	再販売価格の拘束	0	1	0	0	2	3
	その他の拘束・排他条件付取引	0	1	0	0	1	2
	取引妨害	0	0	0	1	0	1
	その他	0	0	1	0	0	1
	小　　計	0	2	1	1	3	7
その他（注4）		2	0	1	0	0	3
合　　計		9	11	13	8	13	54

（注１）法的措置には確約計画の認定を含む。
（注２）私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は，私的独占に分類している。
（注３）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は，価格カルテルに分類している。
（注４）「その他」とは，事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

2 課徴金納付命令等

⑴ 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は，カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために，行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（同法第７条の２第１項，第２項及び第４項，第８条の３，第20条の２，第20条の３，第20条の４，第20条の５並びに第20条の６）。

課徴金の対象となる行為は，①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち，商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量，市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの，②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について，その対価に係るもの又は供給量，市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの，③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの，④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である，共同の取引拒絶，差別対価，不当廉売及び再販売価格の拘束のうち，一定の要件を満たしたもの並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

令和元年度においては，延べ37名に対し総額692億7560万円の課徴金納付命令を行った。

⑵ 課徴金減免制度の運用状況

令和元年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は73件であった（課徴金減免制度導入〔平成18年１月〕以降の件数は1,310件）。

なお，令和元年度においては，９事件延べ26名の課徴金減免申請事業者について，これらの事業者の名称，免除の事実又は減額の率等を公表した（注）。

（注）公正取引委員会は，法運用の透明性等の観点から，課徴金減免制度が適用された事業者について，課徴金納付命令を行った際に，当委員会のウェブサイト（https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html）に，当該事業者の名称，所在地，代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし，平成28年５月31日以前に課徴金減免の申請を行った事業者については，当該事業者から公表の申出があった場合に，公表している。）。

公表された事業者数には，課徴金減免の申請を行った者であるものの，①独占禁止法第７条の２第１項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第７条の２第１項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち，公表することを申し出た事業者の数を含む。

第２図　課徴金額等の推移

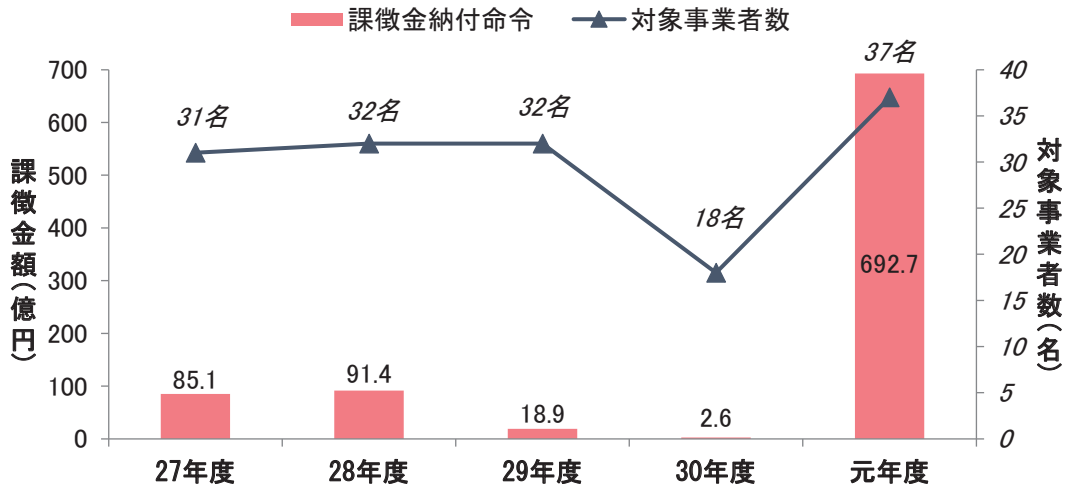

（注）課徴金額については，千万円未満切捨て。

３　申告等

令和元年度においては，独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ，公正取引委員会に報告（申告）された件数は3,193件であった（第３図参照）。この報告が，公正取引委員会規則で定めるところにより，書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には，当該報告をした者に措置結果を通知することとされており（法第45条第３項），令和元年度においては，2,910件の通知を行った。

また，公正取引委員会は，独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため，平成14年４月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ，令和元年度においては，同システムを利用した申告が1,260件あった。

さらに，平成29年度までに電力分野，農業分野，ＩＴ・デジタル関連分野及びガス分野に係る情報提供窓口を設置（平成28年３月，４月，10月及び平成29年６月）し，令和元年度においてもこれらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報収集に積極的に取り組んだ。

第３図　申告件数の推移

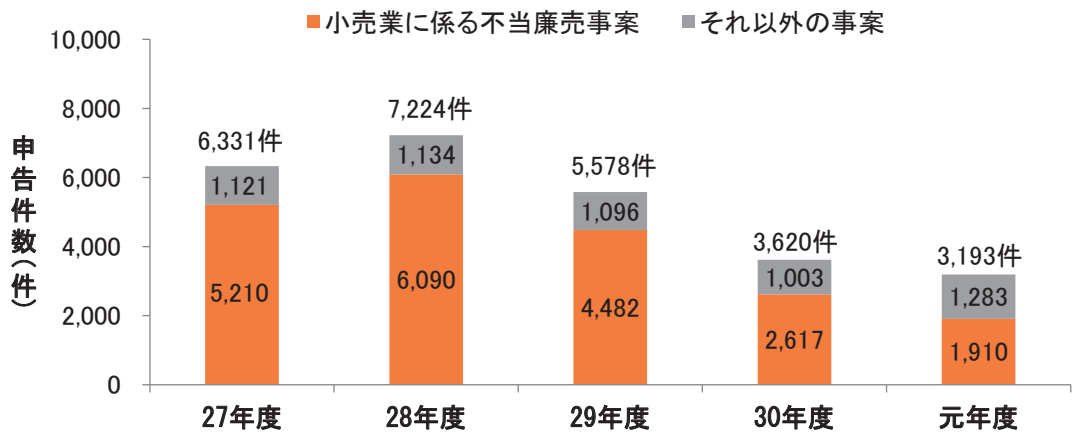

4　発注機関への改善措置要求等

公正取引委員会は，発注機関に対し，入札談合等関与行為が認められた場合に，入札談合等関与行為防止法に基づき，改善措置要求を行うとともに，独占禁止法違反行為についての審査の過程において競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について，申入れ等を行っている。令和元年度においては，以下のとおり改善措置要求等を行った。

⑴　入札談合等関与行為防止法に基づく東京都知事に対する改善措置要求（令和元年７月11日）（事件詳細については後記第２　1　⑴ウ参照）

東京都の職員が，入札談合が認められた浄水場の排水処理施設運転管理作業について，契約に係る見積り合わせにおいて，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し，見積り合わせ実施日前又は見積書の提出締切日前までに，非公表の予定単価に関する情報を教示していたことから，東京都知事に対し，浄水場の排水処理施設運転管理作業について，入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。

⑵　東京都水道局に対する申入れ（令和元年７月11日）（事件詳細については後記第２　1　⑴ウ参照）

前記⑴以外にも，東京都の職員が，浄水場の排水処理施設運転管理作業について，契約に係る見積り合わせにおいて，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者又は受注者となった事業者の従業者に対し，見積り合わせ実施日前まで又は見積り合わせ後に契約書の様式等の書類を交付する際に，非公表の予定単価に関する情報を教示するなどしていた事実が認められたことから，東京都水道局に対し，職員に独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法のそれぞれの趣旨及び内容を周知徹底するとともに，見積り合わせ等の実態について点検し，必要な場合には改善を行うなどの所要の措置を講ずるよう申し入れた。

５　審査官の処分に対する異議申立て及び任意の供述聴取に係る苦情申立て

独占禁止法第47条の規定に基づいて審査官がした立入検査，審尋等の処分を受けた者が，当該処分に不服があるときは，公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第５号）第22条第１項の規定により，当該処分を受けた日から１週間以内に，その理由を記載した文書をもって，当委員会に異議の申立てをすることができる。令和元年度においては，異議の申立てはなかった。

また，任意の供述聴取については，聴取対象者等が，聴取において「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月25日公正取引委員会決定。以下「審査手続指針」という。）第２の「２　供述聴取」に反する審査官等による言動があったとする場合には，原則として，当該聴取を受けた日から１週間以内に，書面により，公正取引委員会に苦情を申し立てることができる（審査手続指針第２の４）。令和元年度においては，苦情の申立てはなかった。

第４－１表　令和元年度法的措置（排除措置命令）一覧表

一連番号	事件番号	件　名	内　容	課徴金の総額（最高額～最低額）	法的措置（注）対象事業者の数	違反法条	排除措置命令年月日
1	元（措）1	炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者に対する件	炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者であるコーアイセイ㈱と日本ケミファ㈱が，仕切価について，日本ケミファ㈱がコーアイセイ㈱に対して提示した価格を目途とする旨を合意していた。	137万円	1	第3条後段	元.6.4
2	元（措）2	舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対する件	舗装用改質アスファルトの製造販売業者が，販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	31億4098万円（25億7775万円～5億6323万円）	2	第3条後段	元.6.20
3	元（措）3	アップリカ・チルドレンズプロダクツ（同）に対する件	遅くとも平成28年5月頃以降，次の行為を行うことにより，小売業者にアップリカ・チルドレンズプロダクツ（同）の育児用品を同社が定める「提案売価」等と称する価格（以下一連番号３において「提案売価」という。）で販売するようにさせていた。 ①　提案売価を下回る販売価格（以下第４－１表において「逸脱売価」という。）で販売している又は販売しようとしている小売業者を把握するため，次の行為を行っていた。 ア　小売業者の販売価格を自ら定期的に調査していた。 イ　小売業者のチラシの配布に先立ち，当該チラシに掲載される販売価格を自ら確認し又は取引先卸売業者をして確認させていた。 ウ　取引先卸売業者及び小売業者から，逸脱売価で販売している小売業者に関する苦情を受け付けていた。 ②　前記①の行為により，逸脱売価で販売している又は販売しようとしていることが判明した小売業者に，提案売価で販売するよう，自ら要請を行い又は取引先卸売業者をして要請を行わせていた。 ③　前記②の要請にもかかわらず，逸脱売価で販売し続ける小売業者に対しては，出荷を停止し，又は取引先卸売業者をして当該小売業者に対する出荷を停止させるなどしていた。	－	1	第19条（第2条第9項第4号）	元.7.1
4	元（措）4	東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者に対する件	東京都発注の浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者が，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	7418万円（6153万円～1265万円）	3	第3条後段	元.7.11
5	元（措）5	コンビ㈱に対する件	遅くとも平成27年1月頃以降，コンビ㈱が販売するベビーカー，チャイルドシート及びゆりかごのうち，「ホワイトレーベル」と称するブランドが付された商品（以下第４－１表において「ホワイトレーベル商品」という。）をコンビ㈱が定める「提案売価」等と称する価格（以下一連番号５において「提案売価」という。）で販売する旨に同意した小売業者に自ら又は取引先卸売業者を通じてホワイトレーベル商品を販売することにより，小売業者にホワイトレーベル商品を提案売価で販売するようにさせていた。	－	1	第19条（第2条第9項第4号）	元.7.24
6	元（措）6	アスファルト合材の製造販売業者に対する件	アスファルト合材の製造販売業者が，販売価格の引上げを共同して行っていく旨を合意していた。	398億9804万円（127億9780万円～21億7070万円）	8	第3条後段	元.7.30

一連番号	事件番号	件　名	内　容	課徴金の総額（最高額～最低額）	法的措置（注）対象事業者の数	違反法条	排除措置命令年月日
7	元（措）7	特定アルミ缶の製造販売業者に対する件	特定アルミ缶の製造販売業者が，安値により商権を奪い合わず，販売価格を維持する旨を合意していた。	203億9196万円（103億5671万円～100億3525万円）	2	第３条後段	元.9.26
8	元（措）8	特定スチール缶の製造販売業者に対する件	特定スチール缶の製造販売業者が，安値により商権を奪い合わず，販売価格を維持する旨を合意していた。	53億3160万円（33億5276万円～19億7884万円）	2	第３条後段	元.9.26
9	元（措）9	東日本地区に所在する地方公共団体が発注する特定活性炭の販売業者に対する件	東日本地区に所在する地方公共団体発注の特定活性炭の販売業者が，供給予定者を決定し，供給予定者が供給できるようにしていた。	3億2927万円（1億6143万円～688万円）	13	第３条後段	元.11.22
10	元（措）10	近畿地区に所在する地方公共団体が発注する特定粒状活性炭の販売業者に対する件	近畿地区に所在する地方公共団体発注の特定粒状活性炭の販売業者が，供給予定者を決定し，供給予定者が供給できるようにしていた。	1億533万円（3283万円～142万円）	9	第３条後段	元.11.22
11	2（措）1	カルバン錠の販売業者らに対する件	カルバン錠の販売業者又は製造販売業者である鳥居薬品㈱と日本ケミファ㈱が，仕切価を合わせる旨を合意していた。	287万円	1	第３条後段	2.3.5
合　　計				692億7560万円	43		

（注）排除措置命令を行っていない課徴金納付命令対象事業者を含む。

第４－２表　令和元年度法的措置（確約計画の認定）一覧表

一連番号	事件番号	件　名	内　容	法的措置対象事業者の数	関係法条	確約計画の認定年月日
1	元（認）1	楽天㈱に対する件	公正取引委員会は，楽天㈱に対し，同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして，確約手続通知を行ったところ，同社から確約計画の認定申請があり，当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから，当該計画を認定した。 ○　楽天㈱は，自らが運営する「楽天トラベル」と称するウェブサイトに宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者との間で締結する契約において，当該ウェブサイトに当該運営業者が掲載する部屋の最低数の条件を定めるとともに，宿泊料金及び部屋数については，他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件を定めている。	1	第19条（一般指定第12項）	元. 10. 25
2	2（認）1	日本メジフィジックス㈱に対する件	公正取引委員会は，日本メジフィジックス㈱に対し，同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして，確約手続通知を行ったところ，同社から確約計画の認定申請があり，当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから，当該計画を認定した。 ア　富士フイルムＲＩファーマ㈱（以下第４－２表において「ＦＲＩ」という。）が，フルデオキシグルコース（以下第４－２表において「ＦＤＧ」という。）の製造販売業への新規参入に当たり，ＦＤＧの卸売を行う（公社）日本アイソトープ協会（以下第４－２表において「協会」という。）を通じて，全国一律価格ではなく，配達地域に応じた複数の価格（以下第４－２表において「地域別価格」という。）で同社が製造するＦＤＧを販売しようとしていたところ，日本メジフィジックス㈱は，平成29年5月頃，協会に対し，ＦＲＩと地域別価格によるＦＤＧの取引をした場合には，自社が製造するＦＤＧ等の販売を停止する意思がある旨を伝えた。 イ　日本メジフィジックス㈱は，平成29年5月頃以降，ＦＲＩがＦＤＧの自動投与装置の製造販売業者と共同開発したＦＤＧの自動投与装置（以下第４－２表において「特定自動投与装置」という。）の導入があり得た南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関に対し，特定自動投与装置において，自社が製造販売するＦＤＧを使用できる可能性があったにもかかわらず，明確な根拠なく特定自動投与装置では使用できないと説明していた。 ウ　日本メジフィジックス㈱は，平成29年5月頃，ＦＲＩが製造販売するＦＤＧを購入している南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関から自社が製造販売するＦＤＧの当日中の配送依頼を受けた際にはこれを拒否する旨の方針を定めて社内周知し，以後，当該方針に沿って依頼を拒否していた。	1	第3条前段 第19条（一般指定第14項）	2. 3. 11
合　計				2		

（注）一般指定とは，不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第５表　課徴金制度の運用状況（注１）

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0円
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万円
61年度	32	2億7554万円
62年度	54	1億4758万円
63年度	84	4億1899万円
平成元年度	54	8億349万円
2年度	175	125億6214万円
3年度	101	19億7169万円
4年度	135	26億8157万円
5年度	406	35億5321万円
6年度	512	56億6829万円
7年度	741	64億4640万円
8年度	368	74億8616万円
9年度	369	（注2）28億2322万円
10年度	576	31億4915万円
11年度	335	54億5891万円
12年度	719	85億1668万円
13年度	248	21億9905万円
14年度	561	43億3400万円
15年度	468	（注3）38億6712万円
16年度	219	111億5029万円
17年度	399	188億7014万円
18年度	158	92億6367万円
19年度	162	112億9686万円
20年度	87	（注4）270億2546万円
21年度	106	（注5）360億7471万円
22年度	156	720億8706万円
23年度	277	（注6，7，8，9）401億4020万円
24年度	113	（注10）248億7549万円
25年度	（注11）180	（注11）302億167万円
26年度	128	（注12）170億6108万円
27年度	31	（注13）85億725万円
28年度	32	91億4301万円
29年度	32	18億9210万円
30年度	18	2億6111万円
令和元年度	37	692億7560万円
合計	8,864	4688億6369万円

（注１）平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み，同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

（注２）平成15年９月12日，協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について，審決認定（平成10年３月11日，課徴金額1934万円）の課徴金額のうち967万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が出された（同判

決は確定した。)。
(注３) 平成16年２月20日，土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について，審決認定（平成15年６月13日，課徴金額586万円）の課徴金額のうち302万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が出された（同判決は確定した。)。
(注４) 三菱樹脂㈱に対する審判事件について，平成28年２月24日，課徴金納付命令（平成21年２月18日，課徴金額37億2137万円）のうち，37億1041万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
(注５) 平成21年11月９日，日鉄住金鋼板㈱に対する課徴金納付命令（平成21年８月27日，37億6320万円），日新製鋼㈱に対する課徴金納付命令（平成21年８月27日，32億1838万円）及び㈱淀川製鋼所に対する課徴金納付命令（平成21年８月27日，16億4450万円）のうち，平成17年独占禁止法改正法附則の規定により読み替えて適用される独占禁止法第51条第１項の規定に基づき課徴金の額をそれぞれ36億8320万円，31億2838万円及び15億5450万円に変更する旨の審決を行った。
(注６) エア・ウォーター㈱に係る審決取消請求事件について，審決を取り消す旨の判決が出され，同判決が確定したことを受け，平成26年10月14日，課徴金納付命令（平成23年５月26日，課徴金額36億3911万円）のうち，７億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の再審決を行った。
(注７) ㈱山陽マルナカに対する審判事件について，平成31年２月20日，課徴金納付命令（平成23年６月22日，課徴金額２億2216万円）のうち，１億7839万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
(注８) 日本トイザらス㈱に対する審判事件について，平成27年６月４日，課徴金納付命令（平成23年12月13日，課徴金額３億6908万円）のうち，２億2218万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
(注９) ㈱エディオンに対する審判事件について，令和元年10月２日，課徴金納付命令（平成24年２月16日，課徴金額40億4796万円）のうち，30億3228万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
(注10) ＮＴＮ㈱に対する審判事件について，令和元年11月26日，課徴金納付命令（平成25年３月29日，課徴金額72億3107万円）のうち，72億3012万円を超えて納付を命じた部分を取り消すとともに平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第51条第３項の規定に基づき課徴金の額を70億3012万円に変更する旨の審決を行った。
(注11) 加藤化学㈱に対する審判事件について，令和元年９月30日，加藤化学㈱に対する課徴金納付命令（平成25年７月11日，課徴金額4116万円）を取り消す旨の審決を行った。
(注12) ダイレックス㈱に対する審判事件について，令和２年３月25日，課徴金納付命令（平成26年６月５日，課徴金額12億7416万円）のうち，11億9221万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
(注13) 松尾電機㈱による排除措置命令等取消請求事件について，平成31年３月28日，東京地方裁判所から，課徴金納付命令（平成28年３月29日，課徴金額４億2765万円）のうち，４億2414万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の判決が言い渡された（同判決は確定した。)。

第２　法的措置等

令和元年度においては，13件について法的措置（排除措置命令11件，確約計画の認定２件）を採った。排除措置命令11件の違反法条をみると，独占禁止法第３条後段（不当な取引制限の禁止）違反９件及び同法第19条（不公正な取引方法の禁止）違反２件となっている。また，確約計画の認定２件の関係法条をみると，同法第３条前段（私的独占の禁止）等１件及び同法第19条（不公正な取引方法の禁止）１件となっている。

これら13件の概要は次のとおりである。

1　排除措置命令及び課徴金納付命令等

(1)　独占禁止法第３条後段違反事件

ア　炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠（注１）の後発医薬品の製造業者に対する件（令和元年（措）第１号）

排除措置年月日	違　反　法　条
元. 6. 4	独占禁止法第3条後段

(注１)「炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠」とは，高リン血症の改善に用いられる，炭酸ランタン水和物を有効成分とする口腔内崩壊錠をいう。

㋐　関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	コーアイセイ㈱	山形市若葉町13番45号	代表取締役 廣野　敏博	○	137万円
2	日本ケミファ㈱	東京都千代田区岩本町二丁目2番3号	代表取締役 山口　一城	―	―
合計				1社	137万円

（注２）表中の「○」は，排除措置命令の対象事業者であることを示している。
（注３）表中の「－」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。
（注４）違反事業者名について，以下「㈱」の記載を省略する。

㋑　違反行為の概要

ａ ㋐　日本ケミファは，コーアイセイに対し，自社製品とする炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品（以下「後発炭酸ランタンＯＤ錠」という。）の全量を製造委託することとしていたところ，コーアイセイ及び日本ケミファの２社（以下アにおいて「２社」という。）は，平成30年６月20日，後発炭酸ランタンＯＤ錠について安売りはしない旨を相互に確認した。

㋑　日本ケミファは，平成30年７月20日，コーアイセイに対して，自社製品とする後発炭酸ランタンＯＤ錠の仕切価（注５）を提示した上，これを目途にコーアイセイが自社製品とする後発炭酸ランタンＯＤ錠の仕切価を合わせるよう依頼した。

㋒　コーアイセイは，前記㋑の依頼に応じ，平成30年８月上旬，日本ケミファに対し，自社製品とする後発炭酸ランタンＯＤ錠の仕切価を前記㋑により日本ケミファから提示された価格を目途とする旨を回答した。

ｂ　前記ａにより，２社は，遅くとも平成30年８月上旬までに，後発炭酸ランタンＯＤ錠の仕切価について，低落を防止し自社の利益の確保を図るため，日本ケミファが同年７月20日にコーアイセイに対して提示した価格を目途とする旨を合意した。

ｃ　２社は，前記ｂの合意をすることにより，公共の利益に反して，我が国における後発炭酸ランタンＯＤ錠の販売分野における競争を実質的に制限していた。

（注５）「仕切価」とは，卸売業者向け販売価格をいう。

㋒　排除措置命令の概要

ａ　コーアイセイは，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

㋐　前記㋑ｂの合意が消滅していることを確認すること。

㋑　今後，他の事業者と共同して，後発炭酸ランタンＯＤ錠の仕切価を決定せず，自主的に決めること。

㋒　今後，他の事業者と，後発炭酸ランタンＯＤ錠の仕切価に関して情報交換を行わないこと。

ｂ　コーアイセイは，前記ａに基づいて採った措置を，日本ケミファに通知すると

ともに，自社の取引先である後発炭酸ランタンＯＤ錠の卸売業者に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

c　コーアイセイは，今後，他の事業者と共同して，後発炭酸ランタンＯＤ錠の仕切価を決定してはならない。

d　コーアイセイは，今後，他の事業者と，後発炭酸ランタンＯＤ錠の仕切価に関する情報交換を行ってはならない。

⑴　**課徴金納付命令の概要**

コーアイセイは，令和２年１月６日までに，137万円を支払わなければならない。

イ　舗装用改質アスファルト（注１）の製造販売業者に対する件（令和元年（措）第２号）

排除措置年月日	違　反　法　条
元. 6. 20	独占禁止法第3条後段

（注１）「舗装用改質アスファルト」とは，ストレートアスファルト（原油を常圧蒸留装置，減圧蒸留装置等にかけて得られる残留瀝青物質をいう。）に熱可塑性エラストマー，ゴム，熱可塑性樹脂等の改質材を加えるなどして，性状を変化させたアスファルトのうち，道路等の舗装に用いるアスファルト合材の素材となるものをいう。

⑺　**関係人**

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	ニチレキ㈱	東京都千代田区九段北四丁目3番29号	代表取締役 小幡　学	○	25億7775万円
2	日進化成㈱	東京都新宿区神楽坂一丁目15番地	代表取締役 伊藤　厚志	○	5億6323万円
3	東亜道路工業㈱	東京都港区六本木七丁目3番7号	代表取締役 森下　協一	―	―
合計				2社	31億4098万円

（注２）表中の「○」は，排除措置命令の対象事業者であることを示している。

（注３）表中の「－」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

（注４）違反事業者名について，以下「㈱」の記載を省略する。

⑴　**違反行為の概要**

a　ニチレキ，日進化成及び東亜道路工業の３社（以下イにおいて「３社」という。）は，遅くとも平成24年３月23日以降，舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の低落を防止し自社の利益の確保を図るため，共同して舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を引き上げ又は維持する旨の合意の下に，舗装用改質アスファルトの原材料であるストレートアスファルトの仕入価格の大幅な変動が見込まれる場合等に，３社の営業責任者等による会合を開催するなどして，舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の引上げ額又は当該価格を維持すること等を決定するなどしていた。

b　３社は，前記ａの合意をすることにより，公共の利益に反して，我が国における舗装用改質アスファルトの販売分野における競争を実質的に制限していた。

㈣　排除措置命令の概要

ａ　ニチレキ及び日進化成の２社（以下イにおいて「２社」という。）は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

⑻　前記㈠ａの合意が消滅していることを確認すること。

⑹　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を決定せず，自主的に決めること。

⑽　今後，相互に，又は他の事業者と，舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格に関する情報交換を行わないこと。

ｂ　２社は，それぞれ，前記ａに基づいて採った措置を，自社を除く違反事業者，自社の舗装用改質アスファルトの需要者及び自社の舗装用改質アスファルトの取引先である販売業者に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

ｃ　２社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を決定してはならない。

ｄ　２社は，今後，それぞれ，相互に，又は他の事業者と，舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格に関する情報交換を行ってはならない。

ｅ　２社は，それぞれ，次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

⑻　自社の従業員に対する，自社の商品の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の周知徹底

⑹　舗装用改質アスファルトの販売活動に関する独占禁止法の遵守についての，舗装用改質アスファルトの販売に関わる役員及び営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

㈤　課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は，令和２年１月21日までに，それぞれ前記㈦の表の「課徴金額」欄記載の額（総額31億4098万円）を支払わなければならない。

㈥　舗装用改質アスファルトの製造販売業者ら５社に対する注意について

ａ　注意の相手方

番号	事業者名	本店の所在地	代表者
1	大林道路㈱	東京都千代田区神田猿楽町二丁目8番8号	代表取締役 福本　勝司
2	三徳アスリード㈱（注5）	大阪市淀川区新高四丁目4番10号	代表取締役 林　　宏幸
3	昭和瀝青工業㈱	兵庫県姫路市北条口四丁目26番地	代表取締役 濱本　博司
4	竹中産業㈱	東京都千代田区鍛冶町一丁目5番5号	代表取締役 竹中　繁夫
5	ユニ石油㈱	東京都港区元赤坂一丁目7番8号	代表取締役 南　　友和

（注５）三徳アスリード㈱は，平成30年７月１日付けで，三徳商事㈱から舗装用改質アスファルトの販売に係る事業を承継した者である。

b　行為の概要

本件審査の過程において，３社が決定した舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の引上げ額又は当該価格を維持すること等について，前記ａ記載の５社が，一部の地区において，３社と話し合っていた行為が認められた。

c　注意の概要

公正取引委員会は，前記ｂの行為は独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定の違反につながるおそれがあるものとして，前記ａ記載の５社に対し，注意を行った。

ウ　東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業（注１）の見積り合わせ（注２）参加業者に対する件（令和元年（措）第４号）

排除措置年月日	違　反　法　条
元. 7. 11	独占禁止法第3条後段

（注１）「排水処理施設運転管理作業」とは，浄水場の浄水処理過程で発生する沈殿物を脱水処理する機械の運転管理等の作業をいう。

（注２）ここでいう「見積り合わせ」とは，公告により希望申請要件を付して見積り合わせに参加する者を募り，当該要件を満たす者の中から当該見積り合わせ参加業者を指名して実施する見積り合わせをいう。

(ｱ)　関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	月島テクノメンテサービス㈱	東京都江東区佐賀一丁目3番7号	代表取締役 渡邊　彰彦	○	6153万円
2	石垣メンテナンス㈱	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	代表取締役 石垣　　真	○	1265万円
3	日本メンテナスエンジニヤリング㈱	大阪市北区同心一丁目7番14号	代表取締役 田伏　重成	○	—
4	水ｉｎｇ㈱	東京都港区港南一丁目7番18号	代表取締役 中川　哲志	—	—
合計				3社	7418万円

（注３）表中の「○」は，排除措置命令の対象事業者であることを示している。

（注４）表中の「－」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

（注５）違反事業者名について，以下「㈱」の記載を省略する。

(ｲ)　違反行為の概要

月島テクノメンテサービス，石垣メンテナンス，日本メンテナスエンジニヤリング及び水ｉｎｇの４社（以下「４社」という。）は，遅くとも平成26年３月頃以降，特定運転管理作業（注６）について，受注価格の低落防止等を図るため

ａ (a)　浄水場ごとに既存業者（見積り合わせが行われる時点で当該浄水場の排水処理施設運転管理作業を請け負っている者をいう。）を受注すべき者（以下「受注予定者」という。）とする

(b)　受注予定者以外の者は，受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

ｂ ⒜　受注予定者が提示する見積価格は，受注予定者が定める

⒝　受注予定者以外の者は，受注予定者が連絡した価格以上の見積価格を提示する

などにより，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより，４社は，公共の利益に反して，特定運転管理作業の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注６）「特定運転管理作業」とは，東京都が見積り合わせの方法により発注する東村山浄水場，玉川浄水場，小作浄水場，金町浄水場，三郷浄水場，朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理施設運転管理作業をいう。

⑺　排除措置命令の概要

ａ　月島テクノメンテサービス，石垣メンテナンス及び日本メンテナスエンジニヤリングの３社（以下ウにおいて「３社」という。）は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

⒜　前記⑴の行為を取りやめていることを確認すること。

⒝　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業について，受注予定者を決定せず，自主的に受注活動を行うこと。

ｂ　３社は，それぞれ，前記ａに基づいて採った措置を，自社を除く２社及び東京都に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

ｃ　３社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業について，受注予定者を決定してはならない。

⑻　課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は，令和２年２月12日までに，それぞれ前記⑺の表の「課徴金額」欄記載の額（総額7418万円）を支払わなければならない。

⑼　東京都知事に対する改善措置要求等について

ａ　入札談合等関与行為の概要

⒜　金町浄水管理事務所の技術課排水処理係長は，特定運転管理作業のうち金町浄水場の排水処理施設運転管理作業について，平成26年度の契約に係る見積り合わせにおいて，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し，見積り合わせ実施日前までに，非公表の予定単価（注７）に関する情報を教示していた。

⒝　金町浄水管理事務所の技術課排水処理係長（注８）は，特定運転管理作業のうち金町浄水場の排水処理施設運転管理作業について，平成27年度の契約に係る見積り合わせにおいて，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し，見積書の提出締切日前までに，非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

⒞　朝霞浄水管理事務所の技術課排水処理係主任は，特定運転管理作業のうち朝霞浄水場の排水処理施設運転管理作業について，平成27年度の契約に係る見積

り合わせにおいて，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し，見積書の提出締切日前までに，非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

（注７）「予定単価」とは，東京都が予定価格として設定する契約項目ごとの単価をいう。

（注８）前記(a)の排水処理係長が異動した後に，同係長の役職に就いた者

b　改善措置要求等の概要

東京都の職員による前記ａの行為は，入札談合等関与行為防止法第２条第５項第３号（発注に係る秘密情報の漏えい）の規定に該当し，同項に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって，公正取引委員会は，東京都知事に対し，入札談合等関与行為防止法第３条第２項の規定に基づき，今後，前記ａと同様の行為が行われないよう，前記ａの行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。

また，東京都知事に対し，この求めに応じて同条第４項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について，同条第６項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

さらに，会計検査院に対し，入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から，東京都知事に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知を行った。

(カ)　東京都水道局に対する申入れについて

a　行為の概要

本件の調査の過程において，前記(オ)ａの入札談合等関与行為以外にも，東京都の職員が，次の行為を行っていた事実が認められた。

(a)　三郷浄水場の排水処理担当係長は，三郷浄水場の排水処理施設運転管理作業について，平成22年度以前のいずれかの契約に係る見積り合わせにおいて，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し，見積り合わせ実施日前までに，非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

(b)　金町浄水管理事務所の技術課排水処理係長（注９）は，金町浄水場の排水処理施設運転管理作業について，平成23年度から平成25年度までの各年度の契約に係る見積り合わせにおいて，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し，見積り合わせ実施日前までに，非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

(c)　金町浄水管理事務所の技術課排水処理係主任は，金町浄水場の排水処理施設運転管理作業について，平成26年度の契約に係る見積り合わせにおいて，同事務所の技術課排水処理係長（注９）が，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し，見積り合わせ実施日前までに，非公表の予定単価に関する情報を教示した際に，同席していた。

(d)　三園浄水場の課長補佐兼浄水施設係長は，三園浄水場の排水処理施設運転管理作業について，平成24年度の契約に係る見積り合わせにおいて，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し，見積り合わせ実施日前までに，非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

(e)　経理部契約課の職員は，三園浄水場の排水処理施設運転管理作業について，平成29年度の契約に係る見積り合わせにおいて，受注者となった事業者の従業者に対し，見積り合わせ後に契約書の様式等の書類を交付する際，誤って非公表の予定推定総金額（注10）が記載された書類を含めて交付した。

（注９）前記(ｱ) a (a)の排水処理係長と同一人物

（注10）「予定推定総金額」とは，契約項目ごとの予定単価に作業予定数量を乗じて算出した金額の合計額をいう。

b　申入れの概要

東京都の職員による前記 a の行為は，いずれも入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあるものである。

よって，公正取引委員会は，東京都水道局に対し，職員に独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法のそれぞれの趣旨及び内容を周知徹底するとともに，見積り合わせ等の実態について点検し，必要な場合には改善を行うなどの所要の措置を講ずるよう申し入れた。

エ　アスファルト合材（注１）の製造販売業者に対する件（令和元年（措）第６号）

排除措置年月日	違　反　法　条
元. 7. 30	独占禁止法第3条後段

（注１）「アスファルト合材」とは，石油アスファルトに砕石，砂，石粉等を配合した混合材料をいう。

(ｱ)　関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	前田道路㈱	東京都品川区大崎一丁目11番3号	代表取締役 今枝　良三	○	127億9780万円
2	大成ロテック㈱	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	代表取締役 西田　義則	○	60億8607万円
3	鹿島道路㈱	東京都文京区後楽一丁目7番27号	代表取締役 吉弘　英光	○	58億157万円
4	大林道路㈱	東京都千代田区神田猿楽町二丁目8番8号	代表取締役 福本　勝司	○	40億8351万円
5	日本道路㈱	東京都港区新橋一丁目6番5号	代表取締役 久松　博三	―	34億3825万円
6	世紀東急工業㈱	東京都港区芝公園二丁目9番3号	代表取締役 平　　喜一	○	28億9781万円
7	㈱ガイアート	東京都新宿区新小川町8番27号	代表取締役 山本　健司	○	26億2233万円
8	東亜道路工業㈱	東京都港区六本木七丁目3番7号	代表取締役 森下　協一	○	21億7070万円
9	㈱ＮＩＰＰＯ	東京都中央区京橋一丁目19番11号	代表取締役 吉川　芳和	―	―
合計				7社	398億9804万円

（注２）表中の「○」は，排除措置命令の対象事業者であることを示している。

（注３）表中の「－」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

（注４）違反事業者名について，以下「㈱」の記載を省略する。

⑴ 違反行為の概要

a　前記⑺記載の前田道路，大成ロテック，鹿島道路，大林道路，世紀東急工業，ガイアート及び東亜道路工業の７社（以下「７社」という。）並びに日本道路及びＮＩＰＰＯの２社（以下７社と併せて「９社」という。）は，かねてから，９社会（注５）を開催するなどして，アスファルト合材の原材料である石油アスファルトの価格動向，各社におけるアスファルト合材の販売価格の引上げ時期や引上げ幅等について情報交換を行っていたところ，遅くとも平成23年３月頃以降，特定販売価格（注６）の引上げを共同して行っていく旨の合意の下に

⒜　９社会において，特定販売価格の引上げの進捗状況や石油アスファルトの価格動向等を踏まえて，更なる特定販売価格の引上げを行っていくか又は既に行っている引上げの取組を継続するかの方針，また，更なる特定販売価格の引上げを行う場合はその引上げ時期や引上げ幅等についての方針を確認し合う

⒝　前記⒜の方針に沿って特定販売価格の引上げを行うために，本店から全国の９社又は特定共同企業体（注７）の合材工場（注８）の自社の工場長等に対して，近隣の９社又は特定共同企業体の合材工場の工場長等と特定販売価格の引上げ幅等を地域の状況に応じて調整しながら，特定販売価格の引上げ交渉を行うよう指示（注９）を行う

⒞　全国各地域において，９社又は特定共同企業体の合材工場の自社の工場長等を通じて，前記⒜の方針に基づき

ⅰ　近隣の９社若しくは特定共同企業体の合材工場又は特定共同企業体の他の構成員である９社と前記⒜の方針を確認し合う

ⅱ　近隣の合材工場又は特定共同企業体の他の構成員とアスファルト合材の販売価格の引上げについて情報交換を行う

などして，特定販売価格の引上げ幅等を地域の状況に応じて調整するなどしながら，同業者（注10），特定共同企業体の構成員及びその他の販売先に対する特定販売価格の引上げを行っていく

などしていた。

b　９社は，前記ａのほか

⒜　９社会において，安値販売により販売数量を拡大している者がいないことを確認し合うために，アスファルト合材の製造数量を発表し合う

⒝　９社会において，前記ａ⒜の方針に沿って特定販売価格の引上げを行うために，特定販売価格の引上げが進んでいない地域等に複数の９社会の出席者が共に出向くなどして，支店を通じて９社又は特定共同企業体の合材工場の自社の工場長等に特定販売価格の引上げを行うよう指導することを確認し合い，当該指導を行う

⒞　前記ａの合意が発覚することを防止するため，９社会で話し合った内容については記録しない又は９社会で話し合った内容を示す書面等には「用済み破棄」等と注記するなどの対策を講じる

などしていた。

c　９社は，前記ａの合意をすることにより，公共の利益に反して，我が国におけ

るアスファルト合材の販売分野における競争を実質的に制限していた。

（注５）「９社会」とは，９社の本店の主にアスファルト合材の製造販売を担当する部課長級の者による会合をいう。

（注６）「特定販売価格」とは，９社又は後記（注７）の特定共同企業体が販売するアスファルト合材の販売価格をいう。

（注７）「特定共同企業体」とは，９社のいずれかを構成員とする共同企業体をいう。

（注８）「合材工場」とは，アスファルト合材の製造拠点等（アスファルト合材の製造設備を持たずに販売のみを行っている拠点を含む。）をいう。

（注９）９社は，それぞれ，アスファルト合材の販売方針を本店において決定し，本店の主にアスファルト合材の製造販売事業を統括する部署の部長級の者から当該方針を支店に指示していたほか，自社の合材工場及び自社を構成員とする共同企業体の合材工場の自社の工場長等に直接指示することもあった。支店は，これらの合材工場の自社の工場長等が本店の方針に沿って販売活動を行うよう，これらの合材工場の自社の工場長等に指示していた。

（注10）「同業者」とは，自社以外のアスファルト合材の製造販売業者をいう。

㋒　排除措置命令の概要

a　７社は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

㋐　前記㋑ａの合意が消滅していることを確認すること。

㋑　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，アスファルト合材の販売価格を決定せず，自主的に決めること。ただし，自社を構成員とする共同企業体の他の構成員と共同して，当該共同企業体におけるアスファルト合材の販売価格を決定する場合は，この限りでない。

㋒　今後，相互に，又は他の事業者と，アスファルト合材の販売価格に関する情報交換（自社を構成員とする共同企業体を通じた当該共同企業体の他の構成員との当該情報交換を含む。）を行わないこと。ただし，自社を構成員とする共同企業体の他の構成員と，当該共同企業体におけるアスファルト合材の販売価格に関する情報交換を行う場合は，この限りでない。

b　７社は，それぞれ，前記ａに基づいて採った措置を，９社のうち自社を除く８社に通知するとともに，自社（自社を構成員とする共同企業体を含む。）のアスファルト合材の取引先に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

c　７社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，アスファルト合材の販売価格を決定してはならない。ただし，前記ａ㋑ただし書の場合は，この限りでない。

d　７社は，今後，それぞれ，相互に，又は他の事業者と，アスファルト合材の販売価格に関する情報交換（自社を構成員とする共同企業体を通じた当該共同企業体の他の構成員との当該情報交換を含む。）を行ってはならない。ただし，前記ａ㋒ただし書の場合は，この限りでない。

e　前田道路は，次の㋐，㋑及び㋓の事項を行うために必要な措置を，大成ロテックは，次の㋑及び㋓の事項を行うために必要な措置を，鹿島道路，大林道路及び世紀東急工業は，次の㋑から㋓までの事項を行うために必要な措置を，ガイアートは，次の㋐から㋓までの事項を行うために必要な措置を，東亜道路工業は，次の㋑の事項を行うために必要な措置を，それぞれ，講じなければならない。

㋐　自社（自社を構成員とする共同企業体を含む。）の商品の販売活動に関する

独占禁止法の遵守についての行動指針の改定及び自社の従業員に対する周知徹底

(b) アスファルト合材の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての，アスファルト合材の販売に関する業務に従事する役員及び従業員（自社を構成員とする共同企業体における自社の当該役員及び従業員を含む。）に対する法務担当者及び第三者による定期的な監査

(c) 前記ａ(c)ただし書の場合を除いてアスファルト合材の販売価格に関する同業者との情報交換を行っていないことを適切に監視するための体制の整備

(d) 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成

ｆ ７社は，それぞれ，前記ｃ及びｄで命じた措置の実効を確保するため，平成23年３月１日以降平成27年１月27日までの間に９社会に出席したことがある者をアスファルト合材の販売に関する業務（自社を構成員とする共同企業体における当該業務を含む。）から速やかに配置転換するなどし，今後５年間当該業務に従事させてはならない。また，７社は，それぞれ，このことを取締役会において決議しなければならない。

(ｴ) 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は，令和２年３月２日までに，それぞれ前記(ｱ)の表の「課徴金額」欄記載の額（総額398億9804万円）を支払わなければならない。

オ 飲料用アルミ缶及びスチール缶の製造販売業者らに対する件（令和元年（措）第７号・第８号）

排除措置年月日	違 反 法 条
元. 9. 26	独占禁止法第3条後段

(ｱ) 関係人

ａ 特定アルミ缶（注１）

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	ユニバーサル製缶㈱	東京都文京区後楽一丁目4番25号	代表取締役 内藤 英一	○	103億5671万円
2	東洋製罐㈱（注2）	東京都品川区東五反田二丁目18番1号	代表取締役 本多 正憲	○	100億3525万円
3	大和製罐㈱	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	代表取締役 山口 裕久	—	—
4	東洋製罐グループホールディングス㈱（注2）	東京都品川区東五反田二丁目18番1号	代表取締役 大塚 一男	—	—
合計				2社	203億9196万円

（注１）「特定アルミ缶」とは，別表１の交渉窓口会社が調達に係る交渉を行うビール大手４社等向けの飲料用アルミ缶をいう。

（注２）東洋製罐グループホールディングス㈱は，平成25年３月31日までは特定アルミ缶の製造販売に係る事業を営んでいたが，同年４月１日に当該事業の全てを東洋製罐㈱に承継させたものである。

（注３）表中の「○」は，排除措置命令の対象事業者であることを示している。

（注４）表中の「－」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

ｂ　特定スチール缶（注５）

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	北海製罐㈱	北海道小樽市色内三丁目1番1号	代表取締役 池田　孝資	○	33億5276万円
2	東洋製罐㈱（注6）	東京都品川区東五反田二丁目18番1号	代表取締役 本多　正憲	○	19億7884万円
3	大和製罐㈱	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	代表取締役 山口　裕久	―	―
4	東洋製罐グループホールディングス㈱（注6）	東京都品川区東五反田二丁目18番1号	代表取締役 大塚　一男	―	―
合計				2社	53億3160万円

（注５）「特定スチール缶」とは，別表２の交渉窓口会社が調達に係る交渉を行うビール大手４社等向けの飲料用スチール缶をいう。

（注６）東洋製罐グループホールディングス㈱は，平成25年３月31日までは特定スチール缶の製造販売に係る事業を営んでいたが，同年４月１日に当該事業の全てを東洋製罐㈱に承継させたものである。

（注７）表中の「○」は，排除措置命令の対象事業者であることを示している。

（注８）表中の「－」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

（注９）特定アルミ缶及び特定スチール缶に係る違反事業者名について，以下「㈱」の記載を省略する。

（別表１）特定アルミ缶に係る交渉窓口会社及び特定購入会社

番号	交渉窓口会社		特定購入会社	
	事業者名	本店の所在地	事業者名	本店の所在地
1	アサヒグループホールディングス㈱（注11）	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	アサヒグループホールディングス㈱（注11）	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
			アサヒ飲料㈱	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
2	アサヒビール㈱（注12）	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	アサヒビール㈱（注12）	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
			アサヒ飲料㈱	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
3	キリン㈱（注13）	東京都中野区中野四丁目10番2号	麒麟麦酒㈱	東京都中野区中野四丁目10番2号
			キリンディスティラリー㈱	静岡県御殿場市柴怒田970番地
			キリンビバレッジ㈱	東京都千代田区神田和泉町1番地
4	サッポロビール㈱	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号	サッポロビール㈱	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
5	サントリーＭＯＮＯＺＵＫＵＲＩエキスパート㈱（注14）	東京都港区台場二丁目3番3号	サントリーＭＯＮＯＺＵＫＵＲＩエキスパート㈱（注14）	東京都港区台場二丁目3番3号

（注10）「事業者名」欄及び「本店の所在地」欄の内容は，平成31年４月30日時点のものである。

（注11）アサヒグループホールディングス㈱は，平成23年７月１日，商号をアサヒビール㈱から現商号に変更した者である。

（注12）アサヒビール㈱は，平成23年７月１日，商号をアサヒグループホールディングス㈱から現商号に変更した者である。

（注13）キリン㈱は，平成23年１月１日，キリンビジネスエキスパート㈱からキリングループオフィス㈱に，平成25年１月１日，キリングループオフィス㈱から現商号に，商号を変更した者である。
（注14）サントリーＭＯＮＯＺＵＫＵＲＩエキスパート㈱は，平成29年４月１日，商号をサントリービジネスエキスパート㈱から現商号に変更した者である。

（別表２）特定スチール缶に係る交渉窓口会社及び特定購入会社

番号	交渉窓口会社		特定購入会社	
	事業者名	本店の所在地	事業者名	本店の所在地
1	アサヒグループホールディングス㈱（注16）	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	アサヒグループホールディングス㈱（注16）	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
2	アサヒビール㈱（注17）	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	アサヒビール㈱（注17）	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
3	キリン㈱（注18）	東京都中野区中野四丁目10番2号	麒麟麦酒㈱	東京都中野区中野四丁目10番2号
			キリンビバレッジ㈱	東京都千代田区神田和泉町1番地
4	サッポロビール㈱	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号	サッポロビール㈱	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
5	サントリーＭＯＮＯＺＵＫＵＲＩエキスパート㈱（注19）	東京都港区台場二丁目3番3号	サントリーＭＯＮＯＺＵＫＵＲＩエキスパート㈱（注19）	東京都港区台場二丁目3番3号

（注15）「事業者名」欄及び「本店の所在地」欄の内容は，平成31年４月30日時点のものである。
（注16）アサヒグループホールディングス㈱は，平成23年７月１日，商号をアサヒビール㈱から現商号に変更した者である。
（注17）アサヒビール㈱は，平成23年７月１日，商号をアサヒグループホールディングス㈱から現商号に変更した者である。
（注18）キリン㈱は，平成23年１月１日，キリンビジネスエキスパート㈱からキリングループオフィス㈱に，平成25年１月１日，キリングループオフィス㈱から現商号に，商号を変更した者である。
（注19）サントリーＭＯＮＯＺＵＫＵＲＩエキスパート㈱は，平成29年４月１日，商号をサントリービジネスエキスパート㈱から現商号に変更した者である。

㈠ 違反行為の概要

ａ 特定アルミ缶

㈠ ユニバーサル製缶，東洋製罐，大和製罐及び東洋製罐グループホールディングスの４社は，遅くとも平成22年５月頃以降（東洋製罐グループホールディングスにあっては平成25年３月31日までの間，東洋製罐にあっては同年４月１日以降），特定アルミ缶について，安値により商権（注20）を奪い合わず，販売価格を維持する旨の合意の下に

ⅰ 前記㈦別表１の「交渉窓口会社」欄記載の事業者に見積価格を提示する場合には，商権を奪うような低い見積価格を提示せず，必要に応じて，見積価格等に関する情報交換又は調整を行う

ⅱ 特定アルミ缶の原材料価格等が変動した場合には，特定アルミ缶の販売価格の改定の方針を決定するとともに，当該販売価格の改定幅，改定時期等に関する情報交換又は調整を行う

などしていた。

㈡ これら４社は，前記㈠の合意をすることにより，公共の利益に反して，特定アルミ缶の販売分野における競争を実質的に制限していた。

b　特定スチール缶

(a)　北海製罐，東洋製罐，大和製罐及び東洋製罐グループホールディングスの４社は，遅くとも平成22年６月頃以降（東洋製罐グループホールディングスにあっては平成25年３月31日までの間，東洋製罐にあっては同年４月１日以降），特定スチール缶について，安値により商権を奪い合わず，販売価格を維持する旨の合意の下に

ⅰ　前記(ｱ)別表２の「交渉窓口会社」欄記載の事業者に見積価格を提示する場合には，商権を奪うような低い見積価格を提示せず，必要に応じて，見積価格等に関する情報交換又は調整を行う

ⅱ　特定スチール缶の原材料価格が変動した場合には，特定スチール缶の販売価格の改定の方針を決定するとともに，当該販売価格の改定幅，改定時期等に関する情報交換又は調整を行う

などしていた。

(b)　これら４社は，前記(a)の合意をすることにより，公共の利益に反して，特定スチール缶の販売分野における競争を実質的に制限していた。

（注20）「商権」とは，違反事業者がそれぞれ前記(ｱ)別表１又は別表２の「特定購入会社」欄記載の事業者に特定アルミ缶又は特定スチール缶を販売する取引をいう。

(ｳ)　排除措置命令の概要

前記(ｲ)の違反行為ごとに，それぞれ，次のとおり排除措置命令を行った。

a　排除措置命令の対象事業者（以下オにおいて「名宛人」という。）は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

(a)　前記(ｲ)の合意が消滅していることを確認すること。

(b)　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，特定アルミ缶又は特定スチール缶について，安値により商権を奪い合わずに販売価格を維持する行為を行わず，自主的に，取引を行い，販売価格を決定すること。

(c)　今後，相互に，又は他の事業者と，特定アルミ缶又は特定スチール缶の見積価格及び販売価格に関する情報交換を行わないこと。

b　名宛人は，それぞれ，前記ａに基づいて採った措置を，自社を除く名宛人及び大和製罐に通知するとともに，前記(ｱ)別表１又は別表２の「交渉窓口会社」及び「特定購入会社」欄記載の事業者（キリン㈱にあっては，キリンホールディングス㈱）に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

c　名宛人は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，特定アルミ缶又は特定スチール缶について，安値により商権を奪い合わずに販売価格を維持する行為を行ってはならない。

d　名宛人は，今後，それぞれ，相互に，又は他の事業者と，特定アルミ缶又は特定スチール缶の見積価格及び販売価格に関する情報交換を行ってはならない。

e　名宛人は，それぞれ，特定アルミ缶又は特定スチール缶の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての，当該商品の営業に関わる自社の役員及び従業員に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じなければならない。

(ｴ) 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は，令和２年４月27日までに，それぞれ前記(ｱ) ａ及びｂの表の「課徴金額」欄記載の額（総額257億2356万円）を支払わなければならない。

(ｵ) 食缶の製造販売業者に対する注意について

大和製罐，東洋製罐及び北海製罐の３社が，食缶（食品〔飲料を除く。〕又はペットフードの缶詰の容器として用いられる金属缶をいう。）の取引に関して，価格に関する情報交換等を行っていた事実が認められたことから，公正取引委員会は，当該行為が独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定の違反につながるおそれがあるものとして，これら３社に対し，注意を行った。

カ　東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭の販売業者に対する件（令和元年（措）第９号・第10号）

排除措置年月日	違　反　法　条
元. 11. 22	独占禁止法第3条後段

(ｱ) 関係人

ａ　特定活性炭（注１）（東日本地区）

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	本町化学工業㈱	東京都足立区中央本町一丁目2番11号	代表取締役 寺沢　伸郎	○	1億6143万円
2	フタムラ化学㈱	名古屋市中村区名駅二丁目29番16号	代表取締役 長江　泰雄	○	3068万円
3	日本エンバイロケミカルズ㈱			—	—
4	大阪ガスケミカル㈱（注2）	大阪市西区千代崎三丁目南2番37号	代表取締役 渡部　吉彦	○	2608万円
5	水ｉｎｇ㈱	東京都港区港南一丁目7番18号	代表取締役 中川　哲志	○	2213万円
6	クラレケミカル㈱			—	—
7	㈱クラレ（注3）	岡山県倉敷市酒津1621番地	代表取締役 伊藤　正明	○	2155万円
8	ダイネン㈱	兵庫県姫路市飾磨区中島3001番地	代表取締役 増田　哲彦	○	1990万円
9	幸商事㈱	東京都中央区新川一丁目17番25号	代表取締役 中澤　祐喜	○	1360万円
10	太平化学産業㈱	大阪市中央区東高麗橋1番16号	代表取締役 吉川　正彦	○	1141万円
11	カルゴンカーボンジャパン㈱	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	代表清算人 石川　智章	—	853万円
12	朝日沪過材㈱	岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目1番地の1	代表取締役 肥田　祐輔	○	708万円
13	㈱エーシーケミカル	千葉県流山市美原三丁目89番地の3	代表取締役 岡田　隆治	○	688万円

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
14	㈱サンワ	福岡市城南区別府二丁目14番8号	代表取締役 田代　英宏	○	—
15	㈱ツルミコール	横浜市鶴見区寛政町25番3号	代表取締役 堀田　靖則	○	—
16	セラケム㈱	広島県世羅郡世羅町大字本郷954番地の1	代表取締役 忍田　博	—	—
合計				12社	3億2927万円

（注１）「特定活性炭」とは，東日本地区に所在する地方公共団体（55団体。以下同じ。）が入札等の方法により発注する，東日本地区の特定浄水場等（126施設。以下同じ。）向けの活性炭をいう。

（注２）大阪ガスケミカル㈱は，平成27年４月１日に番号３の日本エンバイロケミカルズ㈱を吸収合併した者である。このため，日本エンバイロケミカルズ㈱がした違反行為については大阪ガスケミカル㈱が行ったものとして同社に課徴金の納付を命じている。

（注３）㈱クラレは，平成29年１月１日に番号６のクラレケミカル㈱を吸収合併した者である。このため，クラレケミカル㈱がした違反行為については㈱クラレが行ったものとして同社に課徴金の納付を命じている。

（注４）表中の「○」は，排除措置命令の対象事業者であることを示している。

（注５）表中の「－」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

b　特定粒状活性炭（注６）（近畿地区）

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	本町化学工業㈱	東京都足立区中央本町一丁目2番11号	代表取締役 寺沢　伸郎	○	3283万円
2	クラレケミカル㈱			—	—
3	㈱クラレ（注7）	岡山県倉敷市酒津1621番地	代表取締役 伊藤　正明	○	2721万円
4	日本エンバイロケミカルズ㈱			—	—
5	大阪ガスケミカル㈱（注8）	大阪市西区千代崎三丁目南2番37号	代表取締役 渡部　吉彦	○	2002万円
6	カルゴンカーボンジャパン㈱	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	代表清算人 石川　智章	—	1418万円
7	ダイネン㈱	兵庫県姫路市飾磨区中島3001番地	代表取締役 増田　哲彦	○	451万円
8	幸商事㈱	東京都中央区新川一丁目17番25号	代表取締役 中澤　祐喜	○	332万円
9	朝日沪過材㈱	岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目1番地の1	代表取締役 肥田　祐輔	○	184万円
10	フタムラ化学㈱	名古屋市中村区名駅二丁目29番16号	代表取締役 長江　泰雄	○	142万円
11	㈱サンワ	福岡市城南区別府二丁目14番8号	代表取締役 田代　英宏	○	—
合計				8社	1億533万円

（注６）「特定粒状活性炭」とは，近畿地区に所在する地方公共団体（６団体。以下同じ。）が入札の方法により発注する，近畿地区の特定高度浄水処理施設（11施設。以下同じ。）向けの粒状活性炭をいう。

（注７）㈱クラレは，平成29年１月１日に番号２のクラレケミカル㈱を吸収合併した者である。このため，クラレケミカル㈱がした違反行為については㈱クラレが行ったものとして同社に課徴金の納付を命じている。

（注８）大阪ガスケミカル㈱は，平成27年４月１日に番号４の日本エンバイロケミカルズ㈱を吸収合併した者である。このため，日本エンバイロケミカルズ㈱がした違反行為については大阪ガスケミカル㈱が行ったものとして同社に課徴金の納付を命じている。
（注９）表中の「○」は，排除措置命令の対象事業者であることを示している。
（注10）表中の「－」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。
（注11）特定活性炭及び特定粒状活性炭に係る違反事業者名について，以下「㈱」の記載を省略する。

㈠ 違反行為の概要

a 特定活性炭（東日本地区）

本町化学工業は，かねてから，特定活性炭について，入札等に係る物件，自社の活性炭（注12）を供給した者，受注者となった窓口業者（注13），契約数量，落札金額等の情報を管理していたところ（以下，当該情報を記載した年度ごとの一覧表を「入札結果表」という。），前記㈠ a 記載の16社は，遅くとも平成25年10月24日以降（注14），特定活性炭について，各社の利益を確保するため

㈀ i 供給予定者（自社の活性炭を供給すべき者をいう。以下，特定活性炭に係る箇所について同じ。）を決定し，供給予定者は本町化学工業を介して供給する

ii 供給予定者以外の者は，供給予定者が供給できるように協力する

旨の合意の下に

㈁ i ㈠ 本町化学工業は，特定活性炭の入札等に先立ち，16社のうち本町化学工業を除く15社（以下「15社」という。）と個別に面談し，15社に対して，本町化学工業が作成した入札結果表を配付する

㈡ 15社は，本町化学工業に対し，前記㈠の配付された入札結果表に記載の物件の中から，自社が供給予定者となることを希望するものを伝える

㈢ 本町化学工業は，東日本地区に所在する地方公共団体が入札等に当たり示した特定活性炭の仕様，15社の前記㈡の希望，入札結果表に記載の特定活性炭の供給実績等を勘案して，15社のいずれかを供給予定者として物件を割り振る

ii 窓口業者が提示する入札価格又は見積価格（以下「入札価格等」という。）のうち

㈠ 供給予定者の窓口業者が提示する入札価格等は，供給予定者若しくは本町化学工業が単独で，又は両者の協議によるなどして決定する

㈡ 供給予定者以外の者の窓口業者が提示する入札価格等は，供給予定者の窓口業者が提示する入札価格等よりも高くなるようにする

iii 入札等において前記 ii の入札価格等を窓口業者に提示させる

iv 本町化学工業は，特定活性炭の各入札等が実施された後，入札結果表を随時更新し，当該入札結果表を，更新日以降に実施される前記 i の行為に用いる

などして，供給予定者を決定し，供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにしていた。

これにより，16社は，公共の利益に反して，特定活性炭の取引分野における競

争を実質的に制限していた。

（注12）「自社の活性炭」とは，15社のそれぞれが，自社の名称，銘柄，品番，商標等を付した活性炭（幸商事にあっては，キャボット・ノリット・ジャパン㈱の名称，銘柄，品番，商標等を付した活性炭）をいう。

（注13）本項における「窓口業者」とは，16社がそれぞれ特定活性炭の入札等に参加させる者をいう。

（注14）大阪ガスケミカルにあっては平成27年４月１日以降，クラレにあっては平成29年１月１日以降である。

ｂ　特定粒状活性炭（近畿地区）

前記⑺ｂ記載の11社は，遅くとも平成25年３月22日以降（注15），特定粒状活性炭について，各社の利益を確保するため

⒜ ⅰ　供給予定者（自社の粒状活性炭〔注16〕を供給すべき者をいう。以下，特定粒状活性炭に係る箇所について同じ。）を決定し，供給予定者は本町化学工業を介して供給する

ⅱ　供給予定者以外の者は，供給予定者が供給できるように協力する

旨の合意の下に

⒝ ⅰ　入札物件ごとに，11社から本町化学工業を除いた10社（以下「10社」という。）の中から

⑴　納入先施設ごとに供給予定者となる順番をあらかじめ定め，当該順番に該当する者を供給予定者とする

⑵　特定の納入先施設については特定の者を供給予定者とする

ことを原則としつつ，本町化学工業と10社のうち一部の者が必要に応じて調整して，10社のうちいずれかの者を当該物件の供給予定者とする

ⅱ　窓口業者（注17）が提示する入札価格のうち

⑴　供給予定者の窓口業者が提示する入札価格は，供給予定者が単独で，又は供給予定者と本町化学工業との協議によるなどして決定する

⑵　供給予定者以外の者の窓口業者が提示する入札価格は，供給予定者の窓口業者が提示する入札価格よりも高くなるようにする

ⅲ　入札において前記ⅱの入札価格を窓口業者に提示させる

などして，供給予定者を決定し，供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにしていた。

これにより，11社は，公共の利益に反して，特定粒状活性炭の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注15）クラレにあっては平成29年１月１日以降，大阪ガスケミカルにあっては平成27年４月１日以降，サンワにあっては遅くとも平成26年４月８日以降である。

（注16）「自社の粒状活性炭」とは，10社のそれぞれが，自社の名称，銘柄，品番，商標等を付した粒状活性炭（幸商事にあっては，キャボット・ノリット・ジャパン㈱の名称，銘柄，品番，商標等を付した粒状活性炭）をいう。

（注17）本項における「窓口業者」とは，11社がそれぞれ特定粒状活性炭の入札に参加させる者をいう。

⑺　排除措置命令の概要

公正取引委員会は，前記⑷の違反行為ごとに，次のとおり排除措置命令を行った。

a　排除措置命令の対象事業者（以下カにおいて「名宛人」という。）は，それぞれ，次の事項を取締役会（サンワにあっては株主総会）において決議しなければならない。

(a)　前記(イ)の行為を取りやめていることを確認すること。

(b)　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，

i　特定活性炭については東日本地区の特定浄水場等向けの活性炭

ii　特定粒状活性炭については近畿地区の特定高度浄水処理施設向けの粒状活性炭

について，供給予定者を決定せず，自主的に供給すること。

b　名宛人は，それぞれ，前記aに基づいて採った措置を，自社を除く名宛人のほか，

(a)　特定活性炭については

i　東日本地区に所在する地方公共団体

ii　自社の取引先である特定活性炭の販売業者等

iii　遅くとも平成25年10月24日以降（注18）に，特定活性炭の入札等に参加していた販売業者等のうち自社が供給する活性炭を取り扱う者

(b)　特定粒状活性炭については

i　近畿地区に所在する地方公共団体

ii　自社の取引先である特定粒状活性炭の販売業者等

iii　遅くとも平成25年３月22日以降（注19）に，特定粒状活性炭の入札に参加していた販売業者等のうち自社が供給する粒状活性炭を取り扱う者

に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

c　名宛人は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，前記a(b)のそれぞれの活性炭について，供給予定者を決定してはならない。

（注18）前記（注14）に同じ。

（注19）前記（注15）に同じ。

(エ)　課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は，令和２年６月23日までに，それぞれ前記(ア) a及びbの表の「課徴金額」欄記載の額（総額4億3460万円）を支払わなければならない。

なお，本町化学工業は，単独で，継続的に，特定活性炭について，15社からなされたそれぞれの供給の希望を受けて，当該15社の供給の希望，東日本地区に所在する地方公共団体が入札等に当たり示した特定活性炭の仕様，供給実績等を勘案して，15社のいずれかを供給予定者として物件を割り振ることにより，15社の取引の相手方を指定していたことが認められたため，独占禁止法第７条の２第８項第２号に該当する者であることから，同項の規定に基づき，５割加算した算定率を適用している。

キ　カルバン錠（注１）の販売業者らに対する件（令和２年（措）第１号）

排除措置年月日	違　反　法　条
2.3.5	独占禁止法第3条後段

（注１）「カルバン錠」とは，高血圧症の改善に用いられ，「カルバン」の商標で販売されるベバントロール塩酸塩を有効成分とする錠剤をいう。

⑺　関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	鳥居薬品㈱	東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号	代表取締役 松田　剛一	○	287万円
2	日本ケミファ㈱	東京都千代田区岩本町二丁目2番3号	代表取締役 山口　一城	―	―
合計				1社	287万円

（注２）表中の「○」は，排除措置命令の対象事業者であることを示している。
（注３）表中の「－」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。
（注４）違反事業者名について，以下「㈱」の記載を省略する。

⑴　違反行為の概要

a　鳥居薬品及び日本ケミファの２社（以下キにおいて「２社」という。）は，かねてから，薬価改定に伴い改定するカルバン錠の仕切価（注５）に関して情報交換を行っていたところ，遅くとも平成26年３月５日以降，仕切価の低落を防止し自社の利益を確保するため，２社のカルバン錠の仕切価を合わせる旨の合意の下に，薬価改定が行われることとなった場合には２社の営業部課長級の者らによる会合を開催するなどして，カルバン錠の仕切価を同一の価格又はおおむね同一の価格とすることを決定していた。

b　２社は，前記ａの合意をすることにより，公共の利益に反して，我が国におけるカルバン錠の販売分野における競争を実質的に制限していた。

（注５）「仕切価」とは，卸売業者向け販売価格をいう。

⑵　排除措置命令の概要

a　鳥居薬品は，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

⑻　前記⑴ａの合意が消滅していることを確認すること。

⑼　今後，他の事業者と共同して，カルバン錠の仕切価を決定せず，自主的に決めること。

⑽　今後，他の事業者と，カルバン錠の仕切価に関して情報交換を行わないこと。

b　鳥居薬品は，前記ａに基づいて採った措置を，日本ケミファに通知するとともに，自社の取引先であるカルバン錠の卸売業者に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

c　鳥居薬品は，今後，他の事業者と共同して，カルバン錠の仕切価を決定してはならない。

d　鳥居薬品は，今後，他の事業者と，カルバン錠の仕切価に関する情報交換を行ってはならない。

e　鳥居薬品は，次の(a)及び(b)の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

(a)　自社の商品の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定及び自社の従業員に対する周知徹底

(b)　カルバン錠の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての，カルバン錠の販売に関する業務に従事する役員及び従業員に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

(エ)　**課徴金納付命令の概要**

鳥居薬品は，令和２年10月６日までに，287万円を支払わなければならない。

(2)　独占禁止法第19条違反事件

ア　アップリカ・チルドレンズプロダクツ（同）に対する件（令和元年（措）第３号）

排除措置年月日	違　反　法　条
元. 7. 1	独占禁止法第19条（第2条第9項第4号）

(ア)　**関係人**

名称	所在地	代表者	事業の概要
アップリカ・チルドレンズプロダクツ（同）	大阪市中央区島之内一丁目13番13号	代表社員 エヌダブリュエル・ネザーランズ・ホールディング・II・ビーヴイー 代表社員職務執行者 前田　英広	育児用品（注1）の販売業等

（注１）「育児用品」とは，ベビーカー，チャイルドシート，ゆりかご，抱っこ紐，おむつ処理器その他の育児に用いる商品をいう。

(イ)　**違反行為の概要**

アップリカ・チルドレンズプロダクツ（同）（以下「アップリカ」という。）は，遅くとも平成28年５月頃以降，次の行為を行うことにより，小売業者にアップリカの育児用品（注２）をアップリカが定める「提案売価」等と称する価格（以下アにおいて「提案売価」という。）で販売するようにさせていた。

a　提案売価を下回る販売価格（以下「逸脱売価」という。）でアップリカの育児用品を販売している又は販売しようとしている小売業者を把握するため，次の行為を行っていた。

(a)　小売業者のアップリカの育児用品の販売価格を自ら定期的に調査していた。

(b)　小売業者のチラシの配布に先立ち，当該チラシに掲載されるアップリカの育児用品の販売価格を自ら確認し又は取引先卸売業者をして確認させていた。

(c)　取引先卸売業者及び小売業者から，逸脱売価でアップリカの育児用品を販売している小売業者に関する苦情を受け付けていた。

b　前記ａの行為により，逸脱売価でアップリカの育児用品を販売している又は販売しようとしていることが判明した小売業者に，提案売価で販売するよう，自ら要請を行い又は取引先卸売業者をして要請を行わせていた。

c　前記ｂの要請にもかかわらず，逸脱売価でアップリカの育児用品を販売し続け

る小売業者に対しては，アップリカの育児用品の出荷を停止し，又は取引先卸売業者をして当該小売業者に対するアップリカの育児用品の出荷を停止させるなどしていた。

（注２）「アップリカの育児用品」とは，アップリカが販売する「Ａｐｒｉｃａ」，「ＧＲＡＣＯ」又は「ＢＡＢＹ　ＪＯＧＧＥＲ」の商標が付された育児用品をいう。

⑺　**排除措置命令の概要**

ａ　アップリカは，次の事項を，業務執行の決定機関において確認しなければならない。

⒜　前記⑷の行為を行っていないこと。

⒝　今後，アップリカの育児用品の販売に関し，前記⑷の行為と同様の行為を行わないこと。

ｂ　アップリカは，前記ａに基づいて採った措置を，取引先卸売業者及び小売業者に通知するとともに，一般消費者に周知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

ｃ　アップリカは，今後，アップリカの育児用品の販売に関し，前記⑷の行為と同様の行為を行ってはならない。

ｄ　アップリカは，卸売業者及び小売業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての，従業員に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じなければならない。

イ　コンビ㈱に対する件（令和元年（措）第５号）

排除措置年月日	違　反　法　条
元. 7. 24	独占禁止法第19条（第2条第9項第4号）

⑺　**関係人**

名称	所在地	代表者	事業の概要
コンビ㈱	東京都台東区元浅草二丁目6番7号	代表取締役 五嶋　啓伸	育児用品（注1）の販売業等

（注１）「育児用品」とは，ベビーカー，チャイルドシート，ゆりかご，抱っこ紐，おむつ処理器その他の育児に用いる商品をいう。

⑷　**違反行為の概要**

コンビ㈱（以下「コンビ」という。）は，ホワイトレーベル商品（注２）について，かねてから，コンビが定める「提案売価」等と称する価格（以下イにおいて「提案売価」という。）での販売に同意した小売業者に販売を認める方針の下，自ら又は取引先卸売業者を通じて小売業者から提案売価で販売する旨の同意を得ていたところ，遅くとも平成27年１月頃以降，ホワイトレーベル商品を提案売価で販売する旨に同意した小売業者に自ら又は取引先卸売業者を通じてホワイトレーベル商品を販売することにより，小売業者にホワイトレーベル商品を提案売価で販売するようにさせていた。

（注２）「ホワイトレーベル商品」とは，コンビが販売するベビーカー，チャイルドシート及びゆりかごのうち，「ホワイトレーベル」と称するブランドが付された商品をいう。

(ｳ) 排除措置命令の概要

a　コンビは，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

(a)　前記(ｲ)の行為を行っていないこと。

(b)　今後，ベビーカー，チャイルドシート及びゆりかごの販売に関し，前記(ｲ)の行為と同様の行為を行わないこと。

b　コンビは，前記aに基づいて採った措置を，取引先卸売業者及び小売業者に通知するとともに，一般消費者に周知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

c　コンビは，今後，ベビーカー，チャイルドシート及びゆりかごの販売に関し，前記(ｲ)の行為と同様の行為を行ってはならない。

d　コンビは，次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

(a)　卸売業者及び小売業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定

(b)　卸売業者及び小売業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての，従業員に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

2　確約計画の認定

(1)　独占禁止法第３条前段等違反被疑事件

日本メジフィジックス㈱に対する件（令和２年（認）第１号）

確約計画の認定年月日	関　係　法　条
2.3.11	独占禁止法第3条前段 同法第19条（一般指定第14項）

ア　関係人

名称	所在地	代表者
日本メジフィジックス㈱	東京都江東区新砂三丁目4番10号	代表取締役 下田　尚志

イ　違反被疑行為の概要

(ｱ)　疑いの理由となった行為の概要

a　富士フイルムＲＩファーマ㈱（平成30年10月１日付けで商号を富士フイルム富山化学㈱に変更したものである。以下「ＦＲＩ」という。）が，フルデオキシグルコース（以下「ＦＤＧ」という。）（注１）の製造販売業への新規参入に当たり，ＦＤＧの卸売を行う（公社）日本アイソトープ協会（以下「協会」という。）（注２）を通じて，全国一律価格ではなく，配達地域に応じた複数の価格（以下「地域別価格」という。）で同社が製造するＦＤＧを販売しようとしていたところ，日本メジフィジックス㈱（以下「日本メジフィジックス」という。）（注３）は，平成29年５月頃，協会に対し，ＦＲＩと地域別価格によるＦＤＧの取引をした場合には，自社が製造するＦＤＧ等の販売を停止する意思がある旨を伝えた。

b　日本メジフィジックスは，平成29年５月頃以降，ＦＲＩがＦＤＧの自動投与装

置の製造販売業者と共同開発したＦＤＧの自動投与装置（以下「特定自動投与装置」という。）（注４）の導入があり得た南関東地区（注５）及び近畿地区（注６）所在の取引先医療機関に対し，特定自動投与装置において，自社が製造販売するＦＤＧを使用できる可能性があったにもかかわらず，明確な根拠なく特定自動投与装置では使用できないと説明していた。

c　日本メジフィジックスは，平成29年５月頃，ＦＲＩが製造販売するＦＤＧを購入している南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関から自社が製造販売するＦＤＧの当日中の配送依頼を受けた際にはこれを拒否する旨の方針を定めて社内周知し，以後，当該方針に沿って依頼を拒否していた。

(ｲ)　**違反する疑いのあった法令の条項**

a　日本メジフィジックスの前記(ｱ)の行為は，ＦＲＩの事業活動を排除することにより，公共の利益に反して，南関東地区及び近畿地区におけるＦＤＧの取引分野における競争を実質的に制限していた疑いがあるものであって，この行為は，独占禁止法第２条第５項に規定する私的独占に該当し同法第３条の規定に違反する疑いがある。

b　日本メジフィジックスの前記(ｱ) a の行為は，自己と競争関係にあるＦＲＩと協会との取引を，前記(ｱ) b 及び c の行為は，それぞれ，ＦＲＩと南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関との取引を不当に妨害していた疑いがあるものであって，これらの行為は，不公正な取引方法の第14項に該当し独占禁止法第19条の規定に違反する疑いがある。

（注１）ＦＤＧは，放射性医薬品（放射性同位元素を含んだ医薬品）であり，がん等の診断に用いられる。
（注２）協会は，ＦＲＩが参入するまでは，我が国唯一のＦＤＧの卸売業者であった。
（注３）日本メジフィジックスは，ＦＲＩが参入するまでは，我が国唯一のＦＤＧの製造販売業者であった。
（注４）自動投与装置とは，被験者にＦＤＧを自動的に投与する機械であり，当該機械を用いることが一般的である。
（注５）南関東地区とは，埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県をいう。
（注６）近畿地区とは，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県及び和歌山県をいう。

ウ　確約計画の概要

(ｱ)　以下の事項を取締役会において決議すること。

a　前記イ(ｱ)の行為を既に行っていないことを確認すること。

b　今後３年間，前記イ(ｱ)の行為と同様の行為を行わないこと。

(ｲ)　前記(ｱ)に基づいて採った措置を，協会並びに南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底すること。

(ｳ)　南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関に対して，日本メジフィジックスがＦＤＧの自動投与装置の製造販売業者に委託した，自社が製造販売するＦＤＧの特定自動投与装置における使用の確認試験に係る結果を通知すること。

(ｴ)　今後３年間，前記イ(ｱ) a 及び b に記載の行為と同様の行為を行わないこと。

(ｵ)　今後３年間，南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関からの当日中の配送依頼を受けた際に，ＦＲＩが製造販売するＦＤＧを購入していることを理由とした依頼の拒否を行わないこと。

(ｶ)　次の事項を行うために必要な措置を講じること。

ａ　協会及び取引先医療機関との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び自社のＦＤＧ事業に係る従業員への周知徹底

ｂ　協会及び取引先医療機関との取引に関する独占禁止法の遵守についての自社のＦＤＧ事業に係る役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査

(ｷ)　前記(ｱ)から(ｶ)までの措置の履行状況を公正取引委員会に報告すること。

(ｸ)　前記(ｶ)ｂの措置に基づいて講じた措置の履行状況を，今後３年間，毎年，公正取引委員会に報告すること。

エ　確約計画の認定

公正取引委員会は，前記ウの計画を精査した結果，当該計画は実態に即した効果的な措置を含んでいるところ，当該計画が，独占禁止法に規定する認定要件のいずれにも適合するものと認められたことから，当該計画を認定した。

(2)　独占禁止法第19条違反被疑事件

楽天㈱に対する件（令和元年（認）第１号）

確約計画の認定年月日	関　係　法　条
元. 10. 25	独占禁止法第19条（一般指定第12項）

ア　関係人

名称	所在地	代表者
楽天㈱	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	代表取締役 三木谷　浩史

イ　違反被疑行為の概要

楽天㈱は，自らが運営する「楽天トラベル」と称するウェブサイトに宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者との間で締結する契約において，当該ウェブサイトに当該運営業者が掲載する部屋の最低数の条件を定めるとともに，宿泊料金及び部屋数については，他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件を定めている。

ウ　確約計画の概要

(ｱ)　自らが運営する「楽天トラベル」と称するウェブサイトに宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者との間で締結する契約において，当該ウェブサイトに当該運営業者が掲載する部屋の最低数の条件を定めるとともに，宿泊料金及び部屋数については，他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件を定めている行為を取りやめること。

(ｲ)　前記(ｱ)の行為を取りやめる旨及び今後３年間前記(ｱ)の行為と同様の行為を行わない旨を取締役会において決議すること。

(ｳ)　前記(ｱ)及び(ｲ)に基づいて採った措置を，前記(ｱ)記載の運営業者に通知し，かつ，

自社の楽天トラベル事業に係る従業員に周知徹底すること。

(ｴ)　前記(ｱ)及び後記(ｵ)について，一般消費者に周知すること。

(ｵ)　今後３年間，前記(ｱ)の行為と同様の行為を行わないこと。

(ｶ)　次の事項を行うために必要な措置を講じること。

a　前記(ｱ)記載の運営業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び自社の楽天トラベル事業に係る従業員への周知徹底

b　前記(ｱ)記載の運営業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての自社の楽天トラベル事業に係る従業員に対する定期的な研修及び監査担当者による定期的な監査

(ｷ)　前記(ｱ)から(ｴ)まで及び(ｶ)の措置の履行状況を公正取引委員会に報告すること。

(ｸ)　前記(ｵ)の措置及び(ｶ)ｂに基づいて講じた措置の履行状況を，今後３年間，毎年，公正取引委員会に報告すること。

エ　確約計画の認定

公正取引委員会は，前記ウの計画が独占禁止法に規定する認定要件のいずれにも適合すると認められたことから，当該計画を認定した。

第３　警告等

1　警告

令和元年度において警告を行ったものの概要は，次のとおりである。

第６表　令和元年度警告事件一覧表

一連番号	件　　名	内　　容	関係法条	警告年月日
1	丸井産業㈱に対する件	次の行為により，遅くとも平成27年5月以降平成31年2月までの間，自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，継続して取引する相手方に対して，自己のために金銭を提供させていた疑い。 ⑴　納入業者のうち171社に対し，自社の社員旅行の費用の一部に充てるため，当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず，金銭を提供させていた。 ⑵　納入業者のうち19社に対し，自社の営業担当者への報奨金等に充てるため，当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず，毎月の仕入金額に一定率を乗じて得た額の金銭を提供させていた。	第19条（第2条第9項第5号ロ）	元. 5. 15
2	あきた北農業協同組合及び㈱本家比内地鶏に対する件	平成17年4月頃から平成31年1月頃までの間，部会員が生産する比内地鶏の販売に関して，次の行為により，不当に拘束する条件を付けて取引していた疑い。 ○　部会員との間で ⑴　あきた北農業協同組合の指定する出荷先以外への出荷が無い者であること，比内地鶏の雛の数量に係るあきた北農業協同組合の定める導入計画を遵守できる者であること等の条件を満たす者と取引する旨 ⑵　前記⑴に違反した場合には契約を解除して出荷停止ができる旨 等を内容とする「比内地鶏委託販売契約書」と称する3者連名の契約を締結した上で ・　前記⑴の出荷先を㈱本家比内地鶏に限定する ・　前記⑴の導入計画における雛の数量を㈱本家比内地鶏の販売計画に合わせて調整する などにより，部会員に対し，生産した比内地鶏を㈱本家比内地鶏以外に出荷しないようにさせるとともに，導入する比内地鶏の雛の数量を遵守させている疑いのある行為を行っていた。	第19条（一般指定第12項）	元. 7. 3

（注）一般指定とは，不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

２　注意

令和元年度において注意・公表を行ったものの概要は，次のとおりである。

第７表　令和元年度注意・公表事件一覧

一連番号	件　　名	内　　容	関係法条	注意年月日
1	舗装用改質アスファルトの製造販売業者ら5社に対する件	舗装用改質アスファルトの製造販売業者3社が決定した舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の引上げ額又は当該価格を維持すること等について，製造販売業者ら5社が，一部の地区において，前記3社と話し合っていた行為が認められたことから，独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定の違反につながるおそれがあるものとして，当該5社に対し，注意を行った。	第3条後段	元.6.20
2	食缶製造販売業者3社に対する件	食缶製造販売業者3社が，食缶（食品〔飲料を除く。〕又はペットフードの缶詰の容器として用いられる金属缶をいう。）の取引に関して，価格に関する情報交換等を行っていた事実が認められたことから，独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定の違反につながるおそれがあるものとして，当該3社に対し，注意を行った。	第3条後段	元.9.26

３　自発的な措置に関する公表

令和元年度において，調査の過程において，事業者の自発的な措置を踏まえて調査を終了した事案の概要は，次のとおりである。

第８表　令和元年度自発的な措置に関する公表事案一覧

件　　名	内　　容	公表年月日
アマゾンジャパン（同）に対する件	アマゾンジャパン（同）が，Amazon マーケットプレイスの出品者との間の Amazon ポイントサービス利用規約を変更し，出品される全ての商品について最低1パーセントのポイントを付与し，当該ポイント分の原資を出品者に負担させる旨の内容としたことについて，独占禁止法上の懸念があったため，所要の調査を行っていたところ，アマゾンジャパン（同）が，前記規約の変更を修正し，商品をポイントサービスの対象とするか否かについて，出品者の任意としたため，当該規約変更に係る前記調査を継続しないこととした。	31.4.11

第４　告発

私的独占，カルテルなどの重大な独占禁止法違反行為については，排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ，これらについては公正取引委員会による告発を待って論ずることとされている（第96条及び第74条第１項）。

公正取引委員会は，平成17年10月，平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ，「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し，独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から，積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

令和元年度においては，検事総長に告発した事件はなかった。

第３章　審　判

第１　概説

令和元年度当初における審判件数は，前年度から繰り越されたもの163件（排除措置命令に係るものが81件，課徴金納付命令に係るものが82件）であった。令和元年度においては，審判開始を行った事件はなく，平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成25年法律第100号〕をいう。）による改正前の独占禁止法（以下，特段の断りがない限り第３章において単に「独占禁止法」という。）に基づく審決を11件（排除措置命令に係る審決５件，課徴金納付命令に係る審決６件）行った。この結果，令和元年度末における審判件数（令和２年度に繰り越すもの）は152件となった。

図　審判件数の推移

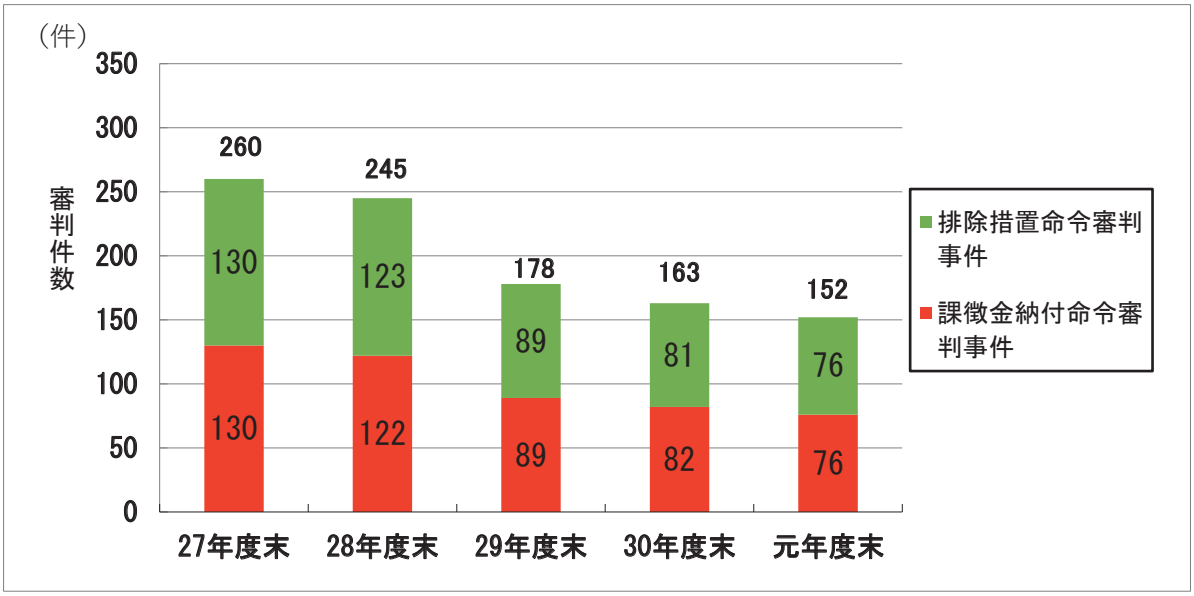

（注）審判件数は，行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

表　令和元年度末における係属中の審判事件一覧

一連番号	事件番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続開始年月日	審判開催状況（元.3.31現在）
1 ～ 12	22 （判） 17 ～ 28	三和シヤッター工業㈱ほか3名	共同して全国におけるシャッターの需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。近畿地区におけるシャッターについて，共同して受注予定者を決定していた。 （22（判）17ないし21につき排除措置命令審判事件，22（判）22ないし28につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	22.10.4	39回開催
13 ～ 148	26 （判） 3 ～ 138	レンゴー㈱ほか36名	特定段ボールシート及び特定段ボールケースについて，共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。 （26（判）3ないし34，65ないし101につき排除措置命令審判事件，26（判）35ないし64，102ないし138につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	26.11.7	15回開催
149 ～ 152	26 （判） 139 ～ 142	レンゴー㈱ほか1名	大口需要者向け段ボールケースについて，共同して販売価格等を引き上げる旨を合意していた。 （26（判）139及び140につき排除措置命令審判事件，26（判）141及び142につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	26.11.7	9回開催

第２　審決

1　王子コーンスターチ㈱ほか２名に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成25年（判）第30号及び第33号	25.11.7	15	元.9.30	6895万
平成25年（判）第31号及び第34号	25.11.7	15	元.9.30	5434万
平成25年（判）第32号及び第35号	25.11.7	15	元.9.30	—

⑴　被審人

事件番号	名　　称	所　在　地
平成25年（判）第30号及び第33号	王子コーンスターチ㈱	東京都中央区銀座四丁目７番５号
平成25年（判）第31号及び第34号	㈱Ｊ－オイルミルズ	東京都中央区明石町８番１号
平成25年（判）第32号及び第35号	加藤化学㈱	愛知県知多郡美浜町大字河和字上前田18番地

⑵　事件の経過

本件は，平成25年７月11日，公正取引委員会が，前記⑴の被審人３社（以下⑵及び⑶において「被審人ら」という。）に対し，独占禁止法第７条第２項の規定に基づき排除

措置命令を，同法第７条の２第１項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ，被審人らは，両命令に対して審判請求を行ったので，被審人らに対し，同法第52条第３項の規定に基づき審判手続を開始し，審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は，担当審判官から提出された事件記録，審査官並びに被審人王子コーンスターチ㈱（以下「被審人王子コンス」という。）及び被審人㈱Ｊ－オイルミルズ（以下「被審人Ｊオイル」という。）から提出された各異議の申立書並びに同２社から聴取した陳述に基づいて，同審判官から提出された審決案を調査の上，被審人らに対して審決案と同じ内容（前記排除措置命令のうち，被審人加藤化学㈱（以下「被審人加藤」という。）に関する部分及び同社に対する課徴金納付命令（平成25年（納）第34号）を取り消し，被審人王子コンス及び被審人Ｊオイルの各審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

⑶　判断の概要等

ア　原処分の原因となる事実

被審人ら及び５社（日本コーンスターチ㈱〔以下「日コン」という。〕，日本食品化工㈱〔以下「日本食品」という。〕，敷島スターチ㈱〔以下「敷島スターチ」という。〕，三和澱粉工業㈱〔以下「三和澱粉」という。〕及び日本澱粉工業㈱〔以下「日本澱粉」という。〕）（以下，両者を併せて「８社」という。）は共同して，とうもろこしのシカゴ相場（注１）の上昇に応じて，段ボール用でん粉（注２）の需要者渡し価格（以下，文脈上明らかな場合には単に「価格」ともいう。）を引き上げる旨を合意することにより，公共の利益に反して，我が国における段ボール用でん粉の販売分野における競争を実質的に制限していた（以下「本件違反行為」という。）。

（注１）シカゴ商品取引所における先物価格

（注２）コーンスターチ又は化工でん粉（コーンスターチ又はコーンスターチの製造工程における中間品を物理的又は化学的方法により変性させたでん粉及びコーンスターチに当該でん粉等を配合したものをいう。）であって，段ボールの製造工程においてライナと中しんとの接着に用いられるものとして販売されるもの

イ　主要な争点及びそれに対する判断

⑺　とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて段ボール用でん粉の需要者渡し価格を引き上げる旨の合意の成否及びその不当な取引制限への該当性（争点１）について

ａ　６社（被審人王子コンス，日コン，日本食品，敷島スターチ，三和澱粉及び日本澱粉）による本件合意の成否

①６社が，遅くとも平成18年頃までには既に，とうもろこしのシカゴ相場の上昇に伴い，段ボール用でん粉の価格の引上げの幅，その実施時期等について決定し，段ボールメーカーとの間の値上げ交渉の状況について情報交換を行ったり，交渉方針について話し合ったりして，値上げ交渉が妥結すると，次の値上げにおける価格の引上げの幅，その実施時期等について決定するという行為を何度も繰り返していたこと，②日コン，日本食品及び被審人王子コンスの担当者が，平成22年10月頃，段ボール用でん粉の価格の引上げを行っていく必要があることを確認した上，価格の引上げの幅やその実施時期についても意見のすり合わせを行っ

たほか，各コーンスターチメーカーが協調して段ボール用でん粉の価格の引上げを行っていくことを目的として本件会合（注３）を開催することを決定したこと，③本件会合において，６社の担当者の間で，段ボール用でん粉の需要者渡し価格の引上げ額については１キログラム当たり10円以上とし，実施時期については遅くとも平成23年１月１日納入分から実施することで意見が一致したこと，④６社が，本件会合後，とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて，本件各値上げ（注４）のいずれにおいても，おおむね同様の時期に，おおむね同様の内容で値上げの申入れを行っていたこと，⑤６社が，本件会合後，本件各値上げを行うに当たり，これらの申入れの時期や内容，段ボールメーカーとの値上げ交渉の状況についての情報交換を行っていたこと，これらに加えて，担当者が，６社が協調して本件各値上げを行った旨供述していることからすると，６社は，遅くとも本件会合が開催された平成22年11月５日までに，６社の担当者が話し合うなどして，段ボール用でん粉について，今後，とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて，価格の引上げを共同して行っていく旨の合意（以下「本件合意」という。）をしたものと認めるのが相当である。

（注３）平成22年11月５日に東京都内で開催された６社の担当者が出席した会合

（注４）８社による，平成22年11月５日頃からの段ボール用でん粉の価格の引上げについての段ボールメーカーとの交渉（「１次値上げ」），平成23年２月28日頃からの段ボール用でん粉の価格の引上げについての段ボールメーカーとの交渉（「２次値上げ」）及び同年６月上旬頃からの段ボール用でん粉の価格の引上げについての段ボールメーカーとの交渉（「３次値上げ」）の各値上げを併せて「本件各値上げ」という。

b　被審人Ｊオイルによる６社との本件合意の成否

①被審人Ｊオイルの担当者が他のコーンスターチメーカーとの会合に出席しなくなった平成20年春頃以降も，被審人Ｊオイルが，従前と同様の協調関係を維持していたこと，②被審人Ｊオイルの担当者が，本件会合が開催される前に被審人王子コンスの担当者に「会合には参加できないが，被審人Ｊオイルは会合で決まったことに従う」と伝え，そのことが本件会合で報告されたこと，③被審人王子コンスの担当者が，本件会合から平成22年11月18日までの間に，被審人Ｊオイルの担当者に本件会合の結果を連絡したこと，④被審人Ｊオイルが，本件各値上げのいずれにおいても，６社とおおむね同様の時期に，おおむね同様の内容で値上げの申入れを行っていたこと，⑤被審人Ｊオイルの担当者が，本件会合以降に日コンや被審人王子コンスの担当者との間で本件各値上げについての情報交換を行っていたことからすると，被審人Ｊオイルは，平成22年11月５日までに６社と共に本件合意をしたものと認めるのが相当である。

c　被審人加藤の本件合意への参加の有無

①被審人加藤は，平成21年10月頃に日コンが納入していた取引先大手段ボールメーカーとの取引を奪うなどしており，それゆえに，被審人加藤の担当者は本件会合に誘われず，その開催の事実さえも知らされなかったことからすると，被審人加藤の担当者が，平成22年11月８日の日本食品の担当者との会食において，本件合意が成立したことを知った上で，日本食品の担当者に対し，被審人加藤も本件合意に参加する旨を表明したとは認められない。また，②被審人加藤は，本件

各値上げにおいて，おおむね同様の時期に同様の内容で値上げの申入れをしており，他のコーンスターチメーカーと段ボール用でん粉の価格の値上げについての一定の情報交換を行ったという事実も認められるものの，被審人加藤の本件各値上げにおける大手段ボールメーカーとの具体的な交渉の状況等からすると，被審人加藤が本件合意に参加したとまで認めるに足りる証拠はないというべきである。

d　本件合意が不当な取引制限に該当するか

被審人王子コンス及び被審人Ｊオイルは，本件合意が不当な取引制限に該当するためには，本件合意の内容自体が競争の実質的制限をもたらす性格を有することが必要であるところ，本件合意の内容には，値上げの決定時期，実施時期，価格の引上げの幅，これらの決定方法が含まれておらず，本件合意自体を共同遂行することは不可能であるから，本件合意は不当な取引制限に該当しないと主張する。

この点，本件合意の内容自体が競争の実質的制限をもたらすような性格を有することが必要であるとしても，本件合意について，段ボール用でん粉についての具体的な値上げの決定時期，実施時期，価格の引上げの幅がその内容となっていることまでは必要ないものと解される。

また，①一般に，コーンスターチメーカーは，値上げ申入れ後，妥結までの間にとうもろこしのシカゴ相場が上昇した場合，引き続き，次の値上げ交渉を行っていたこと，②６社及び被審人Ｊオイルは，遅くとも平成18年頃までには既に，担当者らが段ボール用でん粉の価格の引上げの幅，その実施時期等を話し合うなどして，協調関係を維持してきたこと，③現に，平成22年夏頃以降，６社及び被審人Ｊオイルが，段ボールメーカーに対する段ボール用でん粉の価格引上げの申入れや交渉の内容について相互に情報交換をしており，歩調をそろえて値上げ活動を行っていたなどと認められること，④段ボール用でん粉の価格は，その変動要因が各コーンスターチメーカーで共通することなどから，値上げの申入れ時期や，価格の引上げの幅，その実施時期が一致しやすいことを併せ考えると，今後，とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて，需要者渡し価格の引上げを共同して行っていく旨の本件合意をすれば，６社及び被審人Ｊオイルの担当者らが，繰り返し，段ボール用でん粉の価格の引上げの幅，その実施時期等を話し合うなどして，歩調をそろえて段ボール用でん粉の価格を引き上げることが可能であったと認められる。

(ｲ)　本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日（争点２）について

日コンが，１次値上げを行っていた平成23年２月25日頃，大手段ボールメーカーとの取引を停止したことは確かであるが，その後も，２次値上げ及び３次値上げの際，他のコーンスターチメーカーと情報交換をして，段ボールメーカーに対する値上げの申入れや交渉を行っていたことからすると，日コンが大手段ボールメーカーとの取引停止に伴って本件合意に基づく実行行為の遂行を放棄したとはいえず，平成23年２月25日に本件合意が消滅したという被審人王子コンスの主張は採用できない。

⑷　法令の適用

独占禁止法第66条第２項及び第３項

2　㈱エディオンに対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（優越的地位の濫用）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成24年（判）第40号及び第41号	24.4.24	29	元.10.2	30億3228万

⑴　被審人

名　　称	所　在　地
㈱エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号

⑵　事件の経過

本件は，平成24年２月16日，公正取引委員会が，㈱エディオン（以下⑵及び⑶において「被審人」という。）に対し，独占禁止法第20条第２項の規定に基づき排除措置命令を，同法第20条の６の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ，被審人は，両命令に対して審判請求を行ったので，被審人に対し，同法第52条第３項の規定に基づき審判手続を開始し，審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は，担当審判官から提出された事件記録，審査官及び被審人から提出された各異議の申立書並びに被審人から聴取した陳述に基づいて，同審判官から提出された審決案を調査の上，被審人に対して審決案と同じ内容（排除措置命令を変更するとともに，課徴金納付命令の一部を取り消す旨）の審決を行った。

⑶　判断の概要等

ア　原処分の原因となる事実

被審人は，遅くとも平成20年９月６日から平成22年11月29日までの間（以下「本件対象期間」という。），自己の取引上の地位が127社に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，継続して取引をする相手方である127社に対し，新規開店又は改装開店のための商品の搬出，商品の搬入及び店作りに通常必要な費用を負担することなく127社の従業員等を派遣させていたものであって，この行為は，独占禁止法第２条第９項第５号（平成21年独占禁止法改正法〔私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律［平成21年法律第51号］をいう。以下同じ。〕の施行日である平成22年１月１日前においては平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の不公正な取引方法〔昭和57年公正取引委員会告示第15号〕〔以下「旧一般指定」という。〕第14項）に該当し，同法第19条の規定に違反するものであり，かつ，特に排除措置を命ずる必要があるとして，被審人に対し，平成24年２月16日，排除措置を命じた（平成24年（措）第６号。以下，この処分を「本件排除措置命令」といい，同命令において認定された違反行為を「本件違反行為」という。）。同法第20条の６の規定により，本件違反行為期間は，平成20年９月６日から平成22年11

月29日までであり，本件違反行為のうち平成21年独占禁止法改正法の施行日である同年１月１日以後に係るものについて，被審人と127社それぞれとの間における購入額（合計額は4047億9678万3282円）を前提に，40億4796万円の課徴金の納付を命じた（平成24年（納）第10号。以下，この処分を「本件課徴金納付命令」という。）。

イ　主要な争点及びそれに対する判断

⑺　本件従業員等派遣（注１）をさせたことは被審人が127社に対して自己の取引上の地位が優越していることを利用して正常な商慣習に照らして不当に行ったものか（争点１）について

（注１）127社による新規開店又は改装開店のための商品の搬出，商品の搬入又は店作りのための従業員等の派遣をいう。

ａ　優越的地位の濫用規制の趣旨

独占禁止法第19条において，自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に同法第２条第９項第５号（平成21年独占禁止法改正法施行日前においては旧一般指定第14項〔第１号ないし第４号〕）に該当する行為をすることが不公正な取引方法の一つとして規制されているのは，自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者（以下「甲」という。）が，相手方（以下「乙」という。）に対し，その地位を利用して，正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは，乙の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに，乙はその競争者との関係において競争上不利となる一方で，甲はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあり，このような行為は公正な競争を阻害するおそれ（公正競争阻害性）があるといえるからである。

ｂ　優越的地位の濫用の判断基準

甲が乙に対して優越した地位にあるとは，乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても，乙がこれを受け入れざるを得ないような場合をいうと解される。

この判断に当たって，乙の甲に対する取引依存度が大きい場合，甲の市場におけるシェアが大きい場合又はその順位が高い場合，乙が他の事業者との取引を開始若しくは拡大することが困難である場合又は甲との取引に関連して多額の投資を行っている場合，また，甲との取引の額が大きい，甲の事業規模が拡大している，甲と取引することで乙の取り扱う商品又は役務の信用が向上する，又は甲の事業規模が乙のそれよりも著しく大きい場合には，乙は甲と取引を行う必要性が高くなるため，乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すことになりやすいものといえる。

また，「不利益行為」（注２）を甲が行い，乙がこれを受け入れている事実が認められる場合，これを受け入れるに至った経緯や態様によっては，それ自体，甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても，乙がこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがわせる重要な要素となり得るものというべ

きである。なぜなら，取引関係にある当事者間の取引を巡る具体的な経緯や態様には，当事者間の相対的な力関係が如実に反映されるからである。

したがって，甲が乙に対して優越した地位にあるといえるか否かについては，①乙の甲に対する取引依存度，②甲の市場における地位，③乙にとっての取引先変更の可能性，④その他甲と取引することの必要性，重要性を示す具体的事実のほか，乙が甲による不利益行為を受け入れている事実が認められる場合，これを受け入れるに至った経緯や態様等を総合的に考慮して，乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても，乙がこれを受け入れざるを得ないような場合であるかを判断するのが相当である。

（注２）「不利益行為」とは，独占禁止法第２条第９項第５号イないしハが規定する行為をいう。

c　被審人の取引上の地位が127社に対して優越しているか否か

⑷　被審人の市場における地位

被審人は，家電量販店として有数の規模を誇り，しかも，その事業規模は年々拡大していたことからすると，本件対象期間において，家電製品等の小売業を営む家電量販店として有力な地位にあったものと認められる。

そうすると，家電製品等の製造業者及び卸売業者は，被審人と継続的に取引を行うことで，被審人を通じて，家電製品等の自社の取扱商品を消費者に幅広く供給することができ，多額かつ安定した売上高を見込むことができることになるから，一般的にいえば，被審人と取引することの必要性及び重要性は高いと評価することができる。

⑸　被審人と127社との関係

ⅰ　127社のうち，27社については，前記⑷の事実に加え，27社の被審人に対する取引依存度が大きいこと等の事実を考慮すれば，27社にとって，被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また，公正取引委員会からの報告命令に対する27社の回答内容等はこれら客観的状況に沿うものといえる。

そして，後記ｅに詳述するとおり，27社が被審人による不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様は，それ自体，被審人が27社に対してその意に反するような要請等を行っても，これが甘受され得る力関係にあったことを示すものである。

以上を総合的に考慮すれば，27社は，被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあり，被審人の取引上の地位は27社に対して優越していたものと認められる。

ⅱ　127社のうち，59社については，前記⑷の事実に加え，59社の取引先に対する取引依存度における被審人の順位が高いこと等の事実を考慮すれば，59社にとって，被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また，報告命令に対する59社の回答内容等はこれら客観的状況に沿うものといえる。

そして，後記ｅのとおり，59社が被審人による不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様からすれば，59社は，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば，59社は，被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあり，被審人の取引上の地位は59社に対して優越していたものと認められる。

iii　127社のうち，６社については，前記ｉ及びiiと同等の状況にはないとしても，前記⒜の事実に加え，資本金額，年間総売上高，従業員数などに照らして６社の事業規模が極めて小さいと認められること等の事実を考慮すれば，被審人に対する取引依存度が小さいことを勘案しても，なお６社にとって，被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また，報告命令に対する６社の回答内容等は前記に考慮した客観的状況に沿うものといえる。

そして，後記ｅのとおり，６社が被審人による不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様からすれば，６社は，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば，６社は，被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあり，被審人の取引上の地位は６社に対して優越していたものと認められる。

iv　127社のうち，35社については，前記ｉないしiiiと同等の状況にあるとは認められず，前記⒜の事実を勘案しても，35社にとって，被審人との取引の継続が困難になることが直ちに事業経営上大きな支障を来すものとは認められない。

また，後記ｅのような被審人による不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様を勘案しても，35社については，被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すために，被審人が著しく不利益な要請等を行ってもこれを受け入れざるを得ないような場合にあったとまではなお断ずることはできない。

その他，被審人の取引上の地位が35社に対して優越していたとまで認めるに足りる的確な証拠はない。

ｄ　被審人が127社に本件従業員等派遣をさせたことは不利益行為に当たるか

⒜　被審人が127社に対して従業員等の派遣を依頼し，127社がこの依頼に応じて従業員等を派遣したこと

被審人は，本件対象期間において，被審人運営店舗の新規開店又は改装開店に際し，127社に対して，店舗開設準備作業の日程等を連絡するなどして従業員等の派遣を依頼し，被審人運営店舗の新規開店又は改装開店の際の店舗開設準備作業（商品の搬出，商品の搬入又は店作り）のため，127社から本件従業員等派遣という役務の提供を受けたものと認められる。

⑹　被審人が127社に本件従業員等派遣をさせたことは不利益行為に該当するか

ⅰ　従業員等の派遣を受ける行為が不利益行為となる場合

被審人と納入業者との間の取引は買取取引であるが，このような取引についてみれば，売主は，買主に商品を引き渡すことにより取引契約上の義務を履行したこととなるところ，買主が小売業者である場合に，買主の新規店舗の開設，既存店舗の改装及びこれらの店舗での開店セール等の際に，買取取引で仕入れた商品を他の陳列棚から移動させる作業や，接客するという作業などは，本来買主が行うべき役務であって，売主が自社の従業員等を派遣して前記のような作業に当たらせること（以下「新規店舗開設等作業のための従業員等派遣」という。）は，売主にとって通常は何ら合理性のないことであり，そのような行為は，原則として不利益行為に当たることになる。

もっとも，新規店舗開設等作業のための従業員等派遣については，例外的に，①従業員等の業務内容，労働時間及び派遣期間等の派遣の条件について，あらかじめ相手方と合意し，かつ，派遣される従業員等の人件費，交通費及び宿泊費等の派遣のために通常必要な費用を買主が負担する場合（以下「従業員等派遣例外事由①」という。），②従業員等が自社の納入商品のみの販売業務に従事するものなどであって，従業員等の派遣による相手方の負担が従業員等の派遣を通じて相手方が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり，相手方の同意の上で行われる場合（以下「従業員等派遣例外事由②」という。）は，不利益行為には当たらないと解される。

ⅱ　本件従業員等派遣をさせた行為が原則として不利益行為に当たること

本件従業員等派遣は，前記ⅰの新規店舗開設等作業のための従業員等派遣に該当するものと認められる。次に，被審人と127社との間でされた取引は，そのほぼ全てが買取取引であり，取引基本契約書等では，納入業者は物流センターにおいて商品を引き渡すものとされていた。そうすると，被審人が127社に本件従業員等派遣をさせた行為は，例外事由に当たるなどの特段の事情がない限り，不利益行為に当たるということとなる。

ⅲ　本件従業員等派遣をさせた行為が従業員等派遣例外事由①に当たらないこと

被審人と127社との間で，本件従業員等派遣について，従業員等の業務内容，労働時間及び派遣期間等の派遣の条件があらかじめ合意がされていたものとは認められない。また，被審人は，127社による本件従業員等派遣に係る従業員等の人件費，交通費及び宿泊費等の派遣のために要した費用を負担していなかったものと認められる。以上によれば，被審人が127社に本件従

業員等派遣をさせたことは，従業員等派遣例外事由①には当たらないことになる。

ⅳ　本件従業員等派遣をさせたことについて従業員等派遣例外事由②に当たるなどの特段の事情があるか

⑴　従業員等派遣例外事由②に当たるなどの特段の事情の有無の判断について

①　自社商品の適切な展示による販売促進について

127社の派遣した従業員等が行った作業のうちの商品の搬出については，改装を行う売場にある商品を梱包材で梱包し，又は，折り畳み式のコンテナに収納して，売場から当該店舗の倉庫等の被審人が指定する場所まで当該商品を運搬するというものであって，その作業内容からして，自社商品の適切な展示と関係を有するものとは認められないから，自社商品の適切な展示による販売促進に直接結び付くものとは認められない。

127社の派遣した従業員等が行った作業のうちの商品の搬入は，当該店舗の搬入口若しくは倉庫から被審人が指定する売場まで，又は当該店舗の搬入口から被審人が指定する当該店舗の倉庫まで商品を運搬し，設置された什器に沿って並べるというものであって，商品の搬入とともに店作りを行い，かつ，仮に当該店作りが127社の商品の販売促進に直接結び付くものであったとしても，商品の搬入自体は，自社商品の適切な展示による販売促進に直接結び付くものとは認められない。

127社が本件従業員等派遣によって派遣した従業員等が行った店作りのうち，在庫商品の配置，陳列は，棚割表（注３）の記載に従って行われる単純な作業であって，被審人の従業員において実施することが可能なものと認められるなど，これを被審人の従業員が実施した場合との比較において，当該商品についての格別の販売促進の効果を生じさせるものとは認められないから，127社は，これを通じて，自社商品の適切な展示による販売促進により，直接の利益を得ることができると認めることはできない。

127社が本件従業員等派遣によって派遣する従業員等が行った店作りのうち，商品の展示，装飾は，棚割表に基づいて行うことが徹底されていたことなどからすると，基本的に，被審人の従業員がこれを実施する場合との比較において，127社の商品についての格別の販売促進の効果を生じさせるものであるとまでは認められないというべきである。

その一方で，特に，商品について熟知している納入業者の派遣する従業員等が，その技術や知識等を活用して当該商品の展示，装飾を行うことを通じて，当該商品の特有の魅力が発揮され，被審人の従業員においてこれを行う場合との比較において，明らかに差異を生じるような特性を有する商品について，納入業者の派遣する従業員等による当該商品の展示，装飾が，その商品特有の魅力を演出するために行われるものであ

り，かつ，被審人の従業員において，そのような商品の展示，装飾をすることができないという場合（以下「商品の特性上格別の販売促進の効果を生じさせる場合」という。）には，127社の派遣する従業員等による当該商品の展示，装飾は，当該商品についての販売促進に直接結び付くものと認められ，127社は，本件従業員等派遣を通じて，自社商品の適切な展示による販売促進により，直接の利益を得ることができるものと認められる。

（注３）被審人運営店舗の新規開店又は全面改装による改装開店が行われる場合に，店舗の売場のレイアウト等に左右されない基本的な棚割りを記載した文書に基づき，個別の店舗の新規開店又は改装開店の際に用いる具体的な棚割りを記載した表

②　自社商品の展示スペースの確保による販売促進について

127社は，本件従業員等派遣をすることにより，自社商品の展示スペースの確保（拡張）ができると認めることはできず，また，これができるとしても，それが自社商品の適切な展示のように，127社の商品についての販売促進に直接結び付くものであると認めることはできない。

③　情報収集の機会及び店舗従業員等との良好な人間関係の構築による自社商品の販売促進について

127社は，本件従業員等派遣を通じて，情報収集の機会及び店舗従業員等との良好な人間関係の構築による自社商品の販売促進により，直接の利益を得ることはできないものと認められる。

④　新規開店又は改装開店の際の自社商品の販売促進について

前記①で説示したとおり，127社は，商品の特性上格別の販売促進の効果を生じさせる場合には，本件従業員等派遣を通じて，自社商品の適切な展示による販売促進により，直接の利益を得ることができるものと認められる。

一方，被審人は，新規開店又は改装開店の際の店舗開設準備作業のために本件従業員等派遣を受けるに当たり，納入業者に対して見返りを約束していたわけではなく，納入業者の納入する製品を勧めるかは被審人の店員次第であり，被審人と納入業者との商談の際，当該納入業者が従業員等派遣を行っていたことを考慮した交渉がされていたわけでもなかったことからすると，127社が本件従業員等派遣を実施すること自体が，当該納入業者の商品の販売促進に直接結び付くものとは認められない。また，被審人運営店舗の新規開店又は改装開店の際に127社の商品の売上げが拡大する可能性があるとしても，それは被審人運営店舗の新規開店又は改装開店自体やそれらに伴うセールに集客効果があるためであり，127社が本件従業員等派遣に応じたことによるものではないから，本件従業員等派遣によって得られる直接の利益には当たらない。

(ii)　被審人が127社に本件従業員等派遣をさせたことについての従業員等派遣例外事由②に当たるなどの特段の事情の有無について

127社に本件従業員等派遣をさせたことについては，一部の納入業者

（３社）に対する行為については，商品の特性上格別の販売促進効果を生じさせる場合に当たり，自社商品の適切な展示による販売促進により直接の利益を得ることができるものとして，従業員等派遣例外事由②に該当すると認めることができるが，その余については，前記３社に対して前記以外の店舗開設準備作業をさせたことを含めて，いずれも従業員等派遣例外事由②に当たるなどの特段の事情を認めることはできず，不利益行為に該当するものと認められる。

e　127社が不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様等

まず，被審人は，消費者に販売するために商品を納入業者から購入する大規模な小売業者であり，他方で127社は，自ら製造しあるいは自ら仕入れた商品を，被審人に販売する納入業者であって，127社に対する前記ｄで認定した不利益行為は，このような被審人によるいわゆるバイイングパワーが発揮されやすい取引上の関係を背景としたものである。

このような背景の下，前記ｄで認定した不利益行為は，127社という多数の取引の相手方に対して，約２年３か月という長期間にわたり，133回に上る被審人運営店舗の新規開店又は改装開店に際し，被審人の利益を確保することなどを目的として，被審人運営店舗の店舗開設準備作業に関係する被審人の従業員の連携の下，組織的かつ計画的に一連のものとして行われたものである。

また，納入業者の側においても，被審人から従業員等の派遣の依頼を受けた納入業者の従業員は，被審人の従業員に対して従業員等の派遣の可否や人数について返答することが少なくなく，商品の搬出，商品の搬入又は店作りに従業員等を派遣できない場合には，事前に，被審人にその旨と謝罪の連絡をしたり，代わりの者を派遣したりしており，一部の納入業者は，同種の商品を納入する他の納入業者と調整をした上で，被審人の担当者に対し，店作りに係る日程及び店作りに派遣する従業員等の分担を連絡するなどしていた。

以上のような不利益行為を127社が受け入れるに至った経緯や態様は，それ自体，被審人が納入業者一般に対してその意に反するような要請等を行っても，一般的に甘受され得る力関係にあったことを示すものであるから，前記ｃにおいて被審人の127社に対する取引上の地位を判断する際に考慮したとおり，前記ｄで認定した不利益行為を受け入れていた納入業者については，被審人が著しく不利益な要請等を行ってもこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがうことができる。

f　被審人が本件従業員等派遣をさせたことが優越的地位の濫用に該当するか

⑷　被審人の行為が独占禁止法第２条第９項第５号柱書の「利用して」行われたものであること

甲が乙に対して優越的な地位にあると認められる場合には，甲が乙に不利益行為を行えば，通常は，甲は自己の取引上の地位が乙に対して優越していることを「利用して」これを行ったものと認められる。被審人は，前記ｃのとおり，その取引上の地位が92社に対して優越するものと認められるところ，被審人が92社に対して従業員等派遣を要請し，92社がこれに応じて本件従業員等派

遣を行ったことは前記ｄ⑷のとおりである。また，被審人が92社に本件従業員等派遣をさせたことが，92社のいずれに対する関係においても，独占禁止法第２条第９項第５号ロが規定する不利益行為に該当するものと認められることも，前記ｄ⑹のとおりである。

そうすると，被審人が92社に本件従業員等派遣をさせた行為は，通常，自己の取引上の地位が92社に対して優越していることを「利用して」行われたものであると認められる。

⑹　被審人が本件従業員等派遣をさせたことが公正な競争を阻害するおそれがあるものであること

独占禁止法第19条において，自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に同法第２条第９項第５号（平成21年独占禁止法改正法施行日前においては旧一般指定第14項〔第１号ないし第４号〕）に該当する行為をすることが不公正な取引方法の一つとして規制されているのは，甲が，乙に対し，その地位を利用して，正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは，相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに，相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で，行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあり，このような行為は公正な競争を阻害するおそれ（公正競争阻害性）があるといえるからである。

また，前記の独占禁止法第19条において優越的地位の濫用が不公正な取引方法の一つとして規制されている趣旨に照らせば，同法第２条第９項第５号又は旧一般指定第14項（第１号ないし第４号）に該当する行為は，これが複数みられるとしても，また，複数の取引先に対して行われたものであるとしても，それが，被審人運営店舗の店舗開設準備作業に関係する被審人の従業員の連携の下，組織的かつ計画的に一連のものとして実行されているなど，それらの行為を行為者の優越的地位の濫用として一体として評価できる場合には，独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制されると解するのが相当である。

被審人は，前記⑷のとおり，その取引上の地位が対象納入業者に対して優越していることを利用し，前記ｅのとおり，被審人の利益を確保することなどを目的として，被審人運営店舗の店舗開設準備作業に関係する被審人の従業員の連携の下，組織的かつ計画的に一連のものとして，対象納入業者に本件従業員等派遣をさせていることからすると，これらの行為は，行為者の優越的地位の濫用として一体として評価できる場合に該当し，独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制されることになる。

また，被審人の前記の行為により，約２年３か月もの長期間にわたり，92社という多数の納入業者に対し，合計133回に及ぶ被審人運営店舗の新規開店又は改装開店に際し，延べ3,165回という多数回にわたって従業員等を派遣することを余儀なくさせていたのであって，これは，納入業者である対象納入業者の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するものといえる。

さらに，対象納入業者は，前記のような本件従業員等派遣を余儀なくされた

ことによって生じる人件費等の負担により，その競争者との関係において競争上不利となる一方で，被審人は，人件費等の負担を納入業者に転嫁することにより，被審人がその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあったものと認められる。

そうすると，被審人が，その優越的地位を利用して，対象納入業者に本件従業員等派遣をさせたことは，正常な商慣習に照らして不当に行われたものであって，公正な競争を阻害するおそれ（公正競争阻害性）があるものと認められる。

ｃ　**結論**

以上によれば，被審人は，審査官の主張する本件対象期間中，自己の取引上の地位が対象納入業者に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に独占禁止法第２条第９項第５号ロ（平成21年独占禁止法改正法の施行日前については，旧一般指定第14項第２号）に該当する行為を行っていたものであり，当該行為は，優越的地位の濫用に該当すると認められる。

他方，35社については，被審人が35社に対して優越的地位を有していたことを認めるに足りる証拠はないから，被審人の35社に対する行為は，優越的地位の濫用に該当すると認めることはできない。

ｲ　平成21年独占禁止法改正法施行前の行為に旧一般指定第14項を適用することができるか（争点２）について

旧一般指定は，あらゆる事業分野にわたる不公正な取引方法に一般的に適用しようとするものであることや，旧一般指定と大規模小売業告示（注４）はいずれも不公正な取引方法を指定するものであり，いずれの適用による法律効果も同じであることなどに照らすと，大規模小売業告示が定めている特定の事業分野について，旧一般指定の適用は排除されないと解するのが相当である。

したがって，大規模小売業告示と旧一般指定第14項のいずれの要件をも満たし得る，本件違反行為のうちの平成21年独占禁止法改正法施行前の行為に対し，大規模小売業告示ではなく旧一般指定第14項を適用したとしても，法令の適用に誤りはない。

（注４）大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法（平成17年公正取引委員会告示第11号）

ｳ　被審人に対し本件排除措置命令をすることについて特に必要があるか（争点３）について

被審人は，平成22年11月30日に本件違反行為を取りやめているものの，本件違反行為が行われた期間が長かったこと，被審人が本件違反行為を取りやめたのは，同月16日の本件立入検査を契機とするものであって，被審人の自発的意思に基づくものではなかったことからすると，被審人がヤマダ電機事件（注５）を踏まえて本件従業員等派遣につき社内検討や一定の対応を行っていたことを考慮しても，被審人によって，本件違反行為と同様の違反行為が繰り返されるおそれがあったと認められる。これに加えて，本件排除措置命令の時点における被審人の家電製品等の小売業を営む家電量販店としての地位は第２位であり，被審人の連結売上高は増加して

いて，被審人と取引する納入業者にとって被審人は優越的地位に立ちやすい状況にあったことからすると，被審人に対して本件違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることが，「特に必要があると認めるとき」に該当するものと認められる。

したがって，公正取引委員会が被審人に対して本件排除措置命令をしたことは相当である。

（注５）ヤマダ電機による本件違反行為と類似する従業員等の派遣要請・使用について，公正取引委員会がヤマダ電機に対して行った平成20年６月30日付けの排除措置命令（平成20年（措）第16号）に係る事件をいう。

(ｴ)　本件排除措置命令において127社以外の納入業者に対する通知を命じること（本件排除措置命令の主文第２項）ができるか（争点４）について

被審人は，２年以上にわたり，多数の納入業者に対し，自己の取引上の地位が対象納入業者に優越していることを利用して，被審人運営店舗の店舗開設準備作業に関係する被審人の従業員の連携の下，組織的かつ計画的に一連のものとして本件違反行為を行っていたところ，これらの行為の相手方を特定の納入業者に限定していた様子はうかがえない。また，本件排除措置命令の効力が生じた時点においても被審人が家電量販店として有力な地位にあり，対象納入業者以外の納入業者との関係でも優越的地位にある可能性が十分にあったことからすれば，対象納入業者以外の納入業者に対しても本件違反行為と同種又は類似の違反行為の行われるおそれがあると認められる。

したがって，被審人による将来の違反行為を防止するためには，対象納入業者だけではなく，被審人と取引関係にある全ての納入業者に対して，本件排除措置命令の主文第１項に基づいて採った措置の通知を命じることが，必要かつ相当であると認められる。これに加えて，対象納入業者以外に対しても対象納入業者に対する通知文と同旨の文書を送付することによる被審人の負担も，被審人の事業規模等からすると大きいとはいえないことに鑑みれば，本件排除措置命令の主文第１項に基づいて採った措置の通知を命じることについて，公正取引委員会が裁量権の範囲を逸脱又は濫用したとは認められず，また，不相当なものとは認められない。

(ｵ)　本件課徴金納付命令における課徴金算定の基礎となった違反行為期間（独占禁止法第20条の６にいう「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間」をいう。以下同じ。）における購入額の算定方法は適法か（争点５）について

ａ　被審人は，独占禁止法第20条の６にいう「継続してするもの」に該当するかについては，同条が適用されるのは平成21年独占禁止法改正法が施行された平成22年１月１日以後に係るものであるから（平成21年独占禁止法改正法附則第５条），本件違反行為が独占禁止法上一つの優越的地位の濫用であるとして判断することはできず，違反行為の相手方ごとに判断されなければならないとした上で，同法第20条の６にいう「継続してするもの」について，同日以後において継続性が認められることが必要であるとして，本件において課徴金の算定の基礎となるのは，平成22年１月１日以後において違反行為が「継続してするもの」と認められる納入業者からの商品の購入額に限られると主張する。

しかしながら，優越的地位の濫用規制の趣旨に照らせば，独占禁止法第２条第９項第５号又は旧一般指定第14項（第１号ないし第４号）に該当する行為は，これが複数みられるとしても，また，複数の取引先に対して行われたものであるとしても，それが，被審人運営店舗の店舗開設準備作業に関係する被審人の従業員の連携の下，組織的かつ計画的に一連のものとして実行されているなど，それらの行為を行為者の優越的地位の濫用として一体として評価できる場合には，同法上一つの優越的地位の濫用として規制されると解するのが相当である。

そうすると，被審人による前記行為は，平成21年独占禁止法改正法が施行された平成22年１月１日の前後を通じて「継続してするもの」に該当することは明らかである。

b　また，被審人は，独占禁止法第20条の６にいう「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間」や「購入額」も，違反行為の相手方ごとに判断されるべきであると主張する。

しかしながら，条文上「当該行為」とは，その直前の「第19条の規定に違反する行為」を意味することは明らかであり，本件違反行為が独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制される以上，「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間」や「購入額」も本件違反行為が同法上一つの優越的地位の濫用であることを前提として認定されるべきで，被審人の主張を採用することはできない。

(カ)　マル特経費負担（注６）を独占禁止法施行令第30条第２項第３号又は第１号に該当するものとして違反行為期間における購入額から控除すべきか（争点６）について

（注６）「マル特経費負担」とは，被審人と納入業者との間で締結されている商品取引基本契約書の仕入価格の約定等を定める条項に規定された「機種・品番ごとにあらかじめ単価を決め難い割戻し金」に該当する割戻金をいう。

マル特経費負担は，形式的には被審人の販売実績に応じて支払われるものであったとしても，実質的には被審人の仕入実績に応じて支払われるものと変わらないものと認められる。そして，マル特経費負担は，被審人と対象納入業者を含む納入業者との間で締結されている商品取引基本契約書の仕入価格の約定等を定める条項に規定された「機種・品番ごとにあらかじめ単価を決め難い割戻し金」に該当する割戻金であり，証拠によれば，前記契約書の第８条２項に記載されており，割戻金の対象となる期間，機種，品番，割戻金単価，実績（仕入実績又は販売実績のいずれか）については，算定対象期間の開始前に合意されて，納入業者が起票発行する「経費負担通知書」に記載されているものと認められることからすると，商品の引渡しの実績に応じて支払われる割戻金として，独占禁止法施行令第30条第２項第３号の規定する割戻金に該当するものと認めるのが相当である。

以上によれば，被審人の販売実績に基づき納入業者から被審人に支払われたマル特経費負担は，独占禁止法施行令第30条第２項第３号に該当するものとして，本件対象期間中の被審人の対象納入業者からの購入額から控除すべきものと認めるのが相当である。

⑷　法令の適用

独占禁止法第66条第２項及び第３項

3　ＮＴＮ㈱に対する課徴金納付命令に係る審決（軸受製造販売業者による価格カルテル）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成25年（判）第22号	25.7.17	9	元.11.26	70億3012万

⑴　被審人

名　　称	所　在　地
ＮＴＮ㈱	大阪市西区京町堀一丁目３番17号

⑵　事件の経過

本件は，平成25年３月29日，公正取引委員会が，ＮＴＮ㈱（以下⑵及び⑶において「被審人」という。）に対し，独占禁止法第７条第２項の規定に基づき排除措置命令を，同法第７条の２第１項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ，被審人は，両命令に対して審判請求を行ったので，被審人に対し，同法第52条第３項の規定に基づき審判手続を開始し，審判官をして審判手続を行わせたものである。

その後，被審人は，平成29年12月22日，独占禁止法第52条第４項の規定に基づき，書面により，排除措置命令に係る審判請求を取り下げた。これにより，公正取引委員会が行った排除措置命令は確定した。

公正取引委員会は，担当審判官から提出された事件記録並びに被審人から提出された異議の申立書及び被審人から聴取した陳述に基づいて，同審判官から提出された審決案を調査の上，被審人に対して審決案と同じ内容（課徴金納付命令の一部を取り消すとともに独占禁止法第51条第３項の規定に基づき課徴金の額を変更する旨）の審決を行った。

⑶　判断の概要等

ア　原処分の原因となる事実

被審人，日本精工㈱（以下「日本精工」という。），㈱不二越（以下，被審人及び日本精工と併せて「３社」という。）及び㈱ジェイテクト（以下「ジェイテクト」といい，３社と併せて「４社」という。）は，共同して，産業機械用軸受（注１）の販売価格を引き上げることを合意することにより，公共の利益に反して，我が国における産業機械用軸受の販売分野における競争を実質的に制限していた（以下「産業機械用軸受に係る本件違反行為」という。）。また，４社は共同して，自動車用軸受（注２）の販売価格を引き上げることを合意することにより，公共の利益に反して，我が国における自動車用軸受の販売分野における競争を実質的に制限していた（以下「自動車用軸受に係る本件違反行為」といい，産業機械用軸受に係る本件違反行為と併せて「本件各違反行為」という。）。

独占禁止法第７条の２第１項の規定により，被審人の産業機械用軸受に係る本件違

反行為の実行期間は平成22年９月10日から平成23年７月25日まで，自動車用軸受に係る本件違反行為の実行期間は平成22年７月30日から平成23年７月25日までであり，同条の規定により算出された課徴金の額は72億3107万円である。

（注１）「産業機械用軸受」とは，軸受の製造販売業者又はその販売子会社若しくは販売代理店（代理店契約を締結していない販売業者を含む。以下同じ。）が自動車及び自動車部品の製造販売業者等の需要者を除く需要者との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受及びころ軸受（ミニチュア軸受及び小径軸受を除く。）をいう。

（注２）「自動車用軸受」とは，軸受の製造販売業者又はその販売子会社若しくは販売代理店が自動車又は自動車部品の製造販売業者等の需要者との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受及びころ軸受（ミニチュア軸受及び小径軸受を除く。）をいう。

イ　主要な争点及びそれに対する判断

⑺　本件各違反行為に係る独占禁止法第７条の２第１項の規定する「当該商品」の売上額（争点１）について

ａ　当該商品及び売上額の意義

独占禁止法第７条の２第１項にいう「当該商品」とは，違反行為である相互拘束の対象である商品，すなわち，違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって，違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解すべきであり，違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については，一定の商品につき，違反行為を行った事業者又は事業者団体が，明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外するなど，当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り，違反行為による拘束が及んでいるものとして，課徴金算定の対象となる当該商品に含まれ，違反行為者が，実行期間中に違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品を引き渡して得た対価の額が，課徴金の算定の基礎となる売上額となると解すべきである。

ｂ　本件各違反行為に係る当該商品

産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品は産業機械用軸受であり，自動車用軸受に係る本件違反行為の対象商品は自動車用軸受である。

したがって，前記の産業機械用軸受及び前記の自動車用軸受の範ちゅうに属する軸受については，一定の軸受について，４社が明示的又は黙示的に本件各違反行為の対象から除外するなど，当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り，本件各違反行為による拘束が及んでいるものとして，当該商品に該当することになり，その売上額が当該商品の売上額に含まれる。

ｃ　被審人が当該商品の売上額に該当しないと主張する軸受に係る対価の額について

⒜　産業機械用軸受及び自動車用軸受のうち，被審人が値上げ申入れを行っていない需要者に販売した軸受に係る対価の額について

本件報告書（注３）によれば，被審人が値上げ申入れを行っていない需要者に販売した軸受も，本件各違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品に該当するものと認められる。

被審人は，特に，産業機械用軸受に係る合意は，「国内において被審人が価格交渉を行う製品」を対象とするものであると主張するが，被審人が値上げ申入れを行っていない需要者に販売した軸受のうち，海外法人の国内現地法人に納入する製品についても，価格交渉が被審人の海外販売会社や国内現地法人の海外本社を通じて行われるものであったとしても，飽くまで，我が国において，国内現地法人に対して供給されるものであるから，我が国において需要者との間で交渉の上販売価格を決定する軸受であり，産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品の範ちゅうに含まれるものと認めるのが相当である。

また，４社の担当者は，本件各違反行為の対象は産業機械用軸受及び自動車用軸受全てであると供述しており，被審人の担当者が，被審人の第５次値上げの対象は産業機械用軸受及び自動車用軸受全てであると供述していることに加え，供給者が需要者に対して値上げ申入れを行うか否かは，値上げのコストと効果，個別の取引の相手方との取引上の力関係，販売する商品の需給関係等にも左右されるものであり，本件各違反行為の対象となっていても，必ず値上げ申入れが行われるわけではないことからすると，被審人が需要者に対して値上げ申入れを行わなかったからといって，当該需要者に対して販売した軸受が本件各違反行為の対象商品となっていなかったということはできない。

したがって，被審人が値上げ申入れを行っていない需要者に販売した軸受について，被審人が値上げ申入れを行っていないことをもって，４社が明示的又は黙示的に本件各違反行為の対象から除外するなど，違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情があるとはいえない。

また，被審人が値上げ申入れを行っていない需要者に販売した軸受のうち，引き合いの都度見積りを行う製品の需要者に販売した軸受についても，前記のとおり，４社の担当者が本件各違反行為の対象は産業機械用軸受及び自動車用軸受全てであると供述し，被審人の担当者が，引き合いの都度見積りを行う製品の需要者に対しても，被審人は鋼材の値上がり分を織り込んで見積りを提出していると供述しており，販売価格引上げの対象となっていたというべきであるから，前記の軸受について，４社が明示的又は黙示的に本件各違反行為の対象から除外したなど，違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情を認めることはできない。

さらに，被審人が値上げ申入れを行っていない需要者に販売した軸受のうち，需要者の海外の本社において納入価格が決定される産業機械用軸受についても，《事業者Ｄ１》については，３社の営業担当者が，値上げの進捗状況を確認し合っており，被審人は，《事業者Ｄ１》に対し，値上げを申し入れたと認められ，《事業者Ｄ１》が米国本社との交渉を求めたために，交渉が難航するものと予想して，それ以上の交渉をしなかったにすぎないと認められることからすると，４社が明示的又は黙示的に産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象から除外したなど，違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情を認めることはできない。また，《事業者Ｅ１》及び《事業者Ｅ２》に対して販売した産業機械用軸受についても，《事業者Ｅ１》に納入する

自動車用軸受に関して，被審人は代理店を通じて値上げ申入れを行っていることからすると，４社が明示的又は黙示的に産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象から除外したなど，違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情を認めることはできない。

（注３）審査官の平成24年12月４日付け報告命令に対する被審人作成の同月25日付け報告書。

⑹　産業機械用軸受及び自動車用軸受のうち，被審人が「ノックダウン対象軸受（注４）」と呼称する軸受に係る対価の額について

証拠によれば，被審人又はその販売代理店は，ノックダウン対象軸受についても，日本国内に所在する各製造販売業者との間で値上げ交渉を行っており，また，当該値上げ交渉においては，これらの製造販売業者自らが日本国内の工場で用いるものと，日本国外の工場で用いるもの（ノックダウン対象軸受）とを区別して交渉，決定していたわけではなく，さらに，ノックダウン対象軸受は，その他の産業機械用軸受及び自動車用軸受と同様，日本国内に所在する各製造販売業者を買主として販売され，これらの製造販売業者の日本国内における納入場所に納入されたものと認められる。

そうすると，当該取引が，「我が国における産業機械用軸受の販売分野」及び「我が国における自動車用軸受の販売分野」に含まれることは明らかである。

そして，ノックダウン対象軸受について，４社が明示的又は黙示的に本件各違反行為の対象から除外したなど，違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情を認めるべき証拠はなく，当該商品に含まれるものと認められる。

（注４）「ノックダウン対象軸受」とは，被審人が日本国内の産業機械製造販売業者や自動車製造販売業者に対して当該製造販売業者の日本国外所在の工場等に輸出されることを前提に販売する軸受をいう。

⑺　被審人が「《事業者Ａグループ》向け補修用軸受」と呼称する軸受に係る対価の額について

証拠によれば，《事業者Ａグループ》は，いずれも，子会社である《事業者Ａグループ関連商社》を窓口又は代理人として，自らの購入価格を軸受の製造販売業者と交渉させていたにすぎず，《事業者Ａグループ》向け補修用軸受についても，販売価格の改定交渉を行う相手方は需要者である《事業者Ａグループ》であったと認めるのが相当である。そうすると，被審人は，《事業者Ａグループ》向け補修用軸受について，「需要者との間で交渉の上」販売価格を決定したものといえるから，《事業者Ａグループ》向け補修用軸受も，産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品に該当するものと認められ，４社が明示的又は黙示的に産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象から除外したなど，違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情を認めるべき証拠はなく，当該商品に含まれるものと認められる。

⑻　産業機械用軸受及び自動車用軸受のうち，被審人がジェイテクトに対して販売した軸受に係る対価の額について

被審人がジェイテクトに対して販売した軸受も，本件各違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品に該当するものと認められる。

証拠によれば，４社の営業担当者による会合において，値上げ活動の進捗を相互に確認すべき需要者として，ジェイテクトが挙げられたり，被審人が，実際に，ジェイテクトに対し値上げを申し入れたりしたことがあったと認められることからすると，被審人がジェイテクトに販売した軸受についても，４社が明示的又は黙示的に本件各違反行為の対象から除外したなど，違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情を認めるべき証拠はなく，当該商品に含まれるものと認められる。

⑹　自動車用軸受のうち，被審人が「《事業者Ｂ１調達部門１》調達の軸受」と呼称する軸受に係る対価の額について

本件報告書によれば，《事業者Ｂ１調達部門１》調達の軸受についても，自動車用軸受に係る本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品に該当するものと認められる。

証拠によれば，被審人，日本精工及びジェイテクトの営業担当者は，《事業者Ｂ１》等トラックメーカー４社等に係る自動車分科会を開催して値上げ交渉の進捗状況等を確認し合っていたところ，同分科会においては，《事業者Ｂ１》の調達部門のうち《事業者Ｂ１調達部門１》が調達を担当するものと《事業者Ｂ１調達部門２》等が調達を担当するものとを区別することなく，《事業者Ｂ１》向けの軸受全般を対象に話し合っていたものと認められる。

また，《事業者Ｂ１調達部門１》調達の軸受について，鋼材価格連動制の導入が合意された平成23年３月よりも前の時点において，鋼材価格連動制によらずに単価を改定することが予定されていなかったとも認められない。

以上によれば，《事業者Ｂ１調達部門１》調達の軸受について，４社が明示的又は黙示的に自動車用軸受に係る本件違反行為の対象から除外したなど，違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情を認めるべき証拠はなく，当該商品に含まれるものと認められる。

⑺　産業機械用軸受のうち，被審人が「宇宙ロケット用軸受」と呼称する軸受に係る対価の額について

本件報告書によれば，宇宙ロケット用軸受についても，産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品に該当するものと認められる。

４社の営業担当者は，宇宙ロケット用軸受についても，特に除外することなく，４社で協調して値上げ活動を行うことを確認し合ったり，値上げの進捗状況を話し合ったりしていたと供述している。

また，現に競争的な調達が行われていたものと認められることに加え，需要者側の各調達担当者が，今後，被審人以外の軸受メーカーからの宇宙ロケット用軸受の調達があり得る旨供述していることに照らして，宇宙ロケット用軸受について，競争関係がなかったという被審人の主張を認めることはできない。

以上によれば，宇宙ロケット用軸受について，４社が明示的又は黙示的に産

業機械用軸受に係る本件違反行為の対象から除外したなど，違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情を認めるべき証拠はなく，当該商品に含まれるものと認められる。

d　自動車用軸受に関し，被審人が《事業者C》との間で平成23年３月30日に合意した一時金は，独占禁止法施行令第５条第１項第１号の場合に該当するかについて

ある支払等が独占禁止法施行令第５条第１項第１号に規定する控除に該当するには，ある支払等が商品の量目不足，品質不良又は破損，役務の不足又は不良その他の事由によるものであること及び実行期間における対価の額の全部又は一部の控除であって，当該控除が当該商品又は役務の対価の額と直接の関連性を有する事由によるものであることを要するというべきである。

被審人は，《事業者C》から，通常の値引きとは別に，《事業者C》の平成22年度の赤字回避を理由として，「特別協力一時金」と称する一定額の金員を支払うよう要請を受けたものであると認められ，被審人が《事業者C》との間で平成23年３月30日に合意した一時金は，《事業者C》の平成22年度の赤字回避という契約外の一時的な理由に基づき，通常の値引きとは異なる一定額の金員の支払をしたものというべきであり，売買契約の対価の額を修正する趣旨であるとは認められない。

そうすると，被審人が《事業者C》に対して支払った本件一時金は，被審人が《事業者C》に販売した自動車用軸受の対価の額と直接の関連性を有する事由によるものではないから，独占禁止法施行令第５条第１項第１号に該当するとは認められない。

e　本件各違反行為に係る当該商品の売上額

本件課徴金納付命令で認定された自動車用軸受に係る本件違反行為の当該商品の売上額には，《事業者H》に納入した軸受に係る対価の額が含まれているものと認められるところ，証拠によれば，《事業者H》に納入した軸受は，産業機械用軸受であると認められる。

なお，被審人が，本件報告書において，当該軸受に係る対価の額を自動車用軸受の売上額であると報告し，本件審判手続においても，自動車用軸受の売上額であると認めていたことは，この認定の妨げにはならない。

したがって，《事業者H》に納入した軸受に係る対価の額である945万7924円は，自動車用軸受の当該商品の売上額から控除するべきである。

(ｲ)　本件課徴金納付命令における課徴金の端数処理の適否（争点２）について

本件課徴金納付命令では，被審人が国庫に納付すべき課徴金の額は，独占禁止法施行令第５条第１項の規定に基づいて算定した本件各違反行為の実行期間における被審人の産業機械用軸受の売上額に独占禁止法第７条の２第１項所定の率を乗じて得た額と，同じく自動車用軸受の売上額に同項所定の率を乗じて得た額を合算した後に，同条第23項の規定により，１万円未満の端数を切り捨てて算出されている。

しかし，独占禁止法第７条の２による課徴金の計算は，事業者に対し，課徴金納付命令を発令する時点において，複数の「一定の取引分野」に係る同一事件を併合

罪として罰金刑に処する旨の裁判が確定しているなどの特段の事情がない限り，同条第23項の端数処理を含めて，違反行為ごと又は「一定の取引分野」ごとに行うのが相当である。

(ｳ)　**結論**

前記(ｱ)及び(ｲ)によれば，被審人が本件課徴金納付命令において国庫への納付を命じられるべき課徴金の額は，72億3012万円となる。

なお，本件課徴金納付命令後，本件課徴金納付命令に係る審判手続の終了前に，本件各違反行為に係る事件と同一事件について，被審人に対し，罰金４億円に処する旨の裁判が確定しているから，独占禁止法第51条第３項の規定により，本件課徴金納付命令の審判請求に対する審決において，本件課徴金納付命令に係る課徴金の額を，本審判手続を経て決定されるべき前記の課徴金72億3012万円から前記の罰金額の２分の１に相当する２億円を控除した70億3012万円に変更すべきことになる。

(4)　法令の適用

独占禁止法第51条第３項並びに同法第66条第２項及び第３項

4　ダイレックス㈱に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（優越的地位の濫用）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成26年（判）第1号及び第2号	26.8.27	7	2.3.25	11億9221万

(1)　被審人

名　　称	所　在　地
ダイレックス㈱	佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(2)　事件の経過

本件は，平成26年６月５日，公正取引委員会が，ダイレックス㈱（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し，独占禁止法第20条第２項の規定に基づき排除措置命令を，同法第20条の６の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ，被審人は，両命令に対して審判請求を行ったので，被審人に対し，同法第52条第３項の規定に基づき審判手続を開始し，審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は，担当審判官から提出された事件記録並びに被審人から提出された異議の申立書及び被審人から聴取した陳述に基づいて，同審判官から提出された審決案を調査の上，被審人に対して審決案と同じ内容（排除措置命令を変更するとともに，課徴金納付命令の一部を取り消す旨）の審決を行った。

(3)　判断の概要等

ア　原処分の原因となる事実

(ｱ)　公正取引委員会は，被審人が，遅くとも平成21年６月28日以降，自己の取引上の地位が特定納入業者に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当

に，①新規開店又は改装開店（以下，両者を併せて「新規開店等」という。）に際し，特定納入業者である78社に対し，その従業員等を派遣させる（以下「本件従業員等派遣」という。）とともに，②特定納入業者のうち66社に対し，閉店の際に実施するセール（以下「閉店セール」という。）について，「協賛金」等の名目で金銭を提供させた（以下「本件協賛金の提供」という。）ほか，③特定納入業者のうち48社に対し，平成23年５月４日に発生したダイレックス朝倉店の火災に際し，滅失又は毀損した商品（以下「火災滅失毀損商品」という。）の納入価格に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた（以下「本件火災関連金の提供」という。）ものであって，以上の行為は，独占禁止法第２条第９項第５号ロ（平成21年独占禁止法改正法の施行日である平成22年１月１日前においては旧一般指定第14項第２号。以下同じ。）に該当し，同法第19条に違反するものであり，かつ，特に排除措置を命ずる必要があるとして，平成26年６月５日，被審人に対し，排除措置を命じた（平成26年（措）第10号。以下，この命令を「本件排除措置命令」といい，同命令において認定された違反行為を「本件違反行為」という。）。

(ｲ) 公正取引委員会は，平成26年６月５日，被審人に対し，本件違反行為は独占禁止法第20条の６にいう「継続してするもの」であり，同条の規定により，本件違反行為の期間は，平成21年12月17日から平成24年12月16日までの３年間となるとした上で，本件違反行為のうち平成21年独占禁止法改正法の施行日である平成22年１月１日以後に係るものについて，特定納入業者それぞれとの間における購入額を課徴金算定の基礎として，12億7416万円の課徴金の納付を命じた（平成26年（納）第113号。以下，この命令を「本件課徴金納付命令」という。）。

イ　主要な争点及びそれに対する判断

(ｱ) 本件各行為（本件従業員等派遣，本件協賛金の提供及び本件火災関連金の提供を受けた行為。以下同じ。）は，被審人が，自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に行ったものか（争点１）について

ａ　優越的地位の濫用規制の趣旨

独占禁止法第19条において，自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に同法第２条第９項第５号（平成21年独占禁止法改正法施行日前においては旧一般指定第14項〔第１号ないし第４号〕）に該当する行為をすることが不公正な取引方法の一つとして規制されているのは，自己の取引上の地位が相手方に優越している甲が，乙に対し，その地位を利用して，正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは，乙の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに，乙はその競争者との関係において競争上不利となる一方で，甲はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあり，このような行為は公正な競争を阻害するおそれ（公正競争阻害性）があるといえるからである。

ｂ　優越的地位の濫用の判断基準

優越的地位の濫用規制の趣旨に照らせば，甲が乙に対して優越した地位にある

とは，乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても，乙がこれを受け入れざるを得ないような場合をいうと解される。

この判断に当たって，乙の甲に対する取引依存度が大きい場合，甲の市場におけるシェアが大きい場合又はその順位が高い場合，乙が他の事業者との取引を開始若しくは拡大することが困難である場合又は甲との取引に関連して多額の投資を行っている場合，また，甲との取引の額が大きい，甲の事業規模が拡大している，甲と取引することで乙の取り扱う商品又は役務の信用が向上する，又は甲の事業規模が乙のそれよりも著しく大きい場合には，乙は甲と取引を行う必要性が高くなるため，乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すことになりやすいものといえる。

また，「不利益行為」（注）を甲が行い，乙がこれを受け入れている事実が認められる場合，これを受け入れるに至った経緯や態様によっては，それ自体，甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても，乙がこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがわせる重要な要素となり得るものというべきである。なぜなら，取引関係にある当事者間の取引を巡る具体的な経緯や態様には，当事者間の相対的な力関係が如実に反映されるからである。

したがって，甲が乙に対して優越した地位にあるといえるか否かについては，①乙の甲に対する取引依存度，②甲の市場における地位，③乙にとっての取引先変更の可能性，④その他甲と取引することの必要性，重要性を示す具体的事実のほか，乙が甲による不利益行為を受け入れている事実が認められる場合，これを受け入れるに至った経緯や態様等を総合的に考慮して，乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても，乙がこれを受け入れざるを得ないような場合であるかを判断するのが相当である。

（注）「不利益行為」とは，独占禁止法第２条第９項第５号イないしハが規定する行為をいう。

c　被審人の取引上の地位が特定納入業者に対して優越しているか

⑷　被審人の市場における地位

被審人は，本件期間中（平成21年６月28日から平成24年12月16日まで。以下同じ。）において，事業を急速に拡大し，消費者に人気のある小売業者であり，総合ディスカウント業を営む事業者として有力な地位にあったと認められる。

そうすると，食料品，酒類，日用雑貨品，家庭用電気製品，衣料品等の製造業者及び卸売業者としては，被審人と継続的に取引を行うことで，被審人を通じて，消費者に幅広く自社の取扱商品を供給することができ，多額かつ安定した売上高を見込むことができることになるから，一般的にいえば，被審人と取引することの必要性及び重要性は高いと評価することができる。

⑸　被審人と特定納入業者の関係

ｉ　40社について

特定納入業者のうち40社については，前記⑷の事実に加え，これらの納入

業者の被審人に対する取引依存度がいずれも大きいこと等の事実を考慮すれば，当該納入業者にとって，被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また，報告命令に対する40社の回答内容等は，これら客観的状況に沿うものといえる。

そして，後記ｅのとおり，40社が被審人による不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様からすれば，40社は，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば，40社は，被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあり，被審人の取引上の地位は40社に対して優越していたものと認められる。

ii　24社について

特定納入業者のうち24社については，前記⒜の事実に加え，取引先別の売上高の順位における被審人の順位が高いこと等の事実を考慮すれば，当該納入業者にとって，被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また，報告命令に対する24社の回答内容等は，これら客観的状況に沿うものといえる。

そして，後記ｅのとおり，24社が被審人による不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様からすれば，24社は，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば，24社は，被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあり，被審人の取引上の地位は24社に対して優越していたものと認められる。

iii　４社について

特定納入業者のうち４社については，前記ｉ又はiiと同等の状況にはないとしても，前記⒜の事実に加え，資本金額及び年間総売上高に照らして当該納入業者の事業規模が極めて小さいこと等の事実を考慮すれば，被審人に対する取引依存度が大きなものではなく，かつ，その取引先別の売上高の順位における被審人の順位が，取引先の数に比して高いものではないことを勘案しても，なお４社にとって，被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また，報告命令に対する４社の回答内容等は，これら客観的状況に沿うものといえる。

そして，後記ｅのとおり，４社が被審人による不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様からすれば，４社は，被審人が著しく不利益な要請等を

行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば，４社は，被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあり，被審人の取引上の地位は４社に対して優越していたものと認められる。

ⅳ　１社について

特定納入業者のうち１社については，前記ｉないしⅲと同等の状況にはないとしても，前記(a)の事実に加え，同社において被審人との取引を主に担当している九州地区の営業拠点は，全社的にみても，売上高が高く，営業上重要と認められるところ，同拠点における取引先別の売上高の順位における被審人の順位が高いこと等の事実を考慮すれば，１社にとっては，被審人との取引の継続が困難となれば，九州地区の営業拠点の収益の大幅な落込みが予想され，同区域内における事業方針の修正を余儀なくされるなど，全社的にみてもその後の事業経営に大きな支障を来すことが看取でき，１社が全社的にみれば被審人に対する取引依存度が小さいことなどを考慮しても，なお同社にとって，被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また，報告命令に対する１社の回答内容等は，これら客観的状況に沿うものといえる。

そして，後記ｅのとおり，１社が被審人による不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様からすれば，１社は，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば，１社は，被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，被審人が著しく不利益な要請等を行っても，これを受け入れざるを得ないような場合にあり，被審人の取引上の地位は１社に対して優越していたものと認められる。

ⅴ　９社について

特定納入業者のうち８社については，取引依存度が小さいのみならず，取引先別の売上高の順位における被審人の順位も高いものではなく，当該納入業者の事業規模及びその他の事情によっても，前記ｉないしⅳと同等の状況にあるとは認められない。

特定納入業者のうち１社については，取引先別の売上高の順位は，本件期間中の最初の年度のみ５位と高いものであったが，取引依存度は著しく小さいのであり，１社の事業規模及びその他の事情によっても，同様に，前記ｉないしⅳと同等の状況にあるとは認められない。

これらによれば，被審人に関する前記(a)の事実を勘案しても，９社にとって，被審人との取引の継続が困難になることが直ちに事業経営上大きな支障を来すものとは認められない。

(c) **小括**

以上のとおり，本件期間中，被審人の取引上の地位が前記(b) ⅰないしⅳ記載の69社（以下「69社」という。）に対して優越していたことが認められる。

これに対し，前記(b) ⅴ記載の９社に対しては，被審人の取引上の地位が優越していたとは認められない。

d　本件各行為が不利益行為に当たるか

(a) **本件従業員等派遣**

ⅰ　従業員等の派遣をさせる行為が不利益行為となる場合

買取取引において，売主は，買主に商品を引き渡すことにより取引契約上の義務を履行したこととなるところ，買主が小売業者である場合に，買主の新規店舗の開設，既存店舗の改装及びこれらの店舗での開店セール等の際に，買取取引で仕入れた商品を他の陳列棚から移動させ，又は新たに若しくは補充として店舗の陳列棚へ並べる作業や，接客するという作業などは，買主が消費者に商品を販売するための準備作業又は消費者に対する販売作業そのものであり，本来買主が行うべき役務であって，売主が自社の従業員等を派遣して前記のような作業に当たらせること（以下「新規店舗開設等作業のための従業員等派遣」という。）は，売主としては当該従業員等による労務をその派遣の期間逸失することになるほか，交通費などの派遣に必要となる費用が発生した場合には，当該費用を負担することになることから，売主にとって通常は何ら合理性のないことであり，そのような行為は，原則として不利益行為に当たるというべきである。

もっとも，新規店舗開設等作業のための従業員等派遣については，例外的に，①従業員等の業務内容，労働時間及び派遣期間等の派遣の条件について，あらかじめ相手方と合意し，かつ，派遣される従業員等の人件費，交通費，宿泊費等の派遣のために通常必要な費用を買主が負担する場合，②従業員等が自社の納入商品のみの販売業務に従事するものなどであって，従業員等の派遣による相手方の負担が従業員等の派遣を通じて相手方が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり，相手方の同意の上で行われる場合（①及び②の場合を「従業員等派遣例外事由」という。）は，不利益行為には当たらないと解される。

ⅱ　本件従業員等派遣をさせたことが不利益行為に該当するか

被審人と特定納入業者との取引について，買取取引であることからすると，被審人の店舗の新規開店等に当たり行われる開店準備作業は，被審人が納入業者から買い取った商品を当該店舗で販売するためにその費用で行うべきものであるから，それにもかかわらず，被審人が特定納入業者に対してかかる作業を行わせるために，これらの従業員等の派遣をさせた行為は，従業員等派遣例外事由に当たるなどの特段の事情がない限り，当該納入業者に対する不利益行為に当たると認められる。

ⅲ　従業員等派遣例外事由の①に該当するか

被審人は，納入業者との間で，派遣に係る従業員等の業務内容や業務時

間，これらの費用負担等の条件について，あらかじめ契約書等で合意をしていたことはなく，また，納入業者に対し，従業員等の派遣を依頼する際にも，このような合意をしていなかったから，被審人と特定納入業者との間で，いかなる条件で従業員等を派遣するかについて，あらかじめ合意がされていたとは認められない。なお，被審人は，本件期間中に，開店前準備作業の当日の朝，納入業者に対し，作業内容などが記載された承諾書への署名を求めるようになったものの，これらは当日の作業の指示事項や注意事項の承諾を求めるものにすぎず，日当についても，被審人に対して請求することができることが書いてあるにとどまり，具体的な請求の方法や金額については決められていなかったのであるから，被審人は，納入業者の従業員等を派遣させる行為が独占禁止法に抵触し得ることを認識しながら表面上これを回避するために，形式的に行われたものであり，これらを派遣に係る条件についての合意と認める余地はない。

そして，本件期間中，派遣に係る従業員等の人件費，交通費，宿泊費等の費用を負担していなかったものであるから，従業員等派遣例外事由の①には該当しない。

ⅳ　従業員等派遣例外事由の②に当たるなどの特段の事情があるか

被審人において，納入業者が従業員等を派遣していた理由として主張するところは，いずれも従業員等派遣例外事由②などの特段の事情に当たるものとは認められない。また，被審人のその他の主張には理由がなく，本件従業員等派遣につき，特段の事情があるとは認められない。

ⅴ　小括

以上のとおり，被審人が特定納入業者に対し本件従業員等派遣をさせたことについて，かかる行為は，不利益行為に当たると認められる。

⑹　本件協賛金の提供について

ⅰ　金銭の提供を受ける行為が不利益行為となる場合

買取取引において，売主は，買主に商品を引き渡すことにより取引契約上の義務を履行したこととなるところ，契約等に別段の定めがなく，協賛金等の名目で売主が買主のために本来提供する必要のない金銭を提供することは，売主にとって通常は何ら合理性のないことであり，そのような行為は，原則として不利益行為に当たる。

もっとも，例外的に，協賛金等の名目で提供した金銭について，その負担額，算出根拠，使途等について，あらかじめ事業者が相手方に対して明らかにし，かつ，当該金銭の提供による相手方の負担が，その提供を通じて相手方が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり，相手方の同意の上で行われる場合（以下「金銭提供例外事由」という。）は，不利益行為には当たらないと解される。

ⅱ　本件協賛金の提供を受けた行為が不利益行為に該当するか

被審人と特定納入業者との間の取引は買取取引であり，本件協賛金の提供について，両社間で契約上別段の定めはなく，本件協賛金の提供は，当該納

入業者にとっては，本来必要のないものである。しかも，本件協賛金の提供は，被審人の閉店及びそれに伴う在庫商品の処分の必要性という被審人の事情により，既に納入した商品の代金を事後的に減額される結果となるのであり，納入業者にとっての不利益は大きい。したがって，金銭提供例外事由に当たるなどの特段の事情がない限り，不利益行為に当たるといえる。

そして，金銭提供例外事由として，協賛金等の負担額，算出根拠，使途等をあらかじめ事業者が相手方に対して明らかにすることを必要とする趣旨は，相手方が，事前に不利益の程度及びその合理性について判断できるようにするためであるところ，被審人のバイヤーは，閉店セール前に，閉店セールを行う店舗及び日程についての通知はしたものの，在庫商品の数量について連絡はしていなかったこと，閉店セール実施後に割引額の通知はしていたものの，被審人において，閉店セール協賛金の算定方法は，被審人の予算上の粗利を確保できる金額以上の金額という条件とされ，専ら被審人の損失を転嫁するという観点によるものであり，バイヤーは，納入業者に対して算出根拠を明らかにしていないことからすれば，当該納入業者においては，事前に不利益の程度及びその合理性について判断することができたとはいえないから，被審人が，閉店セール協賛金の負担額，算出根拠，使途等をあらかじめ納入業者に対して明らかにしていたとは認められない。

また，閉店する店舗において，納入済みの商品が売れたとしても，当該店舗において新たに商品が納入されることはないから，納入業者にとっての利益はなく，本件協賛金の提供の見返りとして，被審人が納入業者に対し，新規店舗における取引等を約束することはなかったのであるから，当該納入業者にとっては，本件協賛金の提供を通じて得ることとなる直接の利益等が存在せず，金銭提供例外事由に該当するとは認められない。

以上のとおり，被審人が本件協賛金の提供を受けた行為は，金銭提供例外事由に当たるなどの特段の事情が存在するとは認められないから，不利益行為に該当する。

(c) 本件火災関連金の提供

i 金銭の提供が不利益行為になる場合

火災により毀損した商品の損失補填のための金銭の提供も，前記(b) i と同様に，買取取引において，売主が買主のために本来提供する必要のない金銭を提供する行為であり，売主にとっては通常は何ら合理性のないことであるから，買主がかかる金銭を売主に提供させる行為は，金銭提供例外事由に当たるなどの特段の事情がない限り，売主である相手方は自由かつ自主的な判断に基づいてこれを受け入れたということはできず，不利益行為に当たると認めるのが相当である。

ii 本件火災関連金の提供を受ける行為が不利益行為に該当するか

被審人と特定納入業者との間の取引は買取取引であり，本件火災関連金の提供について，両社の間で契約等の別段の定めがないことには争いがないから，前記 i のとおり，本件火災関連金の提供は，当該納入業者にとっては，

本来必要のないものである。

しかも，被審人において，自社の店舗の火災により商品が滅失毀損したことについて保険により損害の補填を受けられなかったのは，親会社の方針により保険への加入をやめたという被審人側の事情によるものであるにもかかわらず，納入業者において，このような火災関連金の提供によって，既に納入した商品の代金を事後的に減額される結果となるのは，極めて不合理なものである。

したがって，本件火災関連金の提供は，金銭提供例外事由に当たるなどの特段の事情がない限り，不利益行為に当たると認めるのが相当である。

そこで，本件火災関連金の提供について，金銭提供例外事由に当たるなどの特段の事情が存在するか否かについて検討すると，被審人が納入業者に対して，それぞれの火災滅失毀損商品の納入額を上限としてその負担額を明示するとともに，その使途が火災による損失の補填であることを明示するなどしており，相手方に与える不利益があらかじめ計算できないものではなかったとしても，本件火災関連金の提供は，飽くまで火災滅失毀損商品の損失補填であるから，納入業者の売上げの増加につながるものではない。そして，本件火災関連金の提供をした48社のうち，２社については，その従業員等が本件火災関連金の見返りとして一括発注等を受けた旨を供述し，又は審査官の平成25年３月29日付け報告命令に対する報告書（以下「本件報告書」という。）に同旨の記載があるものの，両社を除く少なくとも46社（以下「46社」という。）については，被審人が追加発注等の具体的な見返りを約した事実も認められないから，それ自体によって納入業者が得られる直接の利益等は存在しない。

以上のとおり，少なくとも46社については，被審人において，これらの納入業者から本件火災関連金の提供を受けた行為は，金銭提供例外事由に当たるなどの特段の事情が存在するとは認められないから，不利益行為に該当する。

e　特定納入業者が不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様等

被審人は，消費者に販売するために商品を納入業者から購入する大規模な小売業者であり，他方で特定納入業者は，自ら製造しあるいは仕入れた商品を，被審人に販売する納入業者であって，特定納入業者に対する前記ｄ認定の不利益行為は，このような被審人によるいわゆるバイイングパワーが発揮されやすい取引上の関係を背景としたものである。

このような背景の下，前記ｄで認定した不利益行為は，多数の取引の相手方である納入業者に対して，遅くとも平成21年６月28日から平成24年12月16日までの長期間にわたり，被審人において，自らの利益を確保することなどを目的として，役員等の指揮ないし関与の下，組織的かつ計画的に一連のものとして行われたものである。

また，特定納入業者の中には，従業員等派遣を負担に感じていた者や，被審人との取引への悪影響を恐れて日当請求をしなかった者，被審人からの本件協賛金

の提供について協議がなく，一方的な要請であると感じていたり，閉店セールの対象としない商品又は最終的に売れ残った商品については，被審人から返品に応じることを求められることから，返品による損失を回避するために本件協賛金の提供に応じた者もいた。特定納入業者の一部は，本件報告書や従業員等の供述調書において，被審人による不利益行為の要請に応じていた理由やこのうち本件従業員等の派遣について日当を請求することができなかった理由として，被審人の従業員の威圧的な態度や制裁，取引への悪影響のおそれを挙げている。

以上のような不利益行為を特定納入業者が受け入れるに至った経緯や態様は，それ自体，被審人が納入業者一般に対してその意に反するような要請等を行っても，一般的に甘受され得る力関係にあったことを示すものであるから，前記ｃにおいて被審人の特定納入業者に対する取引上の地位を判断する際に考慮したとおり，前記ｄ認定の不利益行為を受け入れていた納入業者については，被審人が著しく不利益な要請等を行ってもこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがうことができる。

ｆ　優越的地位の濫用に該当するか

⑷　被審人の本件各行為は取引上の地位が優越していることを利用して行われたものであること

被審人は，前記ｃのとおり，その取引上の地位が69社に対して優越するものと認められるところ，被審人は，前記ｄのとおり，69社に対して独占禁止法第２条第９項第５号ロに該当する不利益行為を行っていたことが認められる。

そうすると，被審人が69社に対して本件各行為を行ったことは，通常，自己の取引上の地位が69社に対して優越していることを「利用して」（独占禁止法第２条第９項第５号柱書）行われたものであると認められる。

⑸　本件各行為が一体として優越的地位を濫用したものであること

独占禁止法第19条において優越的地位の濫用が不公正な取引方法の一つとして規制されている趣旨が公正競争阻害性にあることに照らせば，同法第２条第９項第５号又は旧一般指定第14項（第１号ないし第４号）に該当する行為は，これが複数みられるとしても，また，複数の取引先に対して行われたものであるとしても，それが，組織的かつ計画的に一連のものとして実行されているなど，行為者の優越的地位の濫用として一体として評価できる場合には，同法上１個の優越的地位の濫用として規制されると解するのが相当である。

そして，被審人は，その取引上の地位が69社に対して優越していることを利用し，約３年半もの長期間にわたり，従業員等を派遣させ，閉店セール協賛金を提供させ，火災関連金の提供をさせたものであるところ，被審人は，自らの利益を確保することなどを目的として，役員等の指揮ないし関与の下，組織的かつ計画的に一連のものとして，こうした本件各行為を行ったことからすると，本件各行為は，行為者の優越的地位の濫用として一体として評価できる場合に該当し，独占禁止法上１個の優越的地位の濫用として規制されることになる。

⑹　結論

以上によれば，被審人は，本件期間中，自己の取引上の地位が，69社に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に独占禁止法第２条第９項第５号ロ（平成21年独占禁止法改正法の施行日前については，旧一般指定第14項第２号）に該当する行為を行っていたものであり，当該行為は，優越的地位の濫用に該当すると認められる。

他方，前記ｃ(b)ｖの９社については，被審人がこれらの納入業者に対して優越的地位を有していたことを認めるに足りないから，被審人の９社に対する行為は，優越的地位の濫用に該当すると認めることはできない。

(ｲ)　**本件排除措置命令の適法性（争点２）について**

ａ　**本件排除措置命令における理由の記載に不備はないか**

排除措置命令書に記載すべき理由（公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用）とは，違反行為に関する認定事実のほか，いかなる事実関係に基づき排除措置が命じられたのかを，名宛人においてその記載自体から了知し得るものでなければならない。

これを本件についてみると，本件排除措置命令書には，排除措置命令の理由として，特定納入業者に該当するかの考慮要素及び被審人が特定納入業者に対して具体的にいかなる態様の行為をどの程度行ったのかという，命令の原因となる事実と，前記の行為は，被審人が自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，継続して取引する相手方に対して，自己のために金銭又は役務を提供させていたものであって，この行為が独占禁止法第２条第９項第５号ロ（平成21年独占禁止法改正法の施行前においては旧一般指定第14項第２号）に該当し，同法第19条の規定に違反するなどという，命令の根拠法条が示され，本件違反行為の相手方である78社が，別表により特定されている。

したがって，被審人は，本件排除措置命令において，いずれの相手方に対する自己のいかなる行為が独占禁止法第２条第９項第５号ロ又は旧一般指定第14項第２号に該当する優越的地位の濫用との評価を受け，排除措置を命じられたのかを了知し得るものでなかったとはいえない。

しかも，本件において，公正取引委員会は，独占禁止法第49条第５項に基づき事前説明を行い，その際，被審人の代表取締役らに対し，本件協賛金の提供及び本件火災関連金の提供に係る行為の対象となった66社及び48社が記載された資料を提示した上で説明をした。

そうだとすれば，被審人は，本件排除措置命令に先立ち，事前説明において金銭の提供に係る各行為の対象となった特定納入業者を認識したのであるから，本件排除措置命令書の謄本送達時には，本件違反行為の相手方のみならず，本件各行為についてのそれぞれの相手方をも当然に知り得る状態にあったといえる。

したがって，本件排除措置命令には，理由の記載に不備があったとはいえない。

ｂ　**本件排除措置命令の法令の適用に誤りはないか**

旧一般指定は，あらゆる事業分野にわたる不公正な取引方法に一般的に適用さ

れるものであり，それゆえに規定の内容もある程度一般的，抽象的となっており，他方，大規模小売業告示は，特定の事業分野における特定の取引方法に適用されるものであり，それゆえに規定の内容が具体的となっている点で異なるが，旧一般指定を定めた趣旨や，旧一般指定と大規模小売業告示はいずれも不公正な取引方法を指定するものであり，いずれの適用による法律効果も同じであることなどに照らすと，大規模小売業告示が定めている特定の事業分野について，旧一般指定の適用が排除されるものではないと解される。

したがって，大規模小売業告示と旧一般指定第14項のいずれの要件をも満たし得る本件違反行為のうちの平成21年独占禁止法改正法施行前の行為に対し，大規模小売業告示ではなく旧一般指定を適用したとしても，法令の適用に誤りはない。

c　本件排除措置命令主文第２項において特定納入業者以外の納入業者に対する通知を命ずる部分は必要な措置といえるか

被審人は，約３年半もの長期間にわたり，多数の納入業者に対し，自己の取引上の地位が優越していることを利用して，組織的かつ計画的に一体のものとして本件違反行為を行っていたものであり，これらの行為の相手方を特定の納入業者に限定していた様子はうかがえない。また，本件排除措置命令の効力が生じた時点においても被審人が総合ディスカウント業者として有力な地位にあり，69社以外の納入業者との関係でも優越的地位にある可能性が十分にあったことからすれば，69社以外の納入業者に対しても本件違反行為と同種又は類似の違反行為の行われるおそれがあると認められる。

したがって，被審人による将来の違反行為を防止するためには，69社だけではなく，被審人と取引関係にある全ての納入業者に対して，本件排除措置命令の主文第１項に基づいて採った措置の通知を命じることが，必要かつ相当であると認められる。

(ｳ)　本件課徴金納付命令の適法性（争点３）について

a　本件課徴金納付命令における理由の記載に不備はないか

前記(ｲ) a に同旨

b　本件課徴金納付命令の課徴金の計算の基礎に誤りはないか

本件違反行為期間は平成21年６月28日から平成24年12月16日までであるが，その期間が３年を超えるため，独占禁止法第20条の６の規定により，本件違反行為の終期から遡って３年となる平成21年12月17日から起算することとなる。

そして，独占禁止法第20条の６が適用されるのは，平成21年独占禁止法改正法の施行日以後に係るものであるから（平成21年独占禁止法改正法附則第５条），課徴金の算定の基礎となる購入額は，平成22年１月１日から平成24年12月16日までの期間における対象納入業者である69社からの購入額を合計した1192億2187万2931円となる。

被審人は，違反行為は，相手方ごと，行為類型ごとに個別に認定するべきであるとして，違反行為期間についても，相手方ごと，行為類型ごとに個別に認定するべきであると主張するほか，本件火災関連金の提供は「継続してするもの」

（独占禁止法第20条の６）に該当しないと主張する。

しかし，本件違反行為は被審人による優越的地位の濫用として一体として評価でき，独占禁止法上１個の優越的地位の濫用として規制するべきであるから，被審人の主張は，これと異なる理解を前提とするものであり，採用することはできない。

ｃ　本件課徴金納付命令の法令の適用に誤りはないか

本件課徴金納付命令書の「３　課徴金に係る違反行為」における，本件違反行為が「独占禁止法第２条第９項第５号ロに該当」するという表記によって，当該行為が同項柱書の「不公正な取引方法」に該当することは明らかであるから，同項柱書の記載がないことが，法令の適用の誤りであるとはいえない。

⑷　法令の適用

独占禁止法第66条第２項及び第３項

第４章　訴　訟

第１　審決取消請求訴訟

1　概説

令和元年度当初において係属中の審決取消請求訴訟は８件であったところ，同年度中に新たに３件の審決取消請求訴訟が提起されたため，令和元年度に係属した審決取消請求訴訟は11件となった。

令和元年度においては，これらのうち，東京高等裁判所が原告の請求を棄却した判決は１件（原告が上訴。ただし，上訴した６上告人〔申立人〕中，２上告人〔申立人〕については，上訴を取り下げた。）あった。また，最高裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものは７件（うち１件は，前記のとおり，同年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をして，原告が上訴したもの）あった。

以上のとおり，令和元年度に終了した審決取消請求訴訟は７件であり，同年度末時点において係属中の審決取消請求訴訟は４件となった。

第１表　令和元年度係属事件一覧

一連番号	件　名	審決の内容	判決等
1	㈱飯島工事ほか1名による件	被審人らが，他の事業者と共同して，山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額1237万円〔㈱飯島工事〕，926万円〔㈱藤プラント建設〕）。	審決年月日　平成29年 6月15日 提訴年月日　平成29年 7月12日 判決年月日　平成30年 9月 7日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成30年 9月19日 （上告及び上告受理申立て，原審原告ら） 決定年月日　令和元年 6月14日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）
2	三森建設㈱による件	被審人が，他の事業者と共同して，山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額　1434万円）。	審決年月日　平成29年 6月15日 提訴年月日　平成29年 7月13日 判決年月日　平成30年10月26日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成30年11月12日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 決定年月日　令和元年 6月14日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）
3	天川工業㈱ほか8名による件 【上告審：岩波建設㈱ほか7名による件】	被審人らが，他の事業者と共同して，山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額1億5922万円〔課徴金納付命令の対象である9名の合計額〕）。	審決年月日　平成29年 6月15日 提訴年月日　平成29年 7月14日 判決年月日　平成30年 8月10日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成30年 8月23日 （上告及び上告受理申立て，原審原告9名中8名） 決定年月日　令和元年 6月14日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）
4	㈱廣川工業所による件	被審人が，他の事業者と共同して，山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額　2772万円）。	審決年月日　平成29年 6月15日 提訴年月日　平成29年 7月18日 判決年月日　平成30年 8月31日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成30年 9月11日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 決定年月日　令和元年 6月14日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）

一連番号	件　名	審決の内容	判決等
5	植野興業㈱ほか7名による件 【（一部訴え取下げにより）植野興業㈱ほか6名による件】	被審人らが，他の事業者と共同して，山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額2億4973万円〔課徴金納付命令の対象である8名の合計額〕）。	審決年月日　平成29年 6月15日 提訴年月日　平成29年 7月18日 原告のうち1名訴え取下げ　平成30年4月26日 判決年月日　平成30年11月30日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成30年12月14日 （上告及び上告受理申立て，原審原告ら） 決定年月日　令和元年 6月14日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）
6	友愛工業㈱による件	被審人が，他の事業者と共同して，山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額　2631万円）。	審決年月日　平成29年10月 4日 提訴年月日　平成29年11月 1日 判決年月日　平成30年11月30日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成30年12月17日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 決定年月日　令和元年 6月20日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）
7	㈱飯塚工業ほか5名による件 【（一部上訴取下げにより）㈱飯塚工業ほか3名による件】	被審人らが，他の事業者と共同して，山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額1億1975万円〔課徴金納付命令の対象である5名の合計額〕）。	審決年月日　平成29年10月 4日 提訴年月日　平成29年11月 2日 判決年月日　令和元年 5月17日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　令和元年 5月30日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 上告人兼申立人のうち2名上訴取下げ　令和元年11月8日 決定年月日　令和元年11月28日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）
8	㈱山陽マルナカによる件	被審人が，納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，納入業者に従業員等を派遣させ，金銭を提供させ，受領した商品を返品し，取引の対価の額を減じ，商品を購入させていたことについて，原処分における違反行為の相手方である165社のうち，127社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから，排除措置命令を変更し課徴金納付命令の一部を取り消した。被審人と納入業者127社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた（一部取消し後の課徴金額　1億7839万円）。	審決年月日　平成31年 2月20日 提訴年月日　平成31年 3月22日

一連番号	件　名	審決の内容	判決等
9	㈱ラルズによる件	被審人が，納入業者のうち88社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，納入業者に従業員等を派遣させ，金銭を提供させ，商品を購入させていたことについて，優越的地位の濫用行為であると認め，被審人と納入業者88社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた（課徴金額　12億8713万円）。	審決年月日　平成31年 3月25日 提訴年月日　平成31年 4月24日
10	㈱Ｊ－オイルミルズによる件	被審人が，他の事業者と共同して，とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて，段ボール用でん粉の需要者渡し価格を引き上げる旨合意することにより，公共の利益に反して，我が国における段ボール用でん粉の販売分野における競争を実質的に制限したと認めた。 被審人が違反行為により販売した段ボール用でん粉の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額　5434万円）。	審決年月日　令和元年 9月30日 提訴年月日　令和元年10月30日
11	㈱エディオンによる件	被審人が，納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，納入業者に従業員等を派遣させていたことについて，原処分における違反行為の相手方である127社のうち，92社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから，排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。被審人と納入業者92社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし，「マル特経費負担」分は購入額から除外すべきものとされた（一部取消し後の課徴金額　30億3228万円）。	審決年月日　令和元年10月 2日 提訴年月日　令和元年11月 1日

2　東京高等裁判所における判決

(1)　㈱飯塚工業ほか５名による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第33号）（第１表一連番号７）

ア　主な争点及び判決の概要

(ｱ)　争点１（本件合意の存在について実質的証拠が存在するか否か）について

a　本件審決は，本件21社間の協調関係，受注調整のための石和支部等による入札参加者の情報集約，受注予定者の決定方法，受注予定者による他の入札参加者に対する入札価格等の連絡と他の入札参加者の協力，総合評価落札方式の工事の場

合の協力，個別工事における受注調整（少なくとも40物件について客観的な証拠等から本件合意内容に沿った受注調整が行われたことが認められ，４物件について客観的な証拠等から本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことが認められること。），本件対象期間に発注された本件土木一式工事（158物件）の平均落札率等を認定し，これらの事実に基づき，本件21社が，本件土木一式工事について，受注価格の低落防止を図るために，受注予定者を決定し，受注予定者は受注すべき価格を決め，受注予定者以外の者は受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する旨の合意（本件合意）をしたと認めた。

前記の各認定事実は，これに沿った内容を述べる多数の供述・陳述並びにこれを裏付けるメモや日記を含む多数の客観的証拠によって裏付けられており，客観的証拠の中には，石和支部の事務員が作成した入札参加者等取りまとめ表の一部，「一般競争入札」（公告）や指名通知書，競争参加資格確認書等の欄外に入札価格等の書き込みがされたもの，原告長田建設㈱から小泉建設㈱にファクシミリで送信された原告長田建設㈱の技術審査資料，㈱中村工務店から原告風間興業㈱に電子メールで送信された本工事費内訳表等も含まれている。

したがって，本件審決が前記各事実を認定したことは合理的であり，前記事実に基づいて本件合意の存在を認定した本件審決の判断には実質的証拠があるといえる。

b　違法収集証拠について

原告らは，本件審決が前記認定の基礎とした原告風間建設㈱常務らの各供述調書である本件各追加供述調書は，現行法の下においては許されない司法取引的な方法により作成された証拠であるから，それらを違法収集証拠として証拠排除した上で本件違反行為の存否を判断すべきである旨を主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

本件各追加供述調書が作成されたのが風間建設㈱に対する課徴金納付命令（案）の通知がされた後であること，課徴金納付命令（案）の段階では同社に対する課徴金の算定対象に含まれていた３物件が，本件各課徴金納付命令においては同対象から除外されていたことについては争いがない。

しかしながら，独占禁止法は，事前手続の制度を設け，処分の名宛人となるべき者に，事前に通知された課徴金納付命令（案）に対する意見申述・証拠提出の機会を与えているのであり，制度上，意見申述・証拠提出の結果として，事前に通知された行政処分案が見直され得ることが予定されている。そうすると，被告の従前の実務において，事前手続を経ることによって課徴金納付命令の算定対象が見直された例がどの程度あったかにかかわらず，本件において，被告が風間建設㈱からの意見書の提出を受け，補充調査を行って，前記３物件を同社に対する課徴金の算定対象から除外すること自体は，制度にのっとった適法なものというべきである。

原告らは，そのほかにもるる主張するが，いずれも，憶測の域を出ないというべきである。したがって，本件各追加供述調書を違法収集証拠として証拠から排除すべき理由はないから，原告らの主張を採用することはできない。

c　総合評価落札方式の工事について

原告らは，本件審決は，本件審判手続において審査官が主張していた「本件合意」とは異なる事実を認定しているか，審査官が主張していた「本件合意」を前提にすると，そのような本件合意は総合評価落札方式の一般競争入札を含まない旨主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

本件審決が認定した本件合意は，受注価格の低落防止を図るために，受注予定者を決定し，受注予定者は受注すべき価格を決め，受注予定者以外の者は受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する旨の合意であり，審査官の主張していた本件合意と異なるものではない。

そして，前記のとおり，本件合意は，受注予定者に対し受注予定者が決めた価格で受注できるよう協力する旨の合意であり，特定の発注方法を前提とするものではない。本件合意の下で，他の参加者が，受注予定者が受注予定者の決めた価格で受注できるように協力することが可能であることは必要であるとしても，その協力の方法は限定されていない。

総合評価落札方式の工事における評価項目のうち大半は，客観的なデータに基づき評価点を予想することが可能であり，評価項目のうちの施工計画についても，評価が発注者の裁量に委ねられるため正確に評価点を予想することはできなかったものの，ある程度予想することは可能であったと認められる。

現に，40物件のうち約半数の物件は，総合評価落札方式の工事であるところ，本件合意の内容に沿った受注調整が行われたことを裏付ける客観的な証拠等が存在する。

以上のとおり，総合評価落札方式の工事も本件合意に含まれるというべきである。

⑷　争点２（原告ら５社が受注した各工事が当該役務に該当することについて実質的証拠があるか否か）について

a　本件審決は，当該役務とは，本件においては，本件合意の対象とされた工事であって，本件合意に基づく受注調整等の結果，具体的競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解されるとした上で，本件審決認定の事情に照らすと，本件土木一式工事の全てを受注調整の対象とするのが合理的であることを根拠として，本件土木一式工事に該当し，かつ，本件21社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事は，当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情がない限り，本件合意に基づく受注調整が行われ，具体的競争制限効果が発生したものと推認するのが相当であると判断した。本件審決のこのような判断は相当なものであり，原告らもこの判断枠組み自体を争っているのではなく，本件への当てはめ及び前提となる本件合意について争っているものと解される。

b　本件合意の対象となっているか否かが問題となる工事について

原告らは，総合評価落札方式の工事は本件合意の対象外であるから，特段の事情の有無を検討するまでもなく，当該役務に該当しないと主張したが，東京高等

裁判所は，総合評価落札方式の工事が本件合意の対象に含まれることは前記(ｱ)のとおりであるから，原告らの前記主張を採用することはできないと判示した。

c　特段の事情の有無が問題となる工事について

(a)　総合評価落札方式の工事

原告らは，総合評価落札方式においては，落札者が入札価格のみで決定されるものではなく，価格連絡のみで受注調整を行うことが困難であることから，総合評価落札方式による発注という事実そのものが，本件推認を妨げる特段の事情に該当するものであると主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

総合評価落札方式の工事においても受注調整が可能なことは前記(ｱ)で説示したとおりであるから，原告らの主張は前提を欠いており，総合評価落札方式の工事であるというだけでは，本件推認が妨げられ，本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情があるということはできない。

(b)　受注予定者を１社に絞り込めず，２社以上で争われた工事

原告らは，受注予定者を１社に絞り込めず，２社以上で争われる工事については，多くの場合競争単位から除外されるのは実質的な競争単位として機能していなかった競争事業者であるから，直ちに公正かつ自由な競争による価格の形成が担保されるわけではなく，また，受注価格が低額化し本件合意の目的に反する結果となっていると主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

受注調整の結果，受注予定者を１社に絞り込めず，２社以上で争われたとしても，受注調整により受注を諦めた事業者が存在すれば，本来自由に行われるべき入札の参加者が減少することになるし，受注価格についても，受注を諦めた業者は予定価格に近い高い価格で入札するなどして受注予定者のいずれかが受注するように協力することになるから，具体的競争制限効果が生じることになる。この場合に競争単位から除外されるのは，実質的な競争単位として機能していなかった競争事業者であるとは限らないし，受注予定者が１社に絞られた場合と比較して，受注予定者を１社に絞り込めず２社以上で争われた工事においては，受注価格が低額化することが多いということはできるとしても，必ずしも本来自由な市場で形成されるべき価格と同様の状況になるとは限らない。したがって，受注予定者を１社に絞り込めず２社以上で争われた工事であることをもって，本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情に当たるということはできない。

(c)　その他本件推認を妨げる特段の事情があると主張されている工事

東京高等裁判所は，いずれも，本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情があるということはできないと判示した。

(ｳ)　争点３（本件３社（注）のうちの原告長田建設㈱及び原告中楯建設㈱に対し，排除措置を特に命ずる必要があるか否か）について

（注）小泉建設㈱，原告長田建設㈱及び原告中楯建設㈱の３社をいう。

原告らは，本件違反行為が事実上消滅したのは，自発的意思に基づくものであっ

て，本件立入検査を契機とするものではない，本件３社は，本件土木一式工事の入札にほとんど参加できなくなっていたなどとして，「特に必要があると認めるとき」に該当するとは認められない旨主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

本件３社が本件立入検査より前に石和支部を退会したことを認めることはできず，本件３社が自主的に違反行為を停止したと認めることもできない。また，本件３社が入札参加資格を有する本件土木一式工事は，本件立入検査の後も発注される可能性があったことは明らかであるから，本件３社についても，本件排除措置命令の時点において，本件違反行為と同様の違反行為が繰り返されるおそれがあると認められる。

イ　訴訟手続の経過

本件は，原告らが上告及び上告受理申立てを行ったところ，最高裁判所は後記３⑺のとおり決定を行った。

３　最高裁判所における決定

⑴　㈱飯島工事ほか１名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成30年（行ツ）第390号，平成30年（行ヒ）第453号）（第１表一連番号１）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第１項又は第２項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第１項により受理すべきものとは認められないとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

⑵　三森建設㈱による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成31年（行ツ）第50号，平成31年（行ヒ）第57号）（第１表一連番号２）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第１項又は第２項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第１項により受理すべきものとは認められないとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

⑶　岩波建設㈱ほか７名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成30年（行ツ）第371号，平成30年（行ヒ）第431号）（第１表一連番号３）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第１項又は第２項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第１項により受理すべきものとは認められないとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

⑷　㈱廣川工業所による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成30年（行ツ）第376号，平成30年（行ヒ）第437号）（第１表一連番号４）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第１項又は第２項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第１項により受理すべきものとは認められな

いとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

⑸　植野興業㈱ほか６名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成31年（行ツ）第86号，平成31年（行ヒ）第101号）（第１表一連番号５）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第１項又は第２項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第１項により受理すべきものとは認められないとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

⑹　友愛工業㈱による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成31年（行ツ）第104号，平成31年（行ヒ）第119号）（第１表一連番号６）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第１項又は第２項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第１項により受理すべきものとは認められないとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

⑺　飯塚工業㈱ほか３名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（令和元年（行ツ）第251号，令和元年（行ヒ）第297号）（第１表一連番号７）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第１項又は第２項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第１項により受理すべきものとは認められないとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

第２　排除措置命令等取消請求訴訟

1　概要

令和元年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟（注１）は10件（東京地方裁判所９件，東京高等裁判所１件）（注２）であったところ，同年度中に新たに３件の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された（このうち１件については併せて執行停止の申立てがなされた。）。

令和元年度当初において東京地方裁判所に係属中であった９件のうち４件については，平成30年度中に判決（請求棄却が３件，一部認容が１件）があり，いずれも令和元年度中に上訴期間が満了するものであったところ，当該４件のうち１件が上訴期間の経過をもって確定した。その余の３件は令和元年度中に控訴され，うち２件（注３）は東京高等裁判所に係属中であり，うち１件は令和元年度中に同裁判所が控訴を棄却する判決をしたところ，上告受理申立てがなされ，最高裁判所に係属中である。前記９件のうち残りの５件中の４件については，令和元年度中に東京地方裁判所が請求を棄却する判決をし，当該４件のうち２件は上訴期間の経過をもって確定し，その余の２件は控訴され（うち１件は令和元年度末時点では上訴期間中であったが，令和２年度に控訴された。），東京高等裁判所に係属中である。

また，令和元年度当初において東京高等裁判所に係属中であった１件については，同裁

判所が控訴を棄却する判決をし，上訴期間の経過をもって確定した。

これらの結果，令和元年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は８件であった。

なお，前記執行停止の申立て１件については，令和元年度中に東京地方裁判所が却下の決定をし，同年度末時点で上訴期間中であったが，その後，上訴期間の経過をもって確定した。

（注１）平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成25年法律第100号〕をいう。）により審判制度が廃止されたことに伴い，平成27年度以降，独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は，東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注２）排除措置命令等取消請求訴訟の件数は，訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

（注３）なお，当該２件は東京地方裁判所係属中に併合されたため，東京高等裁判所における事件番号が一つになったことから，以降は１件とした。

第２表　令和元年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件　名	事件の内容	関係法条	判決等
1	ルビコン㈱ほか１名による件	アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額　10億6774万円（ルビコン㈱），36億4018万円（ニチコン㈱））。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日　平成28年 3月29日 提訴年月日　平成28年 9月23日（ルビコン㈱） 平成28年 9月26日（ニチコン㈱） 判決年月日　平成31年 3月28日（請求棄却，東京地方裁判所） 控訴年月日　平成31年 4月10日（ルビコン㈱） 平成31年 4月12日（ニチコン㈱）
2	高知県農業協同組合による件	なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ，次のとおり，組合員からなすの販売を受託していた。 ①　自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして，なすの販売を受託していた。 ②　支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料について，自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。 ③　支部園芸部の定めた罰金等を収受し，これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。 （排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）	独占禁止法第19条（一般指定第12項）	措置年月日　平成29年 3月29日 提訴年月日　平成29年 5月 2日 申立年月日　平成29年 5月 2日 決定年月日　平成29年 7月31日（執行停止の申立てについて，却下決定〔確定〕，東京地方裁判所） 判決年月日　平成31年 3月28日（請求棄却，東京地方裁判所） 控訴年月日　平成31年 4月11日 判決年月日　令和元年11月27日（控訴棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　令和元年12月10日（上告受理申立て）
3	㈱富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について，納入予定メーカーを決定し，納入予定メーカー以外の者は，納入予定メーカーが納入でき	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日　平成29年 2月 2日 提訴年月日　平成29年 8月 1日

一連番号	件　名	事件の内容	関係法条	判決等
		るように協力する旨を合意していた（課徴金額　48億円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）		
4	（公社）神奈川県ＬＰガス協会による件	ＬＰガスの切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し，もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより，神奈川県内のＬＰガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。 （排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）	独占禁止法第8条第3号	措置年月日　平成30年 3月 9日 提訴年月日　平成30年 6月25日 申立年月日　平成30年 6月25日 決定年月日　平成30年 7月11日 （執行停止の申立てについて，却下決定，東京地方裁判所） 抗告年月日　平成30年 7月13日 決定年月日　平成30年 7月17日 （即時抗告について，棄却決定〔確定〕，東京高等裁判所） 判決年月日　令和 2年 3月26日 （請求棄却，東京地方裁判所） 令和元年度末時点　上訴期間中 （控訴年月日　令和2年4月9日）
5	㈱高島屋による件	近畿地区の店舗において顧客から収受する優待ギフト送料の額を引き上げることを合意していた（課徴金額　5876万円）。 （課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第7条の2（第3条後段）	措置年月日　平成30年10月 3日 提訴年月日　平成31年 3月29日 判決年月日　令和元年12月19日 （請求棄却，東京地方裁判所） 控訴年月日　令和元年12月27日
6	本町化学工業㈱による件	東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について，共同して，供給予定者を決定し，供給予定者が本町化学工業㈱を介して供給できるようにしていた（課徴金額　1億6143万円〔東日本地区〕，3283万円〔近畿地区〕）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件並びに執行停止申立事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日　令和元年11月22日 提訴年月日　令和 2年 1月16日 申立年月日　令和 2年 1月16日 決定年月日　令和 2年 3月27日 （執行停止の申立てについて，却下決定〔確定〕，東京地方裁判所）
7	鹿島道路㈱による件	アスファルト合材の販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた（課徴金額　58億157万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日　令和元年 7月30日 提訴年月日　令和 2年 1月28日
8	世紀東急工業㈱による件	アスファルト合材の販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた（課徴金額　28億9781万円）。 （課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第7条の2（第3条後段）	措置年月日　令和元年 7月30日 提訴年月日　令和 2年 1月29日

第３表　令和元年度中に上訴期間の経過をもって確定した排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件　名	事件の内容	関係法条	判決等
1	松尾電機㈱による件	タンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額　4億2765万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）。	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日　平成28年 3月29日 提訴年月日　平成28年 9月27日 判決年月日　平成31年 3月28日 （請求一部認容〔確定〕，東京地方裁判所）
2	奥村組土木興	東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災	独占禁止法第3条後段	措置年月日　平成28年 9月 6日 提訴年月日　平成28年 9月28日

一連番号	件　名	事件の内容	関係法条	判決等
	業㈱による件	害復旧工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。 （排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）		申立年月日　　平成28年 9月29日 決定年月日　　平成28年12月14日 （執行停止の申立てについて，却下決定〔確定〕，東京地方裁判所） 判決年月日　　令和元年 5月 9日 （請求棄却〔確定〕，東京地方裁判所）
3	常盤工業㈱による件	東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた（課徴金額5544万円）。 （課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第7条の2（第3条後段）	措置年月日　　平成28年 9月 6日 提訴年月日　　平成29年 3月 3日 判決年月日　　平成30年11月 8日 （請求棄却，東京地方裁判所） 控訴年月日　　平成30年11月22日 判決年月日　　令和元年 5月15日 （控訴棄却〔確定〕，東京高等裁判所）
4	㈱阪急阪神百貨店による件	近畿地区の店舗において顧客から収受する優待ギフト送料の額を引き上げることを合意していた（課徴金額　6758万円）。 （課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第7条の2（第3条後段）	措置年月日　　平成30年10月 3日 提訴年月日　　平成30年12月 5日 判決年月日　　令和元年12月19日 （請求棄却〔確定〕，東京地方裁判所）

2　東京地方裁判所における判決等

(1)　奥村組土木興業㈱による排除措置命令取消請求事件（平成28年（行ウ）第453号）（第３表一連番号２）

ア　主な争点及び判決の概要

㋐　原告と本件19社との間で本件工事に関する入札価格に関して意思の連絡があったと認められるか

ａ　≪Ａ２≫と≪Ｅ≫との間で原告の入札価格に関する合意がされたか

原告顧問であった≪Ａ２≫は，原告代表取締役社長の≪Ａ１≫から，本件工事への対応について原告副会長の≪Ａ３≫と相談するように言われたことをきっかけに，同人の了解を得て，原告に出張費用を負担させ，原告顧問の肩書きを記載した名刺を交付しつつ，世紀東急工業㈱の≪Ｅ≫と面会し，本件工事の入札への参加を表明し，受注調整が行われていることを理解した上で，平成23年８月上旬頃，≪Ｅ≫に対して，原告の算出した発注者積算価格の予測値及び原告の「技術評価点」のうち客観的に評価される部分の予測値を提供し，入札に協力することを伝えるとともに，原告が「東北道・北上」及び「東北道・仙台」の入札は辞退し，「東北道・福島（下り）」については，入札予定ではあるが落札は目指さないこと，同工事につき原告が入札すべき価格を教えてもらいたいことをそれぞれ伝え，受注に協力することによる見返りの有無についても質問し，同月26日，≪Ｅ≫から，同工事の入札価格に関して，「何円以上」という言い方で，「21億円以上」かそれに近い金額を明示されて指示を受け，これに応じる意思を示している。その上で原告は，同工事について，同指示に沿う21億円で入札し，結局失注している。

また，前田道路㈱の担当者であった≪Ｂ≫，㈱ＮＩＰＰＯの担当者であった≪

Ｃ≫，日本道路㈱の担当者であった≪Ｄ≫及び世紀東急工業㈱の担当者であった≪Ｅ≫の４人（以下，この４人を併せて「調整役ら」という。）は，本件工事に関して，受注調整に参加した各社から入札に参加する工事と自社の「技術評価点」の一部の予測値を提供させた上で，工事ごとにシミュレーションを行い，受注予定者以外の参加者に対し，入札価格に関する指示を行うことで，本件工事全体の受注調整を行っていた。このような中で，仮に，≪Ｅ≫が≪Ａ２≫に対して原告の入札価格について何らの指示もせず，原告が自由に入札価格を決定できる状況にしておけば，㈱ＮＩＰＰＯが「東北道・福島（下り）」の工事を落札することができなくなるおそれがあり，本件工事全体の受注調整の結果を無にすることになりかねない。そのような場合，調整役らにおいて，何らかの対応を検討し，実際に対策を講じる必要があるといえるが，本件においてはそうした検討等が行われた形跡は認められない。そうすると，「東北道・福島（下り）」の工事についても，前記のとおり，調整役の一人であった≪Ｅ≫が，≪Ａ２≫に対して，原告が入札に参加する工事と原告の「技術評価点」の一部の予測値に関する情報を提供するよう依頼し，≪Ａ２≫からこれらの情報提供を受けた後，かかる情報を用いて，同工事についても入札価格についてのシミュレーションを行ったと認めるのが相当である。

さらに，原告は，入札予定であった「東北道・福島（下り）」の現地調査を，入札締切日である平成23年８月30日のわずか１週間前である同月23日になってやっと行っている。証拠によれば，原告の当時の入札業務の流れ上，現地調査等を行うのは，入札に参加するかを判断する前と，競争参加資格確認申請を行う前とされており，原告が同工事について競争参加資格確認申請を行ったのが同年７月29日であることを踏まえると，同工事に関する現地調査の実施は極めて遅かったといわざるを得ず，原告が同工事について実際に受注することを意図していなかったのではないかと疑わざるを得ない。

そして，本件工事の調整役であった㈱ＮＩＰＰＯは，本件工事の入札のあった平成23年の得意先として原告の名を記載した上で，「震災復興　ＮＥＸＣＯ復旧工事応札希望であったがプラント業者優先で断念」，「見返りに今年度物件優先受注権あり，なし？？」と記載した社内文書を本件入札後も保存していた。そうすると，㈱ＮＩＰＰＯあるいは調整役らは，原告の受注調整の協力への見返りを検討していたことがうかがえるのであり，≪Ａ２≫や≪Ａ３≫の供述調書の内容ともあいまって，調整役らのうちのいずれかの者が，≪Ａ２≫に対し，原告に東日本高速道路㈱の発注する舗装工事２件を受注させる用意がある旨提案したと認めるのが相当である。

以上等によれば，≪Ａ２≫と≪Ｅ≫との間で原告の入札価格に関する合意があったと認めるのが相当である。

ｂ　≪Ａ２≫と≪Ｅ≫との合意が原告の入札価格を決定する際に影響したか

独占禁止法第２条第６項の「共同して・・・相互に」の要件に関し，事業者間に「意思の連絡」があったというためには，ある事業者の従業者が他の事業者と接触した結果，当該従業者が得た自らの入札価格に影響を及ぼす情報が当該従業

者から事業者の意思決定権者に報告され，意思決定権者の決定ないし事業活動に影響を及ぼしたことが主張立証される必要があるとするのが相当である。

原告代表取締役社長である≪Ａ１≫が≪Ａ２≫に対して東日本大震災に伴う復旧工事への対応を検討するように伝えたことを契機に，≪Ａ２≫は，原告の営業担当者である≪Ａ５≫から東日本高速道路㈱に関する資料提供を受けた上で，原告に出張費用を負担させて，仙台において，世紀東急工業㈱の≪Ｅ≫と面会して本件工事に関する情報収集を行っている。その後，≪Ａ２≫は，世紀東急工業㈱に恩を売ることは将来における原告の商機につながると考え，≪Ｅ≫に対し，原告の算出した発注者積算価格の予測値及び原告の「技術評価点」の一部の予測値を提供し，その後，≪Ｅ≫との間で原告の入札価格に関して合意している。

かかる合意をしたにもかかわらず，≪Ａ２≫がこれを秘して原告担当者に伝えず，結果として，原告がその合意に沿わない額で入札し，受注調整において落札することとされていた㈱ＮＩＰＰＯが落札できなかった場合には，原告は，世紀東急工業㈱はもちろんのこと，受注調整に参加していた他の企業からも信頼を失うことになる。≪Ａ２≫としては，そのような事態にならないように，≪Ａ３≫や原告担当者≪Ａ５≫を通すなどして，≪Ｅ≫との間で原告の入札価格に関して合意した事実を原告の入札価格を決定する権限を有する≪Ａ４≫に伝えようとすると認定するのが合理的である。

また，原告担当者である≪Ａ５≫は，≪Ａ２≫の要請に応じて，原告内部で管理されるべき原告の算出した発注者積算価格の予測値及び原告の「技術評価点」の一部の予測値を提供しており，≪Ａ２≫が本件工事に関する情報収集を行っていたことを把握していたといえる。加えて，原告は，入札に先立って，原告代表取締役社長である≪Ａ１≫の名義で，東日本高速道路㈱に対し，談合等の不正行為を行っていないことを誓約する書面を提出しているところ，そのような書面を作成し，提出するに当たっては，社内において本件工事の入札に当たって情報収集や準備等に携わってきた関係者に対して事情を聴取するのが一般的であろうから，原告が「東北道・福島（下り）」の工事の入札に参加するに当たって，≪Ａ２≫から，同人の行った情報収集の結果について何ら聴取せずに意思決定していたとは考え難い。その上，原告は，通常の業務フローと異なって，入札予定であった「東北道・福島（下り）」の現地調査を，入札締切日である平成23年８月30日のわずか１週間前である同月23日になってやっと行っている。

さらに，≪Ａ２≫及び≪Ａ３≫は，≪Ａ４≫に対して≪Ｅ≫から「東北道・福島（下り）」の工事に関する原告の入札価格についての指示があった旨伝えようと考えれば，直接，あるいは，原告担当者を通じるなどして，容易にこれを伝えることができる関係にあった。

加えて，実際に，原告は，「東北道・福島（下り）」の工事において，≪Ｅ≫から≪Ａ２≫に対してあった指示に沿う金額である21億円で入札し，その結果，事前の受注調整の結果のとおり，㈱ＮＩＰＰＯが落札し，原告は失注している。

そして，≪Ａ３≫は，本件の受注調整に関する検察官の取調べにおいて，≪Ａ２≫から入札価格を21億円以上にしてほしいと頼まれたため，≪Ａ４≫に対し，

21億円以下にはするなよと指示した旨供述している。

以上等によれば，本件において，≪Ａ２≫が≪Ｅ≫との間で行った「東北道・福島（下り）」の工事に関する原告の入札価格についての合意は，原告の入札価格の決定過程に影響を与えたと認めるのが相当である。そして，本件工事の入札に関して，原告が，本件工事に関する受注調整に協力しない旨の意思を示したなどといった特段の事情も認められない。結局，原告は，≪Ａ２≫及び≪Ｅ≫を通じて，本件19社との間で，「意思の連絡」があったと認めるのが相当である。

⑷　**結論**

よって，本件命令は適法であると認められ，原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし，主文のとおり判決する。

イ　訴訟手続の経過

本件は，上訴期間の経過をもって判決が確定した。

⑵　㈱阪急阪神百貨店ほか１名による課徴金納付命令取消請求事件（平成 30 年（行ウ）第 541 号，平成 31 年（行ウ）第 149 号）（第３表一連番号４及び第２表一連番号５）

ア　主な争点及び判決の概要

⑺　優待ギフトの配送に係る役務の提供が独占禁止法第７条の２第１項に規定する小売業に当たるか

独占禁止法及びその下位法令等において同項本文に規定する小売業の意義を明示する規定は，存在しない。そうすると，定義規定を有しない当該小売業の意義を考えるに当たっては，一般的な「小売」という言葉の意味（広辞苑）や他の法令（消費税法施行令第 57 条第６項）における用例を参照するのが相当であり，これらに照らせば，独占禁止法第７条の２第１項本文に規定する小売業とは，専ら商品を卸売業者等から買い入れて，その同一性を保持したまま消費者に販売する事業を意味するものであり，役務の提供は含まれないと解するのが相当である。

本件事業は，優待ギフトの配送に係る役務の提供を内容とするものであり，商品を仕入れてこれを販売する事業であるということはできないから，同項に規定する小売業に当たるということはできない。

⑷　**結論**

以上によれば，原告らの請求は，理由がない。

よって，当該請求をいずれも棄却することとし，主文のとおり判決する。

イ　訴訟手続の経過

本件は，㈱髙島屋による控訴につき，東京高等裁判所に係属中である（㈱阪急阪神百貨店による件については，上訴期間の経過をもって判決が確定した。）。

⑶　（公社）神奈川県ＬＰガス協会による排除措置命令取消請求事件（平成 30 年（行ウ）第 256 号）（第２表一連番号４）

ア　主な争点及び判決の概要

⑺　**原告が，神奈川県内のＬＰガス販売事業の分野における「現在又は将来の事業者の数を制限」したといえるか**

独占禁止法第８条第３号は，事業者団体が，「一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること」を禁止しているが，同条第１号よりも競争を損なう程度の低い行為を念頭に置いているといえる。そして，事業者団体の構成員でなければ当該事業に参入等することが不可能又は著しく困難であるという状況にまで至らなくても，当該事業者団体に加入しなければ参入等をすることが一般に困難な状況があれば，「現在又は将来の事業者の数を制限すること」に該当すると解するのが相当である。

ＬＰガス販売事業を行うためには，ＬＰガス販売事業者の登録を受けなければならず，そのためには，ＬＰガス保険を締結し，継続しなければならない。本件期間において，ＬＰガス保険には，個別保険，協会団体保険，全農団体保険の３種が存在していたところ，本件期間当時，ＬＰガス販売事業への新規参入者にとって，個別保険及び全農団体保険の締結は困難であり，協会団体保険に加入するためには，原告に入会するほかに方法はなかった。神奈川県内においては，原告に入会しなければ，ＬＰガス販売事業への参入等に必要不可欠なＬＰガス保険に加入することが一般に困難な状況にあった。

原告による本件入会申請の否決は，かかる状況にあってなされたものであり，神奈川県内のＬＰガス販売事業の分野における「現在又は将来の事業者の数を制限」したといえ，独占禁止法第８条第３号に該当する。

⑴　**原告への入会を否決した行為に正当な理由があり，独占禁止法第８条第３号に該当しないといえるか**

専ら公正な競争秩序維持の見地からみて正当な理由がある場合には，たとえ外形上現在又は将来の事業者の数を制限するものであったとしても，当該行為は不当なものとはいえないとして独占禁止法第８条第３号に当たらないと解される。

しかしながら，原告による本件入会申請の否決は，原告の会員の顧客奪取につながる切替営業を防ぐ意図の下になされたものといわざるを得ず，専ら公正な競争秩序維持の見地からみて正当な理由を有するものということはできない。

⑵　**結論**

よって，原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし，主文のとおり判決する。

イ　訴訟手続の経過

本件は，原告による控訴につき，東京高等裁判所に係属中である。

⑷　本町化学工業㈱による執行停止申立事件（令和２年（行ク）第 11 号）（第２表一連番号６）

ア　主な争点及び決定の概要

本件においては，次のとおり，本件各命令によって，申立人に重大な損害が生じ，それを避けるため緊急の必要があるとは認められない。

(ｱ) 本件各排除措置命令により重大な損害が生じ，それを避けるため緊急の必要があるか

申立人は，本件各排除措置命令を履行することによる信用毀損により，活性炭メーカーによる取引停止等が永続化，固定化されるおそれがあり，申立人の存立に重大な影響を及ぼすなどと主張するが，本件各排除措置命令を履行したからといって，そのことのみから申立人に，新たな信用毀損が生じるだとか，本件取引停止等が永続化，固定化されるとかいうこともできない。

加えて，申立人の総売上高は，本件立入調査がされた平成29年度以降も巨額のものであること，また，申立人が本件取引停止等をしている会社以外の活性炭メーカーから活性炭等を入手することが困難であることをうかがわせる疎明資料もないこと等からすると，申立人が倒産するといった事後的に回復不可能な損害が生じ，その存立に重大な影響を及ぼすことになるから，本件各命令の効力を停止する緊急の必要があるとまでいうことはできない。

また，申立人は，本件各排除措置命令を履行することにより，数多くの通知先から，申立人が違反行為の首謀者ないし主導的な役割を果たしたことを自認するものと受け止められるなどと主張するが，通知先が，申立人についてどのように受け止めることになるかを認めるに足りる的確な疎明資料はないし，通知先に対し，取消訴訟を提起していることを同時に通知したり，ウェブサイトで公表したりすることも妨げられないのであるから，既に報道がされている以上に，新たな信用毀損が生じるということもできない。

(ｲ) 本件各課徴金納付命令により，重大な損害が生じ，それを避けるため緊急の必要があるか

申立人は，本件各課徴金納付命令の履行による多額の課徴金納付の負担が，申立人の存立に重大な影響を及ぼすと主張するが，当該損害は，事後的に回復可能な経済的損害であり，しかも，申立人が同命令を取り消す旨の確定判決を得れば，納付した課徴金相当額は還付されるものである。そうすると，前記の負担を考慮しても，当該損害の性質や平成29年度以降における申立人の総売上高等を踏まえると，本件各課徴金納付命令によって，申立人の存立自体に直ちに重大な影響を及ぼすから，本件各命令の効力を停止する緊急の必要があるということはできない。

(ｳ) 結論

以上によれば，本件申立ては理由がないからこれを却下することとし，主文のとおり決定する。

イ 訴訟手続の経過

本件は上訴期間の経過をもって決定が確定した。

なお，本件申立ては取消訴訟に付随して申し立てられたものであり，取消訴訟は，令和元年度末現在，東京地方裁判所に係属中である。

3 東京高等裁判所における判決

(1) 常盤工業㈱による課徴金納付命令取消請求控訴事件（平成30年（行コ）第353号）（第

３表一連番号３）

ア　主な争点及び判決の概要

⑺　本件工事が課徴金の対象となる「当該商品又は役務」に該当するか

控訴人は，落札者に課徴金が賦課されるのは，対象となる工事を落札した事業者が直接又は間接に関与した受注調整手続と当該事業者が当該工事を落札したという結果との間に「法的因果関係」が認められる場合に限ると解すべきであり，本件においては「法的因果関係」がないと主張するところ，「法的因果関係」という文言が一般的に用いられているかどうかはともかくとして，独占禁止法第７条の２第１項所定の課徴金の対象となる「当該商品又は役務」とは，基本合意の対象とされた工事であって，ⓐ「基本合意に基づく受注調整等」の結果，ⓑ「具体的な競争制限効果」が発生するに至ったものをいうと解されるのであるから，ⓐによってⓑが発生するという関係が必要であるという限りにおいては，一般論として首肯し得る（以下，この意味で「法的因果関係」の文言を用いる。）。

この点，課徴金制度は，法に違反する行為を抑止することにその制度の目的があるところ，本件のような入札談合の事案においては，課徴金賦課の対象として抑止すべき行為は，具体的な競争制限効果をもたらす受注調整の基礎となる基本合意の締結であると解される。この趣旨からすれば，課徴金賦課の対象者である落札者が，基本合意に参加してその基本合意に基づき直接又は間接に関与して個別の受注調整がされ，その結果として具体的な競争制限効果が発生した状況の中で当該落札者が落札したと認められれば，「法的因果関係」を認めるのに十分であると解される。個別の受注調整において予定されていたのとは異なる経過をたどることとなった場合でも，そのような経過となることについて，一般的な予測可能性や落札者の予測がなくても，「法的因果関係」は否定されないものと解される。

本件においては，本件工事について再入札になったこと等，控訴人が最終的に落札するに至るまでの具体的な経過について，一般的に予測不能であった，また，控訴人が予測していなかったとしても，本件基本合意に基づく本件工事についての１回目までの受注調整の結果，本件工事の再入札の時点でも，具体的な競争制限効果が及んでいたことが認められることは，原判決に説示したとおりであって，「法的因果関係」の要件に欠けるところはないというべきである。

⑴　結論

以上によれば，本件命令は処分要件を全て満たしており適法であると認められ，控訴人の請求は理由がないから棄却すべきところ，これと同旨の原審の判断は相当であって，本件控訴は理由がないから，これを棄却することとし，主文のとおり判決する。

イ　訴訟手続の経過

本件は，控訴期間の経過をもって判決が確定した。

⑵　高知県農業協同組合（注）による排除措置命令取消請求控訴事件（令和元年（行コ）第131号）（第２表一連番号２）

（注）平成31年１月１日付けで，土佐あき農業協同組合（以下「土佐あき農協」という。）を含む高知県内の12の農業協同組合が合併し，高知県農業協同組合となったことに伴い，本件の原告は，高知県農業協同組合（土佐あき農協訴訟承継人）となった。

ア　主な争点及び判決の概要

⑺　独占禁止法第22条ただし書と同法第19条との関係等について（独占禁止法第22条ただし書に該当する場合には同法第19条の「不公正な取引方法」の規定の適用とは異なる解釈をすべきか）

独占禁止法第22条ただし書は，同条ただし書に該当する場合には，同条本文柱書の「（独占禁止法を）適用しない」とする規律が適用されない旨を「この限りでない」として明らかにしたものであり，結局，独占禁止法の規定がそのまま適用されることを意味する。

協同組合が，共同販売事業の事業者として独占禁止法第19条に該当する行為を行った場合には，同法第22条ただし書により同法の適用除外に当たらないことが明らかであるから，そのまま同法第19条が適用されることになるのであって，これとは別に同法第22条ただし書における適用要件の検討が必要となり，その場合には同法第19条の不公正な取引方法の要件該当性に差が生じるというものではないと解される。

⑴　関連市場の画定について

市場については，本件行為によって，どのような影響が生じるのか，競争の行われる場である市場を画定し，公正競争阻害性の成否を判断すれば足りる。

本件行為については，土佐あき農協管内及びその周辺地域におけるなすの販売受託取引に係る，廉価な販売手数料や良質なサービスを提供して顧客であるなすの生産者を獲得するという公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあるか否かで判断されることになり，そうすると，本件行為に公正競争阻害性が認められるか否かは，土佐あき農協管内及びその周辺地域におけるなすの販売受託取引に係る公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるか否かを判断する必要があるのであって，本件での市場は，土佐あき農協管内及びその周辺地域におけるなすの販売受託取引市場というべきである。

⑵　公正競争阻害性の解釈及び判断について

不公正な取引方法の規制をするための要件としては，具体的に競争を阻害する効果が発生していることや，その高度の蓋然性があることまでは要件になっておらず，公正競争の確保を妨げる一般的抽象的な危険性があることで足りると解される。本件行為において，公正競争阻害性（市場閉鎖効果の発生）を肯定するためには，商系業者の取引機会が減少するような状態をもたらすおそれがあれば足りるのであって，その状態の生じたことを具体的な根拠をもって立証することまでは要しないものというべきである。

土佐あき農協は，土佐あき農協管内及びその周辺地域におけるなすの販売受託取引に係る市場において有力な地位にあることは原判決で認定したとおりであり，商系業者の取引先事業者であるなすの生産者（組合員）にとっては，土佐あき農協との取引関係を維持することが重要であるから，本件行為による拘束条件は，その性

質上，組合員の自由な意思による系統外出荷を抑止する効果が強く，組合員の相当数が本件行為の対象となっていたことからすると，商系業者にとって，土佐あき農協と取引をしている組合員に代わる取引先を確保することは容易ではなく，その取引機会が減少するおそれがあることは明らかであり，このことは，廉価な販売手数料や良質なサービスを提供して顧客を獲得するという公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれを生じさせるものと認められるのであって，市場閉鎖効果が生じることを否定できない。

(ｴ)　**独占禁止法第22条ただし書の正当事由について**

控訴人の主張する「効率性の向上」とは，その実質的に主張するところは，運営コストの増大を防ぐために集出荷場の稼働率，すなわち，組合員の利用率を高めることを目的とするもので，事業経営上の合理性を主張するものであって，公正な競争秩序とは直接には関係がないと解される上，組合員の利用率を高めるという目的達成のための手段として本件行為が相当であるとも言い難い。また，控訴人が「固定的費用の分担」について主張する内容についても，結局は事業経営上の合理性の主張の繰り返しにすぎず，これが「正当な目的」とならないことは明らかである。

(ｵ)　**結論**

以上のとおり，本件命令は適法であるから，控訴人の請求には理由がない。

よって，これと同旨の原判決は相当であって，本件控訴は理由がないから，これを棄却することとして，主文のとおり判決する。

イ　訴訟手続の経過

本件は，控訴人による上告受理申立てにより，令和元年度末現在，最高裁判所に係属中である。

第３　その他の公正取引委員会関係訴訟

1　概要

令和元年度当初において係属中のその他の公正取引委員会関係訴訟（審決取消請求訴訟及び排除措置命令等取消請求訴訟以外の訴訟で公正取引委員会が処分行政庁又は所管行政庁であるものをいう。以下同じ。）は１件であったところ，同年度中に新たに提起された事件はなかった。

この令和元年度の係属事件１件について，同年度中に控訴人の控訴を棄却する判決（同年度中に控訴人が上告及び上告受理申立て）があった。

この結果，令和元年度末時点において係属中の訴訟は１件となった。

2　令和元年度に係属していたその他の公正取引委員会関係訴訟

(1)　事件の表示

損害賠償等請求事件

控 訴 人　X

被控訴人　国

提 訴 年 月 日　平成26年７月22日
一審判決年月日　平成30年12月７日（請求棄却，東京地方裁判所）
控 訴 年 月 日　平成30年12月21日（一審原告）
原 判 決 年 月 日　令和２年１月28日（控訴棄却，東京高等裁判所）
上 訴 年 月 日　令和２年２月18日（上告及び上告受理申立て，一審原告・原審控訴人）

⑵　事案の概要

本件は，防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らによる入札談合に関し，控訴人が，防衛省の調査報告書等により名誉を棄損されたとして慰謝料の支払及び防衛省のホームページへの謝罪文の掲載を求めるとともに，防衛省による違法な損害賠償請求により損害を被ったとして損害賠償を求めるものである。

⑶　判決の概要

東京高等裁判所は，被控訴人提出の証拠は，偏見に満ちた強引な誘導に基づく供述，主観的な伝聞供述又は客観的な証拠に反する供述を内容とするものであり，また，指定代理人らとの事前の打合せによって創作した虚偽や歪曲した事実を述べるものであって，いずれも信用性を欠くとの控訴人の主張に対し，前記各証拠は多数の客観的な証拠とも整合し，控訴人が主張するような強引な誘導や，創作による虚偽や歪曲した事実を認めるに足る証拠はないことに照らせば，前記各証拠は十分に信用することができるというべきであり，これらの証拠等によれば，本件入札談合等関与行為が行われたことが認められるところ，控訴人の請求を棄却した原判決は正当であり，本件控訴は理由がないとして，控訴人の請求を全て棄却した。

⑷　訴訟手続の経過

本件は，令和２年１月28日，東京高等裁判所が控訴を棄却する判決を下したため，控訴人は同年２月18日，上告及び上告受理申立てを行った。

この結果，令和元年度末現在，最高裁判所に係属中である。

第４　独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

令和元年度当初において係属中の独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟は２件であったところ，同年度中に新たに１件の差止請求訴訟が提起された。

これら令和元年度の係属事件３件のうち，最高裁判所が上告棄却及び上告不受理の決定をしたことにより終了したものが１件あった。

この結果，令和元年度末時点において係属中の訴訟は２件となった。

第４表　令和元年度に係属していた独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

裁　判　所 事件番号 提訴年月日	内　　容	判　決　等
東京地方裁判所 28（ワ）20683 平成28年6月23日 ↓ 東京高等裁判所 30（ネ）2793 平成30年5月23日 ↓ 最高裁判所 31（オ）216 31（受）263 平成30年11月7日	原告は，訴外Ａとの間で，ＬＰガス供給設備を無償で施工する代わりに，本件賃貸物件に継続的，安定的にＬＰガスを供給する覚書を交わした。それにもかかわらず，原告と競争関係にある被告が，建物所有者である共同被告Ｙとの合意により，供給設備を交換し，本件建物へのＬＰガス供給を始めたことは，競争者に対する取引妨害に該当するとして，当該行為の差止めを求めるもの。	平成30年5月10日 請求棄却 平成30年10月25日 控訴棄却 令和元年9月19日 上告棄却及び上告不受理
東京地方裁判所 30（ワ）6919 平成30年3月6日	被告は，原告が宣伝広告に用いている表示とほぼ同一の表示を顧客誘引のための宣伝広告に使用している。しかし，被告は，被告が使用している表示に記載された実績を上げた事実はなく，かかる行為は虚偽表示によるぎまん的顧客誘引に該当するとして，当該表示の使用禁止及び抹消を求めるもの。	（係属中）
東京地方裁判所 元（ワ）35167 令和元年12月25日	被告は，被告が製造・販売するプリンタにおいて，原告らが販売する互換品カートリッジを使用できなくする機構を設けた。このことにより，原告らが販売する互換品カートリッジを被告の製造・販売するプリンタにおいて利用されるカートリッジ市場から排除しており，かかる行為は抱き合わせ販売又は競争者に対する取引妨害に該当するとして，当該行為の差止めを求めるもの。	（係属中）

第５　独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟

令和元年度当初において係属中の独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟はなく，同年度中に新たに提起された事件はなかった（注）。

（注）独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟の件数は，公正取引委員会がその存在を把握したものについて記載したものである。

第５章　競争環境の整備

第１　デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備

1　デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会

近年，ＩＣＴやデータを活用して第三者に多種多様なサービスの「場」を提供するデジタル・プラットフォーマーは，革新的なビジネス等を生み出し続けるイノベーションの担い手になっており，その恩恵は事業者の市場アクセスや消費者の便益向上につながるなど，我が国の経済や社会にとって，重要な存在となっている。

一方，複数の利用者層が存在する多面市場を担うデジタル・プラットフォーマーを巡っては，ネットワーク効果，低廉な限界費用，規模の経済等の特性を通じて拡大し，独占化・寡占化が進みやすいと指摘されており，公正かつ自由な競争を活発に行うことができる環境を整えることが必要である。

こうした中，平成30年６月に閣議決定された「未来投資戦略2018」において，プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備のために，同年中に基本原則を定め，これに沿った具体的措置を早急に進めるべきものと定められたことを踏まえ，公正取引委員会，経済産業省及び総務省は，競争政策，情報政策，消費者政策等，多様な知見を有する学識経験者等からなる「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」（以下「検討会」という。）を同年７月10日に立ち上げた。検討会において調査・検討を進め，同年11月５日に中間論点整理（案）を公表し，当該案に対して寄せられた意見や検討会において実施した事業者ヒアリングの結果を踏まえ，同年12月12日に中間論点整理を取りまとめるとともに，これを踏まえ，当委員会，経済産業省及び総務省は，同月18日に「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」を策定した。

その後，公正取引委員会，経済産業省及び総務省は，検討会の下に学識経験者や実務家からなる「透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループ」及び「データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループ」を立ち上げた。各ワーキング・グループにおける検討・整理を踏まえて，平成31年４月24日に開催された検討会において議論がなされ，「取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション」及び「データの移転・開放等の在り方に関するオプション」が取りまとめられ，令和元年５月21日に公表された。

2　特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の制定

前記「取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション」は，デジタル市場のルール整備として，独占禁止法違反の未然防止のための規律の在り方等について言及しており，前記検討会やデジタル市場競争会議（議長：内閣官房長官）等における議論を経て，令和２年２月18日，特定デジタルプラットフォームの提供条件等の開示，経済産業大臣による公正取引委員会への措置請求等に関する規定を含む特定デジタ

ルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案が第201回通常国会に提出された。同法律案は，令和２年４月23日に衆議院において，同年５月27日に参議院において，それぞれ可決され，成立し，同年６月３日に公布された（令和２年法律第38号）。この法律は，公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

第２　ガイドライン等の策定・公表等

１　概説

公正取引委員会は，独占禁止法違反行為の未然防止と事業者及び事業者団体の適切な活動に役立てるため，事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法違反となるのかを具体的に示したガイドラインを策定・公表している。

令和元年度においては，以下のガイドライン等の策定・公表等に取り組んだ。

２　「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の策定

⑴　経緯

公正取引委員会は，平成30年12月18日に取りまとめられた「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」において，「サービスの対価として自らに関連するデータを提供する消費者との関係での優越的地位の濫用規制の適用等，デジタル市場における公正かつ自由な競争を確保するための独占禁止法の運用や関連する制度の在り方を検討する」こととされたことを踏まえ，デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用規制の考え方を明確化することにより，法運用の透明性を一層確保し，デジタル・プラットフォーム事業者の予見可能性を向上させるため，「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定し，令和元年12月17日に公表した。

⑵　内容

公正取引委員会はこれまで優越的地位の濫用規制を事業者間の取引に対して適用してきたところ，本考え方では消費者との取引を対象とした優越的地位の濫用規制の考え方を記載した。具体的には，独占禁止法第２条第９項第５号の規定は優越的地位にある事業者による「取引の相手方（取引する相手方）」に対する行為を対象としているところ，「取引の相手方（取引する相手方）」には消費者も含まれ，デジタル・プラットフォーム事業者が提供するサービスを消費者が利用する際に，その対価として自己の個人情報等を提供していると認められる場合は，消費者はデジタル・プラットフォーム事業者の「取引の相手方（取引する相手方）」に該当することなどを記載した。

その上で，デジタル・プラットフォーム事業者による個人情報等の取得又は利用に係る行為がどのような場合に優越的地位の濫用として問題となるかについて考え方を記載

した。具体的には，どのような場合にデジタル・プラットフォーム事業者が消費者に対して取引上の地位が優越していると認められるかについてやデジタル・プラットフォーム事業者による個人情報等の取得又は利用におけるどのような行為が優越的地位の濫用につながり得る行為であるかなどについて，それぞれ考え方を記載した。

3 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」の改定

(1) 経緯

公正取引委員会は，企業結合審査における独占禁止法の適用の考え方を示すものとして「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年５月31日公表。以下「企業結合ガイドライン」という。）を策定し，また，企業結合計画に係る審査の手続を明らかにするものとして「企業結合審査の手続に関する対応方針」（平成23年６月14日公表。以下「企業結合手続対応方針」という。）を策定している。

近年，デジタル分野の企業結合案件に的確に対応する必要性が高まってきていること等から，成長戦略実行計画（令和元年６月21日閣議決定）等を踏まえ，企業結合ガイドライン及び企業結合手続対応方針を改定し，令和元年12月17日に公表した。

(2) 主な改定内容

ア 企業結合ガイドラインの主な改定内容

デジタル・プラットフォーム事業者が関与するデジタル分野における企業結合について，デジタルサービスの特徴を踏まえた企業結合審査の考え方を明記した。具体的には，デジタルサービスの特徴である多面市場，品質競争，ネットワーク効果，スイッチングコスト等を踏まえた一定の取引分野の画定方法や競争分析の考え方等について明記した。

また，スタートアップ企業のような現時点で規模は小さいもののデータ・知的財産権等の競争上重要な資産を有している企業が買収される場合の考え方について明記した。具体的には，データや知的財産権等の重要な資産を有していたり有望な研究開発を行っているスタートアップ企業等が買収され，潜在的競争が消滅することによる競争への影響等の考え方等について明記した。

イ 企業結合手続対応方針の主な改定内容

デジタル・プラットフォーム事業者が，国内売上高が小さいものの，国内の競争に影響があり得るスタートアップ企業等を買収するような企業結合について，届出基準を満たさない場合であっても適切に対応するため，①買収に係る対価の総額が大きく，かつ，②当該企業結合が国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合には，資料等の提出を求め，企業結合審査を行う旨を明確化した。

また，買収に係る対価の総額が400億円を超え，かつ，被買収会社の事業拠点が国内に所在する場合など国内の需要者に影響を与えると見込まれる企業結合を計画している会社は，公正取引委員会に相談することが望ましい旨を明記した。

4　「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」及び「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」の改定

⑴　経緯

独占禁止法第11条は，銀行又は保険会社が他の国内の会社の議決権を５％（保険会社の場合は10％。以下同じ。）を超えて取得し，又は保有（以下「保有等」という。）することを原則として禁止しているが，あらかじめ同条に基づく公正取引委員会の認可を受けた場合等は，５％を超えて保有等することができるとしている。

公正取引委員会は，平成14年11月に「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（以下「11条ガイドライン」という。）及び「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」（以下「債務の株式化ガイドライン」という。）を公表し，認可に係る考え方を明らかにしている。

今般，規制改革実施計画（令和元年６月 21 日閣議決定）を踏まえ，銀行の事業再生会社の議決権保有に係る認可に関して，11 条ガイドライン及び債務の株式化ガイドラインを改定し，令和元年 10 月 15 日に公表した。

⑵　改定内容

ア　11条ガイドラインの改定内容

銀行が事業再生会社の５％超の議決権を保有等することとなる場合において，裁判所の関与があれば，原則として３年（当該事業再生会社が中小企業であれば原則として５年）を限度として認可することとしていたが，本改定により，同様の場合において，銀行等の支援等を織り込んだ合理的な経営改善計画が作成されている場合であって，銀行等以外の第三者が当該計画に関与していれば，原則として３年（当該事業再生会社が中小企業であれば原則として10年）を限度として認可することとした。

イ　債務の株式化ガイドラインの改定内容

銀行が，債務の株式化により，事業再生会社の５％超の議決権を保有等することとなる場合において，裁判所の関与等があれば，原則として２年（当該事業再生会社が中小企業である場合は原則として４年）を限度として認可することとしていたが，本改定により，同様の場合において，銀行等の支援等を織り込んだ合理的な経営改善計画が作成されている場合であって，銀行等以外の第三者が当該計画に関与していれば，原則として２年（当該事業再生会社が中小企業である場合は原則として９年）を限度として認可することとした。

5　「適正な電力取引についての指針」の改定

⑴　経緯

公正取引委員会は，通商産業省（現経済産業省）と共同して，電力市場における公正かつ有効な競争の観点から，独占禁止法上又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を平成11年12月に作成・公表している。

旧一般電気事業者等が保有するベースロード電源を投入し，新電力が年間固定価格で電気を調達するベースロード市場が令和元年７月に創設されること等に伴い，同年５月30日に本指針を改定した。

⑵　改定内容

ア　ベースロード市場への電力投入の制限

旧一般電気事業者によるベースロード市場への不当な電力投入の制限について，独占禁止法上問題（私的独占，取引拒絶等）となるおそれがあることを新たに記載した。

イ　不当な交渉機会の義務付け

旧一般電気事業者による小売供給契約における競争制限的な行為（不当な交渉機会の義務付け（注））が独占禁止法上問題（私的独占，拘束条件付取引，排他条件付取引，取引妨害等）となるおそれがあることを新たに記載した。

（注）旧一般電気事業者と需要家との間の小売供給契約において，需要家が他の小売電気事業者との契約に切替えを希望する場合に，当該需要家との間で，自己との交渉をさせ自己が当該需要家の希望する取引条件を提示することができなかったときのみ解除が可能となる契約を締結すること

6　フリーランス等の人材分野に係る独占禁止法上の考え方

公正取引委員会は，競争政策研究センター（ＣＰＲＣ。ＣＰＲＣについては後記第６章参照）において「人材と競争政策に関する検討会」を開催し，個人が個人として働きやすい環境を実現するために，人材の獲得を巡る競争に対する独占禁止法の適用関係及び適用の考え方を理論的に整理するための検討を行い，平成30年２月15日，「人材と競争政策に関する検討会」報告書を公表した。

公正取引委員会では，同報告書を踏まえ，人材分野に係る独占禁止法上の考え方についての関係各方面に対する周知，様々な分野における競争制限的な行為や慣行の実態把握等を行うとともに，後記⑴及び⑵のとおり，必要に応じて個別分野に即した具体的な考え方を整理し，公表した。

⑴　スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方について

ア　経緯・背景

公正取引委員会は，スポーツ事業分野において，スポーツ統括団体（注１）が移籍制限ルール（注２）を定めている事例があること等を踏まえて実態把握を行ったところ，スポーツ事業分野における移籍制限ルールについては，人材（選手）の獲得を巡る公正かつ自由な競争という観点からみた場合に，その合理性や必要性について十分に検討した上で設定されたとは言い難いものが多く存在することが認められた。また，スポーツ事業分野では，その活動全般について独占禁止法に対する意識や理解が必ずしも十分でないという実態にあることもうかがわれた。

このため，公正取引委員会は，こうした状況を踏まえ，スポーツ事業分野における移籍制限ルールについて，後記イのとおり，独占禁止法上の考え方を取りまとめ，令和元年６月17日，「スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方」を公表した。

（注１）スポーツリーグの運営，競技会の主催等を行っている団体をいう。
（注２）チーム（注３）間における選手の移籍や転職について一定の制約や条件を課すルールをいう。移籍制限ルールには，移籍や転職自体は可能であっても，スポーツ統括団体が開催するスポーツリーグや競技会への出場を認めないなどにより，実質的に移籍や転職を制限する効果を有するものを含み，また，規程等によって明文化されずに，慣習的に行われている事実上のルールも含む。
　また，移籍制限ルールは，スポーツ統括団体の下部団体や地域団体が独自に定めている場合や，チーム（事業者）が共同して取り決めている場合も想定される。
（注３）チームが属する会社等を含む。

イ　スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方

独占禁止法は，公正かつ自由な競争を維持・促進することにより，消費者利益の確保や経済の活性化を実現しようとするものである。そのことは，スポーツ事業分野についても同様であり，選手獲得におけるチームの自由な活動等が適切に確保されることによって，スポーツファンのみならず消費者全般の利益が達成されるということに留意する必要がある。

その観点からみて，スポーツ統括団体等が定める移籍制限ルールについては，独占禁止法上，以下のように考えることができる。

⑺　チームは，スポーツ活動を通じて経済的な活動（事業活動）を行っている側面があり，独占禁止法上の事業者として互いに競争している。

⑴　一般に，競争関係にある複数の事業者が，共同して，人材の移籍や転職を相互に制限・制約する旨を取り決めることは，原則として独占禁止法違反となる（注４）。また，事業者団体が当該取決めを設ける場合も同様である（注５）。

スポーツ事業分野において移籍制限ルールが取り決められる場合は，チーム間の選手獲得競争が停止・抑制され得るとともに，その結果，選手を活用したスポーツ活動を通じた事業活動における競争も停止・抑制され，また，事業活動に必要な選手を確保できず新規参入が阻害されるといった弊害が生じ得ることとなる。

（注４）独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）。
（注５）独占禁止法第８条第１号（事業者団体による競争の実質的制限の禁止）。なお，競争が実質的に制限されるに至らない場合であっても，構成事業者の機能又は活動を不当に制限する場合は，同条第４号に違反することとなる。

⑼　他方，スポーツ事業分野において移籍制限ルールを設ける目的には，主に以下の２点があるとされている。

a　選手の育成費用の回収可能性を確保することにより，選手育成インセンティブを向上させること

b　チームの戦力を均衡させることにより，競技（スポーツリーグ，競技会等）としての魅力を維持・向上させること

この点，スポーツ統括団体が（又はチームが共同して）定める移籍制限ルールは，前記ａ又はｂの面で競争を促進する効果を有する場合もあり得る。このため，独占禁止法上，移籍制限ルールについては，前記⑴記載の弊害が生じるからといって直ちに違反と判断されるのではなく，それによって達成しようとする目的が競争を促進する観点からみても合理的か，その目的を達成するための手段として相当かという観点から，様々な要素を総合的に考慮し，移籍制限ルールの合理性・必要性が個別に判断されることとなる。

これらの目的のそれぞれについて，考慮すべき要素及び具体的な着眼点を整理すれば，以下の第１表のとおりとなる。

第１表　移籍制限ルールの合理性・必要性に係る考慮要素

		＜目的ａ＞ 選手の育成費用の回収可能性を確保することにより，選手育成インセンティブを向上させること	＜目的ｂ＞ チームの戦力を均衡させることにより，競技としての魅力を維持・向上させること
達成しようとする目的の合理性		○　移籍制限ルールにより達成しようとする目的の合理性 ○　設定された目的の達成水準の妥当性	
	具体的着眼点の例	➢　育成費用の回収可能性を確保することが，スポーツ活動を通じた事業活動の成否にどの程度不可欠なものか？ ➢　回収を想定している費用の額は，育成インセンティブを確保するために必要な水準を超えていないか？	➢　競技としての魅力を維持・向上するためには，必ず戦力が均衡していなければならないか？ ➢　戦力を均衡させることが，スポーツ活動を通じた事業活動の成否にどの程度不可欠なものか？ ➢　達成しようとする戦力均衡の程度は，競技としての魅力を維持・向上するために必要な水準を超えていないか？
目的を達成する手段としての相当性		○　移籍制限ルールと達成しようとする目的との関連性 ○　移籍制限ルールが課す制限・制約が，合理性ある目的の達成のために真に必要な範囲にとどまっているか。 ○　目的を達成し得るより制約的でない他の手段の可能性	
	具体的着眼点の例	➢　例えば，移籍制限ルールの適用対象選手の範囲や，移籍が制限・制約される期間・条件等（注６）は，育成費用の回収可能性の確保という目的の達成のために真に必要な範囲にとどまっているか？ ➢　目的を達成する手段として，より制約的でない他の手段（例：移籍金制度）は採り得ないか？	➢　移籍制限ルールによって，弱いチームにおける戦力向上のために採り得る選択肢が狭まるなどして，むしろ戦力差が固定・拡大する可能性も考えられるところ，当該ルールが戦力均衡という目的の達成につながるといえるか？ ➢　例えば，移籍制限ルールの適用対象選手の範囲や，移籍が制限・制約される期間・条件等（注６）は，戦力均衡という目的の達成のために真に必要な範囲にとどまっているか？ ➢　目的を達成する手段として，より制約的でない他の手段（例：移籍金制度）は採り得ないか？

（注６）移籍制限ルールがもたらす弊害の程度は，実質的に評価される必要がある。例えば，移籍を一定期間制限・制約することについては，当該期間の外形的な長さのみならず，競技の実態（例：選手寿命の長さ，移籍・獲得ニーズの多寡，当該期間の長さがチームの選手獲得意欲を減退させる程度）を踏まえた実質的な影響度合いを考慮することとなる。

㈡　スポーツ事業分野における移籍制限ルールは多種多様であり，独占禁止法上問題となるかどうかについては，具体的なルールの内容や実態に即して個別に判断されるものである。

しかしながら，少なくとも，移籍や転職を無期限に制限・制約するルール（例：移籍を一切禁止するもの，現所属チームの了承がない限り移籍を無期限に認めないもの，移籍自体は可能であってもスポーツ統括団体が開催するスポーツリーグや競

技会への出場を無期限に認めないもの）については，前記(ｳ)記載の考慮要素に照らして，その合理性・必要性が十分に認められるものとは言い難いと考えられる。

ウ　スポーツ統括団体等における自主的な取組

公正取引委員会では，独占禁止法違反行為の未然防止及び独占禁止法に対する意識や理解の向上に資する観点から，各スポーツ統括団体等において，現行又は検討中の移籍制限ルールについて自主的な見直しを行い，必要に応じて改定を行うなどの取組を期待する。

公正取引委員会としては，スポーツ事業分野に限らず，様々な分野で行われている人材獲得競争等に関し，引き続き，独占禁止法上の考え方についての関係各方面への周知や，競争制限的な行為や慣行の実態把握に努めていくこととする。また，独占禁止法に違反する行為が認められた場合には厳正に対処することとする。

⑵　芸能分野において独占禁止法上問題となり得る行為の想定例について

公正取引委員会は，令和元年９月25日，「芸能分野において独占禁止法上問題となり得る行為の想定例」を公表するとともに，これらも活用しつつ，芸能事務所・団体等に対する周知活動を行ったほか，芸能事務所団体によるモデル契約書等の改訂に関する助言といった取引慣行改善に向けた自主的取組の支援，主要な芸能事務所団体に対する契約・取引慣行の適正化の要請等を行った。

「芸能分野において独占禁止法上問題となり得る行為の想定例」においては，芸能事務所と芸能人との間のいわゆる所属契約や取引慣行について，独占禁止法上問題となり得る行為として，例えば，以下のものが想定されるとしている。

ア　芸能人の移籍・独立に関するもの

(ｱ)　所属事務所が，契約終了後は一定期間芸能活動を行えない旨の義務を課し，又は移籍・独立した場合には芸能活動を妨害する旨示唆して，移籍・独立を諦めさせること（優越的地位の濫用等）

(ｲ)　契約満了時に芸能人が契約更新を拒否する場合でも，所属事務所のみの判断により，契約を一方的に更新できる旨の条項を契約に盛り込み，これを行使すること（優越的地位の濫用等）

(ｳ)　前所属事務所が，出演先（テレビ局等）や移籍先に圧力を掛け，独立・移籍した芸能人の芸能活動を妨害すること（取引妨害，取引拒絶等）

イ　芸能人の待遇に関するもの

(ｱ)　所属事務所が，芸能人と十分な協議を行わずに一方的に著しく低い報酬での取引を要請すること（優越的地位の濫用）

(ｲ)　芸能人に属する各種権利（氏名肖像権，芸能活動に伴う知的財産権等）を芸能事務所に譲渡・帰属させているにもかかわらず，当該権利に対する対価を支払わないこと（優越的地位の濫用）

ウ　競争政策上望ましくないもの

契約等を書面によらず口頭で行うことは，直ちに独占禁止法上問題となるものではないものの，優越的地位の濫用等の独占禁止法上問題となる行為を誘発する原因となり得るため，競争政策上望ましくない。

第３　実態調査等

1　デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査（オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引）

⑴　調査趣旨等

平成30年６月に閣議決定された「未来投資戦略2018」において，プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備のために，同年中に基本原則を定め，これに沿った具体的措置を早急に進めることとされた。これを踏まえ，公正取引委員会，経済産業省及び総務省は，「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」を同年７月に立ち上げ，当該検討会において取りまとめた中間論点整理（同年12月12日公表）を踏まえ，「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」（同月18日公表）を策定した。

当該基本原則において，「透明性及び公正性を実現するための出発点として，大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める」とされていることも踏まえ，まずは特に問題点の指摘が多いオンラインモール及びアプリストアにおける取引に係る独占禁止法・競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等の有無を明らかにするため，本実態調査を実施することとした。

ア　調査対象

今回の調査は，オンラインモール運営事業者又はアプリストア運営事業者（以下「オンラインモール運営事業者」及び「アプリストア運営事業者」を「運営事業者」という。）が，オンラインモール又はアプリストアを利用して出品する事業者（以下「利用事業者」という。）との間で行う取引を対象とした。

イ　調査方法

㋐　情報提供窓口を通じた調査

公正取引委員会は，平成31年１月23日，デジタル・プラットフォーマーに関する取引慣行等に関する情報を幅広く収集・把握するため，公正取引委員会のウェブサイト上に情報提供窓口を設置したところ，以下のとおり，合計914件の情報提供を受けた（令和元年９月30日時点）。

a　オンラインモールに関する情報　795件
b　アプリストアに関する情報　20件
c　その他の情報　99件

㋑　利用事業者及び消費者向けアンケート調査

公正取引委員会は，平成31年２月から同年３月にかけて，①利用事業者に対するオンラインモール運営事業者の取引実態に関するアンケート調査，②利用事業者に対するアプリストア運営事業者の取引実態に関するアンケート調査及び③デジタル・プラットフォームサービスの利用者（消費者）に対するアンケート調査を実施し，その結果を取りまとめ，同年４月17日に中間報告として公表した。

⑺　聴取調査

公正取引委員会は，前記⑺及び⑴に加え，運営事業者の取引実態に関する情報を収集・把握するため，以下のとおり，合計93名に聴取調査を実施した（令和元年９月30日時点）。

ａ　オンラインモール運営事業者　　５名
ｂ　オンラインモール利用事業者　　42名
ｃ　アプリストア運営事業者　　３名
ｄ　アプリストア利用事業者　　43名

⑵　市場の概要

ア　オンラインモール市場の概要

⑺　消費者向けｅコマースの市場規模

オンラインモール市場は消費者向けｅコマース市場に含まれるところ，我が国における消費者向けｅコマースの市場規模は次のとおり。

第２表　消費者向けｅコマースの市場規模

年	売上高
平成28年	15兆1358億円
平成29年	16兆5054億円
平成30年	17兆9845億円

出所：経済産業省「平成30年度　我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）報告書」を基に公正取引委員会作成

⑴　取引関係

ａ　オンラインモール運営事業者と利用事業者の間の取引

オンラインモール運営事業者は，利用事業者がオンラインモールに出店・出品するためのシステムを構築・提供しており，オンラインモールへの出店・出品に係る取決めを利用事業者との間で締結している。オンラインモール運営事業者は，出店・出品を開始するための初期手数料，定額の月額手数料，売上金に応じた販売手数料等，何らかの手数料を利用事業者から徴収するビジネスモデルを一般的に採用している。

ｂ　オンラインモール運営事業者と消費者との間の取引

オンラインモール運営事業者は，オンラインモール上で消費者と利用事業者が行う商品の売買等を仲介するためのサービスを構築・提供している。当該サービ

スを提供・利用するに当たり，オンラインモール運営事業者と消費者は，オンラインモールの利用に係る規約を締結している。

(ｳ) 競争環境

オンラインモール市場はその両面市場としての性格から，利用事業者がどのオンラインモールに出店・出品するかという，利用事業者の獲得を巡る競争に加え，もう一方で，消費者がどのオンラインモールで商品を購入するかという，消費者の獲得を巡る競争がオンラインモール運営事業者間に存在する。

また，消費者がどの利用事業者から商品を購入するかという，消費者の獲得を巡る競争が利用事業者間に存在する。そして，オンラインモールによっては，オンラインモール運営事業者自ら又はその関連会社が利用事業者の出品する商品と競合する商品を販売する場合があり，そのような場合にはオンラインモール運営事業者又はその関連会社と利用事業者との間においても競争が行われる。

イ アプリストア市場の概要

(ｱ) アプリストアの市場規模

我が国におけるアプリストアの市場規模は次表のとおり。

第３表　アプリストアの市場規模

年	売上高
平成28年	１兆2726億7230万円
平成29年	１兆5299億8000万円
平成30年	１兆6627億1150万円

出所：アップアニー調査情報

(ｲ) 取引関係

ａ アプリストア運営事業者と利用事業者の間の取引

アプリストア運営事業者は，利用事業者がアプリストアでアプリを配信するためのシステムを構築・提供しており，利用事業者との間でアプリストアの利用に係る規約を締結している。アプリストア運営事業者は，利用事業者が配信を希望するとしてアップロードしたアプリを審査している。消費者は，この審査で承認されたアプリのみをダウンロードすることができる。

またアプリストア運営事業者は，アカウント登録手数料のほか，アプリストアを通じて販売されたアプリの売上額又はアプリ内で販売されたデジタル・コンテンツの売上額に応じた手数料を利用事業者から徴収するビジネスモデルを一般的に採用している。利用事業者がアプリストアを通じてアプリを販売する場合又はアプリ内でデジタル・コンテンツを販売する場合は，アプリストア運営事業者が提供する決済機能（以下「アプリ内課金」という。）を利用することとなる。

ｂ　アプリストア運営事業者と消費者の間の取引

アプリストア運営事業者は，アプリストア上で消費者と利用事業者が行うアプリ又はアプリ内で提供されるデジタル・コンテンツの売買等を仲介するためのサービスを構築・提供している。当該サービスを提供・利用するに当たり，アプリストア運営事業者と消費者は，アプリストアの利用に係る規約を締結している。

⑺　競争環境

アプリストア市場もその両面市場としての性格から，利用事業者がどのアプリストアからアプリを配信するかという，利用事業者の獲得を巡る競争に加え，もう一方で，消費者がどのアプリストアでアプリを購入するかという，消費者の獲得を巡る競争がアプリストア運営事業者間に存在する。

また，消費者がどの利用事業者のアプリを購入するかという，消費者の獲得を巡る競争が利用事業者間に存在する。そして，アプリストアによっては，アプリストア運営事業者自ら又はその関連会社が利用事業者の配信するアプリと競合するアプリを配信する場合があり，そのような場合にはアプリストア運営事業者又はその関連会社と利用事業者との間においても競争が行われる。

⑶　運営事業者の取引上の地位

ア　市場における有力な地位

デジタル・プラットフォームには，利用する消費者が多ければ多いほど利用事業者も集まり，また，利用事業者が多ければ多いほど消費者が集まるといった間接ネットワーク効果が働くことを踏まえると，利用事業者や消費者が集中しているデジタル・プラットフォームの運営事業者は，現時点の市場において有力な地位を占めている蓋然性が高いものの，仮にそうでなくとも，その地位が急速に高まる場合がある。

後記⑷のウでは「取引先の事業活動を制限し得る行為」を取り上げるが，このような行為を市場において有力な地位を占める運営事業者が行う場合，不公正な取引方法として独占禁止法上問題となるおそれがある。

イ　独占・寡占的な地位

市場における有力な地位から更に市場シェアが拡大し，その順位が高まる場合には，デジタル・プラットフォームの品質，商品の品揃え，手数料等を巡る競争に際し，競争者の牽制力が弱くなると考えられる。後記⑷のイでは「競合事業者を排除し得る行為」を取り上げるが，独占・寡占的な地位を占める運営事業者がこのような行為を行う場合，私的独占として独占禁止法上問題となるおそれがある。

また，運営事業者はデジタル・プラットフォームという取引の場を提供すると同時に，自ら又はその関連会社が消費者に対して商品を直接販売する場合もある。その場合，直接販売の割合は運営事業者によって様々であるが，当該商品を巡って利用事業者と競合することとなる。運営事業者が自らのデジタル・プラットフォームで商品の

販売も行う場合に，当該デジタル・プラットフォームが一つの市場として成立すれば，運営事業者は当該デジタル・プラットフォーム市場において独占・寡占的な地位を占める蓋然性が高いと考えられる。

ウ　優越的地位

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が，取引の相手方に対し，その地位を利用して，正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは，当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに，当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で，行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。このような行為は，公正な競争を阻害するおそれがあることから，不公正な取引方法（優越的地位の濫用）として，独占禁止法上問題となるおそれがある。

後記⑷のアでは「取引先に不利益を与え得る行為」を取り上げるが，運営事業者と利用事業者との取引においては，運営事業者の地位が優越する場合がある。これは，利用事業者によっては運営事業者との取引停止が事業経営上大きな支障を来すため，運営事業者の要請等が自己にとって著しく不利益なものであっても，これを受け入れざるを得ないような場合である。その判断に当たっては，利用事業者の運営事業者に対する取引依存度，運営事業者の市場における地位，利用事業者の取引先変更可能性，その他運営事業者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮することとなる。

ここで挙げた運営事業者の市場における地位は，更にデジタル・プラットフォームの特徴も考慮に入れる必要がある。つまり，両面市場であるデジタル・プラットフォームには間接ネットワーク効果が働くため，利用事業者や消費者が集中しやすく，有力な地位にある運営事業者は，より多くの取引の相手方に対して優越した地位にあると認められる蓋然性が高い。

⑷　取引実態と評価

ア　取引先に不利益を与え得る行為

㋐　規約変更による取引条件の変更

オンラインモール利用事業者からは，規約の変更に対して同意を求められることなく一方的な変更によって，①手数料を引き上げられた，②新しい決済システムを導入された，③不要なコミュニケーションツールの利用を強制された，またアプリストア利用事業者からは，アプリストア運営事業者によって規約を一方的に変更され，変更に同意しないとアプリストア上のサービスを制限されるため同意せざるを得ないという指摘が寄せられた。

一方，オンラインモール運営事業者からは，①手数料の値上げはサービスの維持・向上を図る必要性，サービスに必要なコストの変動等様々な観点から検討している，②新しい決済システムの導入は決済可能な決済手段の増加，決済関連業務の負担軽減，不正注文の対策強化等を目的としている，③コミュニケーションツール

の導入は消費者と利用事業者の双方の希望に応えることを目的としている，またアプリストア運営事業者からは，全ての利用事業者と交渉することは不可能であり，また，規模の大小を問わずあらゆる利用事業者は公平な条件で取引できるという指摘が寄せられた。

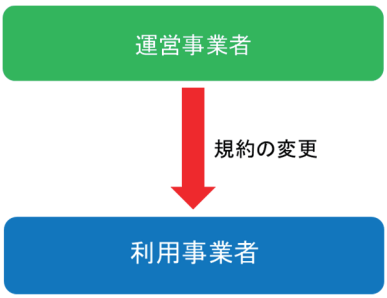

運営事業者が規約を変更し，①利用事業者が運営事業者に支払う手数料を引き上げる，②新しいサービスの利用を義務化してその利用手数料を設定すること等がある。このような規約の変更により，自己の取引上の地位が利用事業者に優越している運営事業者が，正常な商慣習に照らして不当に，利用事業者に不利益を及ぼす場合には独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがある。

その判断に当たっては，①規約変更によって利用事業者が被る不利益の内容，②規約を変更する合理的な理由の有無，③規約変更によって取引条件を改定する通知から実施までの期間，④新規システム等を導入する利益がないにもかかわらず，デジタル・プラットフォームの利用を継続するためにその導入等に伴う不利益を受け入れざるを得ない利用事業者の数等を考慮することになる。

取引の公正性・透明性を高め，公正な競争環境を確保するためには，運営事業者は規約の変更に際して，①利用事業者に変更内容を事前に通知して十分に説明する，②規約変更について利用事業者から合理的な意見が寄せられた場合には当該意見をできる限り考慮する，③規約変更の通知から適用されるまでの期間を十分に設けることが必要である。

⑷　消費者に対する返品・返金の際の対応

オンラインモール利用事業者からは，①悪質な返品であっても受入れをオンラインモール運営事業者によって事実上強制されている，②返品に伴い損失を被っても補填を十分に受けられない，またアプリストア利用事業者からは，①一定期間内であれば無条件で返金に応じてしまう，②消費者がアイテムを使った後でも返金に応じてしまい損害が生じるという指摘が寄せられた。

一方，オンラインモール運営事業者からは，①返品に関する規約に即した対応をしており利用事業者は異議を申し立てることも可能である，②規約に基づき同一商品の売上高相当額を利用事業者に補填している，またアプリストア運営事業者からは，①消費者及び利用事業者を保護する目的で一定期間内の払戻請求を認めている，②規約に基づき返金を実施しているという指摘が寄せられた。

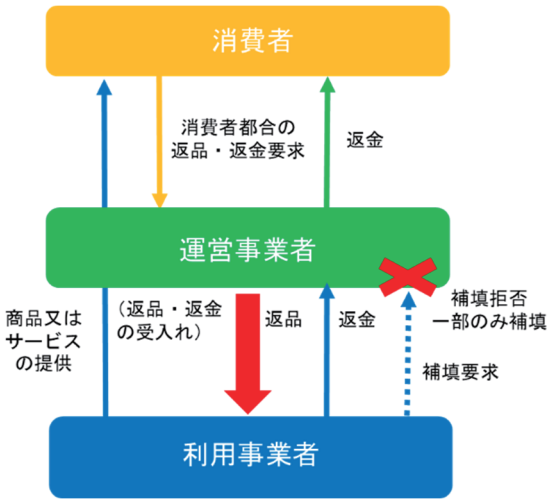

運営事業者は，消費者から購入した商品の返品・返金の要請を受けた場合に，それに伴う損失の負担を利用事業者に求めることがある。このような返品・返金に伴う損失の負担を求めることにより，自己の取引上の地位が利用事業者に優越している運営事業者が，正常な商慣習に照らして不当に，利用事業者に不利益を及ぼす場合には，独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがある。

その判断に当たっては，①返品・返金の受入れにより利用事業者が負担する損失の内容，②利用事業者に瑕疵がないにもかかわらず，運営事業者が返品・返金を受け入れ，それに伴う損失を利用事業者に一方的に負担させていないかなど，返品・返金の受入れに係る基準の合理性の有無，③プラットフォームの利用を継続するために返品・返金に伴う損失を受け入れざるを得ない利用事業者の数等を考慮することとなる。

取引の公正性・透明性を高め，公正な競争環境を確保するためには，運営事業者はどのような場合にどのような条件で返品・返金を行うのかについて書面に定めておくことが必要である。また，当該基準が悪用されるおそれがあるなどの理由から詳細な条件の明文化が難しい場合には，公正かつ独立して当事者間の紛争解決を図る第三者を定めることも検討する必要がある。

イ　競合事業者を排除し得る行為

⑺　他のアプリストア等の利用制限

アプリストア利用事業者からは，①消費者が，特定のＯＳを開発したアプリストア運営事業者以外の第三者のアプリストアを当該ＯＳ上にダウンロードすることを制限されている，②消費者が，ウェブサイトを通じてアプリをダウンロードしようとすると警告画面が表示される，③アプリストアに類似する機能を備えたアプリの提供や異なるアプリ間での仮想通貨の移動を制限されている，④他のアプリストアの名称を表示することを制限されているという指摘が寄せられた。

一方，アプリストア運営事業者からは，①ウェブアプリについては制限を加えていないが，ＯＳの安全性を確保し消費者体験の毀損を防ぐため第三者の運営する

アプリストアを消費者がダウンロードすることは禁止している，②消費者がアプリをダウンロードする際に表示される警告文は，消費者の安全性を確保するためのものである，③アプリの品質の確保や不正行為のリスク回避のため，アプリストアに類似する機能を備えたアプリの提供や異なるアプリ間での仮想通貨の移動は認めていない，④アプリ内の広告もアプリの一部であるため他のアプリストアの名称を表示することは規約上認められないという指摘が寄せられた。

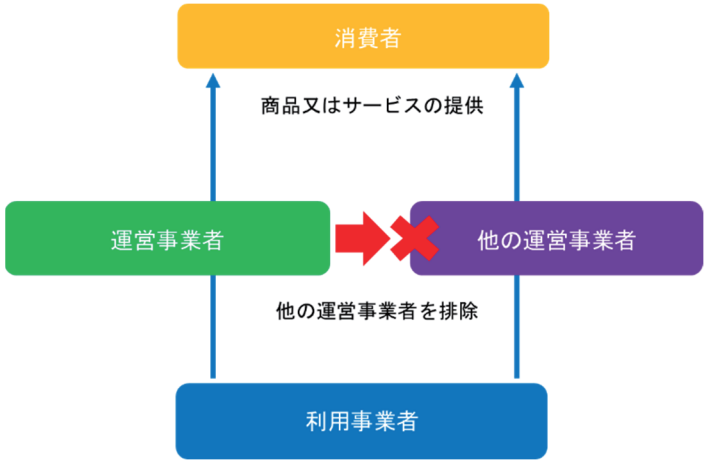

アプリストア運営事業者が，自ら運営するアプリストア外でアプリをダウンロードする方法を制限するなどの行為について，それがアプリの安全性確保による消費者の保護という正当な目的を達成するために必要不可欠な手段であれば，消費者にとっても利益となるものである。

しかし，アプリストア外におけるアプリのダウンロードの制限等が，自ら運営するアプリストアと競合するサービスを提供する者と利用事業者及び消費者との間の取引を不当に妨害するために行われる場合には，独占禁止法上問題（競争者に対する取引妨害等）となるおそれがある。このような行為を防止することにより，アプリストア運営事業者間における競争が活発となれば，高いと指摘されることもあるアプリストア運営事業者の手数料の低下につながることも期待できる。

取引の公正性・透明性を高め，公正な競争環境を確保するためには，運営事業者は，アプリの安全性確保による消費者の保護という正当な目的を達成するために，アプリストア外におけるアプリのダウンロードの制限等に比べ，より制限的でない他の手段がないか検討することが必要である。

⑷　取引データを利用した運営事業者の直接販売

オンラインモール利用事業者からは，オンラインモール運営事業者が自らの立場を利用して利用事業者の取引データを得た上で同種の商品を後追い的に販売している，アプリストア利用事業者からは，アプリストア運営事業者は自らの立場を利用して利用事業者が配信するアプリのユーザー情報を得た上で自ら提供するアプリの販促活動に利用することができるという指摘が寄せられた。

一方，オンラインモール運営事業者からは，利用事業者の個別の取引データを自

社の直接販売に利用することはない，またアプリストア運営事業者からは，おすすめアプリの選定にユーザー情報を用いることはあるが，自ら提供するアプリの販促活動に用いることはないという指摘が寄せられた。

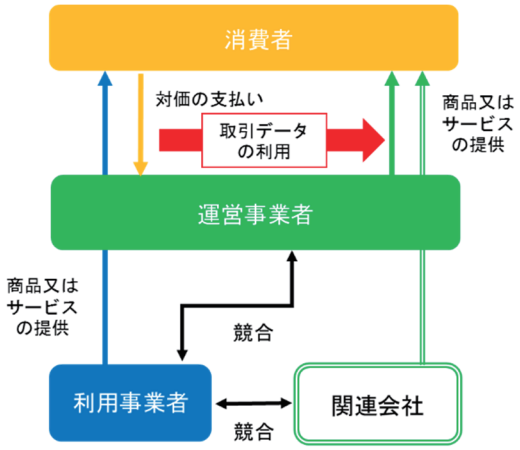

運営事業者自ら又はその関連会社が商品をデジタル・プラットフォーム上で販売する場合，当該商品と同種の商品を販売する利用事業者と競合することとなる。デジタル・プラットフォームを運営・管理するという運営事業者の立場上，競合する利用事業者がデジタル・プラットフォーム上で行った取引に係る販売情報，顧客情報等の取引データも技術的には入手が可能である。

この場合に，運営事業者としての立場を利用して得た競合する利用事業者の販売情報，顧客情報等の取引データを自ら又はその関連会社による販売活動を有利に行うために利用し，競合する利用事業者と消費者との取引を不当に妨害すれば，独占禁止法上問題（競争者に対する取引妨害等）となるおそれがある。

取引の公正性・透明性を高め，公正な競争環境を確保するためには，運営事業者は，デジタル・プラットフォームの運営・管理を通じて得られる販売情報，顧客情報等の取引データについて，①自ら又はその関連会社による利用の有無，②仮に利用する場合は，その目的，範囲，当該データにアクセスする条件等について，利用事業者や消費者に明示することが必要である。

㈣ 自己又は自己の関連会社と異なる取扱い

オンラインモール利用事業者からは，①オンラインモール運営事業者自ら又は関連会社の販売する商品が検索結果の上位に表示される，②決済方法等においてオンラインモール運営事業者の関連会社が優遇されている，③オンラインモール運営事業者自ら又は関連会社が商品を直接販売する場合には手数料が課されない，またアプリストア利用事業者からは，①検索結果や②手数料について，アプリストア運営事業者より不利な立場に置かれているという指摘が寄せられた。

一方，オンラインモール運営事業者からは，①検索アルゴリズムは全ての利用事業者の商品に対して公平に評価を行うものである，②決済方法について自社又は関連会社であるかで異なる扱いをしていない，③自社又は関連会社には手数料を全額

免除又は一部軽減しているが，オンラインモールのマーケティングを自社負担で行い利用事業者の利益にもつながっており，手数料負担の有無だけで比較するのは適切ではない，またアプリストア運営事業者からは，①検索順位やお勧めアプリの表示において自社に対する結果を優遇することはない，②自社に手数料は課していないが収益の一部はアプリストアの運営等に再投資しているという指摘が寄せられた。

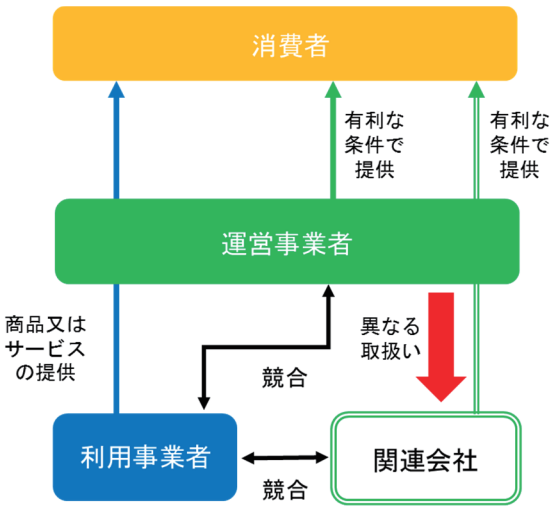

運営事業者自ら又はその関連会社がデジタル・プラットフォーム上で商品を販売する場合がある。その場合に，自ら又はその関連会社と利用事業者の間において，デジタル・プラットフォームを利用する手数料や表示の方法等を不公正に取り扱う，検索アルゴリズムを恣意的に操作して自ら又はその関連会社が販売する商品を上位に表示して有利に扱うなどにより，競合する利用事業者と消費者の間の取引を不当に妨害する場合には，独占禁止法上問題（競争者に対する取引妨害等）となるおそれがある。

取引の公正性・透明性を高め，公正な競争環境を確保するためには，運営事業者は，①検索順位を決定する主なパラメータとそのウエイトを明らかにする，②検索順位の上位を広告枠や自社関連商品とする場合には，消費者に誤認を与えないよう，その旨を明らかにする，③自ら又はその関連会社と利用事業者との間で，手数料や表示の方法等について公平に取り扱う，④異なる条件とする場合には，その内容及び理由を利用事業者及び消費者の双方に明示することが必要である。

ウ　取引先の事業活動を制限し得る行為

⑺　最恵国待遇条項（ＭＦＮ条項）

オンラインモール利用事業者からは，ある運営事業者のオンラインモールでの価格等を他のオンラインモール等と同等あるいはそれよりも優位に設定するよう要請を受けた，またアプリストア利用事業者からは，アプリ外での販売価格をアプリ内での販売価格以上とするよう制限されているという指摘が寄せられた。

一方，オンラインモール運営事業者からは，販売価格や品揃えを強制することはない，またアプリストア運営事業者からは，販売価格について指示をすることはないという指摘が寄せられた。

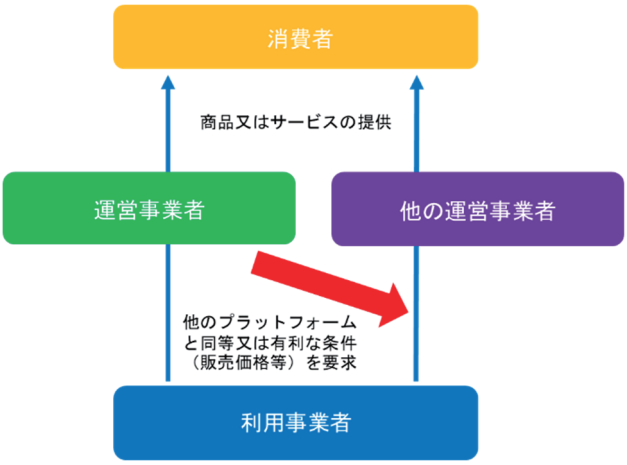

運営事業者が利用事業者に対してＭＦＮ条項を設定する場合，利用事業者は当該デジタル・プラットフォーム外での販売における値引きや品揃えの拡充に制限を受けることとなるため，価格や品揃えに係る競争が減少する。

また，他の運営事業者にとっては，自らのデジタル・プラットフォームにおける販売価格や品揃えの差別化を図ることができなくなるため，①低い手数料により新規参入しようとする事業者の新規参入が阻害されたり，②品揃えの豊富さを巡って競争するインセンティブが減少したりすることとなる。

このように，運営事業者が利用事業者に対してＭＦＮ条項を設定すると，利用事業者間やデジタル・プラットフォーム間の競争を阻害し，価格や品揃えの充実を巡る競争による利益を消費者が享受できなくなるおそれがある。特に，市場における有力な運営事業者が単独で，又は複数の運営事業者が並行的にＭＦＮ条項を設けることにより，価格維持効果や市場閉鎖効果が生じる場合には，独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれがある。

⑷　アプリ内課金手数料の設定とアプリ外決済の制限

アプリストア利用事業者からは，①アプリ内で決済できる唯一の方法がアプリストア運営事業者の提供する決済方法だけである，②アプリ外決済に誘導する行為が禁止されている，③知的財産権が絡むコンテンツの場合は権利料が発生するため，アプリストア運営事業者に支払う手数料を考慮すると事業活動の継続が困難となっているという指摘が寄せられた。

一方，アプリストア運営事業者からは，①消費者の利便性や詐欺防止も考慮してアプリ内課金を求めている，②アプリ内にウェブサイトへのリンクを提供すること等を禁止しているのはアプリ内課金の回避によって手数料の支払から逃れることを防ぐことを意図したものである，③手数料はアプリストアの運営に必要な費用であるという指摘が寄せられた。

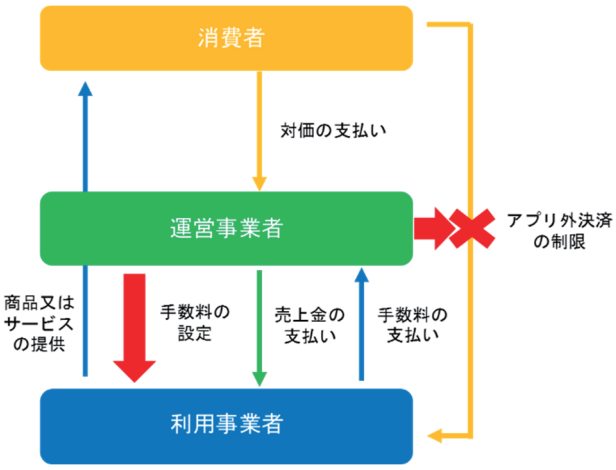

アプリストア運営事業者は，消費者保護等の観点から，アプリストアから配信されるアプリの安全性を審査しており，アプリストアの運営・管理やアプリの審査に要するコストを回収するために，アプリ内課金に対して一定の手数料を徴収している。アプリ内課金に係る手数料を設定すること自体が直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

アプリの利用に関して消費者が支払を行う場合にアプリ内課金しか認めず，アプリ外決済を制限することは，独占禁止法上問題となり得る。例えば，音楽や映像コンテンツはウェブサイト等アプリ以外の媒体でも配信されており，消費者が当該コンテンツを配信する事業者のウェブサイト等を訪れて決済することがある。この場合，同様のコンテンツがアプリでも配信されていたとしても，消費者がアプリ内課金ではなく，アプリ外決済を利用するという選択は自由でなければならない。また，アプリ内課金には相当の手数料が課せられるため，価格設定に一定の制約が生じるが，アプリ外決済にはその制約が及ばず，価格を押し下げる効果が生じるため，アプリ外決済の提供は結果として消費者の利益となるものである。

したがって，アプリストア運営事業者が，アプリ外決済を禁止してアプリ内課金の利用を不当に強制する，アプリ外決済の価格を拘束する，又はアプリ外決済に係る情報提供を不当に妨げることは，独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれがある。また，自己又は自己の関連会社と異なる取扱い又は販売促進活動の制限を手数料の設定と並行して行うことにより，競合するアプリを配信する利用事業者が排除されたり，新規参入の阻止によりアプリ又はデジタル・コンテンツの価格が維持されたりすることがあれば，独占禁止法上問題（競争者に対する取引妨害等）となるおそれがある。

取引の公正性・透明性を高め，公正な競争環境を確保するためには，アプリストア運営事業者は，自ら又は関連会社が配信するアプリと競合するアプリを配信する利用事業者を排除したり，新規参入を阻止したりすることがないよう，手数料を合理的な根拠に基づいた水準に定めるといった対応が必要である。

⑸　今後の取組

デジタル・プラットフォームにおける競争を促進し，消費者利益の向上を図るために，独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には，公正取引委員会として引き続き厳正・的確に対処していく。

さらに，本報告書では様々な問題を取り上げた。その中でも，特に運営事業者が，①どのように規約を変更しているのか，②利用事業者の取引データを自らの直接販売に利用していないか及び③検索アルゴリズムを操作すること等により自己又は自己の関連会社を優遇していないかという点については，デジタル・プラットフォームに特徴的な問題も含んでおり，その市場の構造や技術の水準も刻々と移り変わるため，引き続き注視していく。

デジタル・プラットフォームを巡る競争環境の整備のためには独占禁止法の執行だけでなく，業法による適切な規制，データの移転・開放を実現する仕組みの導入，個人情報の適切な保護等様々な観点から検討・対応していく必要がある。公正取引委員会は，新しく設置されたデジタル市場競争会議における検討への参画や関係省庁との連携・協力に積極的に取り組み，競争環境の整備を図っていく。

2　デジタル広告の取引実態に関する中間報告

公正取引委員会は，前記のオンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引に関する実態調査に続き，デジタル・プラットフォーム事業者の取引実態の把握に努めるため，デジタル広告分野についての実態調査を行うこととし，同分野に関し，事業者向けアンケート調査並びに検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）等の利用者向け（消費者向け）アンケート調査を実施し，令和２年４月28日，中間報告を取りまとめ公表した。

3　小売全面自由化後の都市ガス事業分野における実態調査

⑴　調査趣旨・調査方法

都市ガス事業分野については，平成29年４月の小売全面自由化により，一定の保安基準等を満たし，経済産業大臣による登録を受けたガス小売事業者であれば，本業の業種や地域にかかわらず自由に新規参入することが可能となった。

公正取引委員会は，小売全面自由化後の都市ガス小売分野の競争状況を把握するとともに，都市ガス小売分野への新規参入やガス小売事業者間の公正かつ有効な競争を確保する観点から，都市ガス事業分野全般にわたって制度や取引慣行についての課題を把握するため，調査を実施した。

調査は，旧一般ガス事業者（注１），卸売事業者，旧一般電気事業者（注２）を含む小売分野への新規参入者，需要家等に対してヒアリング（43事業者）及びアンケート（262事業者）により実施した。

（注１）ガス事業法上，平成29年４月の小売全面自由化以前に，許可を受けた地域において，独占的に導管網の維持及び運用から都市ガスの小売供給に至るまで一体的に行っていた事業者。

（注２）電気事業法上，平成28年４月の小売全面自由化以前に，許可を受けた地域において，独占的に電気の発電，送配電及び小売の各事業を一体的に行っていた事業者。

⑵　都市ガス事業分野の競争状況

ア　東京ガス，東邦ガス，大阪ガス及び西部ガスの各供給区域並びに周辺の中小旧一般ガス事業者の各供給区域

㋐　一般家庭向け

小売全面自由化後，東京ガスの供給区域においては，旧一般電気事業者，ＬＰガス事業者，新電力，他地域の旧一般ガス事業者の関連会社等，多様な事業者が参入している。東邦ガス，大阪ガス及び西部ガスの各供給区域においては，参入事業者数は東京ガスの供給区域に比べて少ないものの，旧一般電気事業者を含め複数事業者の新規参入がそれぞれみられる（参入予定を含む。）。

一方，東京ガスの周辺の中小旧一般ガス事業者（注３）の供給区域においては，参入事業者数は東京ガスの供給区域に比べて少ない。東邦ガス，大阪ガス及び西部ガスの周辺の中小旧一般ガス事業者の供給区域への参入は一部を除いてみられない。

（注３）以下，大手の旧一般ガス事業者（東京ガス，大阪ガス，東邦ガス及び西部ガス）又は準大手の旧一般ガス事業者（北海道ガス，仙台市ガス局，静岡ガス，広島ガス及び日本ガス）が維持及び運用する導管に接続された中小旧一般ガス事業者のことを当該大手又は準大手の旧一般ガス事業者の「周辺の中小旧一般ガス事業者」という。

㋑　大口需要家向け

小売全面自由化以前から旧一般電気事業者が参入しているほか，東京ガス，大阪ガス，東邦ガス及び西部ガスの供給区域並びに周辺の中小旧一般ガス事業者の供給区域の一部では，ＬＰガス事業者や石油販売事業者も参入している。

㋒　ガス小売事業者による卸調達の状況

東京ガス，大阪ガス，東邦ガス及び西部ガスは，ＬＮＧ基地と導管を維持及び運用し，製造した都市ガスを自社の小売供給に使用しているほか，周辺の中小旧一般ガス事業者に卸供給を行っている。また，一部の中小旧一般ガス事業者に対しては，旧一般電気事業者も卸供給を行っており，中小旧一般ガス事業者にとって選択可能な卸売事業者は１～２事業者程度である。

他方，新規参入者に対しては，東京ガスの供給区域では東京電力グループが，東京ガスの周辺の中小旧一般ガス事業者の供給区域では東京電力グループ又は東京ガスが，それぞれ卸供給を行っているが，他に新規参入者に対し卸供給を行っている事業者はみられない。

また，東邦ガス，大阪ガス及び西部ガスの各供給区域並びに周辺の中小旧一般ガス事業者の供給区域においては，新規参入者にとっての卸調達先は，当該旧一般ガス事業者又は旧一般電気事業者のみとみられる。

イ　北海道ガス，仙台市ガス局，静岡ガス，広島ガス及び日本ガスの各供給区域並びに周辺の中小旧一般ガス事業者の各供給区域

㋐　一般家庭向け及び大口需要家向け

一般家庭向けについては，小売全面自由化後も新規参入はみられない。また，大口需要家向けについても，ごく一部の供給区域を除き，新規参入はみられない。

⑷ ガス小売事業者による卸調達の状況

北海道ガス，仙台市ガス局，静岡ガス，広島ガス及び日本ガスは，製造したガスを自社の小売供給に使用しているほか，周辺の中小旧一般ガス事業者に対し卸供給を行っている。しかし，当該中小旧一般ガス事業者にとっては，前記の旧一般ガス事業者以外の事業者からは，導管の接続がなく，導管による卸調達をすることができない。

⑶ 課題と望ましい対応等

ア 新規参入促進の観点からの課題と望ましい対応等

⑺ 卸売分野

a 課題

⒜ 卸売事業者の事業構造と卸供給のインセンティブ

卸売事業者が，自社で小売部門も有している場合（旧一般ガス事業者等）には，自社の小売部門と競合する新規参入者に対して，積極的に卸供給するインセンティブを持つことは必ずしも期待しにくい場合もあると考えられる。

複数の新規参入者からは，卸売事業者との協議において，当該事業者の小売部門と競合関係にある自社に対して卸供給を行うことについて難色が示され，結果的に卸調達が実現しなかったことがある旨の指摘がみられた。

⒝ 卸供給条件の透明性

卸供給条件については，現在特段の規律を課している規制は存在せず，事業者間の相対により決定され，通常，当該条件が公開されることはない。

卸売事業者と卸供給に係る協議をしようとする新規参入者にとっては，参入先における卸売事業者の選択肢が限られる中，他の卸売事業者の条件と比較することにより，卸供給条件の適正性について確認することが難しくなっていると考えられる。その結果，新規参入者は，卸売事業者との協議に当たっての交渉力も弱くならざるを得ないと考えられる。

⒞ 卸価格

旧一般ガス事業者の卸売事業者が，卸価格を大口需要家向けの自社の小売価格と同水準で設定している場合があるとの指摘がみられた。

仮にそのような条件で新規参入者が卸調達を受ける場合，当該新規参入者は，卸売事業者の小売部門の営業地域において，競争的な水準で大口需要家向けの小売価格を設定できなくなるおそれがあり，結果，新規参入を断念したり，既に参入している新規参入者の事業活動が困難になったりするおそれもある。新規参入者からは，そのような価格条件により，大口需要家向けの小売事業への参入を断念し，家庭用等向けの小売事業に参入したり，自社と資本関係のある大口需要家向けに限って小売事業を行ったりしているとの指摘があった。

b 望ましい対応及び独占禁止法上の考え方

経済産業省において，旧一般ガス事業者であった卸売事業者による新規参入者

に対する自主的な卸供給に係る取組の検討が進んでおり，当面，その取組が適切に機能し，十分な数量の都市ガスが適切な価格で新規参入者に卸供給されることが期待される。それだけでは効果が不十分である場合には，経済産業省の取組と併せて，例えば，以下の仕組みも検討することが考えられる。

⑷　相対取引の実績に係る情報の積極的な公開

これまで基本的に公開されることのなかった事業者間の相対取引の卸供給条件に関しては，中立的な立場の行政機関等が，過去の実績について，事業者間において競争制限的行為が誘発されないように留意しつつ，定期的に公開することが考えられる。例えば，卸供給先地域や卸供給量といった事業実態に応じて複数の卸売事業者をグループ化した上で，卸供給条件（卸供給量，契約期間等）の差異に応じた卸価格の傾向について示すことが考えられる。これにより，新規参入者にとって卸供給条件の適正性を確認しやすくし，卸売事業者に対して協議を持ち掛けやすくなるほか，新規参入者から卸売事業者への競争圧力も働きやすくなり，卸売事業者間の競争が促進することも期待される。

⑸　卸取引所の創設

複数の卸売事業者及びガス小売事業者が存在する地域にあっては，卸取引所を創設することにより，当該取引所を通じて新規参入者も都市ガスを卸調達できるようにすることが考えられる。卸取引所の創設により，これまでは相対であった卸供給に係る取引の匿名化や，前記⑷以上に新規参入者にとっての取引条件の透明性が高まることにより，新規参入者が卸調達しやすくなることが期待される。また，前記⑷と同様に，卸売事業者間の競争を促進する効果も期待できる。

なお，卸取引所が適切に機能するためには，卸売事業者により十分な量の都市ガスが適切な価格で卸取引所に供出されることが必要である。

例えば，卸取引所の参加者が限られる地域にあっては，卸取引所が適切に機能しない場合もあり得ることから，代わりとなる仕組みとして，卸売事業者による一定量の卸供給に係る入札の実施等により，既存の卸供給先だけでなく，新規参入者にとっても卸調達の機会の拡大が図られることが望ましい。

⑹　相対取引に対する内外無差別規制の導入

前記⑷及び⑸を実施してもなお効果が不十分である場合には，自社で小売部門を有する卸売事業者に対して，自社の小売部門と他のガス小売事業者との間で，合理的な範囲を超えて卸供給条件を差別的に取り扱うことを禁止するための行為規制を課し，新規参入者が適切な条件で卸調達を受けられる実効性のある環境を整備することも考えられる。

なお，卸売事業者が，新規参入者を排除すること以外に合理的な理由がないにもかかわらず，新規参入者が他の卸売事業者から卸供給を受けることが事実上できない状況において，例えば，自社小売部門の営業地域における大口需要家に小売供給しようとする新規参入者に対して，自社小売部門による大口需要家向けの小売価格と同水準に卸価格を設定することや，大口需要家に対する小

売販売への新規参入を検討しているガス小売事業者に対して，家庭用等の需要家向けの割高な小売価格しか設定できないような水準で卸価格を設定することなどにより，自己から卸供給を受けることを断念せざるを得なくさせ，新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には，独占禁止法上問題（私的独占，取引拒絶等）となるおそれがある。

⑷ 製造分野（ＬＮＧ基地の第三者利用）

ａ 課題

新規参入者が自社でＬＮＧを調達できる場合，ＬＮＧ基地事業者のＬＮＧ基地において，自社が調達したＬＮＧを原料として都市ガスの製造を委託することができれば，卸調達と同様に，重要な都市ガスの調達手段となり得る。しかし，新規参入者によるＬＮＧ基地の利用申請実績はわずかであり，また，大半の事業者が今後も利用する予定はないとのことであった。その背景として，新規参入者からは，ＬＮＧ船１隻分のＬＮＧから製造される都市ガスの量は，新規参入者が見込んでいる小売需要の規模に比べて過大であり，ＬＮＧの輸入や基地利用は現実的でないとの意見があった。

また，新規参入者からは，基地利用を検討したが，基地利用料金が高く，競争的な小売価格を設定することができないため，検討を断念したという意見や，基地利用料金の設定水準の透明化を求める意見のほか，ＬＮＧ基地の設備の余力に係る情報開示について公開されている情報だけでは，自社が実際に利用できる設備の容量を具体的に把握できないとの指摘があった。

ｂ 望ましい対応及び独占禁止法上の考え方

ＬＮＧ基地事業者が設定する基地利用料金の水準や設備の余力に係る情報開示の内容について，合理的な範囲を超えて新規参入者によるＬＮＧ基地の継続的な利用を妨げるものとなっていないか，また，ＬＮＧ基地事業者が小売部門を有する場合には，当該小売部門と新規参入者との間の有効な小売競争を妨げていないかどうかという点につき，中立的な立場の行政機関等における検証も必要であると考えられる。

併せて，特に基地利用料金の負担について，当該検証の実効性を高める観点から，必要に応じて，ＬＮＧ基地事業者のガス製造部門と小売部門との間における会計分離を行うことも考えられる。

なお，ＬＮＧ基地事業者が，基地利用を検討している新規参入者に対して，必要な情報を不当に開示せず，又は，合理的には説明できない過大な費用負担を課すといった行為によって，基地の利用を事実上拒絶し，新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には，独占禁止法上問題（私的独占，取引拒絶等）となるおそれがある。

⑸ その他

ａ 課題

⑻ スイッチングに係る負担

需要家が取引先事業者の変更（スイッチング）を行う場合，新たに小売供給を行うガス小売事業者から一般ガス導管事業者に対して，託送供給の申込みなどのスイッチングに必要な手続を進めるため，スイッチングする需要家を特定するための情報（氏名，住所，お客様番号，供給地点番号等）が提供される必要がある。

この点，新規参入者からはガス小売事業者と一般ガス導管事業者との間の需要家に係る情報のやり取りの方法が必ずしもシステム化されておらず，ＦＡＸ，郵送，電話のみでしか受け付けられないというケースがあるため，新規参入者が多数の需要家のスイッチング手続を行う際には作業が煩雑になり，そのような一般ガス導管事業者の供給区域への参入は躊躇するという意見があった。また，システム化されている場合でも，一般ガス導管事業者ごとに仕様が異なるため，新規参入者は参入先の供給区域ごとに，その供給区域の一般ガス導管事業者のシステムに適合したシステムを開発する必要があり，システムを参入のたびに逐一開発することはコスト面で現実的ではないという意見もあった。

⑹　１需要場所に供給するガス小売事業者数

多くの託送供給約款においては，一般ガス導管事業者が託送供給を引き受けるための条件の一つとして「１需要場所につき，１ガス小売事業者であること」を求める規定が定められている。

新規参入者からは，需要家が工場等において複数の消費機器を使用している場合，いずれかの消費機器に対する小売供給であれば，需要家に対して競争的な条件を提案することが可能であるにもかかわらず，託送供給約款上の制約により供給できず，顧客獲得の機会が失われているという意見があった。また，このような託送供給約款上の制約により，需要家においても，消費機器ごとに最も条件のよいガス小売事業者から都市ガスの小売供給を受け，需要家にとって最適な料金メニューの組合せを選択することができなくなっているのではないかとの意見もあった。

ｂ　望ましい対応及び独占禁止法上の考え方

⑹　スイッチング手続の統一・効率化

新規参入者にとって，スイッチング手続の煩雑さは，一般ガス導管事業者の供給区域への参入に当たっての障壁となり得る。したがって，ガス小売事業者と一般ガス導管事業者との間で行うスイッチング手続や共有する需要家の情報の内容とその共有方法について，早期に統一的なスイッチングシステムが確立されることが望ましい。

経済産業省においては，ガス導管事業者のスイッチングに係る業務の標準化のためのマニュアル公表・周知を行っているが，今後，着実に事業者において当該取組が具体化されるよう，経済産業省によるフォローアップが行われることが重要である。

⑹　１需要場所に供給するガス小売事業者の数

一般ガス導管事業者が，既に１のガス小売事業者から都市ガスの供給を受けている需要場所についての他のガス小売事業者による託送供給の依頼に対して，技術面や保安面の問題が生じず，当該託送供給を行うことが可能な状況であるにもかかわらず，不当にこれを拒否し，他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には，独占禁止法上問題（私的独占，取引拒絶等）となるおそれがある。

旧一般ガス事業者の導管部門は，新規参入者等のガス小売事業者の意向を踏まえ，その託送供給約款の運用について可能な限り柔軟に対応し，必要に応じて，託送供給約款の規定の見直しについても検討することが望ましい。

イ　新規参入促進の観点からの課題と望ましい対応等

⑺　中途解約補償料付きの長期契約

ａ　課題

工場等の大口需要家との都市ガスの小売供給契約は，３年ないし15年にわたる複数年契約が設定され，併せて，契約期間中に解約した場合の解約補償料が設定されていることが多い。

新規参入者からは，当該補償料が高額であるため，新規参入者が当該需要家に対して既存の契約よりも低い価格での提案を行ったとしても，需要家が新規参入者にスイッチングすることはあまり期待できないとの意見があった。

また，前記に加え，新規参入者からは，旧一般ガス事業者は，大口需要家との契約において，「尺取営業」や「包括営業」と呼ばれる営業方法を採っているとの指摘があった。新規参入者からは，尺取営業や包括営業により，新規参入者が大口需要家に対して営業を行う機会を得られなくなるとの意見があった。

ｂ　独占禁止法上の考え方

ガス小売事業者が，契約期間や契約期間中に解約した場合の解約補償料の設定をどのように行うかは，原則としてガス小売事業者の自主的な経営判断に委ねられている。しかしながら，ガス小売事業者が，不当に高い補償料の設定をすることや，不当に高い補償料の設定と長期契約や尺取営業・包括営業といった契約形態を組み合わせることにより，需要家による新規参入者へのスイッチングを不当に妨げ，新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には，独占禁止法上問題（私的独占，取引妨害等）となるおそれがある。

⑴　消費機器のメンテナンス契約

ａ　課題

ガスヒートポンプやガスコージェネレーションシステムといった都市ガスの消費機器を購入した大口需要家は，通常，都市ガスの小売供給契約とは別に，これらの消費機器について複数年にわたるメンテナンス契約を締結することとなる。

新規参入者からは，需要家が旧一般ガス事業者のガス小売事業者に対し，都市ガスの小売供給契約を解約し，メンテナンス契約のみ継続したい旨申し出ても，メンテナンス契約のみ継続することには応じないという事例があったとの指摘や

需要家が強く要請しメンテナンス契約のみ継続することとなった場合でも，以後，需要家が払い込むメンテナンス料金が最大で1.5倍程度高くなったとの指摘がみられた。

b　独占禁止法上の考え方

旧一般ガス事業者が，新規参入者から都市ガスの小売供給を受けようとし，かつ，機器のメンテナンス契約の継続を希望する需要家に対して，当該メンテナンス契約の継続を拒否する若しくは拒否を示唆すること又は契約条件を不利に扱い若しくは不利に扱うことを示唆することにより，都市ガスの小売供給について需要家が新規参入者にスイッチングすることを不当に妨げ，新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には，独占禁止法上問題（私的独占，取引妨害等）となるおそれがある。

⑺　導管敷設工事

a　課題

都市ガスの小売供給開始に当たって，需要家の敷地内に導管を敷設するための内管工事が必要となる場合，当該需要家の負担により，ガス小売事業者を通じて一般ガス導管事業者に内管工事が依頼される。

新規参入者からは，同規模の内管工事について，一般ガス導管事業者の同一社内の小売部門から依頼された場合の方が，その他のガス小売事業者から依頼された場合よりも，一般ガス導管事業者が提示した見積金額が４割程度安かったとの指摘や数千万円程度の規模の内管工事について，一般ガス導管事業者の同一社内の小売部門が供給する需要家の場合には工事費の分割払いを認めているが，新規参入者が供給する需要家の場合には一括払いのみとされ，需要家にとって大きな負担が生じたとの指摘があった。

b　望ましい対応及び独占禁止法上の考え方

旧一般ガス事業者の導管部門においては，託送供給業務だけでなく，導管の工事，維持に係る業務においても中立性が徹底されるべきである。

旧一般ガス事業者が，自社の小売部門以外のガス小売事業者から小売供給を受けようとする需要家から導管敷設等の内管工事に係る依頼を受けた際の工事費用や費用の支払方法といった取引条件において，自社の小売部門が供給する需要家と比べ不当に不利なものとすることにより，自社の小売部門以外のガス小売事業者の事業活動を困難にするおそれがある場合には，独占禁止法上問題（私的独占，差別取扱い等）となるおそれがある。

また，中立性確保の観点から，旧一般ガス事業者の導管部門が，自社が実施する導管の内管工事に係る取引条件（工事額等）の目安について，より積極的に公開する仕組みを設けることなども考えられる。

⑻　託送料金水準

a　課題

新規参入を促進する観点からは，新規参入者が負担する託送料金が，既存事業者と小売分野で同等に競争できないような水準であってはならず，そのような観

点からは，旧一般ガス事業者の独占部門である導管部門から自由化部門である小売部門への内部補助を防止することも重要である。

小売全面自由化後の託送料金の認可に当たっては，一部の費目について，ヤードスティック方式（相対比較）による査定が行われた。このため，現状認可されている託送料金原価については，仮に個別査定が行われていれば，事業者ごとの原価設定方法の適正性についてより厳密に確認することができたと考えられるため，託送料金原価の更なる効率化の余地があった可能性がある。また，旧一般ガス事業者の導管部門と小売部門との間の共通費用についても，事業者により導管部門に配賦された費用のうち，ヤードスティック方式による査定に係るものについて，個別査定が行われることにより，当該配賦方法が適切であったか，より厳密に確認することができたと考えられる。

b　望ましい対応

引き続き，経済産業省による旧一般ガス事業者の導管部門の託送収支等の事後評価は厳密に行われる必要がある。

なお，経済産業省においては，今後，全ての託送料金の費目について個別査定を行うこととしており，それにより託送料金の低減が図られることが期待される。

(4)　結語

都市ガス事業分野は，小売全面自由化後も依然として，新規参入に必要な都市ガスの調達環境については課題が残り，また，仮に新規参入したとしても，既存事業者と取引している大口需要家との契約を得ることが困難となるなど，ガス小売事業者間における公正かつ有効な競争が十分に確保されていないおそれがある。

公正取引委員会は，ガス小売事業者による都市ガスの調達や需要家の獲得を不当に妨げる行為に対しては，独占禁止法を厳正に執行していくことにより，小売全面自由化後の都市ガス事業分野における競争を促進していく。

また，都市ガス事業分野の競争環境の整備には，制度面での対応も欠かせないと考えられることから，今後の都市ガス事業分野における制度改革の議論を注視するとともに，経済産業省に対する働きかけ及び連携を引き続き行っていくこととする。

4　飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査

(1)　調査趣旨

近年，我が国における外食産業の市場規模は拡大傾向にあり，インターネットやスマートフォンの普及により，消費者の行動様式や飲食店の営業活動も変化してきている。その中で，飲食店ポータルサイトは，消費者と飲食店をつなぐプラットフォームとして機能しており，我々の社会生活に強い影響力を持ち，その影響力は拡大している。

一方，公正取引委員会では，これまで，経済のデジタル化の進展に対する対応として，デジタル・プラットフォーマーについての分野における競争環境の整備に力を注いできている。

公正取引委員会は，このようなデジタル分野への取組の中で，飲食店ポータルサイト

に関する取引実態調査を実施した。

⑵　調査対象等

飲食店ポータルサイト17名，全国の飲食店から抽出した飲食店１万3000店及び飲食店ポータルサイトに掲載されている飲食店から抽出した飲食店8,000店に対して，書面又はウェブアンケートによる報告依頼を実施した（順に，回答者数16名，回収率約94％。回答者数1,091名，回収率約８％。回答者数491名，回収率約６％）。また，飲食店ポータルサイトを利用している消費者に対してウェブアンケートを実施し，１万名から回答を得た。さらに，飲食店ポータルサイト17名，飲食店等24名，予約管理システム提供事業者５名に対して，ヒアリング調査を実施した。

⑶　飲食店ポータルサイトの概要

ア　市場規模

外食市場においては，一般的に約80万店の飲食店があるといわれており，国内外食産業の市場規模の拡大に伴い，飲食店ポータルサイトの延べ加盟店舗数も，2017年３月末において約57万店，2018年３月末において約63万店，2019年３月末において約69万店と拡大傾向にある。

また，インターネット予約によって来店した消費者に提供された飲食サービスの規模も，2014年には約1764億円であったのが，2018年には約6375億円に拡大しており，それと同時に，飲食店ポータルサイトを通じたインターネット予約が可能な延べ飲食店舗数も2017年の約15万店が2019年には約20万店に拡大している。

イ　飲食店ポータルサイトの特徴

飲食店ポータルサイトは，インターネットを介して，飲食店や消費者といった異なる層が存在する両面市場で活動しており，一方の利用者が増えれば，他方の利用者の効用が上がるという間接ネットワーク効果を有するという特徴等に鑑みると，飲食店ポータルサイトは，デジタル・プラットフォーマーの特徴を有していると考えられる。

⑷　飲食店ポータルサイトに係る取引について（第１図）

第１図　飲食店ポータルサイトに係る取引の流れの概要（イメージ）

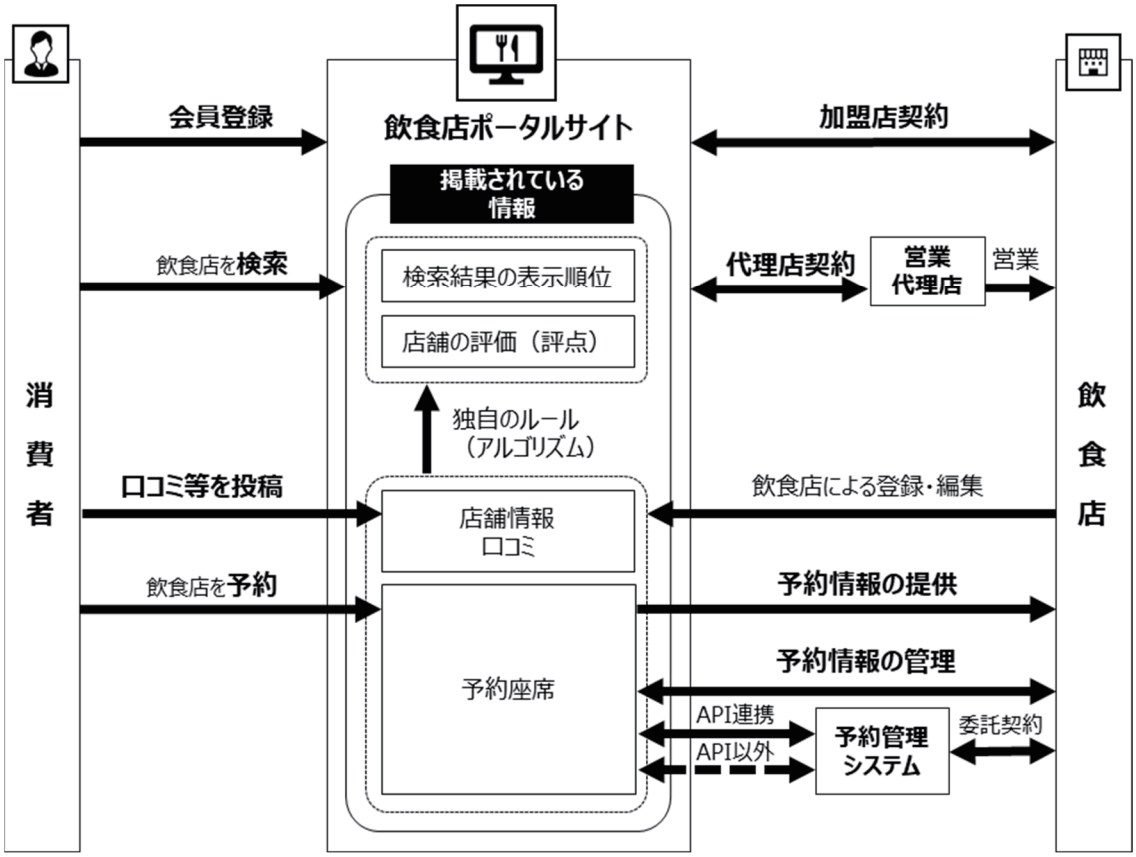

ア　飲食店ポータルサイトと飲食店の取引関係

多くの飲食店ポータルサイトは，加盟店に対して，店舗情報掲載サービスとインターネット予約サービスの２つのサービスを提供しており，飲食店は，通常，飲食店ポータルサイトと加盟店契約を締結することにより，これらのサービスを利用している。

店舗情報掲載サービスには，飲食店の店名，住所，営業時間等といった店舗情報の掲載のほか，飲食店ポータルサイト内で検索結果の表示順位，店舗の評価（評点）や口コミといった店舗情報と併せて表示される情報の掲載等が含まれる。

検索結果の表示順位については，一般的に，より高額な手数料を支払えば，店舗情報を，他の飲食店よりもより上位の順位に掲載できる場合が多く，広告枠の取引と類似の側面を有しているともいえる。

インターネット予約サービスとは，飲食店ポータルサイトに店舗情報を掲載している飲食店について，消費者が，飲食店ポータルサイト上から，座席や料理のコース等を予約することが可能なサービスである。一般的に，飲食店は，予約が成立し実際に来店した人数等に応じて飲食店ポータルサイトに手数料を支払う場合が多く，人手不足等により予約に係る業務の負担が増大する中，飲食店による，インターネット予約

サービスの利用は拡大している。

第２図　それぞれの契約プランによるサービスの主な違い（イメージ）

機能＼契約プラン	加盟店以外（注）	無料加盟店	有料加盟店	
			低額プラン	高額プラン
自店舗が編集・掲載できる情報	できない	少ない	多い	多い
インターネット予約	できない	できない	できる	できる
自店舗が掲載できる写真等の画像の多さ	できない	少ない	多い	最も多い
自店舗が編集できる店舗紹介文やコース料理等の情報量の多さ	できない	少ない	多い	最も多い
特集ページや特別広告枠等への掲載	できない	できない	できる	できる
飲食店ポータルサイト上において表示される順位	最も下位	下位	中位	上位
店舗の評価（評点）及び口コミ	掲載される	掲載される	掲載される	掲載される

（注）消費者の投稿等によって掲載される店舗のことで，飲食店ポータルサイトとの間に加盟店契約は存在しない。

イ　飲食店ポータルサイトと消費者の取引関係

飲食店ポータルサイトは，消費者に対して，飲食店の店舗情報の検索サービス及びインターネット予約サービスを提供している。一般に，消費者は，これらのサービスを会員登録することなく無料で利用できることが多い。

なお，消費者は，インターネット予約サービスを利用する場合，飲食店ポータルサイトの会員登録時又は飲食店の予約時に予約者名，電話番号及びメールアドレス等の個人情報を飲食店ポータルサイトに登録する必要がある。

ウ　インターネット予約の管理に係る取引関係

飲食店の中には，より集客力を高めるために複数の飲食店ポータルサイトを利用している店舗がある。そのような店舗は，各飲食店ポータルサイトによって，予約のシステムが独立していることから，複数の飲食店ポータルサイトごとに予約情報の管理を行う必要があり，例えば，予約情報を手作業で予約台帳に転記することや，飲食店ポータルサイトに提供している予約可能な座席数（以下「予約在庫」という。）の調整等，管理コストの増加につながっている場合がある。

このため，飲食店は，このような予約情報の管理コストを減少させ，管理を容易にするために，予約管理システムを利用することがある（第３図）。

サービスの性質上，予約管理システム提供事業者は，飲食店に代わって，飲食店

ポータルサイトの予約管理画面にアクセスする必要があるが，当該アクセスに当たっては，契約を締結してＡＰＩ（Application Programming Interface）による連携を行う場合と契約を締結せずにアクセスする場合がある。

ＡＰＩによる連携の方がより安定的にシステムを運用できることから，予約管理システム提供事業者と飲食店にとっては，ＡＰＩによる連携を希望する場合が多い一方，飲食店ポータルサイトにとっては，ＡＰＩ連携には一定の開発コストが発生すること等から，慎重に検討したいといった意見もあった。

第３図　飲食店が予約管理システムを導入していない場合，導入している場合（総座席数10席の飲食店が10席の予約在庫を出す場合）のイメージ

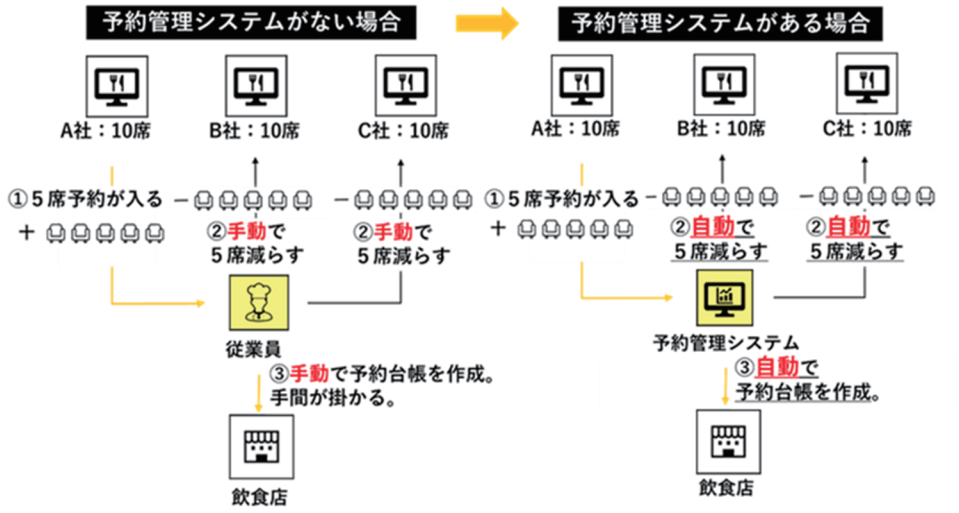

・手動で予約在庫を調整するため，時間が掛かり，ミスが生じることがある。 ・例えば，A社から５席の予約が入ったときに，飲食店はB社及びC社の座席を５席ずつ減らす必要があるが，手動で減らす間に，B社及びC社から６席以上の予約が入ってしまう，本来は５席減らすところを４席にしてしまうなどによって，ダブルブッキング等が生じる可能性がある。 ・飲食店によっては，ミスを避けるため，あえて，A社に３席，B社に３席，C社に４席を配置するなど，各飲食店ポータルサイトに全席を出さないこともある（飲食店の機会損失の発生）。 ・予約台帳を手動で作成するため，作業の人的コストがかかる。	・自動で予約在庫を調整するため，迅速化，ミスの減少につながる。 ・例えば，A社から５席の予約が入ったときに，自動でB社及びC社の座席を５席ずつ減らすため，ダブルブッキング等の防止につながる。 ・飲食店は各飲食店ポータルサイトに全席を出すことが可能となる（飲食店の機会損失の減少）。 ・予約台帳を自動で作成するため，作業の人的コストが減少する。

⑸　飲食店ポータルサイトに係る取引における公正な競争の促進

ア　飲食店ポータルサイトの取引上の地位

㋐　実態

消費者アンケートによると，消費者が飲食店を選ぶ際に「必ず」利用する，「大体」利用する，と回答したのが約54％となるなど，消費者が飲食店ポータルサイト

を参考にしていることが分かった。

また，飲食店アンケートによると，集客を目的とした様々なサービスの中で，約63％の飲食店が飲食店ポータルサイトを利用していると回答し，飲食店ポータルサイトの影響力について，約57％の飲食店が「非常に大きい」又は「大きい」と回答するなど，飲食店ポータルサイトの飲食店に対する影響力は大きいことがうかがえる。

さらに，加盟店アンケートによると，約30％の加盟店が契約している飲食店ポータルサイトの変更は困難と認識しており，飲食店ヒアリングにおいても，予約の８割以上を特定の飲食店ポータルサイトに頼っている店舗もあるなど，飲食店ポータルサイトを変更することは困難との意見があった。

⑷　独占禁止法上の考え方

優越的地位にあるかどうかの判断に当たっては，個々の飲食店ポータルサイトの市場における地位，飲食店が加盟している飲食店ポータルサイトに対する取引依存度，加盟店にとっての取引先の変更可能性等，個々の取引内容を踏まえる必要があるため，一概に判断することはできないものの，アンケート及びヒアリングの結果を踏まえると，飲食店ポータルサイトの中には，飲食店に対して取引上，優越的地位にあるといえる飲食店ポータルサイトが存在する可能性は高いと考えられる。

イ　飲食店ポータルサイトと飲食店等の契約や取引慣行

⑺　一方的な契約内容の変更

ａ　実態

加盟店アンケートによると，約11％の加盟店が，同意なく一方的に契約内容を変更されたことがあると回答し，このうち，約69％の加盟店はその変更により，不利益を被ったと回答している。

また，飲食店ポータルサイトの中には，契約内容の変更について包括同意条項を設定している飲食店ポータルサイトもいた。

ｂ　独占禁止法上の考え方及び望ましい対応

契約内容の変更に際し，自己の取引上の地位が飲食店に対して優越している飲食店ポータルサイトが，飲食店との協議を重ねることなく，一方的に契約内容の変更を行うことで，飲食店に対して，正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は，独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがある。

また，包括同意条項によって，契約内容の変更が飲食店にとって不利益になるときであっても，受け入れざるを得ない状況がより発生しやすくなる。

この点を踏まえると，飲食店ポータルサイトは，包括同意条項を設定していたとしても，飲食店に不利益を与えるおそれがあり，協議を必要とするような契約変更については，変更に当たり，根拠を示しつつ，改定までの期間を十分に設けた上で，飲食店から，十分に意見の聞取りを行い，飲食店からの意見が寄せられる場合には，その意見について，できる限り考慮することが望ましい。

⑴　クーポン等の割引情報の同等性条項

a　実態

飲食店ポータルサイトの多くは，消費者が飲食店に対して支払う料金を割り引くクーポンや提供する料理の品数を増やすクーポン等といった実質的な割引情報を掲載している。

このクーポン等の割引情報は，消費者への訴求効果も高く，飲食店ポータルサイトの中には，他の飲食店ポータルサイトに掲載している割引情報と同等以上の条件のものの掲載を飲食店に対して求める同等性条項を契約で規定しているものもおり，加盟店アンケートによると，約15%の加盟店が他の飲食店ポータルサイト同等以上の割引情報を求められたことがあると回答している。

b　独占禁止法上の考え方

同等性条項が存在する場合，飲食店にとっては，同等性条項を設けている全ての飲食店ポータルサイトに同等以上の割引情報を掲載しなければならず，割引率の高いクーポン等を掲載するインセンティブが減少することになる。また，他の飲食店ポータルサイトにとっては，クーポン等の割引情報の内容で差別化を図ることが困難になり，飲食店との取引条件について競争するインセンティブが減少することになる。

特に，市場における有力な飲食店ポータルサイトが単独で，又は複数の飲食店ポータルサイトが並行的に同等性条項を設けることにより，価格維持効果や市場閉鎖効果が生じる場合には，独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれがある。

(ｳ)　飲食店の予約情報の提供制限

a　実態

予約情報は，個人情報に該当するため，飲食店ポータルサイトには，個人情報保護法に則り，適切な管理が求められる。他方，飲食店にとっては，消費者の来店に直接的に関連する情報であり，予約内容等に変更があったときの連絡手段や割引情報等の提供によるリピーター獲得のための手段として，メールアドレスを活用したいといった意見があり，加盟店アンケートによると，約13%が予約情報の提供を十分に受けられていないことがあると回答している。

b　競争政策上の考え方及び望ましい対応

飲食店ポータルサイトは，消費者が自らのサイトを通じて飲食店の予約をする場合に必要となる個人情報については，可能な限り飲食店の意見も十分に聞いた上で，消費者が提供に同意する範囲内で予約情報を飲食店と共有することにより，飲食店の自由な営業活動を促進することが望ましい。

(ｴ)　飲食店ポータルサイトと営業代理店との契約や取引慣行

a　実態

一部の飲食店ポータルサイトは，営業活動を営業代理店に委託している場合があるところ，営業代理店からは，飲食店ポータルサイトとの取引関係等について，飲食店ポータルサイトよりも弱い立場にあるといった意見があった。

b　独占禁止法上の考え方

取引上の地位が営業代理店に対して優越している飲食店ポータルサイトが，例えば，営業代理店との間で十分に協議することなく，達成が厳しいと考えられるノルマを一方的に設定し，それを達成できなかった場合に営業代理店に対して支払うべき手数料を減額するなど，正常な商慣習に照らして不当に，不利益を一方的に押し付ける場合，独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがある。

ウ　飲食店ポータルサイトに掲載される情報について

⑺　検索結果の表示順位及び店舗の評価（評点）について

ａ　実態

⑷　検索結果の表示順位

店舗情報掲載サービスに手数料を設けている飲食店ポータルサイトの多くが，低額な手数料を支払うプランを契約している飲食店よりも，より高額な手数料を支払うプランを契約している飲食店を上位に表示するようにしている。

その上で，同内容のプランを契約している飲食店同士の表示順位については，飲食店ポータルサイトの独自のルール（アルゴリズム）を組み合わせることによって決められている。

表示順位については，消費者アンケートにおいて，約59％の消費者が，多くても，飲食店ポータルサイトに表示された検索結果ページの３ページ目までしか閲覧しないと回答しており，より上位に表示されないと，その飲食店の情報は閲覧されにくくなる。そのため，加盟店アンケートでは，約92％の加盟店が表示順位を上昇させたいと回答している。

しかしながら，約32％の加盟店は，飲食店ポータルサイトの表示順位や店舗の評価（評点）について不満や疑問を感じたことがあると回答しており，消費者アンケートでも，約89％の消費者が，表示順位がどのように決定されているかを知らない飲食店ポータルサイトがあると回答するなど，表示順位の決定方法が不透明な状況となっている。

⑸　店舗の評価（評点）

飲食店ポータルサイトの中には，掲載している飲食店について，比較可能な点数や星の数，格付といった店舗の評価（評点）を付しているものがある。この店舗の評価（評点）は，飲食店ポータルサイトの独自のルール（アルゴリズム）によって算出される場合がある。

店舗の評価（評点）については，消費者アンケートにおいて約83％の消費者が飲食店の選択において参考にしていると回答しており，加盟店アンケートでは，約94％の加盟店が店舗の評価（評点）を上昇させたいと回答している。

しかしながら，約32％の加盟店は，飲食店ポータルサイトの表示順位や店舗の評価（評点）について不満や疑問を感じたことがあると回答しており，飲食店に対するヒアリングにおいても，ある日を境に点数が下がって理由も分からない，有料加盟店をやめたら点数が大きく下がった，といった店舗の評価（評

点）の決定に不公正や不透明な部分を感じるといった意見があった。

また，消費者に対するアンケートでも，約91％の消費者が店舗の評価（評点）がどのように決定されているかを知らない飲食店ポータルサイトがあると回答しており，店舗の評価（評点）の決定方法が不透明な状況となっている。

b　独占禁止法上の考え方

飲食店ポータルサイトが，ある飲食店の表示順位や店舗の評価（評点）を落とすことが，直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかし，例えば，市場において有力な地位を占める飲食店ポータルサイトが，表示順位や店舗の評価（評点）の決定について，合理的な理由なく，恣意的にルール（アルゴリズム）を設定・運用すること等により，特定の飲食店の表示順位や店舗の評価（評点）を落とすなど，他の飲食店と異なる取扱いをする場合であって，当該行為によって，特定の飲食店が競争上著しく不利になり，当該飲食店の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼし，飲食店間の公正な競争秩序に悪影響を及ぼす場合等には，独占禁止法上問題（差別取扱い）となるおそれがある。

また，例えば，飲食店に対して優越的地位にある飲食店ポータルサイトが，正当な理由なく，通常のルール（アルゴリズム）の設定・運用を超え，特定の飲食店のみ適用されるようなルール（アルゴリズム）を恣意的に設定・運用等をし，当該飲食店の表示順位や店舗の評価（評点）を落とすことにより，当該飲食店に対し，自らの飲食店ポータルサイトにとって都合のよい契約プランに変更させるなど，正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合，当該行為は独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがある。

c　望ましい対応

表示順位や店舗の評価（評点）の取扱いが著しく不透明な状況を改善することは，独占禁止法上の懸念を減少させることになるため，公正かつ自由な競争環境を確保する観点から望ましい。

このため，飲食店ポータルサイトは，表示順位や店舗の評価（評点）に関係する重要な要素について，飲食店及び消費者に対して，可能な限り明らかにするなど，表示順位や店舗の評価（評点）の取扱いについて，透明性を確保することが望ましい。

また，飲食店ポータルサイトは，表示順位や店舗の評価（評点）の取扱いについて，例えば，第三者がチェックするなどの手続や体制を構築するなどによって公正性を確保することが望ましい。

(ｲ)　契約プランと表示順位（高額プランへの誘導及び低額プランへの切替え制限）

a　実態

飲食店ポータルサイトは，これまでよりも，より上位に表示される，より高額な新プランを提供する場合がある。

この場合，従来の契約プランの表示順位は下がり，広告効果が薄れることとなるため，飲食店の中には，より高額な新プランに変更せざるを得ないといった意見や広告効果が薄れるなら，より低額なプランへ変更したいが，契約期間中の低

額なプランへの変更は認めていない飲食店ポータルサイトもあり，自由に変更できないといった意見があった。

b　競争政策上の考え方及び望ましい対応

より上位に表示される，より高額な新プランの提供は，最も上位に表示されるために加盟店となっていた飲食店にとっては，従来の契約プランの契約時の前提を崩すおそれがある。

そのため，飲食店との新規契約時又は契約更新時に当たり，飲食店ポータルサイトが，表示順位等の広告効果に大きな影響を与えるような，より高額なプランを新たに提供しようと考えている場合には，そのプランの内容，提供時期等も含めて，飲食店に対して十分な説明を行うとともに，その説明に当たっては，飲食店が十分に判断できるよう，可能な限り時間的な余裕をもって行うことが望ましい。また，低額プランへの変更について，可能な限り飲食店の要望に応えることが望ましい。

㈢　飲食店舗情報の掲載や口コミについて

a　実態

飲食店ポータルサイトの中には，消費者が，飲食店の店名，住所，営業時間，飲食店で提供しているメニュー等の基本的な店舗情報や口コミを投稿できる機能を有しているものがある。

しかし，消費者が投稿した店舗情報の中には，正確でないものもあり，飲食店アンケートによると，約29％の飲食店が，飲食店情報を無断で掲載されることによって不利益を被ったことがあると回答しており，そのうち，約54％の飲食店が，飲食店ポータルサイトに対して削除・修正を求めたと回答している。

飲食店ポータルサイトに削除・修正を求めた飲食店のうち，少なくとも約29％の飲食店が，削除・修正を拒否されたと回答しており，中には，「会員になることを勧められた（会員でないと修正できない旨を説明された）」と回答している飲食店が約５％存在した。

b　独占禁止法上の考え方

飲食店ポータルサイトが，店舗情報や口コミについて，飲食店からの依頼に応じて修正・削除しないことが直ちに独占禁止法違反となるものではない。

しかし，例えば，市場において有力な地位を占める飲食店ポータルサイトが，基本的な店舗情報や，事実と異なり，飲食店の営業活動に大きな影響を及ぼすような口コミについて，加盟店でない飲食店といった特定の飲食店からの修正依頼には対応しないなど，加盟店と異なる取扱いをする場合であって，当該行為によって，特定の飲食店が競争上著しく不利になるなど飲食店間の公正な競争秩序に悪影響を及ぼす場合等には，独占禁止法上問題（差別取扱い）となるおそれがある。

また，通常，飲食店ポータルサイト間の加盟店獲得競争は，提供するサービスの質や料金等によって行われると考えられるところ，基本的な店舗情報や口コミについて，事実と異なる情報があった場合に，当該情報の修正に応じる条件とし

て，自己の飲食店ポータルサイトの加盟店になることを義務付けること等により，飲食店に対し，不当に，自己の加盟店となるよう取引を強制するような場合は，独占禁止法上問題（抱き合わせ販売等）となるおそれがある。

c　望ましい対応

飲食店ポータルサイトは，消費者が投稿できるような情報について，客観的に正確でないと判断できる場合には，特段の条件なく，加盟店でない飲食店からの削除・修正要望にも応じるなど，掲載される情報の正確性の向上に努めることが望ましい。

また，店舗情報の掲載や口コミの削除・修正について，飲食店と投稿者間において問題が生じる場合，飲食店ポータルサイトは，例えば，事実関係を専門的かつ迅速に調査する職員を配置するなど，紛争処理体制の整備を行うことが望ましい。

エ　インターネット予約

⑺　飲食店の座席の確保

a　実態

飲食店にとって，自らの座席は有限のため，どの飲食店ポータルサイトにどの程度の予約在庫を配分するかも含め，より効果的に座席を配分するインセンティブを持つと考えられる。他方，飲食店ポータルサイトにとっては，インターネット予約に伴う手数料収入が重要となっており，飲食店の座席を自らのサイトに予約在庫として登録してもらうインセンティブを持っていると考えられる。

このような状況の中で，飲食店ポータルサイトは，飲食店に対し，自らのサイトに予約在庫を出してもらうように要請することがある。また，飲食店ヒアリングによると，飲食店ポータルサイトの中には，表示順位を決定する要素として，予約在庫を自らのサイトに登録しているか否かを考慮することがあるため，表示順位を上げるためには，飲食店ポータルサイトに予約在庫を提供せざるを得ない場合もあるとの意見があり，加盟店アンケートにおいては，約７％の加盟店が飲食店ポータルサイトから，一定以上の予約在庫を提供するよう強制されたことがあると回答し，約８％の加盟店が予約在庫の数によって表示順位が下がるなどの不利益提示を受けたことがあると回答している。

b　独占禁止法上の考え方

飲食店ポータルサイトが，表示順位を決定する要素として予約在庫の登録の有無を考慮する場合，強制の意図がなくとも，表示順位を梃子として，間接的に飲食店の座席を囲い込んでいるという考え方もある。

このため，市場において有力な地位を占める飲食店ポータルサイトが飲食店に対して，他の飲食店ポータルサイトに比べて，自社に提供する予約在庫について有利になるよう，より多くの座席を求める場合等であって，他の飲食店ポータルサイトと飲食店との取引機会を減少させるなど，それにより市場閉鎖効果が生じる場合には，独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれがある。また，

競争を実質的に制限するような場合は，独占禁止法上問題（私的独占）となるおそれがある。

⑷　予約管理システムについて

ａ　実態

予約管理システムを利用した場合，どの飲食店ポータルサイトにも全ての座席を出すことが容易になるため，前記のように，特定の飲食店ポータルサイトに対してのみ予約在庫を割り振る可能性は減少する。そのため，予約管理システムを利用したい飲食店が，自由に予約管理システムを利用できる状況を確保することが競争政策上重要となる。

しかし，加盟店アンケートでは，約60％の加盟店が，予約管理システムを現在利用又は過去利用していたと回答しており，そのうち約13％が，飲食店ポータルサイトから予約管理システムとの契約や利用を控えるよう求められた経験があると回答しており，そのうち約29％の飲食店が実際に予約管理システムの利用や提供事業者との契約を控えていると回答している。その上で，加盟店アンケートにおいては，約68％の飲食店が，飲食店ポータルサイトと予約管理システムとの間で「正式連携した方がいい」と回答している。

消費者アンケートにおいては，約66％の消費者が飲食店ポータルサイトごとに予約在庫数が異なることを知らないと回答しており，約51％の消費者はインターネット予約できなかった場合，その飲食店の利用をあきらめると回答している。

飲食店ポータルサイトと予約管理システムとの連携については，飲食店が自ら契約している飲食店ポータルサイトに同じ数の予約在庫を出しやすくなるという点において，消費者がインターネット予約できる座席が増えることになり，有益であると考えられる。消費者アンケートにおいて，飲食店ポータルサイトと予約管理システムの連携について，約79％の消費者が「連携したほうがいい」と回答している。

また，飲食店に対するヒアリングでは，ＡＰＩ連携が行われることで飲食店の負担は更に減少するといった意見があったが，このＡＰＩ連携について，飲食店ポータルサイトの中には，アクセスの集中による負荷や開発コストを理由に挙げ，慎重な立場の意見を述べる者がいた。

ｂ　独占禁止法上の考え方

予約管理システム提供事業者が，飲食店ポータルサイトからアクセスを遮断された場合，その予約管理システム提供事業者は，他の予約管理システム提供事業者と比べて競争上著しく不利になる可能性がある。また，予約管理システムを利用できなくなった飲食店は，予約管理に係る負担が増加することにより，より多くの飲食店ポータルサイトとの取引を行いにくくなる可能性がある。

これらを踏まえると，市場において有力な地位を占める飲食店ポータルサイトが，合理的な理由なく，予約管理システム提供事業者からのアクセスを遮断し，それにより公正な競争秩序に悪影響を及ぼす場合には，独占禁止法上問題（取引妨害）となるおそれがある。

また，ＡＰＩ連携に当たって，市場において有力な地位を占める飲食店ポータルサイトが特定の予約管理システム提供事業者を著しく不利に扱い，当該行為により，当該予約管理システム提供事業者が市場から排除されるなど，予約管理システム提供事業者間の公正な競争秩序に悪影響を及ぼす場合等には，独占禁止法上問題（差別取扱い）となるおそれがある。

ｃ　望ましい対応

独占禁止法違反行為を未然に防止するために，飲食店ポータルサイトは予約管理システム提供事業者からのアクセスについて，合理的な理由がない限り，技術的に遮断しないことが望ましい。

また，アクセスに当たっては，飲食店ポータルサイトと予約管理システム提供事業者との間で，予約管理システムがより機能しやすいと考えられるＡＰＩ連携を行うことが望ましい。

オ　飲食店ポータルサイトと一般的な検索エンジンを提供する事業者の関係について

⑺　実態

消費者がインターネットで飲食店を検索する際に，一般的な検索エンジンと飲食店ポータルサイトをどのように利用しているのか，実態を調査したところ，今回の消費者アンケートの結果では，消費者の約85％が一般的な検索エンジンを利用して，飲食店情報にアクセスしていることが判明した。

また，飲食店ポータルサイト及び飲食店からのヒアリングにおいても，今後，飲食店ポータルサイト市場において一般的な検索エンジンの提供事業者の存在は大きくなってくるとの意見があった。

⑴　独占禁止法上の考え方

一般的な検索エンジンを提供している事業者が，飲食店ポータルサイトの競争者と評価できる場合には，一般的な検索エンジンの提供事業者に本調査における全ての検討及び考え方を適用する余地はあり得るといえる。

また，市場において有力な地位を占める一般的な検索エンジンの提供事業者が，飲食店ポータルサイトと競合するサービスを提供する際に，一般的な検索エンジンの市場における大きなシェア等を背景として，自社サービスを有利に表示するなどにより，競合する飲食店ポータルサイトが市場から排除されるなど，公正な競争秩序に悪影響を及ぼす場合等には，独占禁止法上問題（取引妨害）となるおそれがある。また，競争を実質的に制限するような場合は，独占禁止法上問題（私的独占）となるおそれがある。

⑹　公正取引委員会の今後の取組

消費者のインターネット予約の利用拡大等に伴い，飲食店と消費者との間をつなぐプラットフォーマーとしての飲食店ポータルサイトの役割も，ますます大きくなると考えられる。加えて，一般的な検索エンジンを提供している事業者の存在感が増していくに伴い，飲食店ポータルサイト市場の競争状況も変化していくと考えられることから，飲

食店ポータルサイトを取り巻く競争環境の変化について，引き続き注視していく。

さらに，飲食店ポータルサイトだけに限らず，本報告書と同様の論点を有すると考えられるポータルサイトについては，本報告書において提言した考え方が参考となる場合もある。

公正取引委員会は，本調査報告書における提言について，飲食店ポータルサイト等が積極的に取り組むことによって，公正かつ自由な競争環境が整備され，その結果，飲食店ポータルサイトや飲食店等の間の競争が促進され，ひいては消費者利益の向上が実現されることを期待するとともに，独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には，引き続き厳正・的確に対処していく。

５　家計簿サービス等に関する実態調査

⑴　調査趣旨・調査方法

昨今，金融分野においては，フィンテック（注１）を活用する事業者（以下「フィンテック企業」という。）が参入し，個人向けの家計簿サービス及び中小企業や個人事業主向けの会計サービスを提供する事例がみられる。これらのサービスは，新たなテクノロジーを活用することにより利用者の金融資産の管理を容易にするとともに，金融資産の保有状況等について分析等を行い，利用者のニーズに合わせてアドバイスを行うなど，利用者に新たな価値を提供するサービスである。

これらの分野において活発な競争が行われることにより，利用者の利便性の向上や銀行が保有する口座情報をはじめとする様々なデータを用いた新たなサービスの創出が期待される。しかし，フィンテック企業の新規参入や参入後の事業活動を妨げるような要因があれば，期待される利便性向上等の効果が限定的になるおそれがある。

公正取引委員会は，フィンテックを活用して提供される家計簿サービス及び会計サービス（以下「家計簿サービス等」という。）について実態調査を実施し，広く同分野における取引の実態等を把握するとともに，競争環境整備の観点から，独占禁止法上及び競争政策上の論点整理を行うこととした。

本調査は，銀行，電子決済等代行業者，システムベンダー等に対して，ヒアリング（42者）及び書面調査（205者）により行った。また，家計簿サービスを利用している消費者2,000名に対し，ウェブ調査を実施した。

（注１）金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語であり，金融サービスと情報技術を結び付けることにより創出された新しい金融サービスを指す。

⑵　家計簿サービス等の概要及びその取引の基本構造

ア　家計簿サービス等の概要

家計簿サービスとは，スマートフォンやタブレット等にダウンロードしたアプリケーション上で複数の銀行の預金口座やクレジットカード等の収支の状況を自動で記録し，家計簿を作成するサービスである。

多くの家計簿サービスでは無料のものと有料のものがそれぞれ提供されており，有料サービスには，例えば，作成した家計簿の情報を基に家計状況を分析し，家計の改善点を指摘する機能等がある。消費者アンケート（以下，アンケート及びヒアリング

とは公正取引委員会が実施したものをいう。）によれば，家計簿サービスの利用者のうち約９割が無料サービスを利用しており，また，６割以上の利用者が，そもそも「自分の情報を参照する」ものであることから，無料であるべきと認識している。

また，会計サービスとは，中小企業や個人事業主が行う会計業務や確定申告をサポートするサービスである。基本的な機能は家計簿サービスと同様であり，中小企業等の預金口座等の情報を利用して，預金口座における入出金の動き等を会計帳簿に自動的に仕分したり，決算書類を自動的に作成したりするものである。

預金口座の入出金に係るデータは，銀行等の融資手続に用いられることもあり，サービスを利用している中小企業等が融資を受ける場合に，従来必要とされてきた銀行等に対する財務状況に係る書類の提出等を省略し，融資の手続に要する期間を短縮することができる。

イ　口座情報の取得

家計簿サービス等を提供する事業者は，そのサービスを提供するために，利用者の銀行口座の情報を取得することが必要となる。銀行が保有する口座情報は，預金，融資，為替等の業務処理機能を担っている勘定系システムにおいて管理されており，その取得のためには，同システムにアクセスする必要がある。

この点，家計簿サービス等を提供する事業者は，従前，インターネットバンキングサービス（以下「ＩＢサービス」という。）に係るパスワード等を利用者から受け取り，利用者に代わって情報を取得するいわゆる「スクレイピング」によりサービスを提供していた。また，同サービスを提供する事業者は法律に基づく登録等を受ける必要はなく，自由に事業を行うことができた。

スクレイピングに係る情報セキュリティ上の課題等を踏まえ，利用者保護を確保しつつ，家計簿サービス等を提供する事業者を含めたフィンテック企業とのオープン・イノベーションを進めていくための制度的枠組みを整備するため，平成29年に銀行法（昭和56年法律第59号）が改正（注２）された。その結果，家計簿サービス等を提供する事業者は，その業を行うために，「電子決済等代行業者」としての登録を受けるとともに，銀行と電子決済等代行業に係る契約を締結することが義務付けられた。この契約には，電子決済等代行業に関し，利用者に損害が生じた場合における両者間の賠償責任の分担に関する事項等について定めることとされている。さらに，銀行法の改正前から家計簿サービス等を提供していた事業者が，引き続き業を行うためには，令和２年５月31日まで（注３）に契約を締結する（注４）こととされている。

また，銀行は，電子決済等代行業者がスクレイピングによらずに口座情報を取得できるようにするための体制整備に努めること（注５）とされ，電子決済等代行業者による口座情報の取得に当たっては，原則としてＡＰＩ（注６）という技術が用いられることとなった。

なお，従前，スクレイピングで取得できた情報は，ＩＢサービスで取得できる情報全てであり，普通預金口座のほか，外貨預金口座や投資信託口座等の情報を取得することが可能な場合もあったが，銀行法においては，ＡＰＩ接続によって取得できる情

報の範囲は特段規定されていないため，どのような情報へのアクセスを認めるかは各銀行の判断に委ねられている。

（注２）銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号。以下「銀行法等改正法」という。）

（注３）令和２年４月14日，金融庁は，銀行及び電子決済等代行業者の双方が同年５月31日までに契約を締結する意向を示していたにもかかわらず，新型コロナウイルス感染症まん延の影響により，実際の契約の締結が同日までに間に合わないものについては，契約締結期限を同年９月30日まで延長することを発表した（https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press_20200414.html）。

（注４）銀行法等改正法附則第２条第４項

（注５）銀行法等改正法附則第11条

（注６）Application Programming Interface の略称。なお，ＡＰＩはその機能により，振込など口座情報を更新するための「更新系ＡＰＩ」と残高照会など口座情報を参照するための「参照系ＡＰＩ」とがある。以下，5 において「ＡＰＩ」とは参照系ＡＰＩを指すこととする。

ウ　ＡＰＩ接続のためのシステム

⑺　銀行におけるＡＰＩ接続基盤整備

電子決済等代行業者がＡＰＩ接続を行うためには，ＡＰＩ接続基盤と呼ばれるシステムを銀行が整備する必要があり，通常，その整備及び運用をソフトウェアやハードウェアの開発・保守等を行うシステムベンダー（注７）に委託する。

（注７）銀行システムを手掛けるシステムベンダーとしては，国内大手のＩＴシステム企業，コンピュータ関連企業等がいる。

⑴　勘定系システム

勘定系システムは，銀行における基幹的なシステムであり，いわゆる都市銀行では初期投資額は数百～数千億円規模，運営費も年間数百億円となるなど，その整備及び運用には多額の投資を必要とする。いわゆる地方銀行及び第二地方銀行においては，1990年代後半以降，主にコスト削減の観点から，複数の銀行が共同でシステムの整備及び運用の全てを単一のシステムベンダーに委託し，同一の勘定系システムを共同利用する動きがみられる。この，システムの共同化は，システムの運営・改修に要する費用やシステムに関する知見を有する人員の手当てを複数の銀行で負担することで，人件費を含めたシステム経費を削減できるといったメリットがある。

なお，勘定系システムを単独で利用しているか共同化しているかにかかわらず，変更費用が高額である等の理由から，銀行が勘定系システムのシステムベンダーを変更することは少ない（注８）。

（注８）銀行向けアンケートによると，勘定系システムのシステムベンダーを変更したことがある銀行（共同化への参加や経営統合を理由としている銀行は除く。）は１割程度であった。

⑼　勘定系システムとの接続方式

ＡＰＩ接続基盤を勘定系システムに接続する方式は大別すると２通りがある。一つは，ゲートウェイ（注９）と呼ばれるシステムを新たに構築し，両者を直接接続するもの（以下「勘定系直結型」という。）であり，もう一つは既存のインターネットバンキングシステム（注10）（以下「ＩＢシステム」という。）にＡＰＩ接続基盤を整備し，勘定系システムとＩＢシステムとの間に既に構築されているゲートウェイやＩＢシステムが持つ本人認証機能を利用するもの（以下「ＩＢ利用型」という。）である（第４図参照）。

（注９）勘定系システムとＡＰＩ接続基盤との情報のやり取りを行うためのシステムであり，ＡＰＩア

ダプタや内部ＡＰＩと呼ばれることもある。
（注10）銀行の利用者に対し，ＩＢサービスを提供するために必要となるシステム。銀行及びシステムベンダーからのヒアリングによれば，勘定系システムと同様，初期費用や顧客への影響に鑑み，ＩＢシステムのシステムベンダーを変更することは少ないとの指摘があった。

第４図　ＡＰＩ接続の概念図（上：勘定系直結型，下：ＩＢ利用型）

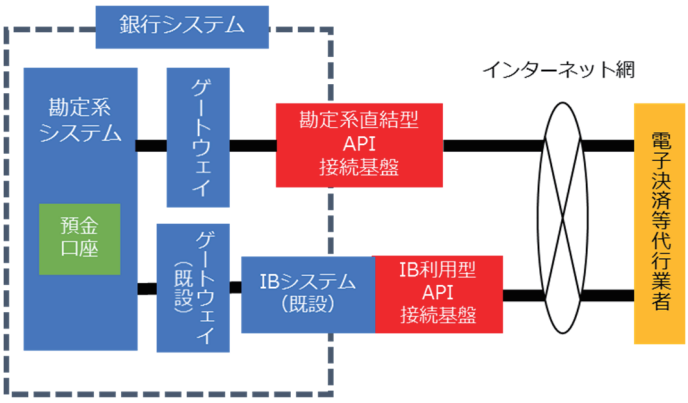

【出典】事業者からのヒアリング等を踏まえ公正取引委員会において作成

勘定系直結型の場合には，ゲートウェイの構築が必要となるため，ＩＢ利用型と比較すると，ＡＰＩ接続基盤整備の工期は長期化するとともに初期費用は大きくなるが，ＩＢサービスの利用者に限らず，当該銀行に預金口座を開設している全ての者がＡＰＩ接続を用いたサービスを受けられる等のメリットがある。

ＩＢ利用型の場合，既設のゲートウェイや本人認証機能を活用するため，勘定系直結型と比較してシステム上の改修作業が少なく，その分初期費用も低く抑えられる。他方で，ＩＢシステムを利用するため，ＩＢシステムのランニングコストが，１アクセスごと又は一定期間におけるアクセス数に応じて課金される従量制（注11）や月間の上限アクセス数に応じた料金体系となっている場合には，ＡＰＩ接続によるアクセス数が増加するほど，銀行がシステムベンダーに支払う金額は大きくなる。また，ＩＢ利用型については，ＩＢサービスの利用者のみがＡＰＩ接続によるサービスを利用することができる（注12）。

なお，銀行向けアンケートによればＡＰＩ接続基盤を整備済み又は整備することが決まっている銀行のうち，法人口座用で８割以上，個人口座用で６割以上がＩＢ利用型を選択していた。

（注11）特に，地方銀行及び第二地方銀行において，このような料金体系となっている例がみられる。
（注12）銀行からのヒアリングによれば，ＩＢサービスの加入率は10%～40%程度となっている。

エ　家計簿サービス等の提供に係る取引の概要

電子決済等代行業者がＡＰＩ接続を行うためには，前記ウのとおり，銀行がＡＰＩ接続基盤を整備する必要があることから，家計簿サービス等の提供に係る取引は，①ＡＰＩ接続基盤の整備及び運用に係る銀行とシステムベンダー間の取引，②口座情報の取得に係る銀行と電子決済等代行業者間の取引の２つの取引を考慮する必要がある（第５図参照）。

第５図　家計簿サービス等に係る取引構造

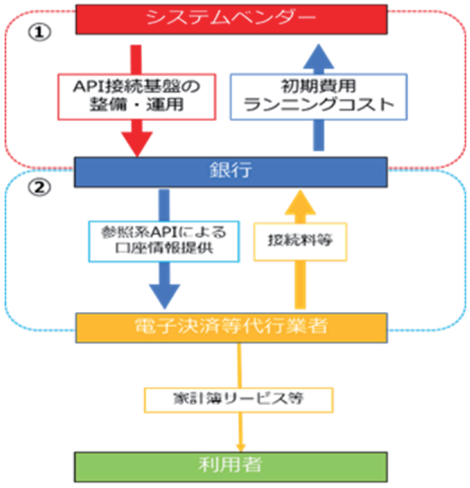

【出典】事業者からのヒアリング等を踏まえ公正取引委員会において作成

⑺　銀行とシステムベンダー間の取引

ＡＰＩ接続基盤については，接続する先の勘定系システム又はＩＢシステムを整備したシステムベンダー（以下「既存ベンダー」という。）以外のシステムベンダー（以下「他社ベンダー」という。）であっても整備することが技術的に可能である。銀行向けアンケートによれば，現に，ＡＰＩ接続基盤の整備に当たって，法人口座，個人口座ともに約７割の銀行がシステム整備の委託先として複数のシステムベンダーについて検討していた。

しかし，実際に，他社ベンダーにＡＰＩ接続基盤の整備を委託した銀行は，法人口座で８行，個人口座で17行と少なく，多くの銀行は，料金が低廉であることを主たる理由として既存ベンダーを選択している。

また，他社ベンダーがＡＰＩ接続基盤の整備を行う場合，他社ベンダーは，ＡＰＩ接続基盤の接続先である既存ベンダーが整備したシステムの仕様を把握する必要があり，銀行は，既存ベンダーに仕様を公開するよう依頼する必要がある。

⑴　銀行と電子決済等代行業者間の取引

電子決済等代行業者がある銀行と契約締結に至らず接続ができない場合，当該銀行の口座情報を取得できなくなるため，当該銀行の利用者は，そのような家計簿サービス等を利用しない可能性がある。そのため，電子決済等代行業者にとって，家計簿サービス等の利用者に占めるシェアが大きいような銀行と接続することは，その事業を継続する上で重要であると考えられる。

なお，消費者向けアンケートによれば，利用者が家計簿サービスに登録している銀行の割合について，１割を超える銀行が複数存在し，最も割合の大きい銀行は約２割となっている。

銀行向けアンケートによれば，多くの銀行が電子決済等代行業者との接続にメリットを感じており，具体的には，電子決済等代行業者との協業による新規サービ

スの創出による自行利用者の利便性向上，それに伴う自行の新規利用者の獲得等を挙げている。

⑶　家計簿サービス等の分野における取引の状況

ア　契約交渉の状況

本調査を開始した当初における銀行と電子決済等代行業者の間のＡＰＩ接続に向けた契約交渉の状況は，金融庁の調査（注 13）によれば，令和元年９月末時点で，６割弱の銀行が契約の締結に至っておらず，また，契約の締結に至った銀行においても，契約を締結した電子決済等代行業者は４社以下の銀行がほとんどであった。

銀行向け及び電子決済等代行業者向けアンケートによれば，契約交渉に当たり懸念となっている主な事項として，双方から，①接続料の水準，②取得データの二次利用に関する取決め等が挙げられた。

（注13）「銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結等の状況について」（令和元年11月15日）

⑺　接続料の水準

ａ　銀行における考え方

銀行は，ＡＰＩ接続基盤の整備及び運用のためにシステムベンダーに対して支払う費用を基にしつつ，ＡＰＩ接続が自行にもたらすメリット等を勘案して，電子決済等代行業者に対して求める接続料の水準を決定している。

⑻　電子決済等代行業者に求める接続料の水準

銀行向けアンケートによれば，ほとんど全ての銀行は，ＡＰＩ接続基盤の整備及び運用に要する費用を一方が全て負担するのではなく，双方で負担し合うべきとの考え方を採っている。

具体的な負担割合は，電子決済等代行業者ごとに，銀行へのメリット等の個別事情を勘案して決定されることが多い。例えば，電子決済等代行業者に自行のＩＢサービスに関するアプリの開発を委託するといった相互協力の一環として，接続料を無料としている例や家計簿サービス等のアプリケーション上における銀行の広告掲載等により，銀行が接続料を減額した例もみられる。

⑼　銀行とシステムベンダーとの取引の状況

ＡＰＩ接続基盤の整備及び運用には，銀行において一定程度の費用の負担が生じるものの，銀行向けアンケートによれば，ＡＰＩ接続基盤の整備及び運用に係るシステムベンダーとの交渉課題について，「特になし」又は「無回答」が多く，費用も含め特段の問題意識を有していないと考えられる銀行が多い。他方で，システムベンダーに支払う費用水準について問題意識を有する銀行も一定程度存在する。

なお，銀行からのヒアリングにおいては，今後の状況の変化に応じて他社ベンダーを含め委託先のシステムベンダーを再検討する可能性やランニングコストの値下げ交渉を行う必要性があるといった意見も聞かれた。この点，他社ベンダーに委託する場合，他社ベンダーに対する既存のシステムの仕様の公開や，ゲートウェイの構築など，既存ベンダーの協力を得ることが不可欠であり，こ

のような協力が得られないときには，他社ベンダーへの切替えが困難となる。

加えて，システムベンダー向けアンケートによれば，既存ベンダーからの協力が得られず新規案件を受注することができなかった旨の回答があり，システムベンダーからのヒアリングによれば，ＡＰＩ接続基盤の整備及び運用を自社に委託することを検討していた銀行が，既存ベンダーから，他社ベンダーのＡＰＩ接続基盤を整備する場合，当該既存ベンダーによるＩＢシステムの提供を停止することを示唆されたと当該銀行から聞いたといった事例もあった。

また，銀行からのヒアリングによれば，システムベンダーとの料金交渉については，自行のシステムに関して十分な知識を有するシステム要員が不足していることから，見積りの精査を十分に行うことができず，対等に交渉を行うことが困難であるといった意見が聞かれた。さらに，ＡＰＩ接続基盤の整備及び運用に要する費用を抑えるために，当面の制度対応として，取得できる情報を普通預金口座の残高や入出金のみに限定するなど，必要最低限の機能のＡＰＩ接続基盤を整備したとする銀行もあり，今後ＡＰＩ接続基盤の機能拡張に際し，追加的な費用が発生することを懸念する旨の意見も聞かれた。

ｂ　電子決済等代行業者における考え方

電子決済等代行業者からのヒアリングによれば，銀行においてＡＰＩ接続基盤に係るコストが発生していることを踏まえると，電子決済等代行業者においても一定の費用負担は受け入れざるを得ないとの意見が多く聞かれた。一方，具体的な接続料の水準については，家計簿サービスは原則無料で提供していることや多数の銀行と接続する必要があること等から，最大でも初期費用として100万円以内，月額固定費用として10万円以内程度の費用負担を希望しており，また，費用が際限なく増加することとなる従量制は受け入れがたいなどの意見があった。

ｃ　契約交渉における歩み寄り

銀行と電子決済等代行業者が交渉を重ねることにより，相互のコスト構造についての理解が進み，接続料の相場観も醸成されつつある。それに伴い，例えば，銀行が電子決済等代行業者との協業により得られるメリットを認め，接続料の水準を引き下げたり，電子決済等代行業者においても，銀行側のランニングコスト軽減のため，一定期間におけるＡＰＩアクセス数を自社のシステムにおいて制限したりするなど，契約締結に向けた歩み寄りがみられている。

⑷　口座情報の二次利用

電子決済等代行業者は，預金者の承諾を得るなど個人情報保護法制の遵守を前提としつつ，当該銀行や他の企業に銀行から取得した口座情報を基に作成したデータを提供する事業を行っている場合がある。

ａ　銀行における考え方

銀行法上，電子決済等代行業者は，銀行との間の契約において「電子決済等代行業者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置」について取り決めることとなっており，この「利用者に関する情報」は「加工した情報も含まれる」との見解（注14）が金融庁から示されている。また，

銀行向けアンケートによれば，一部の銀行は口座情報は銀行のものであるとの認識を持っており，二次利用先の情報漏洩リスクも含めて銀行において管理するべきとの考えを有している銀行もあった。

これらの考え方を背景に，複数の銀行は，口座情報の二次利用について慎重な姿勢を示している。銀行及び電子決済等代行業者からのヒアリングによれば，一部の銀行が，電子決済等代行業者に対し，口座情報の二次利用に際し，その提供先や内容について銀行の事前承諾を得ることを求めている事例もあった。

（注14）「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）（注15）」に対するパブリックコメントの結果等について（コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 NO.171）（https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180530/01.pdf）

（注15）銀行法等改正法の施行に伴い整備されたもの

b　電子決済等代行業者における考え方

電子決済等代行業者からのヒアリングによれば，第三者にデータを提供する都度，銀行ごとに承諾を得ることは実務上困難であるほか，そもそも口座情報は利用者のものであり，情報の移転については利用者の承諾を得るなど，個人情報保護法制を遵守していれば問題なく，銀行の承諾を得る必要はないのではないかとの意見があった。

なお，電子決済等代行業者からのヒアリングによれば，我が国では預金口座等の情報に係る権利，すなわち，預金口座等の情報が誰のものかという点が明確化されておらず（注16），銀行と電子決済等代行業者（利用者）の間において，その利活用の在り方に関する認識の相違が生じやすいとの意見もあった。

この点，銀行向けアンケートにおいては，前記ａのとおり，２割近い銀行が「銀行口座情報は銀行に帰属する」と回答している一方で，３割近い銀行が「銀行口座情報は顧客に帰属する」と回答し，さらには「わからない」としている銀行も２割程度あった。

（注16）ＥＵでは，「一般データ保護規則」（General Data Protection Regulation〔ＧＤＰＲ〕，2016年）において，口座情報を含む個人情報を第三者に移転させる権利等，個人情報に係る一般的な権利が明確化されている。

c　契約交渉における歩み寄り

銀行と電子決済等代行業者が交渉を重ねることにより，口座情報の取扱いについて共通認識が醸成されていること，また，電子決済等代行業者との間で，二次利用先において口座情報の漏洩等が発生した場合の責任を負うべき範囲について明確にすることにより，銀行において，情報の二次利用について制限を課さなくなっているといった意見が電子決済等代行業者から聞かれるなど，契約締結に向けた歩み寄りがみられている。

イ　契約交渉の進展

交渉が進むにつれて前記アに挙げたような懸念点は解消されつつあり，令和２年１月以降における電子決済等代行業者からのヒアリングにおいては，契約締結期限の同年５月末までに，一部を除き事業継続に必要な銀行との契約が見込めるようになったとの声も聞かれた。

また，金融庁の調査（注17）によれば，令和元年９月末時点と同年12月末時点とを比べると，例えば，１社以上の電子決済等代行業者と契約締結済みの銀行が57行から79行に増加しており，また，令和２年１月末時点においては，おおむね全ての銀行が５以上の電子決済等代行業者と契約締結する意向を示している。

（注17）「銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結等の状況について」（令和２年２月25日）

ウ　再交渉の可能性

銀行と電子決済等代行業者との契約は１年更新であることが多く，電子決済等代行業者からのヒアリングによれば，多くの銀行から，今般の条件は，契約締結期限を前提とした暫定的なものであり，今後契約更新の際に，契約内容を見直す可能性について示唆されている者もいる。特に，ＡＰＩ接続基盤等のランニングコストが従量制となっている銀行においては，ＡＰＩによるアクセス数の状況次第ではその負担額が当初の想定より増加する可能性もあり，その場合，接続料等の契約条件の見直しの意向が強く働くことが考えられる。

⑷　家計簿サービス等の分野に関する競争政策上・独占禁止法上の考え方

調査により把握した家計簿サービス等における取引の基本的構造及び取引状況を踏まえ，銀行と電子決済等代行業者及び銀行とシステムベンダーの間の取引それぞれについて，以下のとおり，競争政策上・独占禁止法上の考え方を整理した。

ア　銀行と電子決済等代行業者の取引

⑺　競争政策上の考え方

家計簿サービス等の分野におけるイノベーションの促進等のため，セキュリティの確保に配慮しつつ，銀行が保有する預金口座等の情報が広く利活用されることが重要である。現時点においては，銀行法に基づく銀行と電子決済等代行業者の間の契約を通じて，家計簿サービス等における預金口座等の情報に対するアクセス（情報の取得のほか，取得情報の加工や，加工したものを含む情報の第三者への提供等を含む。以下同じ。）は確保される見込みである。

他方で，今後，両者の取引において何らかの問題が生じた場合には，必要に応じ，預金口座等の情報に対するアクセスを確保するために必要な方策を検討することも考えられる。

また，ＡＰＩ接続により取得できる情報の範囲を限定している銀行においては，今後，利用者のニーズやコスト負担等を踏まえつつ，必要に応じ，ＡＰＩ接続により取得できる情報の範囲を拡大することが望ましい。

⑴　独占禁止法上の考え方

銀行の取引上の地位が電子決済等代行業者に優越している場合に，銀行が，契約の見直しを行い，電子決済等代行業者に，正常な商慣習に照らし不当に不利益を与える場合には，独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがある。

また，銀行が今後家計簿サービス等の提供を開始した場合において，競争者を市場から排除するなど不当な目的を達成するための手段として，電子決済等代行業者

との取引を拒絶したり，情報の取扱いを制限したりする場合には，独占禁止法上問題（単独の直接取引拒絶，取引妨害）となるおそれがある。

さらに，市場において有力な銀行が，合理的な理由なく，同一の役務に係る取引条件等について一部の電子決済等代行業者に対してのみ差別的な取扱いをする場合には，独占禁止法上問題（差別対価，差別取扱い）となるおそれがある。

イ　銀行とシステムベンダーの取引

⑺　競争政策上の考え方

銀行が，今後新たにＡＰＩ接続基盤を整備する場合等，システムの調達を行うに当たっては，調達方法に十分な競争性が確保されることが望ましい。例えば，複数のシステムベンダーから見積りをとることにより，システムベンダー間で価格等の条件について競争させることは，より有利な条件を提示する他社ベンダーの受注の機会を増加させるとともに，既存ベンダーに対しても費用の引下げやサービス水準の向上を促す効果を有することから，銀行に対してもメリットをもたらす。

また，銀行がシステムの調達業務を適切に行うためには，システムベンダーと対等に交渉を行うことができるように，システムベンダーとの間におけるシステムに関する情報の非対称性，すなわちシステムに対する知識の差の解消に向けた取組を行うことも考えられる。例えば，銀行において人材の確保や育成等を通じたシステムに関する知見や専門性の確保を図ることが考えられる。

⑴　独占禁止法上の考え方

市場において有力な既存ベンダーが，合理的な理由がないにもかかわらず，他社ベンダーに対する仕様の公開を拒むなどして，他社ベンダーが銀行からＡＰＩ接続基盤の整備を受託することを不当に妨害する場合には，独占禁止法上問題（取引妨害）となるおそれがある。

また，市場において有力な既存ベンダーが，既に提供しているＩＢシステム等のその他の銀行システムの受託を停止すること若しくは値上げすること又はそれらを示唆することにより，自己からＡＰＩ接続基盤の整備の提供を受けることを強要し，不当に，銀行が他社ベンダーに委託できないようにする場合には，独占禁止法上問題（抱き合わせ販売，排他条件付取引等）となるおそれがある。

⑸　今後の取組

本調査において把握した取引実態によれば，銀行と電子決済等代行業者の間の契約はまとまりつつあり，引き続き，電子決済等代行業者において家計簿サービス等の提供が継続されることが見込まれる。今後とも，銀行において独占禁止法との関係に留意しつつ，取引条件の設定が行われることが期待される。

公正取引委員会としては，銀行と電子決済等代行業者の取引及び銀行とシステムベンダーの取引について，独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には，厳正・的確に対処していくとともに，引き続き，家計簿サービス等の分野における公正かつ自由な競争を促進するため，これらの取引の状況について注視していく。

6　ＱＲコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査

⑴　調査趣旨・調査方法

昨今，金融分野においては，フィンテックを活用する事業者が参入し，決済（注１）等の金融サービスを提供する事例がみられる。このような新たなテクノロジーを活用した新規参入は，事業者間の競争を活性化し，利用者の選択肢の増加，利便性の向上，利用価格の低下等につながることが期待される。

また，決済分野に係る政策的関心は国内外において高まっており，国内では，キャッシュレス決済（注２）の推進を目的として，「キャッシュレス・ポイント還元事業」が行われているほか，諸外国においても，英国，カナダ，豪州等の競争当局において決済分野に関する実態調査が行われ，競争政策の観点からの提言が相次いで公表されている。

とりわけ，キャッシュレス決済の中でも現在急速に広まりつつあるのは，スマートフォン上の決済アプリを利用してＱＲコードやバーコードを読み取ることにより決済を行うコード決済である。

このような内外情勢を踏まえ，公正取引委員会はＱＲコード等を用いたキャッシュレス決済分野における競争政策上の課題を把握するため実態調査を行うこととした。

本調査は，銀行，資金移動業者，リテール決済インフラ等に対して，ヒアリング（55者）及び書面調査（206者）により行った。また，コード決済を利用している消費者4,000名に対し，ウェブ調査を実施した。

（注１）資金など金銭的価値の受渡しを行うことによって，当事者間の金銭上の債権・債務関係を解消することを指す。

（注２）物理的な現金（紙幣・硬貨）以外の決済手段を利用して決済を行うことを指す。

⑵　コード決済及びその取引の基本構造

ア　取引規模及び利用状況

国内のコード決済に係る市場規模は令和元年の0.5兆円から，令和７年には9.7兆円に達すると推計され，今後も増加していくことが見込まれている。また，消費者向けアンケート（以下，アンケート及びヒアリングとは公正取引委員会が実施したものをいう。）においては，回答者の３割超がコード決済を利用していると回答し，コード決済の利用者の65％以上がコード決済（複数の種類のコード決済を利用している場合は最も頻繁に利用しているもの）を１週間に１回程度以上利用すると回答している。

イ　コード決済における決済手段

コード決済を提供する事業者（以下「コード決済事業者」という。）は，決済アプリを通じて利用者にコード決済を提供しており，利用者はスマートフォン上の決済アプリにおいて，自身のアカウントを開設してコード決済を利用している。

コード決済を行う際にやり取りされる金銭的価値としては，コード決済事業者が決済アプリ上で管理するアカウントの残高（以下「アカウント残高」という。）が主に用いられている。利用者が商品を購入する際には，コード決済事業者が利用者のアカウント残高から，商品の対価に相当する金額を差し引き，コード決済事業者が加盟店

に対して売上金の立替払を行う形で決済が行われることが多い。このため，利用者がコード決済を利用する前には，あらかじめ利用者のアカウント残高を増加させること（以下「チャージ」という。）が必要となる。

このほか，アカウント残高を利用しない支払の方法として，利用者がコードを利用して決済を指示することにより，直接利用者の銀行口座から引き落としが行われる場合や，クレジットカード等の利用として扱われる場合（以下，銀行口座やクレジットカード等との「連携」という。）がある（以下，利用者がコード決済の支払の際に金銭的価値として用いるアカウント残高，銀行口座の預金残高，クレジットカードの与信枠等を「決済手段」という。）。

ウ　提供主体

コード決済事業者には，コード決済を提供する銀行等（以下「銀行」という。（注３））及び銀行以外の事業者（以下「ノンバンクのコード決済事業者」という。）が存在する。

銀行が提供するコード決済には，利用者が銀行に有する預金口座との連携を行うものと，利用者が決済アプリ上で預金口座からチャージしたコード決済用のアカウント残高を利用して決済を行うものがそれぞれ存在する。銀行向けアンケートにおいては，おおよそ半数程度（63行）の銀行がコード決済を提供していると回答している。

一方，ノンバンクのコード決済事業者の多くは，コード決済と併せて，為替取引に該当するアカウント残高から預金口座や現金への払戻しサービスを提供していることから，ノンバンクのコード決済事業者又はその子会社が資金移動業者としての登録を行う事例が多くみられる。資金移動業者向けアンケートにおいては，資金移動業者の登録を行い，コード決済を提供していると回答した事業者は８社存在した。

また，消費者向けアンケートによれば，コード決済の利用者の99％は資金移動業者の登録を行っている事業者が提供するコード決済を最も頻繁に利用している。

（注３）銀行法以外の法令に基づき銀行の固有業務を行っている信用金庫，信用組合，農林中央金庫，商工中央金庫，農業協同組合，漁業協同組合等は厳密には銀行ではないが，総称して「銀行」と称することとする。

⑶　入金フロー（チャージ等取引）

ア　チャージ等取引の概要

銀行は利用者に対して預金サービスを提供しているため，銀行がコード決済を提供する場合には，自行に開設された利用者の銀行口座からのチャージや連携（以下，併せて「チャージ等」という。）を行い，コード決済の決済手段とすることができる。

一方，ノンバンクのコード決済事業者は，銀行口座，クレジットカード，現金等を利用したチャージ等の方法を利用者に提供し，利用者にチャージ等を行わせることで，コード決済の決済手段を確保している（第６図参照）。

なお，消費者向けアンケートによれば，消費者が最も多く利用しているチャージ等の方法は銀行口座からのチャージであった。

第６図　コード決済で用いられる決済手段及びチャージ等の方法（注４）

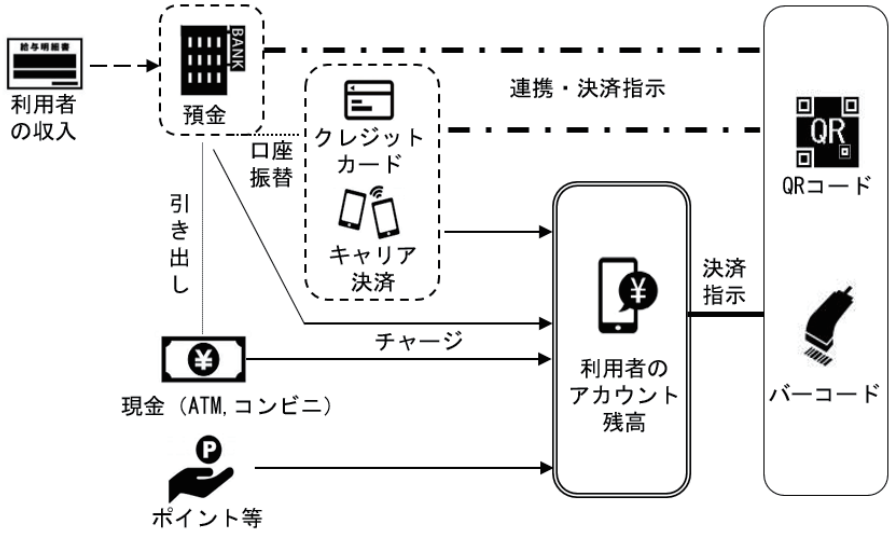

（注４）基本的には利用者のアカウント残高（二重線枠）が決済手段として用いられるが，銀行口座やクレジットカード等との連携を行う場合には，預金やクレジットカードの与信枠（破線枠）が決済手段として用いられる。

また，賃金等の利用者の収入は基本的に銀行口座に振り込まれていること（注５）から，ノンバンクのコード決済事業者はコード決済の決済手段を確保するため，クレジットカードや現金等からのチャージ等を行う場合についても，最終的には，利用者の銀行口座からの利用額の引き落としや預金の引き出しといった形で利用者の銀行口座から資金を移動させている。

（注５）労働法制上，雇用者が支払う賃金の通貨支払の例外として，労働者の銀行口座への振込が認められている（労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条，労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第７条の２）。

イ　銀行口座からのチャージ等の流れ

ノンバンクのコード決済事業者が，利用者に銀行口座からのチャージの方法を提供する場合には，ノンバンクのコード決済事業者が銀行との間で，利用者の銀行口座からのチャージを可能にする契約を行うことが必要となる。この際，ノンバンクのコード決済事業者は，初期費用として，①大規模銀行の場合，数千万円程度，②地方銀行の場合，数百万円程度，③ネット銀行の場合，０円から１千万円程度を支払っている。

利用者は，銀行口座からのチャージを行うに当たり，決済アプリを通じ，自らの銀行口座からノンバンクのコード決済事業者の銀行口座への口座振替（注６）を行う契約を銀行及びノンバンクのコード決済事業者との間でそれぞれ締結（以下「銀行口座との紐づけ」という。）している。

また，ほとんどのノンバンクのコード決済事業者は，利用者から受け付けたチャージ等に係る指示を銀行の基幹システムに伝達するため，リテール決済インフラ（㈱エヌ・ティ・ティ・データ（以下「ＮＴＴデータ」という。）がＣＡＦＩＳと呼ばれるシステムを利用して提供する「即時決済ゲートウェイサービス」及び㈱日本カード

ネットワークがＣＡＲＤＮＥＴと呼ばれるシステムを利用して提供する「リアルタイム口座振替サービス」をいう。）を利用している（第７図参照）。

（注６）支払人以外の第三者からの指図に基づき，口座振替の委託者である顧客の預金口座の資金を他の預金口座に移動することを指す。

第７図　リテール決済インフラを利用したチャージ等に係る取引構造及び費用構造

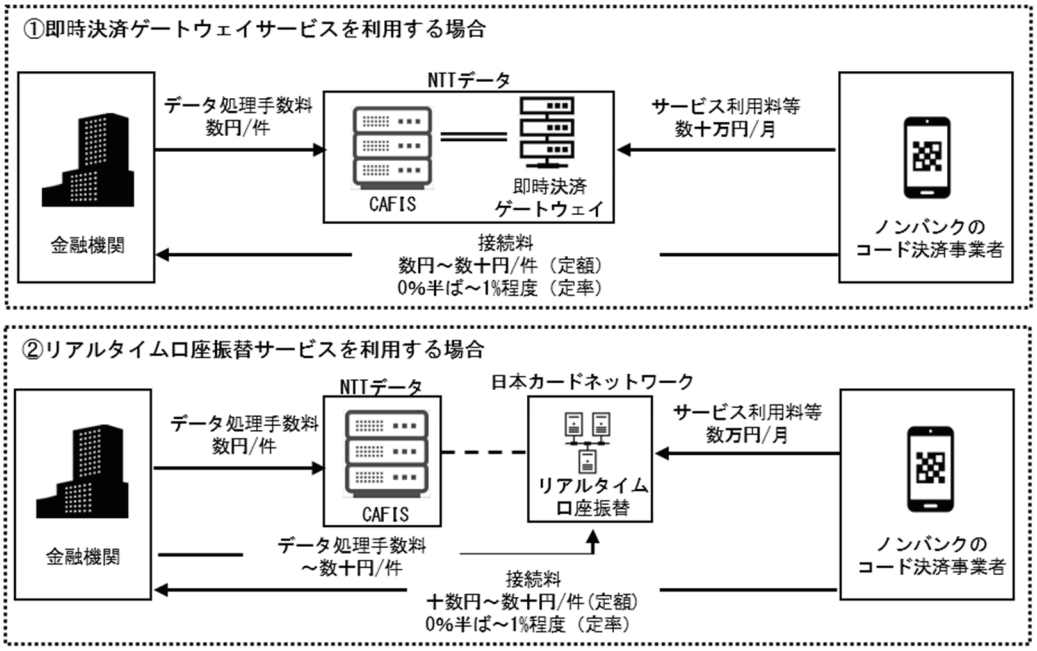

ウ　銀行とノンバンクのコード決済事業者の垂直的・水平的関係

銀行がコード決済を提供する場合，自行に開設された利用者の銀行口座の残高を決済手段としてコード決済を提供することが可能であるが，ノンバンクのコード決済事業者は，自身のアカウントへの賃金の振込が原則認められていないため，チャージ等の方法を利用して，コード決済の決済手段の原資となる収入が振り込まれる利用者の銀行口座へ接続しなければ，コード決済を提供することが困難となる。

このため，コード決済を提供する銀行とノンバンクのコード決済事業者との間には，

① ノンバンクのコード決済事業者は利用者の銀行口座に接続しなければ決済手段を確保できないという垂直的な取引関係（川上・川下関係）

② 対利用者取引，対加盟店取引における水平的な競合関係

がそれぞれ成立していると考えられる（第８図参照）。

第８図　銀行とノンバンクのコード決済事業者の垂直的・水平的関係

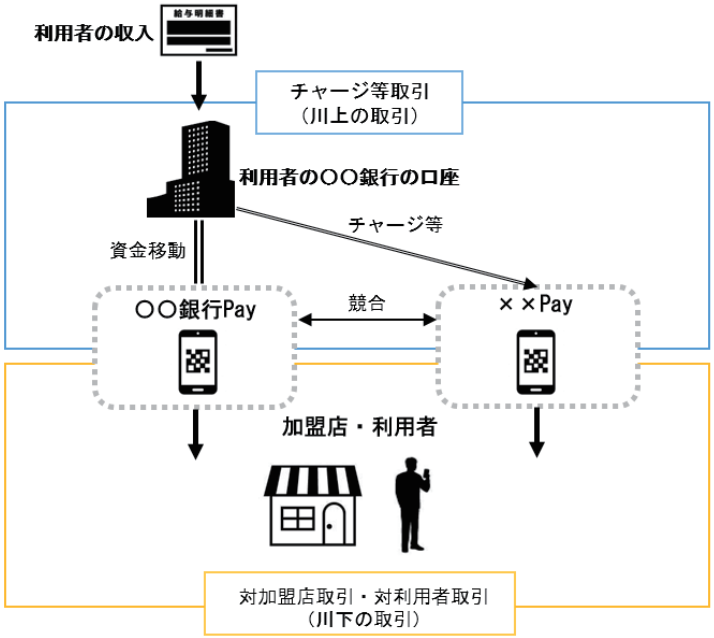

なお，ノンバンクのコード決済事業者は，クレジットカードやＡＴＭを利用した現金によるチャージ等を行うことも可能であるが，コストや利便性の点で銀行口座からのチャージ等に劣ることから，銀行口座からのチャージ等は重要性の高いチャージ等の方法となっている。

このため，第８図のような取引構造の下では自らもコード決済を提供する銀行は，

①　川上の取引において，ノンバンクのコード決済事業者に自らの預金口座への接続を認めないことで，自らの預金口座を有する利用者がノンバンクのコード決済事業者へのチャージ等を行えなくすること

②　チャージ手数料を引き上げ，競争関係にあるノンバンクのコード決済事業者のコストを高めること

により，川下の取引において，自らが提供するコード決済の競争条件を有利にすることや，ノンバンクのコード決済事業者を排除するインセンティブが生じやすいと考えられる。

エ　チャージ等取引における銀行との取引の必要性

ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては，①犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）上の取引時確認の義務の履行の観点から，銀行口座以外のチャージ等の方法に代替が困難であること，②チャージ等のシェアが大きい銀行の存在，③回収困難な初期費用の存在及び④銀行口座からのチャージ等に係る消費者行動の観点から，特定の銀行の口座からのチャージ等の提供を取りやめ，他の銀行口座からのチャージや他のチャージ等の方法に代替することは基本的に困難との見解が示されている。

オ　リテール決済インフラに関わる取引の状況

ノンバンクのコード決済事業者が銀行口座からのチャージ等を提供する際に，必ず経由するリテール決済インフラであるＣＡＦＩＳはチャージ等取引において事実上利用が不可欠となっている。

ＣＡＦＩＳが提供するサービスについては，サービス間で設備を共用することによる範囲の経済性，加入者の多いネットワークほどその利用機会が多くなることからネットワーク自体の価値が高まることによるネットワーク外部性，ネットワークに巨額の初期投資を要することにより取引量が増えるほど平均費用が下がる規模の経済性が存在すると考えられる。

この点，ＣＡＦＩＳサービス全体の処理件数及び即時決済ゲートウェイサービスの取引量は，それぞれ３倍，６倍程度に増加している一方で，平成19年以降ＣＡＦＩＳの利用料金のうちデータ処理量に応じた従量制料金の見直しは行われていなかった。

⑷　加盟店への出金フロー（振込取引）

ア　加盟店への出金取引の概要

コード決済事業者は，加盟店との間であらかじめ取り決めた出金頻度に応じて，コード決済の利用により累積した加盟店のアカウントの売上金を加盟店の銀行口座に振込により出金している。出金に要する振込手数料については，ノンバンクのコード決済事業者自らが負担する場合が多いところ，ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングによれば，銀行から提示される振込手数料の水準を踏まえて振込依頼先の銀行（以下「中継銀行」という。）を決定しているとの見解が示されている。

イ　振込取引の概要

ノンバンクのコード決済事業者が振込を依頼した中継銀行に加盟店が口座を有している場合は，中継銀行がノンバンクのコード決済事業者と加盟店の双方の口座間で資金のやり取りを行うこと（以下「本支店為替」という。）で振込は完結する。

一方，加盟店が中継銀行と異なる銀行の口座を有している場合には，中継銀行と加盟店の銀行の間で資金の移動を行うこと（以下「他行為替」という。また，他行為替において資金を送る銀行を「仕向銀行」，資金を受け取る銀行を「被仕向銀行」という。）が必要となる。他行為替に当たっては，仕向銀行及びノンバンクのコード決済事業者並びに被仕向銀行及び加盟店の間での資金のやり取りに加え，仕向銀行と被仕向銀行の間での資金決済（以下「銀行間決済」という。）が行われる。

他行為替を行う振込においては，（一社）全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」という。）が運営する全国銀行内国為替制度が利用され，同制度を運営するための銀行間ネットワークシステムとして，全銀ネットが運営する全国銀行データ通信システム（以下「全銀システム」という。）が用いられている。

ウ　振込取引の特徴

全国銀行内国為替制度は，加盟金融機関が増加することにより利便性が高まる性質（ネットワーク外部性），巨額の初期投資を要する設備を利用するため取引量が増えるほど取引１件当たりの平均費用が下がる性質（規模の経済性）を有すると考えられる。このため，全銀システムを利用した送金は，網羅性や効率性の面から選択されやすく，自ずと他行為替における独占性が生じやすい（自然独占性）と考えられ，事実，国内のほとんどの他行為替は全国銀行内国為替制度において行われている。

エ　振込取引のコスト構造

銀行間決済において発生する費用としては，振込１件当たりに仕向銀行から被仕向銀行に支払われる銀行間手数料並びに全銀システムの構築・維持のため仕向銀行及び被仕向銀行のそれぞれが支払う全銀システム経費等が存在する（第９図参照）。

第９図　振込１件当たりに生じる経費及び手数料

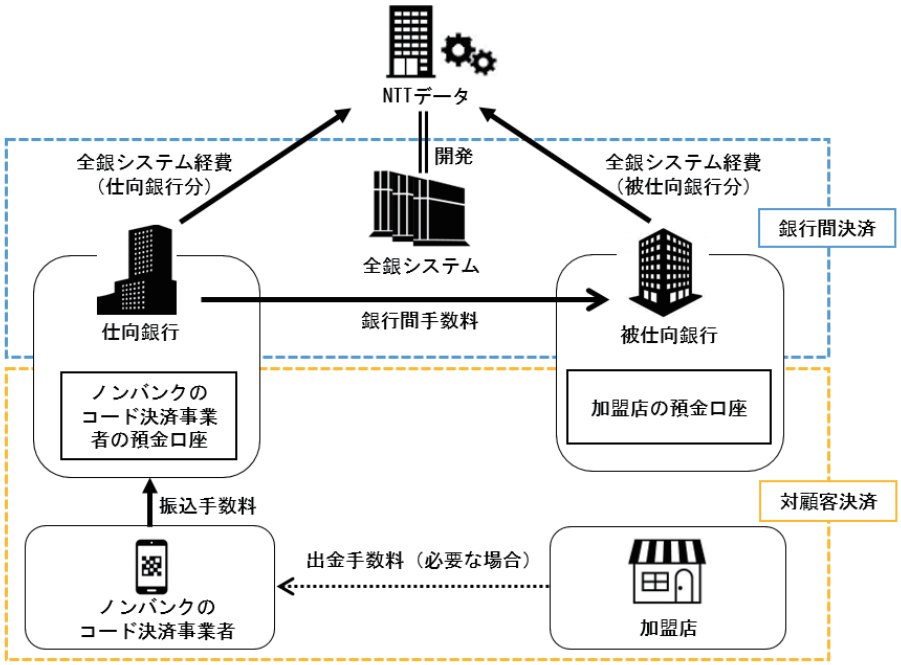

全銀システム経費は，全銀システムの開発及び運営に要する経費を取引件数等の所定の割合に応じて各銀行が負担する費用であり，仕向銀行分と被仕向銀行分を合算して，振込１件当たり平均数円程度が生じていると考えられる。

また，銀行間手数料は，アンケートに回答した全ての銀行において３万円未満の振込の場合117円，３万円以上の振込の場合162円（それぞれ税抜）と設定されていた。

全銀ネット及び銀行からのヒアリングによれば，銀行間手数料の水準は，全銀システムが稼働した昭和48年４月から昭和52年12月までの期間においては，全銀ネットの前身である内国為替運営機構が各加盟銀行に対して通達しており，同月に内国為替運営機構が銀行間手数料に係る通達を廃止した以降，銀行間手数料は銀行間における相対の交渉で決定することとされている。

一方で，銀行からのヒアリングにおいては，銀行間手数料について，過去に内国為替運営機構が通達した水準を参考に設定しているとの見解がみられ，遅くとも昭和54年２月以降，現行以外の水準が用いられていた事実や本調査開始までの期間においていずれかの銀行が水準を変更するための交渉を行った事実は確認できなかった。

オ　振込において被仕向銀行が負担する費用水準

銀行向けのアンケート及びヒアリングにおいては，被仕向銀行は振込において，全銀システム経費（被仕向銀行分）等，基幹システムの利用/償却コスト，被仕向事務コスト，マネーロンダリング対策（ＡＭＬ）に係る費用等を負担しているとの見解がみられた。複数の銀行に対し，振込１件ごとに被仕向銀行が負担する費用水準の積算を求めたところ，その内訳のほとんどは銀行のシステムコストであったほか，最も高くても現行の銀行間手数料の半分以下であるとの回答があった。

これを踏まえ，振込手数料を仮に300円とした場合における他行為替の振込手数料の費用構造のイメージは，第10図のとおり。

第10図　他行為替の振込手数料の費用構造（３万円未満の振込をインターネットバンキング経由で行う場合）

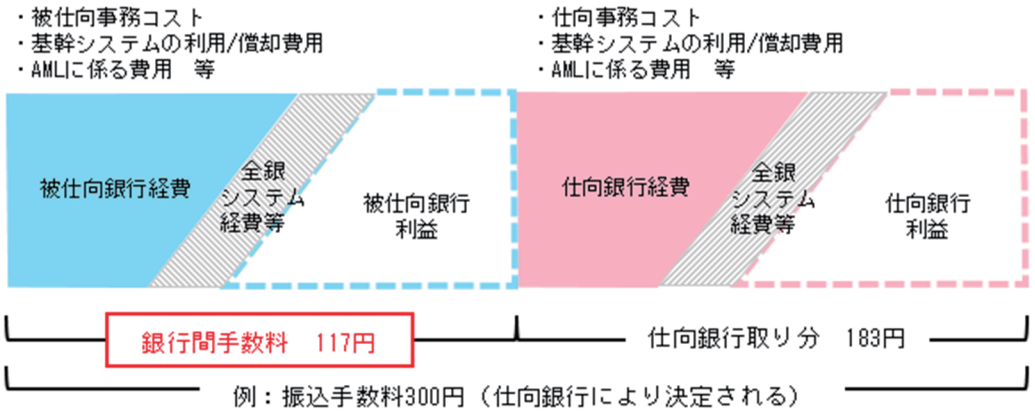

カ　銀行間手数料が事実上固定的であることの影響

銀行間手数料の水準が長年にわたって固定的であることは，他行為替と本支店為替のそれぞれについて，以下のような影響を及ぼしていると考えられる。

⑺　他行為替の振込手数料の水準

銀行からのヒアリングにおいては，銀行間手数料は，振込手数料の原価に相当する額の一つとして考慮しているとの見解が示されており，銀行間手数料の水準が低下すれば，振込手数料の水準も低下する可能性があるとの意見もみられた。

⑴　本支店為替の利用の拒否

ノンバンクのコード決済事業者の口座と加盟店の口座が同一銀行内にある場合には，本支店為替を利用した振込を行うことにより，全銀システムを経由した他行為

替を行うよりも安価な料金で加盟店に出金することが可能となり得る。

一方，一部のノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいて，銀行が他行為替における被仕向銀行となる場合には，銀行間手数料が得られることから，本支店為替の利用出金が認められなかったとの回答があった。

キ　ガバナンス・加盟条件

銀行からのヒアリングにおいては，全国銀行内国為替制度について，個別銀行が制度に係る改善提案を行うことは現実的には難しいとの見解が示されており，共同利用されている設備に対して個々の主体が効率性を改善するためのインセンティブを持ちにくい状態（集合行為問題）が生じていることを示唆していると考えられる。

全銀ネットは，消費者や一般企業のニーズを吸収し，組織運営に活かす場として，全銀ネット有識者会議を設置しているが，有識者からのヒアリングにおいては，必ずしも全銀システムの効率性の改善等に係る十分な議論を尽くせる場として機能していないとの見解が示されている。

さらに，振込取引１件当たりの手数料に影響する全銀システムの調達コストや銀行間手数料等のコストについては，消費者や一般企業等に向けた開示は行われていない。この点，諸外国の資金決済システムでは，取引１件当たりの利用コストの開示や試算が行われている。また，諸外国の振込取引における我が国の銀行間手数料に相当する手数料の有無について，公表資料並びに事業者及び有識者からのヒアリングを基に調査を行ったが，我が国の銀行間手数料に相当する手数料の存在は確認できなかった。

ク　加盟基準

現状，全国銀行内国為替制度への加盟資格は，銀行等の業として内国為替業務を営む預金取扱金融機関に限定されている。

国際的な原則において，資金決済システムについては公正で開かれたアクセスを可能とするよう，客観的かつリスク評価に基づいた参加要件の設定・公表が求められている（注７）。また，英国，インド，香港，シンガポールにおいては，ノンバンクの決済事業者による資金決済システムへのアクセス機会が付与されている。

資金移動業者向けアンケートにおいては，資金移動業者間や資金移動業者と銀行間の送金を行える資金決済システムの利用が可能となった場合，利用を積極的に検討すると回答した事業者が65％以上存在した。

（注７）国際決済銀行・証券監督者国際機構「金融市場インフラのための原則」

⑸　キャッシュレス決済分野に関する競争政策上・独占禁止法上の考え方

本調査においては，コード決済における入金や出金に係る取引において，第11図のとおり，個別の取引の問題，金融インフラの問題及び制度上の問題がそれぞれ確認された。

第11図　コード決済における独占禁止法上及び競争政策上の問題点

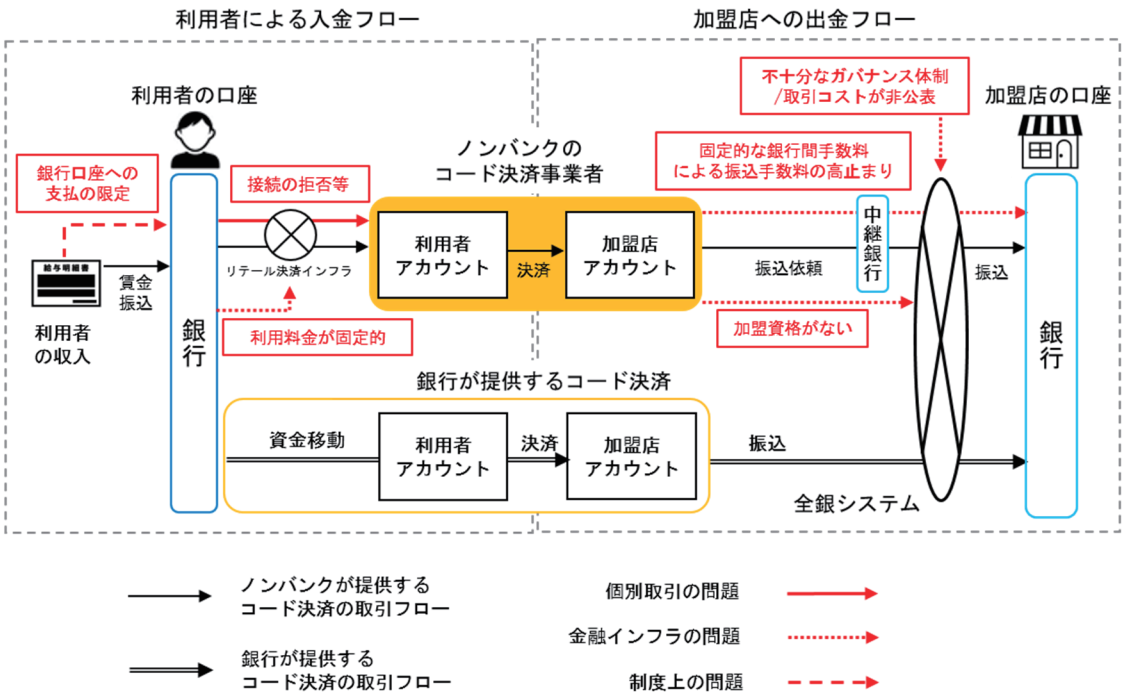

これらの問題に対する競争政策上・独占禁止法上の考え方は以下のとおりである。

ア　銀行とノンバンクのコード決済事業者間の取引の問題

本調査でみられた銀行とノンバンクのコード決済事業者間のチャージ等取引に係る独占禁止法上の考え方は以下のとおり。

(ｱ)　取引の拒否等

ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては，チャージ等取引にあたり，競合関係にあるコード決済の事業部門の担当者が窓口となり，ノンバンクのコード決済事業者にとって到底受け入れられないような取引条件が提示されている事例，ノンバンクのコード決済事業者が提供する決済サービスが，銀行の為替取引と競合するために接続条件を示さない事例，コード決済事業者の収益を明らかに大きく上回る手数料を提示する事例等がみられた。

自らもコード決済を提供し，川上の市場（銀行がコード決済事業者に銀行口座からのチャージ等に係る接続サービスを提供する市場）において有力な銀行が，競争者であるノンバンクのコード決済事業者を市場から排除するなどの目的をもって，当該ノンバンクのコード決済事業者とのチャージ等取引を拒絶する行為や当該ノンバンクのコード決済事業者の銀行口座への接続に係る手数料を事実上拒絶と同視し得る程度まで引き上げる行為は，独占禁止法上問題（単独の直接取引拒絶，取引妨害）となるおそれがある。また，川上の市場において有力な銀行が，自らがコード決済を提供しているか否かにかかわらず，不当にチャージ等取引の条件又は実施について差別的な取扱いをする行為は，独占禁止法上問題（差別対価，差別取扱い）となるおそれがある。

⑷　**値上げの要請**

ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては，銀行が提供するコード決済の加盟店手数料を上回る水準をチャージ等に係る手数料として銀行から求められたといった事例がみられた。

コード決済を提供する銀行が，競合関係にあるノンバンクのコード決済事業者を市場から排除する目的で，ノンバンクのコード決済事業者の銀行口座への接続に係る手数料を，自らのコード決済サービスの提供の対価である加盟店手数料と比べて高い水準に設定したり，ノンバンクのコード決済事業者が経済的合理性のある事業活動によって対抗できないほど近接した価格に設定したりする場合については，独占禁止法上問題（私的独占）となるおそれがある。

なお，銀行はチャージ等取引の条件等をノンバンクのコード決済事業者に提示する際には，当該条件を提示した理由について，ノンバンクのコード決済事業者に対し十分説明することが競争政策上の観点からは望ましい。

⑸　**加盟店の開拓，キャンペーン費用の負担，決済データの提供等の要請**

銀行からのヒアリングにおいては，ノンバンクのコード決済事業者に対する接続の条件として無償で自らのコード決済の加盟店開拓を行わせること，ノンバンクのコード決済事業者にとって直接の利益が生じないキャンペーン費用を負担させること，ノンバンクのコード決済事業者の決済データを無償で提供させることを接続の条件とした事例もみられた。

個々の取引内容によって異なるため一概に判断できないものの，チャージ等取引においては，ノンバンクのコード決済事業者にとって，銀行と取引をする必要性が高く，銀行との取引の継続が困難になることにより，事業経営上大きな支障を来すこととなる可能性があることから，銀行がノンバンクのコード決済事業者に対して取引上優越した地位にある場合があり得る。

このため，取引上の地位がノンバンクのコード決済事業者に優越している銀行が，ノンバンクのコード決済事業者に対して，銀行が提供するコード決済のみに利益となるような加盟店開拓を行わせること，ノンバンクのコード決済事業者にとって直接の利益が生じないキャンペーン費用の負担を求めること，ノンバンクのコード決済事業者の決済データを一方的に提供させることにより，正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には，独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがある。

イ　金融インフラの問題

本調査が対象とした二つの金融インフラ（ＣＡＦＩＳ・全銀システム）については，そのコストがそれぞれ利用者によるチャージ等取引，加盟店への振込取引に転嫁され得る構造がみられるところ，競争政策上の考え方は以下のとおり。

⑺　**ＣＡＦＩＳの利用料金の設定・更新系ＡＰＩの活用**

銀行口座からのチャージ等に際し，事実上利用が不可欠な決済インフラの料金が硬直的であることは，銀行口座からのチャージ等に係る費用を高止まりさせること

にもつながるおそれがあり，ひいては，加盟店手数料率の高さにつながり得るものでもあると考えられる。このため，ＣＡＦＩＳの利用料金については，取引量の増加状況等を踏まえ，利用事業者との交渉を通じて適切に設定されることが競争政策上の観点からは望ましい。

また，ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては，銀行口座からのチャージ等取引において，ＣＡＦＩＳの利用が事実上不可欠となっている要因として，銀行間で更新系ＡＰＩの接続仕様が完全に統一されておらず利用し難いことが挙げられている。

このため，競争政策上の観点からは，各銀行において，更新系ＡＰＩの接続仕様の統一や接続仕様が統一された共通基盤の構築の検討を行うこと等により，更新系ＡＰＩの整備に要するコスト負担等にも配慮しつつ，ノンバンクのコード決済事業者が簡便に更新系ＡＰＩを利用できる環境を整備するための取組を進めることが，銀行システムへの接続を行うリテール決済インフラへの競争圧力を高めることにもつながることから望ましい。

⑷　全銀システムを利用した取引に係る論点

ａ　銀行間手数料に係る取引慣行の見直し

銀行間決済において利用される全国銀行内国為替制度は，自然独占性を有し他行為替を行う際には利用が不可欠である。このため、銀行間手数料の水準が固定的に維持された結果，振込手数料に影響が生じ，出金コストの低廉化の障害となっており，ひいては，加盟店の口座への出金頻度が抑えられる等の加盟店の利便性が損なわれることにつながる面があると考えられる。

したがって，競争政策上の観点からは，各銀行は，銀行間手数料の必要性について検討を行った上，設定水準，設定根拠に関する十分な説明責任を果たすことにより，現状の是正に向けて取り組むべきである。

ｂ　全銀ネットのガバナンスの強化・透明性の確保

銀行間手数料等の銀行間決済における取引コストについては，各銀行にとって問題提起を行うインセンティブに乏しいほか，他行為替を利用するエンドユーザーのニーズを反映するための機会が十分に確保されていない。このため，現状，全国銀行内国為替制度の費用構造上の問題の改善に向けた十分なガバナンス体制が確保されているとは言い難い面がみられる。

また，諸外国においては，振込取引１件当たりの手数料に影響する資金決済システムの利用料等が公表されている事例がある一方，全国銀行内国為替制度においては，当該費用構造が開示されておらず，透明性の確保が図られていない。

このため，競争政策上の観点からは，全銀ネットは，全国銀行内国為替制度について，エンドユーザーのニーズを十分に反映できるガバナンス体制を構築・強化するとともに，その取引の透明性を確保することが望ましい。

ｃ　資金決済システムへの資金移動業者のアクセスの開放に向けた検討

主要なノンバンクのコード決済事業者は，自身ないしその子会社が資金移動業者の登録を行うことで，銀行と同様に為替取引を行っているものの全国銀行内国

為替制度への加盟は認められていない。

このため，競争政策上の観点からは，全銀ネットは，全国銀行内国為替制度への加盟に関して必要とされる事業者要件（法的資格），セキュリティ水準，財務基盤等の条件を整理し，当該条件を満たす場合には，資金移動業者に対してもアクセスを開放することを検討することが望ましい。

ウ　制度上の問題（資金移動業者のアカウントへの賃金の支払がコード決済における競争条件のイコールフッティングに与える影響）

資金移動業者の登録を行っているノンバンクのコード決済事業者が利用者の賃金等の収入を自身のアカウントに直接受け入れることが可能になれば，銀行口座に接続することなく，利用者に対してコード決済を提供することが可能になる。

この点について，消費者向けアンケートにおいては，ノンバンクのコード決済事業者のアカウントに対して賃金の支払が行えるようになった場合，約４割の利用者が，自身が利用するコード決済サービスのアカウントに賃金の一部を振り込むことを検討すると回答しており，一定のニーズがあると考えられる。

現在，政府内において，資金移動業者への賃金支払の解禁に向けた検討が行われているところ，競争政策上の観点からは，資金移動業者のアカウントへの賃金の支払の解禁が行われれば，コード決済を提供する銀行とノンバンクのコード決済事業者間の競争条件のイコールフッティングの確保にも好ましい影響が生じると考えられる。

⑹　今後の取組

本調査においては，コード決済の取引の実態及び問題について実態把握を行った。

今後，銀行とノンバンクのコード決済事業者との取引の間で，独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には，厳正・的確に対処していく。

また，競争環境の整備の観点からは，コード決済等のキャッシュレス決済を取り巻く市場環境について生じている問題に関して，制度やシステムに関する構造的問題点を指摘した。今後これらの論点に関しては，適切な検討が行われ，競争政策上の課題が解消されるべきである。

第４　独占禁止法適用除外の見直し等

1　独占禁止法適用除外の概要

独占禁止法は，市場における公正かつ自由な競争を促進することにより，一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とし，これを達成するために，私的独占，不当な取引制限，不公正な取引方法等を禁止している。他方，他の政策目的を達成する観点から，特定の分野における一定の行為に独占禁止法の禁止規定の適用を除外するという適用除外が設けられている。

適用除外は，その根拠規定が独占禁止法自体に定められているものと独占禁止法以外の個別の法律に定められているものとに分けることができる。

⑴　独占禁止法に基づく適用除外

独占禁止法は，知的財産権の行使行為（同法第21条），一定の組合の行為（同法第22条）及び再販売価格維持契約（同法第23条）をそれぞれ同法の規定の適用除外としている。

⑵　個別法に基づく適用除外

独占禁止法以外の個別の法律において，特定の事業者又は事業者団体の行為について独占禁止法の適用除外を定めているものとしては，令和元年度末現在，保険業法等16の法律がある。

2　適用除外の見直し等

⑴　これまでの見直し等

適用除外の多くは，昭和20年代から昭和30年代にかけて，産業の育成・強化，国際競争力強化のための企業経営の安定，合理化等を達成するため，各産業分野において創設されてきたが，個々の事業者において効率化への努力が十分に行われず，事業活動における創意工夫の発揮が阻害されるおそれがあるなどの問題があることから，その見直しが行われてきた。

平成９年７月20日，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成９年法律第96号）が施行され，個別法に基づく適用除外のうち20法律35制度について廃止等の措置が採られた。次いで，平成11年７月23日，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成11年法律第80号）が施行され，不況カルテル制度及び合理化カルテル制度の廃止，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の廃止等の措置が採られた。さらに，平成12年６月19日，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第76号）が施行され，自然独占に固有の行為に関する適用除外の規定が削除された。

平成25年度においては，平成25年10月１日，消費税転嫁対策特別措置法が施行され，消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が設けられた。また，平成26年１月27日，特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）が施行され，認可特定地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の供給輸送力の削減等に関する適用除外の規定が設けられた。

これらの措置により，平成７年度末において30法律89制度存在した適用除外は，令和元年度末現在，17法律24制度となっている。

⑵　規制・制度改革における適用除外制度の見直し

「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年７月22日閣議決定）において，「国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し」の項目が盛り込まれ，「国土交通省は，諸外国の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析・検証し，

我が国の同制度の在り方について，公正取引委員会と協議しつつ，引き続き検討を行う。＜平成24年度検討＞」とされており，平成26年度末に国土交通省に対し，当委員会と協議しつつ，引き続き検討を行うよう要請し，また，平成28年８月以降，国土交通省との間で協議に向けた検討を進めるための論点整理等を行ってきた。

前記の検討の参考とするため，平成30年１月以降，公正取引委員会は，提携深化協定（注）による競争への影響を確認することを目的として，国際航空のユーザーである旅行会社等へのヒアリングを実施するなどし，その結果を踏まえ，令和元年６月，独占禁止法適用除外制度による競争への弊害の懸念について，国土交通省に伝達した。

公正取引委員会は，今後も，提携深化協定についてフォローアップを行うことにより，競争への影響について確認するとともに，その結果を踏まえ，必要に応じ，国際航空に係る独占禁止法適用除外制度の見直しについて，国土交通省と協議を行っていく。

（注）協定に参加する航空会社間において，収入プール，共同運賃の設定，運航スケジュールの調整等の包括的な協力を実施することを目的とした協定であり，航空法（昭和27年法律第231号）に基づき，国土交通大臣の認可を受けることにより，独占禁止法の適用除外とされる。

３　適用除外カルテル

⑴　概要

独占禁止法は，公正かつ自由な競争を妨げるものとして，価格，数量，販路等のカルテルを禁止しているが，その一方で，他の政策目的を達成するなどの観点から，個々の適用除外ごとに設けられた一定の要件・手続の下で，特定のカルテルが例外的に許容される場合がある。このような適用除外カルテルが認められるのは，当該事業の特殊性のため（保険業法〔平成７年法律第105号〕に基づく保険カルテル），地域住民の生活に必要な旅客輸送（いわゆる生活路線）を確保するため（道路運送法〔昭和26年法律第183号〕等に基づく運輸カルテル）など，様々な理由による。

個別法に基づく適用除外カルテルについては，一般に，公正取引委員会の同意を得，又は当委員会へ協議若しくは通知を行って，主務大臣が認可を行うこととなっている。

また，適用除外カルテルの認可に当たっては，一般に，当該適用除外カルテルの目的を達成するために必要であること等の積極的要件のほか，当該カルテルが弊害をもたらしたりすることのないよう，カルテルの目的を達成するために必要な限度を超えないこと，不当に差別的でないこと等の消極的要件を充足することがそれぞれの法律により必要とされている。

さらに，このような適用除外カルテルについては，不公正な取引方法に該当する行為が用いられた場合等には独占禁止法の適用除外とはならないとする，いわゆるただし書規定が設けられている。

公正取引委員会が認可し，又は当委員会の同意を得，若しくは当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数は，昭和40年度末の1,079件（中小企業団体の組織に関する法律〔昭和32年法律第185号〕に基づくカルテルのように，同一業種について都道府県等の地区別に結成されている組合ごとにカルテルが締結されている場合等に，同一業種についてのカルテルを１件として算定すると，件数は415件）をピークに減少傾向にあり，また，適用除外制度そのものが大幅に縮減された

こともあり，令和元年度末現在，51件となっている（内訳は附属資料３－２表を参照）。

⑵　個別法に基づく適用除外カルテルの動向

令和元年度において，個別法に基づき主務大臣が公正取引委員会の同意を得，又は当委員会へ協議若しくは通知を行うこととされている適用除外カルテルの処理状況及びこのうち現在実施されている個別法に基づく適用除外カルテルの動向は，第４表のとおりである。

第４表　令和元年度における適用除外カルテルの処理状況

法律名	カルテルの内容		根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結　果
保険業法	損害保険会社の共同行為	航空保険	第101条第1項第1号，第102条	第101条	同意（第105条第1項）	0	所要の検討を行った結果，同意した。
		原子力保険				0	
		自動車損害賠償責任保険				2（変更2）	
		地震保険				2（変更2）	
		船舶保険	第101条第1項第2号，第102条			0	
		外航貨物保険				0	
		自動車保険（対人賠償保険部分）				1（廃止1）	－
		自動車保険（対人賠償，自損事故及び無保険車傷害保険部分）				1（変更1）	所要の検討を行った結果，同意した。
		住宅瑕疵担保責任保険				1（継続1）	
損害保険料率算出団体に関する法律	基準料率の算出	自動車損害賠償責任保険	第7条の2第1項第2号，第9条の3	第7条の3	通知（第9条の3第3項）	1（変更1）	－
		地震保険				1（変更1）	
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	施設，容器その他の販売方法の規制		第42条第5号，第43条	第93条	協議（第94条第1項）	0	－
著作権法	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め		第95条，第95条の3，第97条，第97条の3	第95条	通知（施行令第49条の2第2項）	10	－
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	料金，価格，営業方法の制限		第8条，第9条	第10条	協議（第13条第1項）	0	－

法律名	カルテルの内容	根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結　果
輸出入取引法	輸出取引における価格，数量，品質，意匠その他の協定等	第5条，第11条第2項，	第33条	通知（第34条第1項）	0	－
道路運送法	生活路線確保のための共同経営，旅客の利便向上に資する運行時刻の設定のための共同経営	第18条，第19条	第18条	協議（第19条の3第1項）	0	－
航空法	＜国内＞生活路線確保のための共同経営	第110条第1号，第111条	第110条	協議（第111条の3第1項）	0	－
	＜国際＞公衆の利便を増進するための連絡運輸，運賃その他の運輸に関する協定	第110条第2号，第111条	第110条	通知（第111条の3第2項）	1（締結1）	－
海上運送法	＜内航＞生活航路確保のための共同経営，利用者利便を増進する適切な運航時刻等を設定するための共同経営	第28条第1～3号，第29条	第28条	協議（第29条の3第1項）	0	－
	＜外航＞運賃，料金その他の運送条件等を内容とする協定等	第28条第4号，第29条の2	第28条	通知（第29条の4第1項）	109（締結15）（変更94）	－
内航海運組合法	運賃，料金，運送条件，配船船腹，保有船腹等の調整等	第8条第1項第1～6号，第10条，第12条	第18条	協議（第65条第1項）	0	－
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	供給輸送力の削減等	第8条の2	第8条の4	通知（第8条の6第1項）	2（計画の作成1）（変更1）	－

ア　保険業法に基づくカルテル

保険業法に基づき損害保険会社は

①　航空保険事業，原子力保険事業，自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険事業若しくは地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）に基づく地震保険事業についての共同行為

又は

②　①以外の保険で共同再保険を必要とするものについての一定の共同行為

を行う場合又はその内容を変更しようとする場合には，金融庁長官の認可を受けなけ

ればならない。金融庁長官は，認可をする際には，公正取引委員会の同意を得ることとされている。

また，損害保険会社は，①及び②の保険について，共同行為を廃止した場合には，金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は，届出を受理したときは，公正取引委員会に通知することとされている。

令和元年度において，金融庁長官から同意を求められたものは６件，共同行為の廃止の通知を受けたものは１件であった。また，令和元年度末における同法に基づくカルテルは９件である。

イ　損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

損害保険料率算出団体は，自動車損害賠償責任保険及び地震保険について基準料率を算出した場合又は変更しようとする場合には，金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は，届出を受理したときは，公正取引委員会に通知することとされている。

令和元年度において，金融庁長官から通知を受けたものは２件であった。また，令和元年度末における同法に基づくカルテルは２件である。

ウ　著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

著作隣接権者（実演家又はレコード製作者）が有する商業用レコードの二次使用料等の請求権については，毎年，その請求額を文化庁長官が指定する団体（指定団体）と放送事業者等又はその団体間において協議して定めることとされており，指定団体は当該協議において定められた額を文化庁長官に届け出なければならない。文化庁長官は，届出を受理したときは，公正取引委員会に通知することとされている。

令和元年度において，文化庁長官から通知を受けたものは10件であった。

エ　道路運送法に基づくカルテル

輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため，又は旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため，一般乗合旅客自動車運送事業者は，他の一般乗合旅客自動車運送事業者と，共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をする際には，公正取引委員会に協議することとされている。

令和元年度において，国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また，令和元年度末における同法に基づくカルテルは３件である。

オ　航空法に基づくカルテル

⑺　国内航空カルテル

航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため，本邦航空運送事業者は，

他の航空運送事業者と，共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をする際には，公正取引委員会に協議することとされている。

令和元年度において，国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また，令和元年度末における同法に基づくカルテルはない。

⑷　国際航空カルテル

本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため，本邦航空運送事業者は，他の航空運送事業者と，連絡運輸に関する契約，運賃協定その他の運輸に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をしたときは，公正取引委員会に通知することとされている。

令和元年度において，国土交通大臣から通知を受けたものは１件であった。

カ　海上運送法に基づくカルテル

⑺　内航海運カルテル

本邦の各港間の航路において，地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため，旅客の利便を増進する適切な運航日程・運航時刻を設定するため，又は貨物の運送の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため，定期航路事業者は，他の定期航路事業者と，共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をする際には，公正取引委員会に協議することとされている。

令和元年度において，国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また，令和元年度末における同法に基づくカルテルは５件である。

⑴　外航海運カルテル

本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において，船舶運航事業者は，他の船舶運航事業者と，運賃及び料金その他の運送条件，航路，配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては，あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。国土交通大臣は，届出を受理したときは，公正取引委員会に通知することとされている。

令和元年度において，国土交通大臣から通知を受けたものは109件であった。

キ　内航海運組合法に基づくカルテル

内航海運組合法（昭和32年法律第162号）に基づき内航海運組合が調整事業を行う場合には，調整規程又は団体協約を設定し，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をする際には，公正取引委員会に協議することとされている。

令和元年度において，国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また，令和元年度末における同法に基づくカルテルは１件である。

ク　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰であると認められる特定地域において，一般乗用旅客自動車運送事業者等により組織された協議会は，当該地域において削減すべき供給輸送力やその削減方法等を定める特定地域計画を作成し，当該計画に合意した一般乗用旅客自動車運送事業者はこれに従い，供給輸送力の削減を行わなければならない。この計画の作成・変更に当たっては，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をしたときは，公正取引委員会に通知することとされている。

令和元年度において，国土交通大臣から通知を受けたものは２件であった。また，令和元年度末における同法に基づくカルテルは21件である。

4　協同組合の届出状況

独占禁止法第22条は，「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」（同条第１号）等同条各号に掲げる要件を備え，かつ，法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為について，不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除き，同法を適用しない旨を定めている（一定の組合の行為に対する独占禁止法適用除外制度）。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「中協法」という。）に基づいて設立された事業協同組合及び信用協同組合（以下「協同組合」という。）は，その組合員たる事業者が，①資本金の額又は出資の総額が３億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5000万円，卸売業を主たる事業とする事業者については１億円）を超えない法人たる事業者又は②常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人，卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者に該当するものである場合，独占禁止法の適用に際しては，同法第22条第１号の要件を備える組合とみなされる（中協法第７条第１項）。

一方，協同組合が前記①又は②以外の事業者を組合員に含む場合には，公正取引委員会は，その協同組合が独占禁止法第22条第１号の要件を備えているかどうかを判断する権限を有しており（中協法第７条第２項），これらの協同組合に対し，当該組合員が加入している旨を当委員会に届け出る義務を課している（中協法第７条第３項）。

この中協法第７条第３項の規定に基づく届出件数は，令和元年度において，304件であった（第５表及び附属資料３－10表参照）。

第５表　協同組合届出件数の推移

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
協同組合届出件数	142	141	184	187	227	235	273	240	294	304

5　著作物再販適用除外の取扱いについて

商品の供給者がその商品の取引先である事業者に対して再販売する価格を指示し，これを遵守させることは，原則として，独占禁止法第２条第９項第４号（再販売価格の拘束）に該当し，同法第19条に違反するものであるが，同法第23条第４項の規定に基づき，著作物６品目（書籍・雑誌，新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用ＣＤをいう。以下同じ。）については，例外的に同法の適用が除外されている。

公正取引委員会は，著作物６品目の再販適用除外の取扱いについて，国民各層から意見を求めるなどして検討を進め，平成13年３月，当面同再販適用除外を存置することが相当であると考えるとの結論を得るに至った（第６表参照）。

公正取引委員会は，著作物６品目の再販適用除外が消費者利益を不当に害することがないよう，著作物６品目の流通・取引慣行の実態を調査し，関係業界における弊害是正の取組の進捗を検証するとともに，関係業界における運用の弾力化の取組等，著作物６品目の流通についての意見交換を行うため，当委員会，関係事業者，消費者，学識経験者等を構成員とする著作物再販協議会を設け，平成13年12月から平成20年６月までの間に８回の会合を開催した。平成22年度からは，著作物再販協議会に代わって，関係業界に対する著作物再販ヒアリングを実施し，関係業界における運用の弾力化の取組等の実態を把握するとともにその取組を促している。

第６表　著作物再販制度の取扱いについて（概要）（平成13年３月23日）

⑴　著作物再販制度は，独占禁止法上原則禁止されている再販売価格維持行為に対する適用除外制度であり，競争政策の観点からは同制度を廃止し，著作物の流通において競争が促進されるべきであると考える。

しかしながら，国民各層から寄せられた意見をみると，著作物再販制度を廃止すべきとする意見がある反面，文化・公共面での影響が生じるおそれがあるとし，同制度の廃止に反対する意見も多く，なお同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にある。

したがって，現段階において独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず，当面同制度を存置することが相当であると考える。

⑵　著作物再販制度の下においても，可能な限り運用の弾力化等の取組が進められることによって消費者利益の向上が図られるよう，関係業界に対し，非再販商品の発行・流通の拡大，各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し，その実施を要請する。また，これらの方策が実効を挙げているか否かを検証し，より効果的な方途を検討するなど，著作物の流通について意見交換をする場として，公正取引委員会，関係事業者，消費者，学識経験者等を構成員とする協議会を設けることとする。公正取引委員会としては，今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに，当面存置される同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されることがないよう著作物の取引実態の調査・検証に努めることとする。

⑶　また，著作物再販制度の対象となる著作物の範囲については，従来公正取引委員会が解釈・運用してきた６品目（書籍・雑誌，新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用ＣＤ）に限ることとする。

第５　競争評価に関する取組

1　競争評価の本格的実施

平成19年10月以後，各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする場合，原則として，規制の事前評価の実施が義務付けられ，規制の事前評価において，競争状況への影響の把握・分析（以下「競争評価」という。）についても行うこととされ，平成22年４月から試行的に実施されてきた。

平成29年７月28日，「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され，競争評価については，公正取引委員会が定める手法により把握すること，また，競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には，その旨を規制の事前評価書へ記載することが必要であるなどとされたことを受け，当委員会は，競争評価の手法として，同月31日

に「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」及び競争評価の具体的な手法である「競争評価チェックリスト」を作成し，公表した。また，これらを補完するものとして「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」を同年９月26日に公表し，その後令和元年６月27日に，各府省における競争評価の実施状況を踏まえ，説明を追加する等の改訂を行った。改正された「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」等が平成29年10月１日に施行されたことに伴い，競争評価も同日から本格的に実施された。規制の事前評価における競争評価において，各府省は，競争評価チェックリストを作成し，規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し，総務省は，受領した競争評価チェックリストを当委員会へ送付することとされている。

公正取引委員会は，令和元年度においては，総務省から競争評価チェックリストを141件受領し，その内容を精査した。また，各府省における競争評価のより適切な実施の促進を目的として，競争評価の手法の改善等を検討するため，経済学や規制の政策評価の知見を有する有識者による競争評価検討会議を令和元年度において３回開催した。

２　競争評価の普及・定着に係る公正取引委員会の取組

公正取引委員会は，競争評価チェックリストに記入するに当たっての考え方や検討方法について，随時，相談を受け付けている。また，総務省主催の「政策評価に関する統一研修」に講師の派遣を行い，競争評価に関する説明を行った。

第６　入札談合の防止への取組

公正取引委員会は，以前から積極的に入札談合の摘発に努めているほか，平成６年７月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し，入札に係るどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げながら明らかにすることによって，入札談合の防止の徹底を図っている。

また，入札談合の防止を徹底するためには，発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から，独占禁止法違反の可能性のある行為に関し，発注官庁等から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう，各発注官庁等において，公共入札に関する当委員会との連絡担当官として会計課長等が指名されている。

公正取引委員会は，連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため，平成５年度以降，「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催している。令和元年度においては，国の本省庁との連絡担当官会議を令和元年11月18日に開催するとともに，国の地方支分部局等との連絡担当官会議を全国９か所で開催した。

また，公正取引委員会は，地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに，国，地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。令和元年度においては，研修会を全国で32回開催するとともに，国，地方公共団体及び特定法人（注）に対して304件の講師の派遣を行った。

（注）国又は地方公共団体が資本金の２分の１以上を出資している法人及び特別の法律により設立された法人のうち，国又は地方公共団体が法律により，常時，発行済株式の総数又は総株主の議決権の３分の１以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令で定めるもの等を除く。）をいう。

第７　独占的状態調査

独占禁止法第８条の４は，独占的状態に対する措置について定めている。公正取引委員会は，同条の規定の適切な運用を図るため，「独占的状態の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」（昭和52年公正取引委員会事務局）において，独占禁止法第２条第７項に規定する独占的状態に係る要件のうち市場構造要件（国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件）の考え方を明らかにしている。

市場構造要件に係る事業活動及び経済実態については，これまで国内向け供給価額及び供給量に関する独自調査を実施してきたが，統計調査に係る報告者負担の軽減と業務の見直し・効率化を図るとの政府方針（統計改革推進会議最終取りまとめ〔平成29年５月19日統計改革推進会議決定〕）も踏まえ，当該独自調査を実施しないこととした（平成30年11月13日公表）ところ，令和元年度においては，政府統計情報等を活用しつつ，市場構造要件に係る事業活動及び経済実態に関する調査を実施した。

第６章　競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備

1　はじめに

いわゆる経済の高度化，ボーダーレス化等が進展する中で，公正取引委員会における競争政策上の制度設計や法執行に関し，経済学的，あるいは法学的な分析の成果を取り入れる必要性がますます高まっている。

このような中，公正取引委員会は，平成 15 年６月，事務総局内に「競争政策研究センター」を発足させた。同センターでは，中長期的観点から，独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するため，独占禁止法や経済学等の専門家等の参画を得て，研究活動を行うほか各種セミナー等を開催している。

2　検討会の開催

公正取引委員会は，競争政策研究センター内において，競争政策上の課題について議論を行うため，検討会委員として有識者等の参画を得て，検討会を開催している。令和元年度においては，平成 30 年度から引き続き「業務提携に関する検討会」を開催し（検討会委員等は第１表参照），業務提携に関する既存の考え方や現行の運用実務について整理し，また，現下の社会経済環境の変化を踏まえた新しい課題を含め，新たな関連諸課題等に係る有識者の知見に基づき，業務提携に関する独占禁止法上の考え方に関して分析・研究を行うこととした。同検討会では，平成 30 年 12 月以降，９回にわたって検討が行われ，報告書が取りまとめられた（令和元年７月 10 日公表。詳細は後記 3 参照）。

第１表　検討会委員等（平成30年度から継続）

［検討会委員］

	池田　毅	池田・染谷法律事務所　弁護士
	石垣　浩晶	ＮＥＲＡエコノミックコンサルティング マネジングディレクター／東京事務所代表
	齊藤　高広	南山大学法学部教授（競争政策研究センター主任研究官）
	多田　敏明	日比谷総合法律事務所　弁護士
【座長】	根岸　哲	神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授
	宮井　雅明	立命館大学法学部教授（競争政策研究センター主任研究官）
	山田　英司	㈱日本総合研究所 理事

［オブザーバー］

競争政策研究センター所長及び主任研究官

［事務局］

公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室

（注）検討会委員の役職は令和元年６月 14 日時点のものである。

３　「業務提携に関する検討会」報告書

⑴　はじめに

ア　業務提携の現況

我が国は，近年，デジタルエコノミーやＩｏＴ（Internet of Things：モノのインターネット）化の進展，急速な高齢化や人口減少・労働力減少，市場縮小といった大きな社会経済環境の変化に直面している。こうした環境の変化に対応するため，各事業者は，事業効率化やイノベーション達成といった様々な課題に取り組んでいる。その際，迅速な事業遂行やコスト削減といった利点から，事業戦略上の手法の一つとして，他の事業者との関係を強化し共同で業務を遂行する「業務提携」が広く活用されている。

従来，同一業務の共同実施によるコスト削減や時間短縮，不足する業務や技術等の相互補完，経営資源の集中に向けた業務の外部委託といった事業効率化等を追求し，同業者間や取引関係にある事業者間を中心に業務提携が行われてきたところ，社会経済環境の変化を受けて，そうした取組が一層推進されている。また，近年は，成熟した社会経済において都市や交通等が抱える様々な社会課題の解決や，新たな経済活動の創出といったこれまでにない価値等を追求するなどの目的から，業種や業界の垣根を越えた業務提携も多く行われるようになっている。このように，業務提携は，事業者がより効率性の高い事業活動を行うに当たり，重要な役割を担うようになっている。

イ　本検討の目的

事業者が，新商品等の開発やコスト削減等を目的に，他の事業者との関係を強化する手段は，合併，部分的資本提携（共同出資会社の設立等），契約のみに基づくものなど様々なものがある。

このうち企業結合に関しては，競争への影響評価に係る体系的な考え方として，「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成 16 年５月 31 日公正取引委員会。以下「企業結合ガイドライン」という。）が公正取引委員会から示されている。一方，企業結合には当たらない業務提携に関しては，独占禁止法第３条等の行為規制の対象となる。公正取引委員会は，業務提携に関する独占禁止法上の考え方として，平成 14 年に業務提携に関する実態調査（注１）を通じて基本的な整理を行っているが，その後，独占禁止法の運用実務における理論的進展や事例の蓄積等がみられる。また，各種ガイドラインや相談事例集（注２）における個別事例の評価の中でも考え方を明らかにしているが，それらの考え方は各種業務提携の局面や論点ごとに散在している状況にある。

そもそも業務提携は，事業活動の効率化等を目的に行われるものであって，多くの場合は競争促進的な効果が期待されるものと考えられる。一方で，独立した複数の事業者が共同で業務を行うこと等に鑑みると，その態様によっては，競争制限的な効果を持つ場合もあるという性格を有するものである。業務提携による事業効率化やイノベーションが十全に実現されるためには，業務提携が多くの場合に競争促進的な効果が期待

されるものであって，独占禁止法もそのような事業上の創意の発揮を妨げるものではないことを確認するとともに，独占禁止法上の問題が生じ得る場合の考え方を明らかにしておくことが非常に重要である。

このような観点から，本検討会は，業務提携に関する独占禁止法上の考え方について，既存の考え方や近年の運用実務を反映しつつ，体系的な考え方や個別類型に応じた具体的な考え方を整理するとともに，新たな関連諸課題等に関する検討を行ったものである（注３）。これにより，業務提携を活用しようとする事業者の利便性や予見可能性の向上に資するとともに，もって，独占禁止法違反行為の未然防止につながるものと考えられる。

（注１）業務提携と企業間競争に関する実態調査報告書（平成 14 年２月公正取引委員会）

（注２）公正取引委員会は，独占禁止法違反行為の未然防止等の観点から，事業者等が実施しようとする具体的な行為に関し個別相談に対応しているところ，事業者等の同法に関する理解を一層深めるため，相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談の概要を取りまとめ相談事例集として毎年公表している（https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/index.html）。

（注３）これまで業務提携に関する体系的な考え方が必ずしも明確でなかったことを踏まえ，本検討会では，独占禁止法に基づき業務提携が競争に与える影響を評価する際の基本的な評価枠組みや，その際に検討される種々の判断要素がどのようなメカニズム・過程により競争への影響を生じさせることとなるかについて明らかにすることを主たる議論の対象とした。

⑵　業務提携と企業結合の異同に係る検討（事業活動の一体化の観点から）

ア　業務提携と企業結合の類似性

業務提携は，必要な範囲の業務に限定して行われることが多く，また，契約の満了や解除などにより比較的容易に解消され得るため，提携当事者間での事業活動の一体化の程度は一般に企業結合（事業者〔又はその事業活動上の意思決定〕が完全に一体となる合併や全株式取得のようなものをいう。）ほどではないと考えられる。しかし，業務提携においても，一定程度，事業者同士の意思決定及びそれに伴う行動が一体化するため，水平的な業務提携であれば，提携当事者間の競争が失われる可能性がある。このため，一体化して行動することによる市場への影響については，企業結合ガイドラインに示された考え方によって評価することが可能であり，市場における（提携当事者以外の者との）協調的な行動の可能性が高まることについても，同ガイドラインに示された考え方によって評価することが可能であると考えられる。

また，垂直的な業務提携であれば，同様に，市場の閉鎖性・排他性については，企業結合ガイドラインに示された考え方によって評価することが可能であり，提携当事者以外の者との協調的な行動の可能性についても，同ガイドラインに示された考え方によって評価することが可能であると考えられる。

イ　企業結合とは異なる業務提携特有の性質

業務提携特有の問題として，①企業結合のように会社の結合ではなく，一定の具体的な行為を行うものであること（独占禁止法では，企業結合規制について規定する第四章

ではなく，私的独占や不当な取引制限を禁じる第３条等の行為規制の対象であること），②完全に一体化するわけではないため，提携当事者間に引き続き独立して行動する余地（例えば，水平的な生産提携であれば，販売活動での競争関係）が残されていること，という点が挙げられる。

⑶　業務提携に係る個別論点の検討

後記⑷において業務提携に関する独占禁止法上の影響評価枠組みを体系的に整理するに当たり，まず，競争に与える影響について検討する際の重要な判断要素に係る論点等を整理する。

ア　業務提携に伴う情報交換・共有について

情報交換・共有を通じて市場の透明性が高まり，提携当事者が相互の行動を予測しやすくなると，まず，提携当事者間で協調的な行動を採ることができる条件（互いにどのような取引条件〔価格設定等〕であれば協調的な行動を採ることができるか等）について共通認識を持つようになる可能性がある。また，提携当事者が互いに協調的な行動からの逸脱があったかどうかを監視することができるようになり，逸脱行動があった場合に，それに対する報復を適時に行うことが容易になる。このような状況下において，提携当事者が長期的視点で利益を確保していこうとするときは，通常，単独で自己の利益の最大化を図るよりも，互いに協調して行動することにより共同の利益を最大化し，その利益を分け合った方が得られる利益が大きくなるため，協調的な行動が助長されやすくなるとされている。

業務提携を行う際には，提携当事者間で一定の情報交換・共有が行われるのが通常であるところ，これにより，円滑な業務提携が行われ，競争促進的な効果を得られることが見込まれる一方で，協調的な行動のリスクが高まるという側面も同時に存在する。そのため，事業者においては，業務提携を行うに際し交換・共有される情報が当該業務提携の実施に必要な範囲のものとなっているか（生産提携において販売価格の情報まで共有することになっていないか等）を検討するとともに，競争上重要な意味を持つ情報を交換・共有する必要がある場合には，情報遮断措置を含めた情報の取扱方法も検討する必要がある。

イ　コスト構造の共通化について

生産や購入，物流等の業務において提携を行う場合，提携により規模の経済が働くなどして，効率化が図られることが期待される。その反面，これらの業務提携により，製品の製造コストの構造が各提携当事者間で一定程度共通化されることとなる。

提携当事者間でコスト構造が共通化されると，提携当事者間で相互にコスト情報が共有されることとなり，これにより，通常，提携当事者間において協調的な行動が助長されやすくなるという問題がある。

また，コスト構造の共通化は，提携当事者間でのコストの一定部分の同一化を意味するところ，提携当事者双方のコスト削減を図るという重要な競争手段に係る意思決定について，これらが一体化することにもなる。

他方，コスト共通化割合は，前記のように，協調的な行動を助長しやすくする要素及び重要な競争手段に係る意思決定を一体化し得る要素の一つであるといえるが，その高低のみから当該業務提携の独占禁止法上の問題の有無を判断することは適当でなく，他の要素（市場の状況，情報交換の頻度等の情報交換・共有の態様等）と併せて，総合的に考慮されることになる。

ウ　イノベーションに与える影響について

イノベーションを起こす際に，迅速な事業遂行やコスト低減，リスク分散といった観点から，事業戦略上の手法の一つとして業務提携が活用されており，業務提携に関する独占禁止法上の考え方を整理する際には，業務提携がイノベーションに与える影響を検討することも重要であると考えられる。この点，共同研究開発は，一般的には，提携を通じて研究開発活動を活発で効率的なものとし，技術革新を促進するものと考えられるが，個別の状況によっては，提携当事者又は他の事業者のイノベーションを阻害する場合もあり得る。すなわち，一般に，研究開発に係る業務提携はイノベーションや効率性の達成に資すると考えられ，多くの場合，独占禁止法上問題を生じることとはならないと考えられる。他方で，例えば，提携当事者間で，共同研究開発のテーマ以外のテーマの研究開発を合理的理由なく制限したり，共同研究開発の成果（技術）を利用した別途の研究開発を制限したりする場合には，研究開発活動を不当に拘束し，イノベーションに悪影響を与えることとなる。

独占禁止法では，公正かつ自由な競争の促進により，「事業者の創意を発揮させ」ることに価値を認めており，事業活動において重要な要素である研究開発活動や，それによって促進されるイノベーションが阻害される場合には，独占禁止法上問題となり得る。また，海外では，近年，企業結合がイノベーションを阻害することとなるかどうかに着目し，そのような懸念がある場合には，当事会社に対し一定の適切な措置（問題解消措置）を採らせる事例が複数みられるようになってきている。

この点，一定の取引分野における競争の実質的制限や公正競争阻害性の有無を検討するためには，業務提携により影響が生じる市場がどこであるかを考えなければならない。「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成 19 年９月 28 日公正取引委員会。以下「知的財産ガイドライン」という。）においては，「なお，技術の利用に係る制限行為が，技術の開発をめぐる競争にも影響を及ぼす場合もあるが，研究開発活動自体に取引や市場を想定し得ないことから，技術開発競争への影響は，研究開発活動の成果である将来の技術又は当該技術を利用した製品の取引における競争に及ぼす影響によって評価することになる」とされている。

業務提携（という行為）を行うことでイノベーションが阻害された場合に，それにより影響を受ける製品や技術がどのようなものであるか不明なものもあれば，それまでの提携当事者の研究開発活動，既に保有している技術や生産している製品等から推測可能なものや，相当な確度で具体的に市場への投入が見込まれるため市場化されたとみなせるものまで，様々あると考えられる。これまで，そして現に提携当事者が行っている研究開発活動，保有している技術や生産している製品，現に活動している市場における他の事業者の研究開発活動等の状況などから，当該業務提携によって提携当事者や他の事業者の研究開発活動の意欲が減退するなどした場合に，どのような技術や製品について，どのような悪影響が生じるかを相当程度具体的に予見できるときは，競争に与える影響の評価において，これを考慮することができると考えられる。

他方で，将来生み出される商品やサービスが具体的に予見できるとまではいえない状態であっても，事業者間で活発な研究開発活動が行われている場合もある。そのような状況において，業務提携の内容が研究開発の意欲を減退させ，イノベーションに悪影響を与えるようなものであるときには，独占禁止法上問題にすべきとも考えられる（この場合，現に生じている取引や市場における競争に与える影響によって評価するという従来の独占禁止法上の解釈との整理が必要となる。）。

⑷　業務提携に関する独占禁止法上の考え方

以上を参考にすると，業務提携に関する独占禁止法上の一般的な考え方は，提携当事者の事業活動の一体化という企業結合に類似した観点からは，大きな枠組みとして，企業結合ガイドラインの考え方を踏まえつつ，提携当事者が独立して行動する余地がどの程度あるか，換言すれば，提携当事者の事業活動の一体化の程度がどこまで進むかといった業務提携特有の性質も取り入れて考えるのが適当と考えられる。

このような業務提携に関する独占禁止法上の影響評価枠組みを，各判断要素を含めて体系的に整理すると，概要，以下のようになる（注４）。

（注４）本報告書では，こうした一般的・通則的な考え方に基づき，業務提携を７つの類型（生産提携，販売提携，購入提携，物流提携，研究開発提携，技術提携及び標準化提携）に大別した上で，本報告書で整理・分析した特徴・傾向も踏まえつつ，これら類型ごとに，より具体的な考え方や事業者が特に留意すべき点もまとめている。

ア　検討対象市場

業務提携では，提携する事業に関連する様々な市場（例えば，販売市場，購入市場，技術市場）への影響が考えられるところ，競争に与える影響を検討すべき市場として取り上げる市場については，具体的な業務提携の態様をみて定めることとなる。

イ　ハードコア・カルテルとの区別

業務提携においては，各提携当事者が引き続き独立して事業活動を行うこととなり，業務提携により達成されるコスト削減等の効率化を通じて競争促進的な効果が期待さ

れるものである。しかし，業務提携は必然的に複数の事業者間で事業活動を一定程度共同化するものであることを踏まえると，価格の維持や引上げ，販売数量の制限等，競争を制限する効果以外に特段の効果が見込まれないようなものは，通常，単なるハードコア・カルテルと捉えられる。

ウ　競争への影響評価

⑺　水平的な業務提携

各提携当事者の事業活動の一体化の観点から競争に与える影響を評価した上で，更に業務提携に伴う提携当事者間の取決めについても競争に与える影響を評価し，競争を実質的に制限する又は公正な競争を阻害するおそれがある場合には，独占禁止法上問題となり得る。

水平的な業務提携における競争への影響評価を概念図に示すと，以下の第１図のとおりとなる。

第１図　水平的な業務提携における競争への影響評価

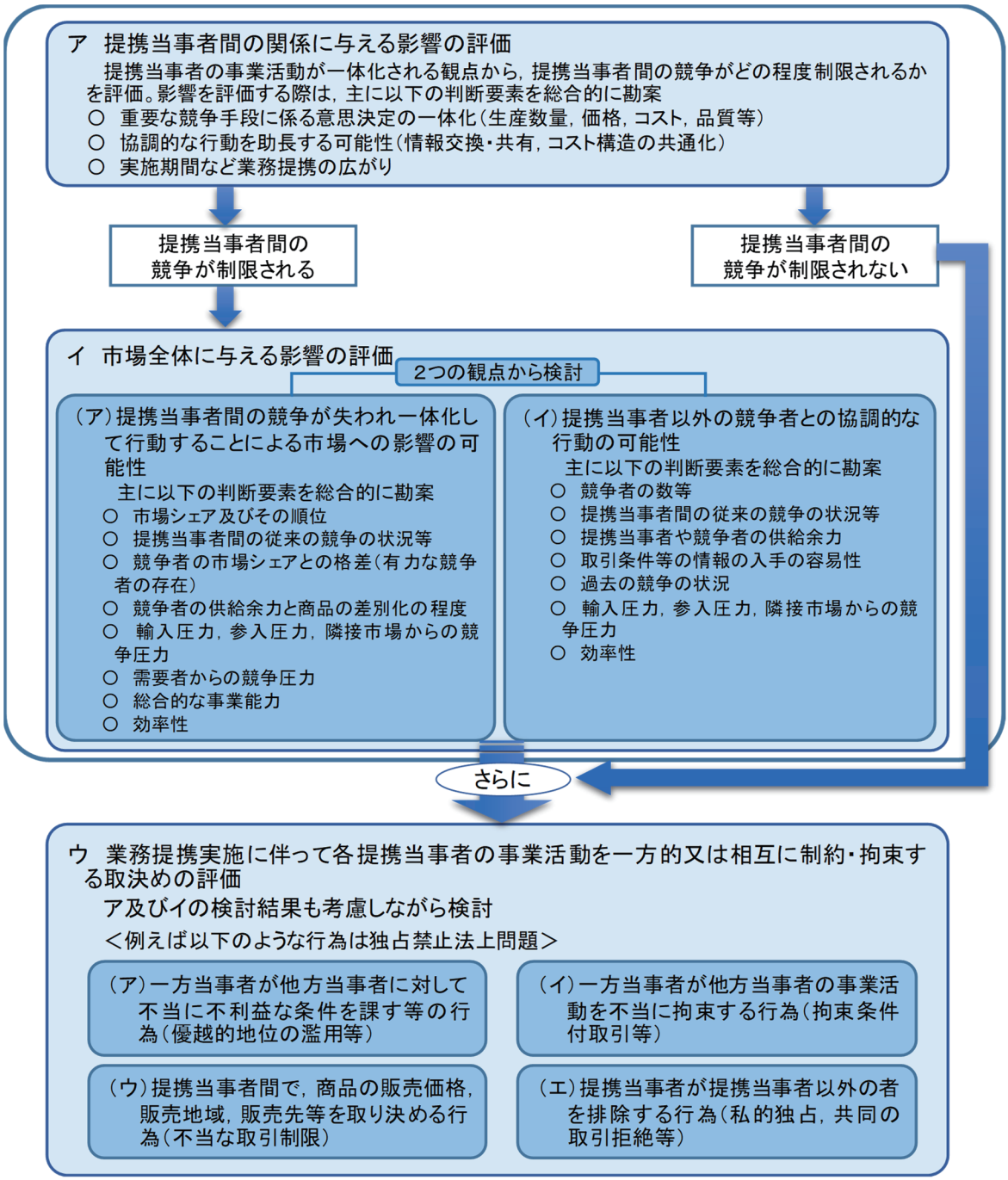

⑷　垂直的・混合的な業務提携

各提携当事者の事業活動の一体化の観点から競争に与える影響を評価した上で，更に業務提携に伴う提携当事者間の取決めについても競争に与える影響を評価し，競争を実質的に制限する又は公正な競争を阻害するおそれがある場合には，独占禁止法上問題となり得る。

垂直的・混合的な業務提携における競争への影響評価を概念図に示すと，以下の第２図のとおりとなる。

第２図　垂直的・混合的な業務提携における競争への影響評価

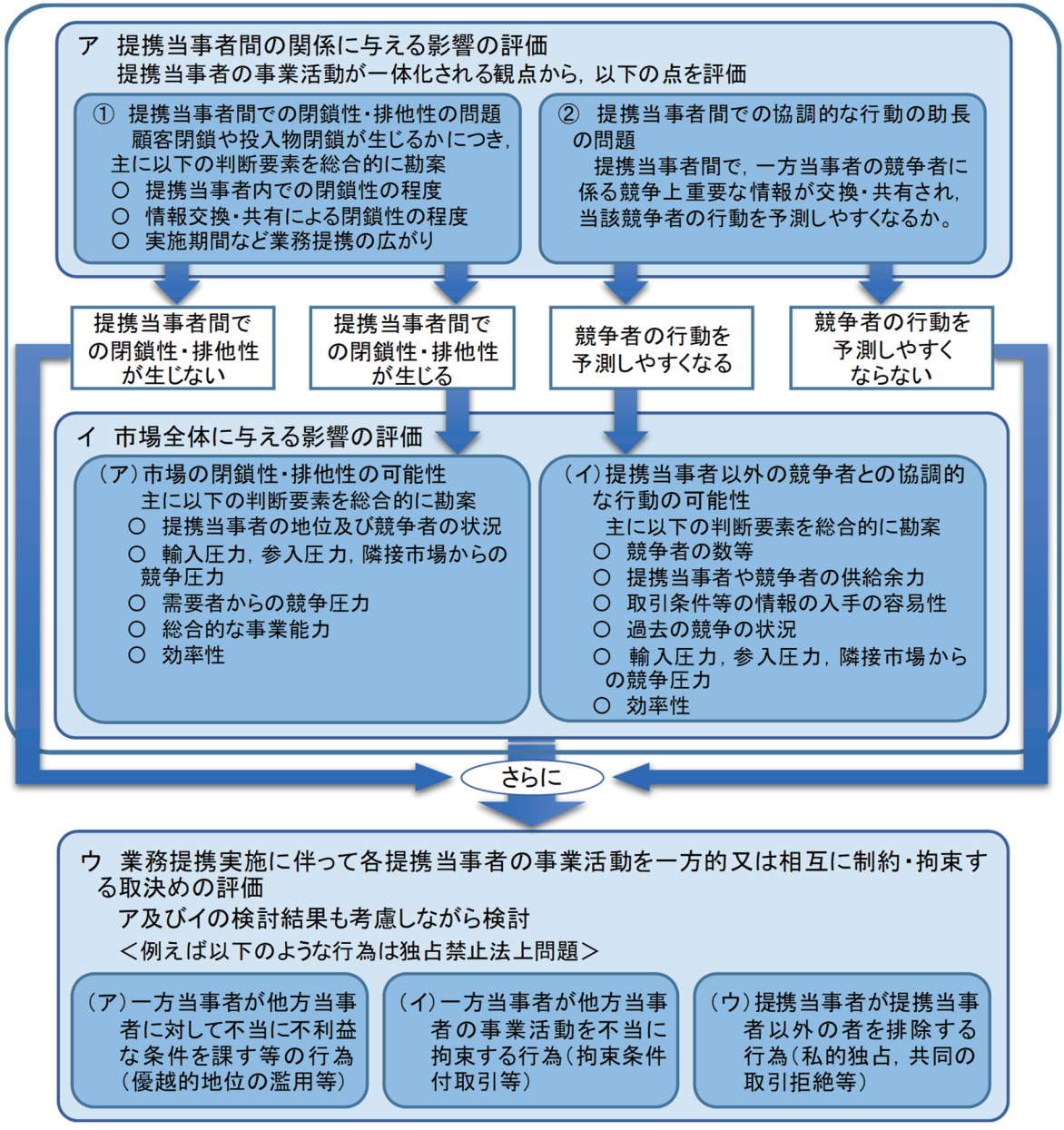

⑸　業種横断的データ連携型業務提携に関する独占禁止法上の考え方

ア　問題の所在

我が国では，前記⑴ア記載の大きな社会経済環境の変化や様々な社会課題等に対応する手法の一つとして，業務提携が活用されるようになってきている。また，いわゆる社会課題解決型ビジネスに代表されるように，様々な商品・サービス要素を複合化したサービスを提供するため，業種や業界の垣根を越えた連携も活発に行われるようになっている。さらに，近年は，デジタルエコノミーやＩｏＴ化の進展，ＡＩ等のデータ解析技術の高度化等を背景として，データを総合的に分析し，新事業の創出，新商品・サービス開発や品質改良，マーケティング強化などに役立てる形態の事業（以下「データ駆動型ビジネス」という。）が注目を集めているが，こうした事業では，多様なデータを共同で収集・利活用するために様々な事業者が関わっていることも多い。

データの収集・利活用に係る業務提携は，多くの場合，競争促進的な効果が期待されるものといえる。一方で，データの収集・利活用については，現在，その競争法・競争政策上の懸念が世界的に議論・指摘されており，「データと競争政策に関する検討会報告書」（平成 29 年６月６日公正取引委員会競争政策研究センター）においても，例えばデータの不当な収集や不当な囲い込みにおける独占禁止法上の問題が指摘されている。このため，以下では，業種や業界の垣根を越えた事業者間の業務提携を通じたデータの収集・利活用について，独占禁止法上の問題を検討する。

イ　業種横断的データ連携型業務提携における独占禁止法上の論点の所在

データを共同して収集・利活用することを目的又は事業活動の基盤として行われる業種横断的な業務提携（以下「業種横断的データ連携型業務提携」という。）がデータの共同収集及び共同利活用によって新しいビジネスの開発・創出を主な目的としていることに着目すれば，こうした業務提携は共同研究開発に似た性格を有しているということができる。このため，業種横断的データ連携型業務提携に係る独占禁止法上の問題を検討する上では，「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（平成５年４月 20 日公正取引委員会）等における考え方が参考になると考えられる。

また，データ駆動型ビジネスについては，独占化・寡占化が進みやすく，また，利用者のスイッチングコストが高まることもあり，後発事業者が先行事業者と比肩し得るだけのデータを収集・蓄積することが難しく，新規参入が困難となり，独占・寡占が維持されやすい可能性があると考えられる。こうした特性を踏まえると，業種横断的データ連携型業務提携については，提携当事者が現に市場支配力を有している場合の問題もさることながら，業務提携によるデータの収集・集積を通じて市場支配力を有するに至る過程にも着目し，その適切性を確保することも独占禁止法上重要な論点といえる。

すなわち，データの収集・集積に際し，例えば，データ駆動型ビジネスの特性であるネットワーク効果等の発生やその仕組みについて，市場支配力の形成・維持・強化とい

う観点からみて「正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する」行為を通じて不当に操作・増幅することにより市場支配力を形成することについては，独占禁止法上問題となり得る（私的独占）と考えられる。

以上を踏まえると，業種横断的データ連携型業務提携が独占禁止法上問題となり得る状況としては，主に，以下の場合が想定される。

(ｱ) 提携当事者が現に市場支配力を有している（又は，少なくとも市場における有力な事業者がいる）場合において，その力を用いて他の事業者の事業活動を排除するなどの行為を行ったり，提携当事者間で競争制限的な合意を行ったりする場合

(ｲ) データを収集・集積する過程において，正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を通じて市場支配力を形成する場合

第３図　独占禁止法上問題となり得る状況（概念図）

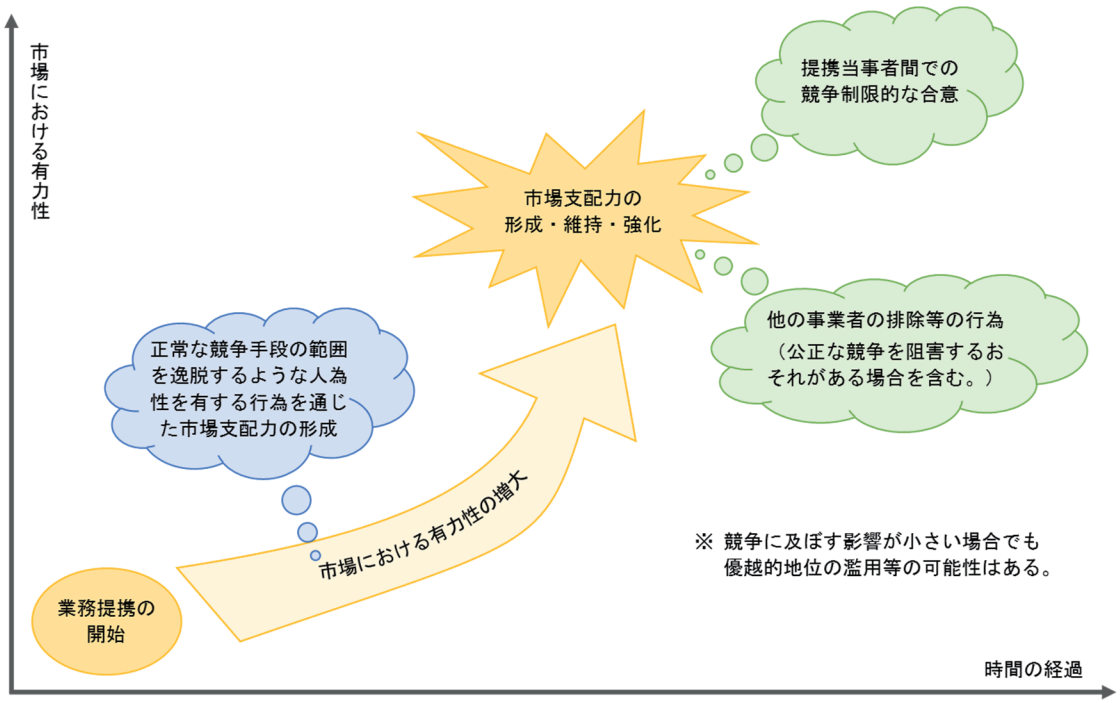

ウ　独占禁止法上の評価を行う際の個別的論点

以下では，業種横断的データ連携型業務提携について独占禁止法上の評価を行う際に必要となると考えられる個別的論点について，それぞれ考え方の整理を行う。

(ｱ) データに係る権利義務関係

データは無体物であり，民法上の物権（所有権，占有権等）を観念することができないということもあって，データの帰属・所有権の在り方（いわゆるデータオーナーシップ）についての考え方は，いまだに確立していない状況にある。現状では，以下のような取扱いに基づき独占禁止法上の判断を行えばよいと考えられる。

ａ　知的財産権として排他的利用等が法的に保護されるデータについては，知的財産ガイドライン記載の独占禁止法と知的財産法に係る考え方に基づき取り扱われる。

ｂ　当事者間でのデータの利用について，契約等に基づく権利義務関係が定められている場合については，通常の場合と同様，当該契約等に基づく行為や制約が競争を阻害する場合には，強行法規としての独占禁止法の介入により，当該契約等の破棄等が行われる。

ｃ　（データを保管する設備に係る所有権等を通じて）事実上の地位から派生する制約等については，独占禁止法上の検討に当たって基本的に特段の考慮を要しないと考えられ，当該制約等による影響がないものとしてデータの取扱いが評価される。

⑷　データの財としての特性とその考慮

データの財としての特性については，検討対象となるデータの具体的態様に応じて，個別に判断していくことが必要となる。その上で，競争に与える影響を評価するに当たっては，データの財としての特性を踏まえ，例えば，異なる種類のデータを組み合わせて利用できることとなることの効果，同様のデータがより大量に集積されることによる利用価値の増加の程度，当該データの入手源の限定性といった観点を踏まえ，新規参入者が同程度の利用価値のあるデータ集積を実現することが技術的又は経済的に可能かどうかを考慮することとなると考えられる。また，当該データが商品・サービスの提供において重要な投入財であるかどうか，ネットワーク効果等によりデータ収集・集積と機能向上の循環が強化されているかどうかも考慮され得る。

⑸　正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する具体的行為の検討

市場支配力の形成・維持・強化という観点からみて「正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する」行為がどのようなものであるかは，基本的には，具体的な事案に応じて個別に判断されるべきものであり，定性的な整理を行うことは困難である。

しかしながら，少なくとも，過去の事例等においてその手法自体が独占禁止法上是認し得ない不当なものであれば，当該行為には正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性が認められるといえる。例えば，以下のようなものは該当し得ると考えられる。

なお，当該行為自体も独占禁止法上問題となり得るものである（不公正な取引方法等）。

ａ　以下のような不当な手法により，ネットワーク効果等を人為的・作為的に増幅させる行為が想定される。

○　関連・隣接市場における市場支配力を用いた不当なレバレッジ（てこ）効果によりデータ収集源を自らに集中させる手法

○　プラットフォーム型ビジネスにおいて，プラットフォーム上の各顧客群間でのコスト分配上の諸条件（対価，利用，権利義務に係る条件等）に関し，一方の顧客群に対する優越的な地位を濫用して得た利益を原資として，間接ネットワーク効果等の増幅経路の起点となる他の顧客群を本来以上に優遇・誘引する手法

○　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に照らして不当な方法により，又は，顧客の認知・行動上のバイアスやリテラシーの限界を悪用して，本来であれば当該顧客は提供しないデータを収集する手法

○　顧客に対し，ネットワーク外部性に基づく利便性の高さを誤認させ，誘引するようなぎまん的手法

b　以下のような不当な手法により，顧客や提携当事者をロックインし，データ収集源を自らに一極化する行為が想定される。

○　競合するサービス等の利用を不当に制限する手法（事実上利用が制限される間接的なものを含む。）

○　合理的でないサンクコスト（埋没費用）を意図的に創出し，スイッチングコストを著しく上昇させる手法

(ｴ)　競争が行われる市場の重畳性

業種横断的データ連携型業務提携では，多くの場合，競争関係にある事業者にとどまらず，垂直的な取引関係にある事業者や全くの異業種に属する事業者同士が参加することとなる。水平的な業務提携や垂直的・混合的な業務提携（業種横断的データ連携型業務提携はこれに属する。）においても，例えば技術市場と製品市場，投入財購入市場等と製品販売市場のように，研究開発から調達，製造，販売に至るまでの各段階で市場が多段階的に存在するところである。しかし，さらに，業種横断的データ連携型業務提携では，例えば商品の販売段階をみても，複数の販売市場（同一の事業者が販売主体となるものもある。）が併存するといった傾向が強まると考えられる。

すなわち，業種横断的データ連携型業務提携の当事者は，それぞれ，業務提携により得られた成果を用いて各自の事業活動を行うため，それぞれの行う事業ごとに市場が成立し得る。また，当該業務提携の中には，提携当事者が業務提携の枠組みにより，新製品・技術等の開発を行うコンソーシアムやプロジェクトを組成するもの，各提携当事者がそれぞれ有する様々な商品・サービス要素を複合化して一体的な提供を行うもの（社会課題解決型サービス等），多面的な市場を有するプラットフォーム（基盤）を構築・提供するものなどがあり，その場合は，前記各提携当事者固有の各市場に加えて，これらコンソーシアム等もそれと競合するものとの間で競争する市場も存在することとなる。

このため，業種横断的データ連携型業務提携が競争に与える影響を検討する際には，こうした重畳的に生じている競争関係が，どの事業者の間で，どこで，どのよう

に生じているかを把握・分析し，影響が及び得る市場を洗い出していくことが一層重要になると考えられる。

エ　業種横断的データ連携型業務提携に係る独占禁止法上の考え方（総論）

ここでは，前記⑷の整理を踏まえつつ，業種横断的データ連携型業務提携に係る独占禁止法上の考え方について，主にデータの取扱いに焦点を当てて検討する（注５）。

なお，当該業務提携に係る提携当事者の具体的な事業活動は，典型的には，①データ連携に向けた標準化活動，②データ共有（データの共同収集を含む。）を通じた集積・解析・新データ創出に係る活動，③得られた創出データを利用した技術や商品・サービスに係る事業活動の３段階に分けられることから，以下では，これらの段階に沿って考え方を整理する。

（注５）なお，業種横断的データ連携型業務提携のうち，近時広く活用されている主な形態をいくつか取り上げ，ここで整理された考え方に照らし，各形態において特に生じやすいと考えられる問題となり得る行為やその留意点等も整理している。

⑺　データ連携に向けた標準化活動

当該標準化活動は，提携当事者の事業活動に一定の制限を課すものではあるが，データ連携を通じて新たに創出されるサービス等の市場の迅速な立上げや需要の拡大，消費者の利便性の向上を通じた競争促進的な効果が期待される面があるため，直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

他方，例えば，以下のような行為は独占禁止法上問題となり得る。

ａ　標準化の範囲の不当な拡張

ｂ　技術提案等の不当な排除

ｃ　標準化活動への参加制限

ｄ　標準化活動を通じた共同行為（スピルオーバー問題）

ｅ　標準化活動に伴うその他の行為

⑴　データ共有等を通じた集積・解析・新データ創出に係る活動

各提携当事者がデータを共有・共同収集し，これを集積・解析することにより新たな付加価値を有するデータを創出することは，データ収集等に係るコスト軽減，リスク分散又は期間短縮やデータの相互補完等により，新技術・製品の創出等の活発化・効率化や技術革新の促進等を通じた競争促進的な効果が期待されるものであり，直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

他方，例えば，以下のような行為は独占禁止法上問題となり得る。

ａ　必要な範囲を超えたデータ共有等を通じた集積・解析・新データ創出の共同化

ｂ　正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を伴うデータ収集を通じた市場支配力の形成

ｃ　データ共有等を通じた集積・解析・新データ創出活動への参加制限

ｄ　共有・共同収集されたデータの一方的帰属・利用に係る制約

e　データ共有等を通じた共同行為（スピルオーバー問題）

㈦　創出データを利用した技術や商品・サービスに係る事業活動

創出されたデータへの他の事業者からのアクセスを認めるか，認める場合にどのような条件を設定するかは，基本的には事業者の取引先選択の自由の問題であり，これを認めなかったとしても直ちに独占禁止法上問題となるものではない。また，提携当事者間で創出データの取扱いについて何らかの制約等を付すことについても，直ちに独占禁止法上問題となるわけではない。

他方，例えば，以下のような行為は独占禁止法上問題となり得る。

a　創出データへの共同のアクセス拒絶

b　創出データへの単独のアクセス拒絶

c　創出データの一方的帰属・利用に係る制約

d　創出データの利活用における共同行為（スピルオーバー問題）

⑹　おわりに

冒頭で述べたとおり，我が国においては，同業者間等を中心に従来行われている事業効率化等を目的とした業務提携や業種横断的データ連携型業務提携を含めて，事業者の事業戦略上の重要な手法の一つとして今後とも業務提携の活用が進んでいくものと考えられる。

本報告書は，本検討会における議論を踏まえ，近年の運用実務も反映しつつ，業務提携一般に関する独占禁止法上の考え方を体系的に整理するとともに，業務提携の各種類型ごとに具体的な考え方を検討し，取りまとめたものである。

業務提携は，その形態が多種多様であることもあり，これまで独占禁止法上の考え方が体系的に示される機会がなかったが，今回の検討に当たっては，とりわけ業務提携が競争に与える影響の全体像やそのメカニズムの特定に着目しながら基本的な評価枠組み等の整理を行った。また，今回の検討では，業務提携と企業結合の競争に与える影響の類似性等を理論的に確認し，行為規制と企業結合規制における競争評価上の異同を明らかにしている。

他方，本報告書では，例えば，業種横断的データ連携型業務提携に関して，当該ビジネスモデルの特性を踏まえ，データ収集・集積過程において，正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を通じた市場支配力の形成が独占禁止法上問題となり得ることを指摘するとともに，当該行為の具体的手法もいくつか特定したが，これらは，あくまでも最低限問題となり得るものとして列挙したものであり，これに当てはまらない手法も十分想定される。このため，今後，その他の行為類型も含めて，独占禁止法上問題となり得るものの外延の明確化に向けた理論的・実務的蓄積が進むことが望まれる。

また，必ずしも業務提携特有の論点ではないものの，現下の経済活動におけるイノベー

ション活性化の重要性に鑑みれば，イノベーションに与える影響の問題について独占禁止法上どのように対応し得るかという点に関しても，従来の独占禁止法上の解釈との整合性にも留意しつつ，議論を深めていくことが重要である。

本報告書が，業務提携を活用しようとする事業者の利便性や予見可能性の向上を通じて，違反行為の未然防止に資するとともに，競争促進的な業務提携が一層活性化することにより我が国の経済発展や社会課題の解決の一助となることを期待したい。

4　ディスカッション・ペーパーの公表

競争政策研究センターでは，競争政策上の先端的な課題について，学識経験者等が，公正取引委員会の担当部局と議論しながら，執筆者の名義・責任の下にディスカッション・ペーパーを公表してきている。令和元年度においては，３本のディスカッション・ペーパーを公表した（第２表参照）。その内容は競争政策研究センターのウェブサイト（https://www.jftc.go.jp/cprc/index.html）上に全文が掲載されている。

第２表　ディスカッション・ペーパー（令和元年度公表分）

	公表年月日	タイトル・執筆者
1	元. 7.24	「異業種間の標準必須特許ライセンスに関する独占禁止法上の考察」 伊藤　隆史（常葉大学法学部教授・競争政策研究センター客員研究員） 松田　世理奈（公正取引委員会事務総局審査局訟務官付・競争政策研究センター研究員） 水本　貴久（公正取引委員会事務総局官房国際課・競争政策研究センター研究員）
2	元.12.25	「デジタル PF による単独行為に関する競争政策上の論点整理－イノベーション競争に対するデータ保有の意義」 土佐　和生（甲南大学法科大学院教授・競争政策研究センター客員研究員）
3	2. 1.20	「オーストラリア競争法における団体交渉適用免除制度－小規模事業者による団体交渉にかかる認可・届出を中心に」 Shae McCrystal（シドニー大学ロースクール教授） 和久井　理子（京都大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター客員研究員）

（注）執筆者の役職等は公表時点のものである。

5　国際シンポジウム等

(1)　国際シンポジウム

競争政策研究センターでは，競争政策に関する国際的な交流拠点としての機能を果たすため，海外の競争当局担当者や学識経験者を迎えた国際シンポジウムを開催している。令和元年度においては，２件の国際シンポジウムを開催した（第３表参照）（注）。

（注）このほか，「業務提携：社会が変わるイノベーションをどう実現するか？～研究開発，異業種データ連携，そして独占禁止法～」をテーマとして，競争政策研究センター第３回大阪シンポジウムの開催を令和２年３月 13 日に予定していたが，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から延期した。

第３表　国際シンポジウムの開催状況（令和元年度）

	開催年月日	主催者・共催者	テーマ・講演者等
1	元. 6.20	［主催者］ 公正取引委員会 ［共催者］ （公財）公正取引協会，㈱日本経済新聞社，（一社）プロフェッショナル＆パラレルキャリア･フリーランス協会	第17回国際シンポジウム「多様化する働き方と経済活性化～競争政策にできること～」 ［講演者］ Thomas Rønde（デンマーク・コペンハーゲンビジネススクール教授） 多田　敏明（日比谷総合法律事務所弁護士） 神林　龍（一橋大学経済研究所教授） 山田　弘（公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官） Victoria Daskalova（オランダ・トゥウェンテ大学准教授）
2	元.12.12	［主催者］ 公正取引委員会	第18回国際シンポジウム「デジタル市場におけるデータ集中と競争政策」 ［講演者］ Jacques Crémer（フランス・トゥールーズ第１大学経済学部教授） Tommaso Valletti（イギリス・インペリアルカレッジ・ロンドン経済学部教授） Leslie Marx（アメリカ・デューク大学経済学部教授） 深町　正徳（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課長）

（注）講演者等の役職等は開催時点のものである。

⑵　ＣＰＲＣセミナー

競争政策研究センターは，競争政策上の将来の研究課題の発掘等に資するために，有識者による講演（ＣＰＲＣセミナー）を随時開催している。

⑶　ＢＢＬ（Brown Bag Lunch）ミーティング

競争政策研究センターは，将来の研究課題の発掘等に資するために，競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について，昼食時間等を利用して，有識者による講演（ＢＢＬミーティング）を随時開催している。

第７章　株式取得，合併等に関する業務

第１　概説

独占禁止法第４章は，事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（同法第９条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（同法第11条）について規定しているほか，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有，役員兼任，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（同法第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。公正取引委員会は，これらの規定に従い，企業結合審査を行っている。個別事案の審査に当たっては，必要に応じ経済分析を積極的に活用している。

また，公正取引委員会は，いわゆる第２次審査を行って排除措置命令を行わない旨の通知をした場合等について，当該審査結果を公表するほか，届出を受理した事案等のうち，企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については，一定の取引分野の画定の考え方や独占禁止法上の判断の理由等についてできるだけ詳細に記載し，その内容を公表している。

第２　独占禁止法第９条の規定による報告・届出

独占禁止法第９条第１項及び第２項の規定は，他の国内の会社の株式を取得し，又は所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止しており，当該会社及び子会社（注）の総資産合計額が，①持株会社については6000億円，②銀行業，保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社（持株会社を除く。）については８兆円，③一般事業会社（①及び②以外の会社）については２兆円を超える場合には，(i)毎事業年度終了後３か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること（同条第４項），(ii)当該会社の新設について設立後30日以内に届け出ること（同条第７項）と義務付けている。

令和元年度において，独占禁止法第９条第４項の規定に基づき提出された会社の事業報告書の件数は112件であり，同条第７項の規定に基づく会社設立届出書の提出はなかった。

（注）会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において，会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は，当該会社の子会社とみなす。

第３　銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有

独占禁止法第11条第１項の規定では，銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の５％（保険会社は10％）を超えて取得・保有してはならないとされている。ただし，あらかじめ公正取引委員会の認可を受けるなど一定の要件を満たした場合は，同項の規定の適用を受けない（同条第１項ただし書，第２項）。

令和元年度において，公正取引委員会が認可した銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の件数は７件であった。このうち，独占禁止法第11条第１項ただし書の規定に基づくものが６件，同条第２項の規定に基づくものが１件であり，いずれも銀行業を営む会社に係るものであった。また，外国会社に係るものはなかった（銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可についての詳細は，附属資料４－１表参照）。

第４　株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等

１　概要

⑴　一定の条件を満たす会社が，株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）を行う場合には，それぞれ独占禁止法第10条第２項，第15条第２項，第15条の２第２項及び第３項，第15条の３第２項又は第16条第２項の規定により，公正取引委員会に企業結合に関する計画を届け出ることが義務付けられている（ただし，合併等をしようとする全ての会社が同一の企業結合集団に属する場合等については届出が不要である。）。

企業結合に関する計画の届出が必要な場合は，具体的には次のとおりである。

ア　株式取得の場合

国内売上高合計額が200億円を超える会社が，他の会社であって，その国内売上高と子会社（注１）の国内売上高を合計した額が50億円を超える会社の株式を取得する場合において，当該会社の属する企業結合集団に属する会社が所有することとなる株式に係る議決権の数の割合が20％又は50％を超えることとなる場合（注２）

（注１）会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。
（注２）ただし，あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は，届出が不要である。

イ　合併の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

ウ　共同新設分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合
国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

エ　吸収分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
国内売上高合計額50億円超の全部承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

オ　共同株式移転の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

カ　事業譲受け等の場合

国内売上高合計額200億円超の譲受会社と国内売上高30億円超の全部譲渡会社の場合
国内売上高合計額200億円超の譲受会社と対象部分の国内売上高が30億円超の重要部分譲渡会社の場合

⑵　令和元年度において，独占禁止法第10条第２項等の規定に基づく企業結合に関する計画の届出を受理した件数は310件であった。

⑶　公正取引委員会は，企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかについて調査を行っている。

令和元年度に届出を受理した310件のうち，届出受理の日から独占禁止法第10条第９項（第15条第３項，第15条の２第４項，第15条の３第３項及び第16条第３項の規定により準用する場合を含む。）に規定する報告等の要請を行う日の前日まで（報告等の要請を行わない場合は，排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第１次審査で終了した件数は300件，第１次審査終了前に取下げがあった件数は９件，報告等の要請を行う日から排除措置命令前の通知を行う日まで（同通知をしない場合は，排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第２次審査に移行した件数は１件であった。

令和元年度に届出を受理した310件のうち，独占禁止法第10条第８項ただし書（第15条第３項，第15条の２第４項，第15条の３第３項及び第16条第３項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき，企業結合をしてはならない期間を短縮した件数は217件であった。

⑷　令和元年度において，独占禁止法第10条第１項，第15条第１項，第15条の２第１項，第15条の３第１項又は第16条第１項の規定に違反するとして，同法第17条の２第１項の規定に基づき排除措置命令を行ったものはなかった。

⑸　令和元年度において，第２次審査が終了したもののうち届出会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講じることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断したものはなかった。

⑹　令和元年度において，産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第27条第１項の規定に基づく協議を受けた件数は２件であった。

⑺　令和元年度において，農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第20条第１項の規定に基づく協議を受けた件数は２件であった。

第１表　過去３年度に受理した届出の処理状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
届出件数	306	321	310
第1次審査で終了したもの	299	315	300
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(193)	(240)	(217)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	6	4	9
第2次審査に移行したもの	1	2	1

第２表　過去３年度における第２次審査の処理状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第2次審査で終了した件数	1	3	0
うち問題解消措置を前提に問題なしとした件数	0	2	0
排除措置命令を行った件数	0	0	0

（注）当該年度に受理したか否かにかかわらず，当該年度において処理したものについて記載している。

２　株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の動向

令和元年度における株式取得の届出受理件数は，264件であり，前年度の届出受理件数259件に比べ増加している（対前年度比1.9％増）。

令和元年度における合併の届出受理件数は，12件であり，前年度の届出受理件数16件に比べ減少している（対前年度比25.0％減）。

令和元年度における分割の届出受理件数は，12件であり，前年度の届出受理件数15件に比べ減少している（対前年度比20.0％減）。

令和元年度における共同株式移転の届出受理件数は，３件であり，前年度の届出受理件数２件に比べ増加している（対前年度比50.0％増）。

令和元年度における事業譲受け等の届出受理件数は，19件であり，前年度の届出受理件数29件に比べ減少している（対前年度比34.5％減）。

令和元年度に届出を受理した企業結合を国内売上高合計額別，議決権取得割合別・態様別，業種別及び形態別でみると，次のとおりである（第３表から第10表。企業結合の詳細な統計については，附属資料４－２以下参照）。

⑴　国内売上高合計額別

令和元年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について，それぞれ国内売上高合計額別にみると，次のとおりである。

ア　株式取得

株式取得会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による株式取得が過半を占めている（第３表参照）。

イ　合併

存続会社の国内売上高合計額が500億円未満の会社による合併が過半を占めている（第４表参照）。

ウ　分割

⑺　共同新設分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

⑴　吸収分割

事業を承継する会社の国内売上高合計額が5000億円以上のものが過半を占めている（第５表参照）。

エ　共同株式移転

共同株式移転をする会社のうち，国内売上高合計額が最も大きい会社の国内売上高合計額が1000億円未満の会社による共同株式移転が過半である（第６表参照）。

オ　事業譲受け等

譲受会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による事業譲受け等が過半を占めている（第７表参照）。

⑵　議決権取得割合別・態様別

ア　議決権取得割合別（注１）

令和元年度の株式取得に関する計画の届出受理件数を議決権取得割合別にみると，総数264件のうち，20％超50％以下が66件（全体の25.0％），50％超が198件（同75.0％）であった（第８表参照）。

（注１）議決権取得割合とは，株式発行会社の株式を取得しようとする場合において，届出会社が取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と届出会社の属する企業結合集団に属する当該届出会社以外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合である。

イ　態様別

令和元年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を態様別にみると，合併については，総数12件の全てが吸収合併であった。分割については，総数12件の全てが吸収分割であった。また，事業譲受け等については，総数19件のうち，17件が事業の譲受け（全体の89.5％），２件が事業上の固定資産の譲受け（同10.5％）であった。

⑶　業種別

令和元年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を業種別にみると，次のとおりである（第９表参照）。

ア　株式取得

その他を除けば，製造業が50件（全体の18.9％）と最も多く，以下，卸・小売業が40件（同15.2％），運輸・通信・倉庫業が15件（同5.7％）と続いている。

製造業の中では，機械業が20件と多くなっている。

イ　合併

製造業及び卸・小売業が各４件（全体の33.3％）と最も多く，以下，サービス業が２件（同16.7％）と続いている。

製造業の中では，機械業が３件と多くなっている。

ウ　分割

卸・小売業が５件（全体の41.7％）と最も多く，以下，サービス業が３件（同25.0％）と続いている。

エ　共同株式移転

建設業，卸・小売業及び不動産業が各１件（全体の33.3％）であった。

オ　事業譲受け等

製造業が８件（全体の42.1％）と最も多く，その他を除けば，以下，運輸・通信・倉庫業が３件（同15.8％）と続いている。

製造業の中では，化学・石油・石炭業が３件と多くなっている。

⑷　形態別

令和元年度の企業結合の形態別（注２）の件数は，次のとおりである（第10表参照）。

なお，形態別の件数については，複数の形態に該当する企業結合の場合，該当する形態を全て集計している。そのため，件数の合計は企業結合に関する計画の届出受理件数と必ずしも一致しない。

（注２）企業結合の形態の定義については，附属資料４－２⑶参照。

ア　株式取得

水平関係が149件（全体の56.4％）と最も多く，以下，垂直関係（後進）が83件（同31.4％），垂直関係（前進）が77件（同29.2％）と続いている。

イ　合併

水平関係が10件（全体の83.3％）と最も多く，以下，混合関係（地域拡大）及び混合関係（商品拡大）が各１件（同8.3％）と続いている。

ウ　分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

吸収分割に係る届出については，水平関係が９件（全体の75.0％）と最も多く，以下，垂直関係（後進）が６件（同50.0％），垂直関係（前進）が５件（同41.7％）と続いている。

エ　共同株式移転

３件全てが水平関係であった。

オ　事業譲受け等

水平関係が17件（全体の89.5％）と最も多く，以下，混合関係（商品拡大）が４件（同21.1％），混合関係（地域拡大）が３件（同15.8％）と続いている。

第３表　国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の国内売上高合計額 ＼ 株式取得会社の国内売上高合計額	50億円以上200億円未満	200億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上500億円未満	33	6	1	0	0	40
500億円以上1000億円未満	13	8	3	0	0	24
1000億円以上5000億円未満	78	21	5	4	2	110
5000億円以上1兆円未満	19	9	2	3	0	33
1兆円以上5兆円未満	19	5	2	4	2	32
5兆円以上	14	6	1	2	2	25
合計	176	55	14	13	6	264

第４表　国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の国内売上高合計額 / 存続会社の国内売上高合計額	50億円以上200億円未満	200億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上200億円未満	0	1	1	1	1	4
200億円以上500億円未満	1	2	0	0	0	3
500億円以上1000億円未満	1	0	1	2	0	4
1000億円以上5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	1	1
合計	2	3	2	3	2	12

（注）３社以上の合併，すなわち消滅会社が２社以上である場合には，国内売上高合計額が最も大きい消滅会社を基準とする。

第５表　国内売上高合計額吸収分割届出受理件数

分割する会社の国内売上高合計額（又は分割対象部分に係る国内売上高）／承継する会社の国内売上高合計額	30億円以上200億円未満	200億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上500億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
500億円以上1000億円未満	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)
1000億円以上5000億円未満	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
5000億円以上1兆円未満	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (1)
1兆円以上5兆円未満	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
5兆円以上	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
合計	0 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (10)

（注）（　）外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による届出受理の件数であり，（　）内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による届出受理の件数である（内数ではない。）。

第６表　国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数

株式移転会社2の国内売上高合計額 / 株式移転会社1の国内売上高合計額	50億円以上200億円未満	200億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上500億円未満	0	1	0	0	0	1
500億円以上1000億円未満	1	0	0	0	0	1
1000億円以上5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上5兆円未満	0	0	0	0	1	1
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	0	1	3

（注）共同株式移転をする会社のうち，国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」，その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

第７表　国内売上高合計額別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分に係る国内売上高 / 譲受会社の国内売上高合計額	30億円以上200億円未満	200億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上500億円未満	4	0	0	0	0	4
500億円以上1000億円未満	3	0	0	0	0	3
1000億円以上5000億円未満	5	0	0	0	0	5
5000億円以上1兆円未満	2	0	0	0	0	2
1兆円以上5兆円未満	2	0	1	0	0	3
5兆円以上	2	0	0	0	0	2
合計	18	0	1	0	0	19

（注）２社以上からの事業譲受け等，すなわち譲渡会社が２社以上である場合には，譲受け対象部分に係る国内売上高が最も大きい譲渡会社を基準とする。

第８表　議決権取得割合別の株式取得届出受理件数

20%超50%以下	50%超	合 計
66	198	264

第９表　業種別届出受理件数

業種別	株式取得	合併	分割	共同株式移転	事業譲受け等	合計
農林・水産業	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0
建設業	8	0	0	1	0	9
製造業	50	4	0	0	8	62
食料品	3	0	0	0	1	4
繊維	2	0	0	0	0	2
木材・木製品	0	0	0	0	0	0
紙・パルプ	1	0	0	0	0	1
出版・印刷	1	0	0	0	0	1
化学・石油・石炭	12	1	0	0	3	16
ゴム・皮革	0	0	0	0	0	0
窯業・土石	0	0	0	0	0	0
鉄鋼	1	0	0	0	0	1
非鉄金属	2	0	0	0	1	3
金属製品	2	0	0	0	0	2
機械	20	3	0	0	2	25
その他製造業	6	0	0	0	1	7
卸・小売業	40	4	5	1	1	51
不動産業	8	0	0	1	0	9
運輸・通信・倉庫業	15	0	1	0	3	19
サービス業	12	2	3	0	0	17
金融・保険業	11	0	1	0	1	13
電気・ガス 熱供給・水道業	2	0	0	0	0	2
その他	118	2	2	0	6	128
合　計	264	12	12	3	19	310

（注）業種は，株式取得の場合には株式を取得した会社の業種に，合併の場合には合併後の存続会社の業種に，分割の場合には事業を承継した会社の業種に，共同株式移転の場合には新設会社の業種に，事業譲受け等の場合には事業等を譲り受けた会社の業種によった。

第10表　形態別届出受理件数

形　態　別		株式取得	合併	共同新設分割	吸収分割	共同株式移転	事業譲受け等
水平関係		149	10	0	9	3	17
垂直関係	前進	77	0	0	5	0	1
	後進	83	0	0	6	0	1
混合関係	地域拡大	54	1	0	1	0	3
	商品拡大	49	1	0	1	0	4
	純粋	43	0	0	0	0	0
届出受理件数		264	12	0	12	3	19

（注）形態別の件数については，複数の形態に該当する企業結合の場合，該当する形態を全て集計している。そのため，形態別の件数の合計は，届出受理件数と必ずしも一致しない。

第５　主要な事例

公正取引委員会は，令和元年10月にエムスリー㈱による㈱日本アルトマークの株式取得について，審査結果を公表している。

エムスリー㈱による㈱日本アルトマークの株式取得は，届出要件を満たさないが，本件行為により競争が制限される懸念があったことから，本件行為に係る企業結合審査を行ったものである。

事例の概要等は以下のとおりである。

事例　エムスリー㈱による㈱日本アルトマークの株式取得

１　当事会社

エムスリー㈱（以下「エムスリー」といい，同社と既に結合関係が形成されている企業の集団〔㈱日本アルトマーク［以下「日本アルトマーク」という。］を除く。〕を「エムスリーグループ」という。）は，医薬品情報提供プラットフォームを運営・管理する事業（以下「医薬品情報提供プラットフォーム運営事業」という。）を営む会社である（以下，当該事業を営む事業者を「医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者」という。）。医薬品情報提供プラットフォームとは，医療用医薬品の適正使用等に係る情報や広告（以下「医薬品情報」という。）を医師（注１）に提供するインターネット上のプラットフォームを指す。

また，日本アルトマークは医療情報データベースを提供する事業（以下「医療情報データベース提供事業」という。）を営む会社である。医療情報データベースとは，医療機関及びそれら施設に勤務する医師等の情報（データ）を整理・集積したもの（データベース化したもの）を指す。

以下，エムスリーグループ及び日本アルトマークを併せて「当事会社」という。

（注１）医薬品情報の提供は，医師のほか，薬剤師等の医薬品に関連のある医療関係者にも一部提供されて

いるが，そのほとんどが医師をターゲットとしているので，医薬品情報提供の対象者は医師として論じる。

2　本件の概要及び関係法条

本件は，エムスリーが日本アルトマークの株式に係る議決権の全部を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画し，実行したものである。本件行為は，届出要件を満たさないが，本件行為により競争が制限される懸念があったことから，公正取引委員会は，本件行為に係る企業結合審査を行った。

関係法条は，独占禁止法第10条である。

3　審査結果の概要

公正取引委員会は，当事会社が取引関係等に立つ複数の取引分野について，当事会社の競争事業者等の関係者からヒアリングを行いつつ審査を行った。その結果，競争を実質的に制限することとなると判断された，製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業について，当事会社が当委員会に申し出た問題解消措置を講じることを前提とすれば，本件行為が競争を実質的に制限することとはならないと判断した。本件行為についての審査では，医療情報データベース提供事業及び医薬品情報提供プラットフォーム運営事業に係る垂直型企業結合及び混合型企業結合の検討が中心となったため，以下では，当該市場に係る影響について詳述する。

4　医療情報データベース提供事業

⑴　概要

日本アルトマークは「メディカルデータベース（以下「ＭＤＢ」という。）提供事業」と称する医療情報データベース提供事業を行っている。ＭＤＢ提供事業とは，全国の医療機関及びそれら施設に勤務する医師等のデータをＭＤＢと総称される各マスターファイル（基本情報ファイル）にデータベース化し，医療・福祉・保健等の分野の企業や団体に限定して当該データベースを有料で提供する事業である。

また，ＭＤＢ提供事業は，会員による「共同メンテナンス」と呼ばれる仕組みを導入している。具体的には，ＭＤＢの提供を受けた企業や団体が会員（注２）となり，会員が医師等に係る新たな情報を入手すると，会員は当該情報を日本アルトマークにフィードバックし，日本アルトマークは適宜ＭＤＢの内容を更新している。そのため，ＭＤＢを日々最新の情報に更新することが可能となっている。

（注２）日本アルトマークによれば，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者や製薬会社等247社が会員企業として加入している（平成31年３月１日現在）。

⑵　ＭＤＢの種類

ＭＤＢの種類として，日本国内の医療施設に関するデータベースや日本国内の医師等に関するデータベース等が存在している。日本アルトマークは，提供するデータベースごとに料金を設定している。

⑶　ＭＤＢの重要な特徴

ＭＤＢの提供を受ける主要な事業者は，製薬会社や医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者である。製薬会社や医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者の間では，ＭＤＢが言わば事実上の標準のデータベースと認識されている。ＭＤＢが製薬会社や医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者からこのように評価されているのは，他のデータベースにはない以下の３つの重要な特徴を備えているためである。

①　ＤＣＦ（ドクターコンピューターファイル）コード（注３）が付されていること

②　データベースに登録された医師について，医師資格保有者であることの確認が取れていること

③　会員が共同メンテナンスを行っているため，情報が新しいこと

（注３）ＭＤＢに登録されている日本全国の医師及び医療施設には，それぞれ「ＤＣＦコード」と呼ばれる固有番号が付されている。製薬会社が医薬品情報提供プラットフォームを利用して，一定の条件に合致する医師をターゲットに絞った医薬品情報提供を行う場合，製薬会社は，どの医師に対して医薬品情報提供を行うのかを医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者に対して指示を出すが，この指示はＤＣＦコードを使って行われている。

５　医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

⑴　エムスリーの事業概要

ア　エムスリーは「ｍ３．ｃｏｍ」と称する医療関係者向けポータルサイトを運営している。ｍ３．ｃｏｍに会員登録できる者は，医師や薬剤師等の医療関係者である。ｍ３．ｃｏｍは，会員である医療関係者に対して，各種医療情報の提供や医療関係者同士の情報交換の場を提供するなどしている。ｍ３．ｃｏｍは無料で会員登録でき，会員はサイトを無料で利用できる。平成28年における我が国の医師数は31.9万人であり，このうち28万人以上がｍ３．ｃｏｍの会員であるため，我が国の医師の約85％以上がｍ３．ｃｏｍの会員であることになる。医師がｍ３．ｃｏｍの会員に新規登録する際には，エムスリーはＭＤＢと照合する等の方法で，医師であることを確認している。

イ　また，エムスリーは，ｍ３．ｃｏｍの事業の一環として，「ＭＲ君」と称する医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を展開している。ＭＲ君とは，製薬会社のＭＲ（注４）がｍ３．ｃｏｍサイト上のサービスであるＭＲ君を通して，毎日の診療に役立つ最新の医薬品情報等をｍ３．ｃｏｍの会員である医師に無料で提供するサービスである。ＭＲ君は，従来ＭＲが直接病院を訪問することで実施してきた医薬品情報の提供・情報交換をインターネット上で行うことを可能とするものであり，製薬会社による医師に対する医薬品情報の提供支援サービスとしての側面を有している。製薬会社は一定の対価をエムスリーに支払うことによって，製薬会社の個別製品のマーケティング戦略を的確に反映させられるように，情報提供の対象となる

医師についてターゲティングを行い，一定の条件で絞り込んだｍ３．ｃｏｍの会員である医師にダイレクトに医薬品情報を届けることが可能となり，効率的かつ効果的な医薬品情報の提供が可能となる。

（注４）「medical representative」の略。医薬品の適正な使用に資するために，医療関係者を訪問すること等により医薬品等の品質，有効性及び安全性に関する事項その他医薬品等の適正な使用のために必要な情報を収集し，提供することを主な業務として行う者を指す。

第１図　ｍ３．ｃｏｍとＭＲ君のビジネスモデル

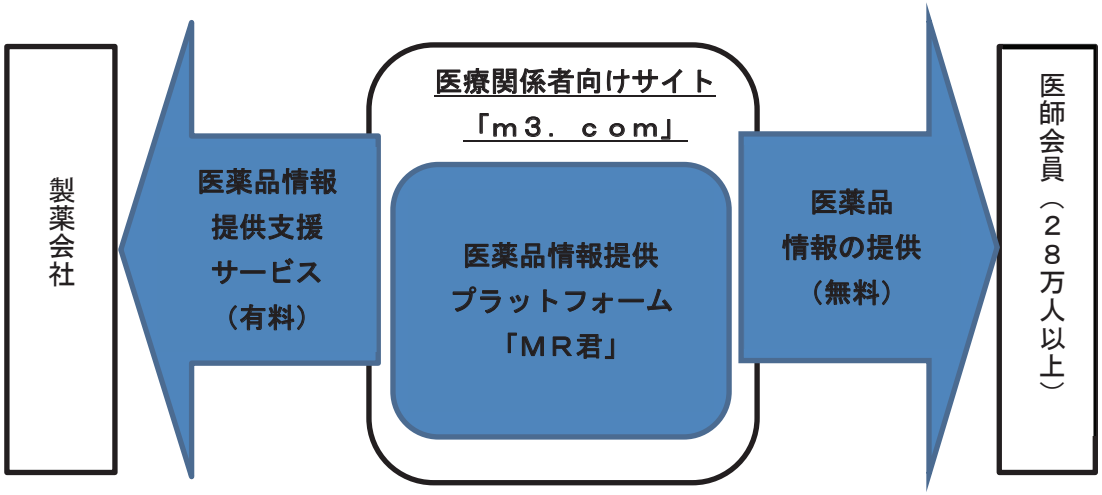

また，「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律」，「医薬品等適正広告基準」（平成29年９月29日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）等（以下，これらを併せて「医機法等」という。）に係る規制により，医薬関係者以外に対する医療用医薬品の広告や情報提供は禁止されているため，一般人が目にするサイト上で，医療用医薬品に係る広告等を行うことはできない。この点，ｍ３．ｃｏｍの会員である医師は，日本アルトマークのＭＤＢに登録された医師又はエムスリーが独自に調査して，医師であることを確認している医師であるため，製薬会社はＭＲ君を利用すれば同規制に違反することなく医薬品の情報提供を行うことができる。

⑵　エムスリー以外の医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者

医薬品情報提供プラットフォームを利用する製薬会社は，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者の選択基準として，次の①～③の条件を重視している。

①　インターネット技術を用いて医薬品情報提供を行っていること

②　ＭＤＢに登録された医師を会員としており，ＭＤＢと連携したサービスであること

③　相当数の医師を会員としていること

エムスリーの医薬品情報提供プラットフォーム運営事業（ＭＲ君）は，前記①～③の条件を備えている。エムスリーのほかに前記①～③の条件を備えている競争事業者は数社存在する（注５）。

（注５）日本アルトマークも医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を行っているが，同社の同事業に係る売上高は極めて僅少である。そのため，水平型企業結合に係る審査結果は記載していない。

６　一定の取引分野

⑴　二面市場の場合の一定の取引分野の画定について

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は，製薬会社と医師という異なる二つの需要者層を有している。そのため，一定の取引分野の画定に際しては，それぞれの需要者層について需要の代替性と供給の代替性をそれぞれ検討した上で，それぞれの需要者層について役務範囲及び地理的範囲を画定する。

⑵　役務範囲

ア　医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

㋐　製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

ａ　需要の代替性

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は，医薬品情報を医師に提供するインターネット上のプラットフォームを運営・管理する事業であり，製薬会社は医師への医薬品情報の提供支援サービスを受ける側の需要者である。製薬会社にとって，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業に類似する役務は存在しない。

ｂ　供給の代替性

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者が，製薬会社の依頼により行う医薬品情報の提供はターゲティング広告の一種である。すなわち，製品の広告等をしたいと考える企業と情報提供の対象となる第三者の間を仲介し，効果的かつ効率的な情報提供をインターネット上で実現するという点で，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業と一般的なインターネット広告代理店業は類似している。

医療用医薬品については医機法等に係る広告規制があるため，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者が行う医薬品情報の提供は，その対象が医薬関係者に限定される必要がある。この点について，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者は，ＭＤＢを活用した医薬品情報提供を行うことにより，医師に対するターゲティング広告等を実現させている。そのため，インターネット広告代理店等が，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を開始する場合には，ＭＤＢを利用するなど医機法等に係る広告規制に対応するための新たな対応が必要となるため，多大な追加的費用やリスクを負うことなく，短期間のうちに，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を開始することは困難

であり，供給の代替性は認められない。

c　小括

以上のことから，役務範囲を「製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業」と画定した。

(イ)　医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

a　需要の代替性

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は，医薬品情報を医師に提供するインターネット上のプラットフォームを運営・管理する事業であり，医師は医薬品情報の提供を受ける側の需要者である。

医師にとって，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業に類似する役務は存在しない。

b　供給の代替性

前記(ア) b と同様の理由で，インターネット広告代理店等が，多大な追加的費用やリスクを負うことなく，短期間のうちに，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を開始することは困難であり，供給の代替性は認められない。

c　小括

以上のことから，役務範囲を「医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業」と画定した。

イ　医療情報データベース提供事業

(ア)　需要の代替性

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者や製薬会社にとって，医療情報データベース提供事業に類似する役務は存在しない。

(イ)　供給の代替性

多大な追加的費用やリスクを負うことなく，短期間のうちに，医療情報データベース提供事業を開始できるような，医療情報データベース提供事業に類似する事業は存在しない。

(ウ)　小括

以上のことから，役務範囲を「医療情報データベース提供事業」と画定した。

ウ　地理的範囲

(ア)　製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

医薬品情報提供プラットフォームは，日本国内で事業活動を行う製薬会社に利用されており，これらの者は日本全国のどこであっても医薬品情報提供プラットフォームを利用することができる。また，地域によって医薬品情報提供プラットフォームの利用料が大きく異なるといった特段の事情も認められない。

したがって，地理的範囲を「日本全国」と画定した。

(ｲ)　医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

医薬品情報提供プラットフォームは，日本国内の医師に利用されており，これらの者は日本全国のどこであっても医薬品情報提供プラットフォームを利用することができる。また，医師はいずれの地域でも無料で医薬品情報提供プラットフォームを利用することができる。

したがって，地理的範囲を「日本全国」と画定した。

(ｳ)　医療情報データベース提供事業

医療情報データベースの提供を受けているのは，日本国内に所在する製薬会社や，日本国内に所在する医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者である。また，地域によって，医療情報データベースの料金が大きく異なるといった特段の事情も認められない。

したがって，地理的範囲を「日本全国」と画定した。

７　競争の実質的制限の検討

(1)　本件行為に係る企業結合行為形態

本件行為では，①垂直型企業結合（川上市場：医療情報データベース提供事業，川下市場：製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業）及び②混合型企業結合（医療情報データベース提供事業，製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業）の２点が主に問題となるため，以下検討する。

第２図　本件行為に係る概要図

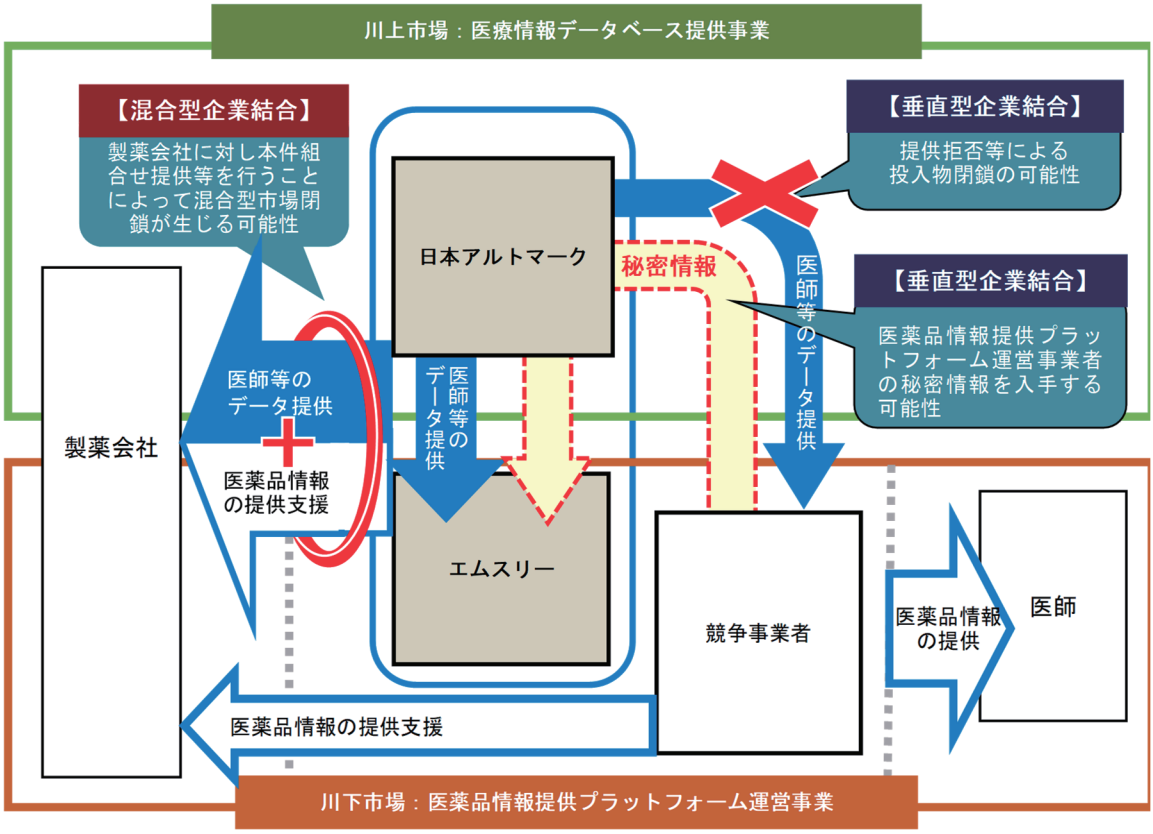

⑵　垂直型企業結合（川上市場：医療情報データベース提供事業，川下市場：医師及び製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業）による市場の閉鎖性・排他性

ア　当事会社の地位及び競争者の状況

⑺　医療情報データベース提供事業（川上市場）

医療情報データベース提供事業において，前記４の⑶のような特徴を有したデータベースはＭＤＢ以外に存在しない。

⑴　医薬品情報提供プラットフォーム運営事業（川下市場）

ａ　製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業の市場シェアは下表のとおりであり，エムスリーのシェアは約75％（第１位）である。他方，競争事業者のシェアは多くとも約10％であり，エムスリーとの格差は大きい。

【平成29年における製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業の市場シェア（売上高ベース）】

順位	事業者名	市場シェア（注6）
第１位	エムスリー	約75％
第２位	Ａ社	約10％
第３位	Ｂ社	約10％
第４位	Ｃ社	約5％
第５位	その他	約0-5％
合計		100％
市場シェア・順位：約75％・第1位		

（注６）72.5％以上77.5％未満を「約75％」とするなど，５％単位で記載している。そのため，合計値は必ずしも100になるとは限らない。

ｂ　医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は医師と製薬会社の仲介的存在であり，前記５⑵③に記載のとおり，医薬品情報提供プラットフォームを利用する製薬会社は，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者の選択基準として，特に医師会員の多さを重視している。そのため，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者は，良質かつ充実した情報提供を行うことなどにより，多くの医師会員を獲得するべく競争を行っていると考えられる。よって，医師会員数の多さは本件市場における競争状況を示す重要な一つの指標となると考えられるが，エムスリーは医師総数の約85％を会員として有している一方，それ以外の競争事業者は医師総数の約30～50％にとどまっており，エムスリーは同市場においても高い地位を有している。

イ　投入物閉鎖

(ｱ)　投入物閉鎖を行う能力

医療情報データベース提供事業（川上市場）を営む日本アルトマークが，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業（川下市場）を営む当事会社の競争事業者に対して，医療情報データベースの提供を拒否する又は当事会社への提供内容と比較して不利な条件で提供する（以下「提供拒否等」という。）ことにより，川下市場の製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業において，市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性について検討する（注７）。

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業（川下市場）では，日本アルトマークのＭＤＢを利用することによって医機法等の規制に違反しないことが担保されているほか，ＭＤＢを利用することによって，個々の医師の属性を踏まえて，ターゲットを絞った医薬品情報提供が可能となることから，需要者である製薬会社は，医薬品情報提供プラットフォームがＭＤＢと連携されている点を取引先の選定基準として重視している。また，医療情報データベース提供事業は，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者が事業を行う上で必要不可欠なものであるが，日本アルトマークのＭＤＢと同水準のデータベースを提供できる事業者は存在せず，主要な医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者の中で日本アルトマークのＭＤＢの提供を受けていない事業者は存在しない。そのため，日本アルトマークが医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を営む当事会社の競争事業者に対して提供拒否等を行えば，当該競争事業者の競争力が減退したり，当該競争事業者が医薬品情報提供プラットフォーム運営事業から排除される可能性が高く，また，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業への新規参入が困難となる可能性が高い。

したがって，当事会社は投入物閉鎖を行う能力を有する。

（注７）市場の閉鎖性・排他性の問題をもたらす提供拒否等を「投入物閉鎖」という。

(ｲ)　投入物閉鎖を行うインセンティブ

前記(ｱ)のとおり，当事会社は投入物閉鎖を行う能力があり，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を営む当事会社の競争事業者の競争力が減退したり，当該競争事業者が医薬品情報提供プラットフォーム運営事業から排除されること等によって，利益を増加させることができる。

したがって，当事会社は投入物閉鎖を行うインセンティブがある。

ウ　当事会社間で競争事業者の秘密情報が共有されることによる市場への影響

日本アルトマークと取引をしている医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者は，ＭＤＢを利用して医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を行う場合に，日本アルトマークとの間で事業上の秘密情報を共有している。そのため，エムスリーが，日本アルトマークを通じて，自己の競争事業者の事業上の秘密情報を入手し，

これを自己に有利に用いれば，当該競争事業者は競争上不利な立場に置かれる可能性がある。

例えば，当事会社の競争事業者である医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者は，ＭＤＢを利用した新規の医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を開始する際に，当該新規事業の概要をあらかじめ日本アルトマークに報告した上で，日本アルトマークからＭＤＢの利用許諾を受ける必要がある。このような情報をエムスリーが日本アルトマークを通じて入手し，当該競争事業者の当該新規事業に対抗するサービスの検討に利用する場合には，当該競争事業者は競争上不利な立場に置かれることとなる。

また，日本アルトマークは，ＭＤＢの提供に際し，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者との間で秘密保持契約を締結しているが，本契約自体を当事会社に有利に変更することが可能であることや，エムスリーが同社の役員若しくは従業員を日本アルトマークに出向させる又は日本アルトマークの役員若しくは従業員と兼任させることによって当該役員若しくは従業員が他の医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者に係る秘密情報を入手し，それを利用する形でエムスリーが営む医薬品情報提供プラットフォーム運営事業の業務の中で競争に影響を与えるような判断・決定をすることは可能である。

したがって，当事会社の間で競争事業者の秘密情報が共有されることによって，市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性がある。

⑶　混合型企業結合（医療情報データベース提供事業，医師及び製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業）による市場の閉鎖性・排他性

ア　当事会社の地位及び競争者の状況

前記⑵アと同様である。

イ　混合型市場閉鎖

㋐　混合型市場閉鎖を行う能力

日本アルトマークのＭＤＢ提供事業と当事会社の医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は，いずれも製薬会社が需要者となっている。

前記４⑶の（注３）に記載のとおり，製薬会社が医薬品情報提供プラットフォームを利用して，一定の条件に合致する医師をターゲットに絞った医薬品情報提供を行う場合，製薬会社は，どの医師に対して医薬品情報提供を行うのかを医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者に対して指示を出すが，この指示はＭＤＢに付されているＤＣＦコードを使って行われている。そのため，当事会社が製薬会社に対して，ＭＤＢの提供に併せて当事会社の医薬品情報提供プラットフォームを利用させたり，他社の医薬品情報提供プラットフォームを利用させないという条件を付けることや，当事会社の医薬品情報提供プラットフォームを利

用することを条件にＭＤＢの提供価格を値引きすること等（以下「本件組合せ提供等」という。）が考えられる。

そこで，医療情報データベース提供事業を営む日本アルトマークが，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を営む当事会社の競争事業者に対して，本件組合せ提供等を行うことにより，製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業において，市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性について検討する（注８）。

製薬業界においては，ＭＤＢが事実上の標準のように利用されており，日本アルトマークのＭＤＢと同水準のデータベースを提供できる事業者は存在しないことを踏まえれば，製薬会社にとってＭＤＢは必要不可欠なものであり，当事会社が本件組合せ提供等に及べば，製薬会社はこれを受け入れざるを得ないと考えられる。そのため，本件組合せ提供等により，当事会社と競争関係にある医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者は市場から排除される可能性が高い。

したがって，当事会社は混合型市場閉鎖を行う能力がある。

（注８）市場の閉鎖性・排他性の問題をもたらす組合せ提供等を「混合型市場閉鎖」という。

㈠　混合型市場閉鎖のインセンティブ

前記㈦のとおり，当事会社は混合型市場閉鎖を行う能力があり，自己の競争事業者を排除することによって，利益を増加させることができる。

したがって，当事会社は混合型市場閉鎖を行うインセンティブがある。

⑷　医薬品情報提供プラットフォーム運営事業における参入圧力等

製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業には，参入圧力は働いていない。また，製薬会社が医師に対し医薬品情報を提供する方法としては，①「自社のＭＲによって医薬品情報を提供する」又は②「自社が運営するサイトを利用して医薬品情報を提供する」という方法があるが，これらの方法では主に製薬会社の自社製品の医薬品情報しか提供されないなど，医師にとって利便性が悪く，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業への競争圧力となっているとは認められない。

⑸　独占禁止法上の評価

以上のとおり，本件行為後，①投入物閉鎖，②秘密情報の共有及び③混合型市場閉鎖によって，製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業において，市場の閉鎖性・排他性が生じるおそれがある。また，製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業への参入圧力等は存在しない。したがって，本件行為により，製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業における競争が実質的に制限されることとなる。

８　当事会社による問題解消措置の申出

当事会社に対し，前記７⑸のとおり，本件行為により，製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業における競争が実質的に制限されることとなる旨の指摘を行ったところ，当事会社から，以下の問題解消措置（以下「本件問題解消措置」という。）の申出があった。

⑴　垂直型企業結合（投入物閉鎖）に対する対応

ア　供給継続義務

当事会社は，本件行為の実行日以降期間の定めなく，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業における競争事業者（新規事業者も含む。）（以下単に「競争事業者」という。）へのＭＤＢ等（注９）の提供を拒絶しない。

（注９）ＭＤＢ及びＭＤＢと同種ないし類似の医療施設・医療従事者の基本情報に関するデータベースを指す。以下同じ。

イ　ＭＤＢ等の提供価格及び提供価格以外の取引条件に係る差別的取扱いの禁止

当事会社は，本件行為の実行日以降期間の定めなく，競争事業者に対して提供するＭＤＢ等の価格，内容，品質等の取引条件について，差別的な取扱いは行わない。

⑵　垂直型企業結合（秘密情報の共有）に対する対応

当事会社は，本件行為の実行日以降期間の定めなく，ＭＤＢ等を利用した競争事業者の事業に関する非公知の情報をエムスリーの役員及び従業員（これらのうちエムスリーからアルトマークへの出向者であって前記の非公知情報に関与又はアクセスする必要がある者は除く。）に開示しないよう日本アルトマークの役員及び従業員に周知する。また，万一これに違反した場合には就業規則等に基づき懲戒処分の対象になり得ることを了解する旨の誓約書を当該役員等から提出させる。

さらに，当事会社は，当該非公知情報に関与又はアクセスする必要がない当事会社の役員及び従業員が当該非公知情報にアクセスできないようにする措置を講じる。

そして，エムスリーから日本アルトマークに派遣された役員又は従業員がエムスリーの役員又は従業員を兼任しており，前記の非公知情報に関与又はアクセスできる場合には，非公知情報を利用して競争に影響を与え得るエムスリーの業務には従事させないこととする。

⑶　混合型企業結合（混合型市場閉鎖）に対する対応

当事会社は，本件行為の実行日以降期間の定めなく，ＭＤＢ等の提供に併せて，当事会社の各種サービスを利用することや他社サービスを利用しないことを条件にせず，当事会社の各種サービスの提供に併せて，ＭＤＢ等の価格を値引きしたり，ＭＤＢ等の内容，品質等の提供条件等を有利に設定しない。

⑷　定期報告等

当事会社は，本件行為後５年間，１年に１回，法務グループが本件問題解消措置の遵守状況を監査する。また，当事会社は公正取引委員会に５年間の定期報告を行う。さらに，公正取引委員会からの情報提出要請について，特に期限を設けず対応する。

9　本件問題解消措置に対する評価

⑴　垂直型企業結合（投入物閉鎖）に対する対応

当事会社は，競争事業者に対して，本件行為の実行日以降期間の定めなく①ＭＤＢ等の提供継続義務を負うとともに，②ＭＤＢ等の価格等に係る差別的取扱いの禁止の義務を負うこととなるため，本件問題解消措置により投入物閉鎖は解消されるものと評価できる。

⑵　垂直型企業結合（秘密情報の共有）に対する対応

当事会社は，本件行為の実行日以降期間の定めなく，エムスリーの役員等が競争事業者の非公知情報を利用することができないような対応及び措置を講ずることとなるため，競争事業者の非公知情報を取得すること等により，当事会社が不当に有利になることを防止する観点から，本件問題解消措置は適切であると評価できる。

⑶　混合型企業結合（混合型市場閉鎖）に対する対応

当事会社は，本件行為の実行日以降期間の定めなく，本件組合せ提供等を行うことが禁止されることとなるため，本件問題解消措置により混合型市場閉鎖は解消されるものと評価できる。

⑷　定期報告等

当事会社は内部監査及び定期報告を５年間行うとともに，当委員会からの情報提供要請については期限の定めなく対応することを踏まえれば，これらの対応は本件問題解消措置の実効性担保の観点から，適切であると評価できる。

⑸　小括

以上のとおり，当事会社が本件問題解消措置を講じることを前提とすれば，本件行為による市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと評価できることから，本件行為により，製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

10　結論

当事会社が本件問題解消措置を講じることを前提とすれば，本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

第８章　不公正な取引方法への取組

第１　概説

独占禁止法は，第19条において事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止しているほか，事業者及び事業者団体が不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的契約を締結すること，事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること，会社及び会社以外の者が不公正な取引方法により株式を取得し又は所有すること，会社が不公正な取引方法により役員の兼任を強制すること，会社が不公正な取引方法により合併すること等の行為を禁止している（第６条，第８条第５号，第10条第１項，第13条第２項，第14条，第15条第１項，第15条の２第１項第２号及び第16条第１項）。不公正な取引方法として規制される行為の具体的な内容は，公正取引委員会が告示により指定することとされてきたが，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号。以下「平成21年独占禁止法改正法」という。）により，これまで不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）により指定されていたもののうち，共同の取引拒絶，差別対価，不当廉売，再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用の全部又は一部が法定化され（第２条第９項第１号から第５号），新たに課徴金納付命令の対象となった（第20条の２から第20条の６）。

不公正な取引方法に対する取組に関しては，前記規定に違反する事件の処理のほか，不公正な取引方法の指定に関する調査，不公正な取引方法に関する説明会の開催等の普及・啓発活動，不公正な取引方法を防止するための指導業務等がある。また，不公正な取引方法に関する事業者からの相談に積極的に応じることにより違反行為の未然防止に努めている。

第２　不当廉売に対する取組

企業が効率化によって達成した低価格で商品を供給するのではなく，採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとすることは，独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり，公正な競争秩序に悪影響を与えるときは，不公正な取引方法の一つである不当廉売として規制される。

公正取引委員会は，以前から，不当廉売に対し，厳正かつ積極的に対処することとしている。

1　不当廉売事案への対処

⑴　処理方針

小売業における不当廉売事案については，①申告のあった事案に関しては，処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則２か月以内として迅速処理（注）することとし，繰り返し注意を受ける事業者に対しては，事案に応じて，責任者を招致した上で直接注意を行うほか，②大規模な事業者による事案又は繰り返し行われている事案であって，

周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについて，周辺の販売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い，問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。

（注）申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則２か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

⑵　処理の状況

令和元年度においては，酒類，石油製品，家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売の申告等に対し迅速処理を行い，不当廉売につながるおそれがあるとして合計235件の事案に関して注意を行った（第１表参照）。

例えば，石油製品及びその他の商品について，供給に要する費用を著しく下回る対価で販売した事業者の責任者に対し，直接注意した事例があった。

第１表　令和元年度における小売業に係る不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

（単位：件）

	酒類	石油製品	家庭用電気製品	その他	合計
注意件数	63	162	2	8	235

2　規制基準の明確化

公正取引委員会は，昭和59年に「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を公表し，その後，個別の業種（酒類，ガソリン等及び家庭用電気製品）についてその取引実態を踏まえたガイドラインを順次公表することにより，不当廉売規制の考え方を明らかにしてきた。

平成21年独占禁止法改正法により，不当廉売が新たに課徴金納付命令の対象となったこと等に伴い，公正取引委員会は，不当廉売の要件に関する解釈を更に明確化すること等により，法運用の透明性を一層確保し，事業者の予見可能性をより向上させるため，これらのガイドラインを改定し，平成21年12月18日に公表した。

第３　優越的地位の濫用に対する取組

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（優越的地位の濫用）は，自己と競争者間及び相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであり，不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

公正取引委員会は，以前から，優越的地位の濫用行為に対し，厳正かつ効果的に対処することとしている。

1　優越的地位の濫用への対処

公正取引委員会は，優越的地位の濫用行為に係る調査を効率的かつ効果的に行い，必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し（平成21年11月），調査を行っているところ，令和元年度においては，１件の警告（第２章第３第６表一連番号１を参照）及び29件の注意を行った。注意の内訳（行為類型）は第２表のとおりであり，購入・利用強制が11件，従業員等の派遣の要請が９件，その他経済上の利益の提供の要請が９件，協賛金等の負担の要請が７件，支払遅延が７件，減額が７件，不当な給付内容の変更及びやり直しの要請が５件，返品が４件，取引の対価の一方的決定が２件となっている（注）。

（注）独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法である下請法において勧告又は指導が行われた違反行為等は，後記第９章第２ 3 違反行為類型別件数のとおりである。下請法においては，独占禁止法の優越的地位の濫用の規制とは異なり，支払遅延，減額及び買いたたきの３類型が違反類型別の実体規定違反件数の約８割を占めている。ただし，下請法の対象は，親事業者と下請事業者との間の一定の委託取引に限られており（後記第９章第１参照），そのような限定がない優越的地位の濫用規制とは異なる。

第２表　注意事案の行為類型一覧

（単位：件）

行為類型＼取引形態	小売業者に対する納入取引	物流取引	宿泊業者に対する納入等取引	飲食業者に対する納入等取引	その他の取引	合計
購入・利用強制	4	1	5	1	0	11
協賛金等の負担の要請	0	0	7	0	0	7
従業員等の派遣の要請	9	0	0	0	0	9
その他経済上の利益の提供の要請	1	6	2	0	0	9
返品	4	0	0	0	0	4
支払遅延	0	7	0	0	0	7
減額	2	5	0	0	0	7
取引の対価の一方的決定	0	2	0	0	0	2
不当な給付内容の変更及びやり直しの要請	0	5	0	0	0	5
その他	0	0	0	0	0	0
合計	20	26	14	1	0	61

（注）一つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため，注意件数（29件）と行為類型の内訳の合計数（61件）とは一致しない。

2　中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野に係る実態調査等

公正取引委員会は，独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し，厳正に対処しているほか，中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について，実態調査等を実施し，普及・啓発に努めている。

(1)　製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査

公正取引委員会は，近年，事業活動における知的財産保護の重要性が高まっており，

また，有識者から公正取引委員会に対して「優越的な地位にある事業者が取引先の製造業者からノウハウや知的財産権を不当に吸い上げている」といった指摘が複数寄せられていることを踏まえ，製造業者を対象とする実態調査を実施した。

当該調査の結果，ノウハウの開示を強要される，知的財産権の無償譲渡を強要される等のこれまであまり知られてこなかった事例が多数報告された。

調査結果を踏まえ，公正取引委員会は，独占禁止法及び下請法上問題となり得る行為を未然に防止する観点から，本調査結果を令和元年６月に公表するとともに，経済産業省及び特許庁と連携し，製造業関係事業者団体等に対して報告書の周知を行った。また，今後とも，製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等についての情報収集に努めるとともに，違反行為に対して厳正に対処していく（下請法違反行為については，共同して下請法を運用している中小企業庁と連携して厳正に対処していく。）。

⑵　警備業務の取引に関する実態調査

公正取引委員会は，「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」（議長：内閣官房副長官（参））に参画し，その議論も踏まえつつ，中小企業等の取引条件の改善等に向け，下請法等の積極的な運用を進めているところである。

当該会議での議論を踏まえ，警備業務に係る事業者間の取引状況を把握するため，警備業者1,000名を対象とする実態調査を実施した。

当該調査の結果，取引額上位３名との取引において優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為を受けたことがあると回答した警備業者は，回答者全体の11％であった。行為類型別の状況をみると，「不当な給付内容の変更」が最も多く，次いで「不当な経済上の利益の提供要請」が多かった。また，問題となり得る行為をした取引先の業態別の状況をみると，約70％が建設業者であった。

公正取引委員会は，調査結果を踏まえ，違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から，建設業者の関係事業者団体に対して，本調査結果を示すとともに，業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。

⑶　荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は，荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から，平成16年３月８日，特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成16年公正取引委員会告示第１号。以下「物流特殊指定」という。）を指定し，荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

令和元年度においては，物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため，荷主３万名及び物流事業者４万名を対象とする書面調査を実施した。当該調査の結果，物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた864名の荷主に対して，物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（令和２年３月）。

当該864名の荷主のうち，業種について回答のあった847名を業種別にみると，製造業が最も多く（420名，49.6％），卸売業（187名，22.1％），小売業（48名，5.7％）がこ

れに続いている。また，問題となるおそれがある行為989件を類型別にみると，経済上の利益の提供要請が最も多く（414件，41.9%），代金の支払遅延（230件，23.3%），発注内容の変更（158件，16.0%）がこれに続いている。

3　優越的地位の濫用規制に係る講習会

公正取引委員会は，過去に優越的地位の濫用規制に係る違反行為がみられた業種，各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として，業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習会を実施している。

令和元年度においては，荷主・物流事業者向けに９回の講習会を実施した。

4　優越的地位の濫用規制に係る相談・指導

⑴　優越的地位の濫用規制に係る相談

公正取引委員会は，地方事務所等を含めた全国の相談窓口において，年間を通して，優越的地位の濫用規制に係る相談を受け付けている。

令和元年度においては，1,104件の相談に対応した。

⑵　中小事業者のための移動相談会の実施

公正取引委員会は，下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ，全国の当該中小事業者が所在する地域に職員を派遣し，優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和元年度においては，25か所で実施した。

5　コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は，事業者等からの優越的地位の濫用規制に係る相談に応じるとともに，優越的地位の濫用規制の一層の普及・啓発を図るため，事業者団体が開催する研修会等に職員を講師として派遣している。

令和元年度においては，事業者団体等へ17回講師を派遣した。

第９章　下請法に関する業務

第１　概説

下請法は，経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより，下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で，独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は，親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理，プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合，親事業者に下請事業者への発注書面の交付（第３条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその２年間の保存（第５条）を義務付けているほか，親事業者の禁止事項として，①受領拒否（第４条第１項第１号），②下請代金の支払遅延（同項第２号），③下請代金の減額（同項第３号），④返品（同項第４号），⑤買いたたき（同項第５号），⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第６号），⑦報復措置（同項第７号），⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第２項第１号），⑨割引困難な手形の交付（同項第２号），⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第３号），⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第４号）を定めており，これらの行為が行われた場合には，公正取引委員会は，その親事業者に対し，当該行為を取りやめ，下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じるよう勧告する旨を定めている（第７条）。

第２　違反事件の処理

下請取引においては，親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても，その取引の性格から，下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため，公正取引委員会は，中小企業庁と協力し，親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第１表及び附属資料５－１表参照）。

これらの調査の結果，違反行為が認められた親事業者に対しては，その行為を取りやめさせるほか，下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第２表及び附属資料５－２表参照）。

1　書面調査

公正取引委員会は，令和元年度において，資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者６万名（製造委託等（注１）３万5810名，役務委託等（注２）２万4190名）及びその下請事業者30万名（製造委託等20万190名，役務委託等９万9810名）を対象に書面調査を実施した（第１表参照）。

（注１）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。
（注２）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第１表　書面調査の実施状況の推移

（単位：名）

区分 / 年度	書面調査発送件数	
	親事業者調査	下請事業者調査
元	60,000	300,000
製造委託等	35,810	200,190
役務委託等	24,190	99,810
30	60,000	300,000
製造委託等	39,175	211,741
役務委託等	20,825	88,259
29	60,000	300,000
製造委託等	38,680	208,513
役務委託等	21,320	91,487
28	39,150	214,500
製造委託等	25,696	151,912
役務委託等	13,454	62,588
27	39,101	214,000
製造委託等	26,559	151,499
役務委託等	12,542	62,501

2　違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

⑴　新規着手件数

令和元年度においては，新規に着手した下請法違反被疑事件は8,515件である。このうち，書面調査により職権探知したものは8,360件，下請事業者等からの申告によるものは155件である（第２表及び附属資料５－２表参照）。

⑵　処理件数

令和元年度においては，公正取引委員会は，8,315件の下請法違反被疑事件を処理し，このうち，8,023件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち７件について同法第７条の規定に基づき勧告を行い，いずれも公表し，8,016件について指導の措置を採るとともに，親事業者に対して，違反行為等の改善及び再発防止のために，社内研修，監査等により社内体制を整備するよう指導した（第２表，第１図及び附属資料５－２表参照）。

第２表　下請法違反被疑事件の処理状況の推移

（単位：件）

区分＼年度	新規着手件数				処理件数				
					措置				
	書面調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	計	勧告	指導	小計	不問	計
元	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
30	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
製造委託等	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
役務委託等	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
29	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
製造委託等	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
役務委託等	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
28	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
製造委託等	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
役務委託等	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
27	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
製造委託等	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
役務委託等	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847

第１図　下請法の事件処理件数の推移

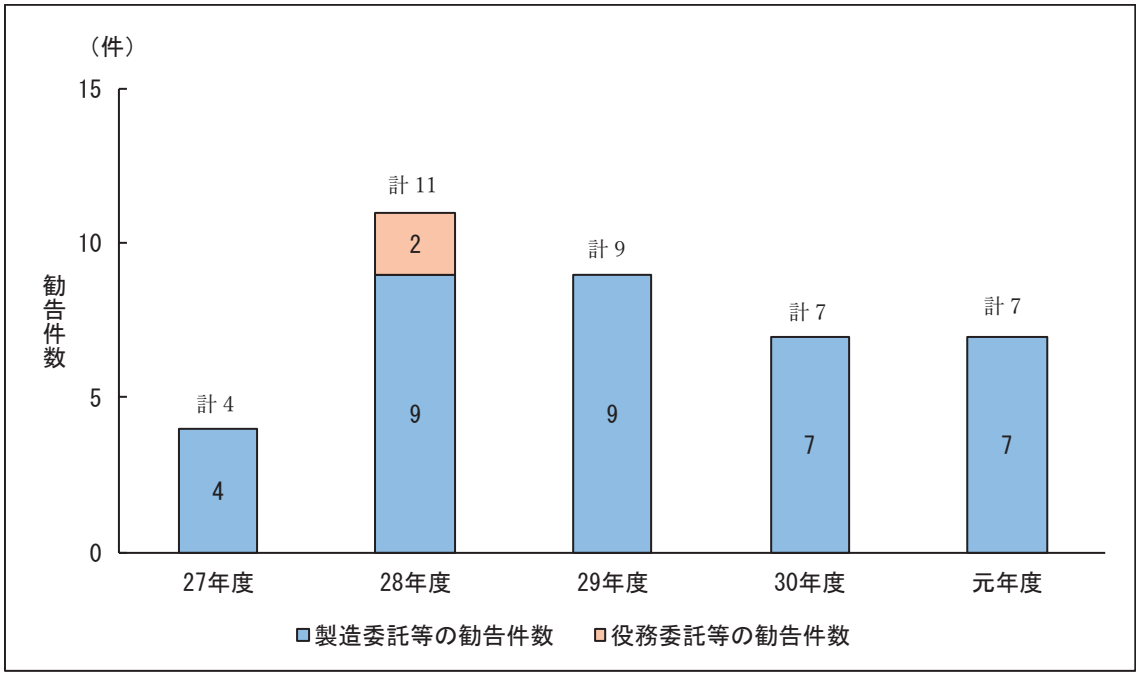

（注１）勧告を行った事件の中には，製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが，本図においては，当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して，件数を計上している。
（注２）このほか，勧告に相当するような自発的な申出事案もある（後記 5 参照）。

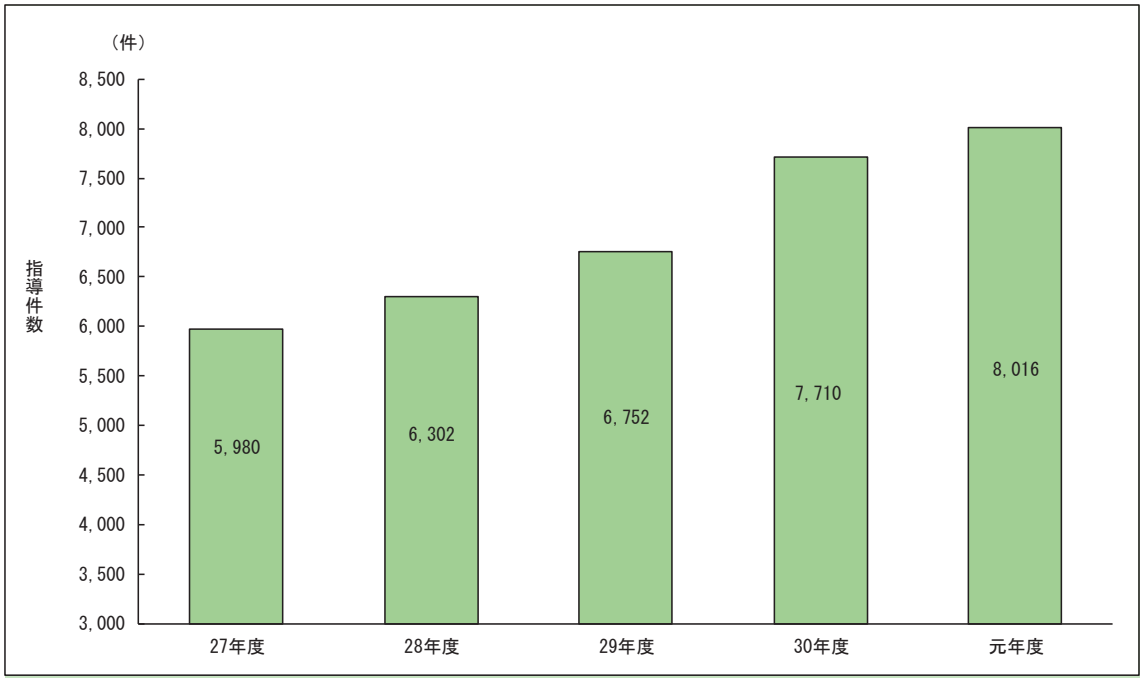

３　違反行為類型別件数

令和元年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると，手続規定違反（下請法第３条又は第５条違反）は6,609件（違反行為類型別件数の延べ合計の48.9％）である。このうち，発注時に下請代金の額，支払方法等を記載した書面を交付していない，又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（第３条違反）が5,864件，下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（第５条違反）が745件である。また，実体規定違反（第４条違反）は，6,919件（違反行為類型別件数の延べ合計の51.1％）となっており，このうち，下請代金の支払遅延（同条第１項第２号違反）が3,651件（実体規定違反件数の合計の52.8％），下請代金の減額（同項第３号違反）が1,150件（同16.6％），買いたたき（同項第５号違反）が721件（同10.4％）となっている（第３表及び附属資料５－３表参照）。

第３表　下請法違反行為類型別件数の推移

（単位：件，（%））

違反行為類型＼年度		元			30			29		
			製造委託等	役務委託等		製造委託等	役務委託等		製造委託等	役務委託等
実体規定違反	受領拒否（第4条第1項第1号違反）	32 (0.5)	29 (0.6)	3 (0.1)	46 (0.7)	36 (0.7)	10 (0.5)	23 (0.4)	19 (0.5)	4 (0.2)
	下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号違反）	3,651 (52.8)	2,160 (45.7)	1,491 (68.1)	3,371 (49.4)	2,051 (42.2)	1,320 (67.2)	3,129 (54.2)	1,988 (48.2)	1,141 (68.9)
	下請代金の減額（第4条第1項第3号違反）	1,150 (16.6)	867 (18.3)	283 (12.9)	834 (12.2)	642 (13.2)	192 (9.8)	611 (10.6)	461 (11.2)	150 (9.1)
	返品（第4条第1項第4号違反）	14 (0.2)	11 (0.2)	3 (0.1)	19 (0.3)	14 (0.3)	5 (0.3)	20 (0.3)	19 (0.5)	1 (0.1)
	買いたたき（第4条第1項第5号違反）	721 (10.4)	533 (11.3)	188 (8.6)	1,487 (21.8)	1,195 (24.6)	292 (14.9)	1,179 (20.4)	932 (22.6)	247 (14.9)
	購入・利用強制（第4条第1項第6号違反）	72 (1.0)	47 (1.0)	25 (1.1)	90 (1.3)	61 (1.3)	29 (1.5)	94 (1.6)	62 (1.5)	32 (1.9)
	報復措置（第4条第1項第7号違反）	1 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	5 (0.1)	3 (0.1)	2 (0.1)	0 (−)	0 (−)	0 (−)
	有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号違反）	98 (1.4)	92 (1.9)	6 (0.3)	113 (1.7)	110 (2.3)	3 (0.2)	92 (1.6)	89 (2.2)	3 (0.2)
	割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号違反）	254 (3.7)	243 (5.1)	11 (0.5)	374 (5.5)	356 (7.3)	18 (0.9)	324 (5.6)	311 (7.5)	13 (0.8)
	不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号違反）	336 (4.9)	287 (6.1)	49 (2.2)	348 (5.1)	291 (6.0)	57 (2.9)	261 (4.5)	212 (5.1)	49 (3.0)
	不当な給付内容の変更・やり直し（第4条第2項第4号違反）	590 (8.5)	458 (9.7)	132 (6.0)	132 (1.9)	96 (2.0)	36 (1.8)	45 (0.8)	29 (0.7)	16 (1.0)
	小　　計	6,919 (100)	4,728 (100)	2,191 (100)	6,819 (100)	4,855 (100)	1,964 (100)	5,778 (100)	4,122 (100)	1,656 (100)
手続規定違反	発注書面不交付・不備（第3条違反）	5,864	4,202	1,662	5,964	4,183	1,781	5,322	3,826	1,496
	書類不保存等（第5条違反）	745	458	287	778	520	258	649	448	201
	虚偽報告等（第9条第1項違反）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小　　計	6,609	4,660	1,949	6,742	4,703	2,039	5,971	4,274	1,697
合　　計		13,528	9,388	4,140	13,561	9,558	4,003	11,749	8,396	3,353

4　下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和元年度においては，下請事業者が被った不利益について，親事業者268名から，下請事業者7,469名に対し，下請代金の減額分の返還等，総額27億7651万円相当の原状回復が行われた。

主なものとしては，①下請代金の減額事件において，親事業者は総額17億6191万円を下請事業者に返還し，②返品事件において，親事業者は下請事業者から総額６億6438万円相当の商品を引き取り，③下請代金の支払遅延事件において，親事業者は遅延利息等として総額３億2026万円を下請事業者に支払い，④不当な経済上の利益の提供要請事件において，親事業者は総額2556万円の利益提供分を下請事業者に返還した（第４表及び第２図参照）。

第４表　下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った親事業者数（注２）	返還等を受けた下請事業者数（注２）	原状回復の金額（注１）
減額	元年度	104名	4,087名	17億6191万円
	30年度	120名	4,593名	1億8367万円
	29年度	140名	7,659名	16億7800万円
	28年度	131名	4,060名	18億4452万円
	27年度	93名	4,405名	7億7050万円
返品	元年度	11名	106名	6億6438万円
	30年度	7名	59名	1911万円
	29年度	11名	107名	360万円
	28年度	2名	17名	3億3957万円
	27年度	7名	161名	1億7896万円
支払遅延	元年度	132名	2,931名	3億2026万円
	30年度	165名	4,901名	4億2288万円
	29年度	138名	3,015名	1億9675万円
	28年度	144名	2,076名	6958万円
	27年度	124名	2,857名	3億2691万円
不当な経済上の利益の提供要請	元年度	8名	229名	2556万円
	30年度	7名	346名	1750万円
	29年度	8名	47名	633万円
	28年度	8名	98名	2190万円
	27年度	4名	123名	3078万円
受領拒否	元年度	1名	1名	208万円
	30年度	1名	1名	162万円
	29年度	3名	162名	14億7624万円
	28年度	－名	－名	－
	27年度	1名	4名	71万円
割引困難な手形の交付	元年度	1名	10名	109万円
	30年度	2名	8名	5万円
	29年度	1名	5名	158万円
	28年度	1名	5名	44万円
	27年度	1名	4名	44万円
購入等強制	元年度	4名	94名	61万円
	30年度	5名	152名	225万円
	29年度	2名	10名	6万円
	28年度	7名	221名	2359万円
	27年度	1名	199名	25万円

違反行為類型	年度	返還等を行った親事業者数（注２）	返還等を受けた下請事業者数（注２）	原状回復の金額（注１）
やり直し等	元年度	2名	4名	49万円
	30年度	2名	3名	24万円
	29年度	－名	－名	－
	28年度	3名	3名	1498万円
	27年度	2名	4名	1706万円
有償支給原材料等の対価の早期決済	元年度	3名	5名	6万円
	30年度	9名	95名	2088万円
	29年度	4名	19名	168万円
	28年度	5名	24名	58万円
	27年度	1名	1名	18万円
買いたたき	元年度	2名	2名	3万円
	30年度	3名	14名	244万円
	29年度	1名	1名	289万円
	28年度	1名	10名	8411万円
	27年度	2名	2名	38万円
合計	元年度	268名	7,469名	27億7651万円
	30年度	321名	10,172名	6億7068万円
	29年度	308名	11,025名	33億6716万円
	28年度	302名	6,514名	23億9931万円
	27年度	236名	7,760名	13億2622万円

（注１）違反行為類型ごとの返還等の金額は１万円未満を切り捨てているため，各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。
（注２）親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。
（注３）該当がない場合を「－」で示した。

第２図　原状回復の状況

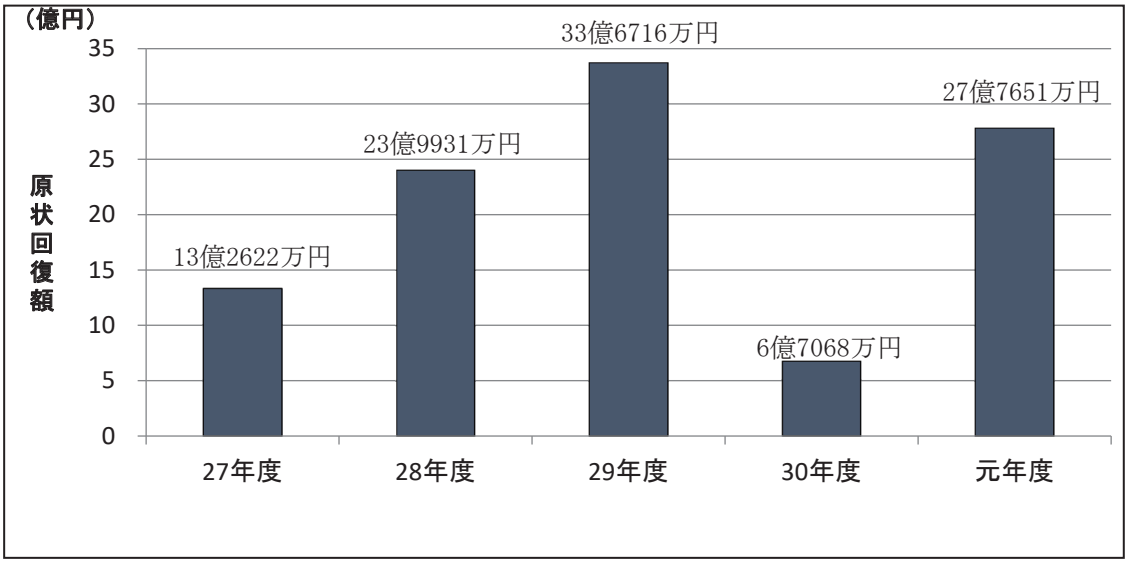

5　下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は，親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み，当委員会が調査に着手する前に，違反行為を自発的に申し出，かつ，自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については，親事業者の法令遵守を促す観点から，下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし，この旨を公表している（平成20年12月17日。詳細については，後記リンク先を参照）。

令和元年度においては，前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は78件であった（第５表参照）。また，同年度に処理した自発的な申出は46件であった。令和元年度においては，親事業者からの違反行為の自発的な申出により，下請事業者1,926名に対し，下請代金の減額分の返還等，総額5849万円相当の原状回復が行われた（注）。

https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

（注）前記 4 記載の金額に含まれている。

第５表　自発的な申出の件数

（単位：件）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
52	61	47	73	78

6 勧告事件及び主な指導事件

令和元年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
食料品の製造販売業 (31.4.23勧告)	森永製菓㈱は，単価の引下げ改定を行ったところ，単価の引下げの合意日前に発注した食料品について引き下げた単価を遡って適用し，平成28年11月から平成30年5月までの間，下請代金の額から，下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引くことにより，下請代金の額を減じていた。 減額金額は，下請事業者5名に対し，総額958万2853円であり，同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
日用品，園芸用品，大工用品等の小売業 (元.9.27勧告)	㈱LIXIL ビバは，下請事業者に対し，自社の店舗（ホームセンター）における商品，商品棚，什器等の移動，商品の陳列等の作業（売場手直し）を行わせるため，下請事業者の利益との関係を明らかにすることなく，その従業員等を派遣するよう要請し，この要請に応じた下請事業者に対し，平成29年10月から平成30年12月までの間，35店舗において，延べ812人の従業員等を派遣させ，延べ6,131時間26分（休憩時間を含む。）にわたり，無償で当該作業を行わせることにより，下請事業者の利益を不当に害していた。 無償で提供させた役務のために要した費用相当額は，下請事業者43名に対し，総額973万7765円である。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
ゴム射出成形機等の製造販売業 (元.9.27勧告)	三友工業㈱は，次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより，下請代金の額を減じていた。 ア　「期間契約」の額（平成29年11月から平成31年1月までの間） イ　「特別物件価格協力」の額（平成29年11月から平成30年12月までの間） ウ　「手数料」の額（平成29年11月から平成31年3月までの間） 減額金額は，下請事業者36名に対し，総額2010万4269円である。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
自動車部品等の製造業 (元.9.30勧告)	東洋電装㈱は，単価の引下げ改定を行ったところ，単価の引下げの合意日前に発注した部品等について引き下げた単価を遡って適用し，平成30年1月から平成31年4月までの間，下請代金の額から，下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引くことにより，下請代金の額を減じていた。 減額金額は，下請事業者32名に対し，総額1567万8869円であり，同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
プラスチック製品の製造業 (元.11.22勧告)	誠和産業㈱は，平成30年2月から令和元年8月までの間，「仕入割引」を下請代金の額から差し引くことにより，下請代金の額を減じていた。 減額金額は，下請事業者54名に対し，総額2786万2291円であり，同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

事業内容	違　反　行　為　等　の　概　要	関係法条
女性向け既製服等の小売業 (2.2.14勧告)	㈱レリアンは，消費者に販売する女性向け既製服等の製造を下請事業者に委託しているところ，下請事業者に対し，次の行為を行っていた。 ①　下請代金の支払遅延 下請事業者に製造を委託している商品の一部について，顧客に販売した日を下請事業者の給付を受領した日とみなして支払期日を定める消化仕入取引を行っていたため下請代金の支払期日が定められておらず，下請法第2条の2第2項の規定により，下請事業者の給付を受領した日が下請代金の支払期日と定められたものとみなされるところ，平成30年11月以降に下請事業者から受領した給付の一部について，当該下請事業者に対し，当該期日の経過後なお下請代金を支払っていない。 ②　下請代金の減額 次のアからエまでの額を下請代金の額から差し引くことにより，下請代金の額を減じていた。 ア　「マークダウン等による値引き」の額（平成30年11月から令和元年10月まで） イ　「手数料」の額（平成30年11月から令和元年12月まで） ウ　「金利」の額（平成30年11月から令和元年10月まで） エ　㈱三景を通じて下請事業者の金融機関口座に下請代金を振り込む際に，㈱三景が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額（平成30年11月から令和元年10月まで） ③　返品 ア　下請事業者から商品を受領した後，当該商品が売れ残ったことを理由として，平成30年11月から令和元年10月までの間，当該商品を引き取らせていた。 イ　一部の下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。 支払遅延額は，下請事業者10名に対し，総額1億7015万8471円，減額金額は，下請事業者13名に対し，総額14億9105万8351円，返品した商品の下請代金相当額は，下請事業者13名に対し，総額6億5533万1070円であり，同社は勧告前に，下請事業者に対し，前記②イからエまでの額及び前記③イの送料の額を支払っている。	①第4条第1項第2号（下請代金の支払遅延の禁止） ②第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） ③第4条第1項第4号（返品の禁止）
食料品等の製造販売業 (2.3.19勧告)	㈱サンクゼールは，下請事業者に対し，納品責任を負うべき場所を物流センターと指定した食料品等について，従前，物流センターの運営等に係る費用を徴収することなく物流センターに納品させていたが，下請代金の単価改定の機会及び物流センターに納品せず自社の各店舗等に直接納品するか否かの選択の機会を与えることなく，前記費用の一部として，「センターフィー」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を徴収することとし，平成29年12月から令和元年7月までの間，「センターフィー」を下請代金の額から差し引くことにより，下請代金の額を減じていた。 減額金額は，下請事業者31名に対し，総額3725万4503円であり，同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

⑵ 主な指導事件

違反行為等の概要	関係法条
食料品の製造を下請事業者に委託しているＡ社は，納入場所に空きがないことを理由に，あらかじめ定めた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。	第4条第1項第1号（受領拒否の禁止）
印刷物の製造等を下請事業者に委託しているＢ社は，下請事業者との間で，支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に，支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず，下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に，下請事業者に対し，あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。	第4条第1項第2号（下請代金の支払遅延の禁止）
貨物の運送を下請事業者に委託しているＣ社は，下請事業者との間で，下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせずに，振込手数料を下請代金の額から減じていた。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
コンピュータ周辺機器の製造を下請事業者に委託しているＤ社は，その受領後に，製品の販売先の発注ミス等，下請事業者の責めに帰すべき理由によらずに返品していた。	第4条第1項第4号（返品の禁止）
食品加工業務を下請事業者に委託しているＥ社は，発注数量が減少等しているにもかかわらず，下請事業者と十分な協議をすることなく，従来の単価に据え置いて下請代金の額を定めていた。	第4条第1項第5号（買いたたきの禁止）
結婚披露宴の司会進行を下請事業者に委託しているＦ社は，発注担当者を通じて，下請事業者に対し，自社が販売するディナーショーチケットを購入させていた。	第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）
プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているＧ社は，下請事業者に対し，有償で原材料を支給しているが，当該原材料の対価について，当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日よりも早い時期に，支払うべき下請代金の額から控除していた。	第4条第2項第1号（有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止）
自動化機械等の製造を下請事業者に委託しているＨ社は，下請事業者に対し，手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（162日）を交付していた。	第4条第2項第2号（割引困難な手形の交付の禁止）
自動車用内装部品の加工を下請事業者に委託しているＩ社は，下請事業者に対し，自社が所有する金型を貸与しているところ，当該部品を大量に発注する時期を終えた後，当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず，金型を無償で保管させていた。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
包装資材の製造を下請事業者に委託しているＪ社は，下請事業者に発注するに当たり，発注書面に仕様を明確に記載しなかったにもかかわらず，納品された製品が発注書面に記載された仕様と違うとして無償で製造のやり直しをさせた。	第4条第2項第4号（不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）

第３　下請法の普及・啓発

下請法の運用に当たっては，違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより，違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から，公正取引委員会は，次のとおり各種の施策を実施し，違反行為の未然防止を図っている。

1　下請法等に係る講習会

⑴　基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ，下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和元年度においては，65回の講習会を実施した。

⑵　下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は，下請法の普及・啓発を図るため，中小企業庁と共同して，毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め，下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施している。

令和元年度においては，47都道府県62会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県33会場）で実施した。

⑶　応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや応用的な内容に関する講習会開催に係る要望等を踏まえ，下請法等に関する基礎知識を有する者を対象として，勧告事例等の説明，事例研究等を内容とする「応用講習会」を実施している。

令和元年度においては，９回の講習会を実施した（注）。

（注）このほか，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から，令和２年２月28日以降に開催を予定していた応用講習会４回の開催を中止した。

2　下請法に係る相談

⑴　下請法に係る相談

公正取引委員会では，地方事務所等を含めた全国の相談窓口において，年間を通して，下請法に係る相談を受け付けている。

令和元年度においては，9,173件に対応した。

⑵　中小事業者のための移動相談会（再掲）

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ，全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて，下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和元年度においては，25か所で実施した。

⑶　独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は，商工会議所及び商工会の協力の下，独占禁止法相談ネットワークを運営しており，独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように，全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し，相談を受け付けている。

令和元年度においては，全国の商工会議所及び商工会で従事する経営指導員向けの研修会等へ24回講師を派遣するとともに，中小事業者向けリーフレット（「１分で分かる！独禁法」）等の参考資料を全国の商工会議所及び商工会へ配布した。

3　コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は，事業者等からの下請法に係る相談に応じるとともに，下請法の一層の普及・啓発を図るため，事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

令和元年度においては，事業者団体等へ51回講師を派遣した。

4　親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

特に年末にかけての金融繁忙期においては，下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから，下請代金の支払遅延，下請代金の減額，買いたたき等の行為が行われることのないよう，公正取引委員会及び経済産業省は，親事業者及び関係事業者団体に対し，下請法の遵守の徹底等について，公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。

令和元年度においては，親事業者約20万名及び関係事業者団体約1,100団体に対し，11月15日に要請を実施した。

5　下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は，下請法等の効果的な運用に資するため，各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和元年度における下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

令和元年度においては，５月以降２月末にかけて，下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行うとともに，その概要を公表した（「令和元年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」〔令和２年６月３日公表〕の別紙５「下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見」）。

第10章　消費税転嫁対策特別措置法に関する業務

第１　概説

消費税転嫁対策特別措置法は，消費税率の引上げに際し，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として，平成25年６月５日に成立し，同年10月１日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は，消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており，平成26年４月１日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して，特定事業者の禁止行為として，①減額又は買いたたき（第３条第１号），②商品購入，役務利用又は利益提供の要請（第３条第２号），③本体価格での交渉の拒否（第３条第３号），④報復行為（第３条第４号）を定め，公正取引委員会は，その特定事業者に対し，これらの行為を防止し，又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め（第４条），また，これらの消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）が認められた場合には，速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている（第６条）。

消費税転嫁対策特別措置法は，消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を定めており，事業者又は事業者団体が公正取引委員会に届出をしてする特定の共同行為について，独占禁止法の適用を除外する旨を定めている（第12条）。

第２　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

1　転嫁拒否行為に関する情報収集

⑴　相談窓口における対応

公正取引委員会は，本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており，当該窓口において転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けている。

令和元年度においては，2,102件の相談に対応した。

⑵　書面調査

公正取引委員会は，転嫁拒否行為を受けた事業者にとって，自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから，転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受身的に待つだけではなく，書面調査を実施し，中小企業・小規模事業者等（売手側）から転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行っている。

令和元年度においては，同年10月１日の消費税率の引上げに際し，事業者間では消費税率の引上げ日よりも早い時点から新税率を前提とした価格交渉が始まることを想定して，転嫁拒否行為に関する情報収集及び転嫁拒否行為の未然防止の観点から，同年５月，中小企業庁と共同で，中小企業・小規模事業者等（売手側。約30万名）に対する書面調査を実施した。

また，公正取引委員会は，前記の中小企業・小規模事業者等に対する書面調査とは別

に，転嫁拒否行為に関する情報収集及び転嫁拒否行為の未然防止の観点から，令和元年５月，大規模小売事業者・大企業等（買手側。約８万名）に対し，消費税転嫁対策特別措置法第15条第１項に基づく報告義務を課した書面調査を実施した。

令和元年10月の消費税率引上げ後は，消費税率８％から10％への引上げに係る転嫁拒否行為に関する情報を収集するため，同月以降，中小企業庁と共同で，中小企業・小規模事業者等（約280万名）及び個人事業者（約340万名）に対する悉皆的（しっかいてき）な書面調査を実施した。

⑶　事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は，令和元年度において，様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため，1,648名の事業者及び559の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

⑷　移動相談会

公正取引委員会は，事業者にとって，より一層相談しやすい環境を整備するため，全国各地で移動相談会を実施することとしており，令和元年度においては，全都道府県において85回実施した。

⑸　下請法の書面調査の活用

公正取引委員会は，下請法の書面調査を通じて，転嫁拒否行為に関する情報も併せて収集し，転嫁拒否行為に関する情報が得られた場合には，速やかに調査を行った。

⑹　下請法との一体的な運用

公正取引委員会は，消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において，下請法に違反する事実（発注書面不交付・不備，受領拒否，割引困難な手形の交付等）が判明した場合には，下請法に基づき速やかに調査を行った。

2　転嫁拒否行為に対する調査・措置等

⑴　転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

公正取引委員会は，様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ，立入検査等の調査を積極的に実施し，転嫁拒否行為に対しては，指導により転嫁拒否行為に係る不利益の回復等の必要な改善措置を講ずるよう迅速かつ厳正に対処している。また，重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行うとともに，違反行為を行った特定事業者の名称，違反行為の概要等を公表している。

令和元年度においては，６件について勧告を行い，743件について指導を行った（第１表参照）。

第１表　転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

（単位：件）

	勧告	指導
令和元年度	6（ 0）	743（ 18）
平成30年度	5（ 3）	295（ 16）
累　計（注1）	54（11）	3,159（174）

（注１）平成25年10月から令和２年３月までの累計である。
（注２）（　）内の件数は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

第２表　勧告及び指導件数の内訳（業種別）

（単位：件）

業種	令和元年度			平成30年度			累計（注3）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
建設業	1	85	86	0	48	48	5	369	374
製造業	0	107	107	0	78	78	1	738	739
情報通信業	2	53	55	2	16	18	8	263	271
運輸業（道路貨物運送業等）	0	26	26	0	13	13	1	169	170
卸売業	0	57	57	0	17	17	1	230	231
小売業	0	85	85	3	36	39	11	358	369
不動産業	1	68	69	0	19	19	9	171	180
技術サービス業（広告・建築設計業等）	1	18	19	0	11	11	1	143	144
学校教育・教育支援業	1	13	14	0	6	6	4	66	70
その他（注4）	0	231	231	0	51	51	13	652	665
合　計	6	743	749	5	295	300	54	3,159	3,213

（注３）平成25年10月から令和２年３月までの累計である。
（注４）「その他」は，娯楽業，医療福祉，事業サービス業（ビルメンテナンス業，警備業等）等である。
（注５）複数の業種にわたる場合は，当該事業者の主たる業種により分類している。

⑵　行為類型別件数

令和元年度において勧告又は指導が行われた違反行為を行為類型別にみると，減額（消費税転嫁対策特別措置法第３条第１号前段）が218件，買いたたき（同法第３条第１号後段）が668件，役務利用又は利益提供の要請（同法第３条２号）が21件，本体価格での交渉の拒否（同法第３条第３号）が21件となっている（第３表参照）。

第３表　勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

（単位：件）

行為類型	令和元年度			平成30年度			累計（注6）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
減額	2	216	218	1	22	23	6	344	350
買いたたき	4	664	668	5	290	295	52	2,747	2,799
役務利用又は利益提供の要請	0	21	21	0	0	0	0	70	70
本体価格での交渉の拒否	0	21	21	0	2	2	0	272	272
合計（注7）	6	922	928	6	314	320	58	3,433	3,491

（注６）平成25年10月から令和２年３月までの累計である。
（注７）１件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため，違反行為の類型別件数の合計と，第１表及び第２表に記載の件数（勧告及び指導の合計件数）とは一致しない。

⑶　特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和元年度においては，転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について，特定事業者276名から，特定供給事業者６万8951名に対し，総額38億2122万円の原状回復が行われた。

第４表　特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

	令和元年度	平成30年度	累計（注8）
原状回復を行った特定事業者数	276名	273名	1,760名
原状回復を受けた特定供給事業者数	68,951名	45,072名	230,011名
原状回復額（注9）	38億2122万円	8億1517万円	74億6204万円

（注８）平成26年４月から令和２年３月までの累計である。
（注９）原状回復額は１万円未満を切り捨てている。

3　勧告事件及び主な指導事例

令和元年度における勧告事件及び主な指導事例は次のとおりである。

⑴　勧告事件

事業内容	違　反　行　為　の　概　要	関係法条
情報通信業 （元.5.24勧告）	就職，転職等に関する情報提供等の事業を営んでいた㈱リクルートホールディングスは，原稿作成事業者の一部に対し，消費税相当分又は消費税率の引上げ分の全部若しくは一部に相当する額を減じて原稿作成業務の委託料を支払った。 就職，転職等に関する情報提供等の事業を営む㈱リクルートは，原稿作成事業者の一部に対し，消費税相当分又は消費税率の引上げ分の一部に相当する額を減じて原稿作成業務の委託料を支払った。	第3条第1号前段（減額）

事業内容	違　反　行　為　の　概　要	関係法条
情報通信業 （元. 9. 20勧告）	日刊新聞等の発行及び販売等の事業を営む㈱中日新聞社は， ①　原稿作成業務を委託している事業者の一部に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ②　日刊新聞等の輸送業務を委託している事業者の一部に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ③　カルチャー教室の講師業務を委託している事業者の一部に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ④　事務所等の賃貸人の一部に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
建設業 不動産業 （元. 9. 24勧告）	賃貸建物の建築工事業等を営む大東建託㈱は，自ら使用する駐車場等の賃貸人の一部に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 不動産賃貸等の事業を営む大東建託パートナーズ㈱は，利用者に転貸するための駐車場等を自社に賃貸するオーナーの一部に対し，借上賃料について，利用者から受け取る転貸賃料を消費税率の引上げ前までと同額で定め，当該転貸賃料から消費税率の引上げ分を上乗せした自社の運営管理費等を差し引くことにより，消費税率の引上げ前よりも低い額で支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
教育業 （元. 12. 12勧告）	カルチャー教室の運営等の事業を営む㈱カルチャーは，講師業務を委託している事業者に対し，消費税を含まない受講料の額に一定率を乗じて算出した額に消費税相当分を加えた額を委託料として定め，支払っているところ，一部の事業者に対し，令和元年10月１日の消費税率10％への引上げに際し，一定率を引き下げた。	第3条第1号後段（買いたたき）

⑵　主な指導事例

業　種	違　反　行　為　の　概　要	関係法条
小売業	大規模小売事業者であり，コンビニエンスストアを運営するＡ社は，店舗開発業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，委託代金を本体価格で定めているところ，本体価格に消費税相当額を上乗せせず支払うことにより，消費税相当額を減じていた。	第3条第1号前段（減額）
製造業	陶磁器製造業を営むＢ社は，陶磁器の加工を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，委託代金を本体価格で定めているところ，令和元年10月１日以後も本体価格に旧税率（８％）を適用して支払うことにより，本体価格に新税率（10％）を適用した消費税込みの金額から，減じていた。	第3条第1号前段（減額）
サービス業	Ｃ農業協同組合は，税務業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，委託代金を本体価格で定めているところ，本体価格に消費税相当額を上乗せせず支払うことにより，消費税相当額を減じていた。	第3条第1号前段（減額）
教育業	講師派遣業を営むＤ社は，講師業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，令和元年10月１日以後の消費税込みの委託代金について，消費税率の引上げ分を上乗せした額よりも低く定めていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
娯楽業	フィットネス施設等を運営するＥ社は，インストラクター業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，令和元年10月１日以後の消費税込みの委託代金について，消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，据え置いていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
情報通信業	放送業を営むＦ社は，放送番組の制作業務等を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，令和元年10月１日以後の消費税込みの委託代金について，消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，据え置いていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
運輸業	バイク便配送業を営むＧ社は，配送業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，令和元年10月１日以後の消費税込みの委託代金について，消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，据え置いていた。	第3条第1号後段（買いたたき）

業　種	違　反　行　為　の　概　要	関係法条
建設業	建築及び土木工事業を営むH社は，建築工事及び土木工事を委託している事業者（特定供給事業者）との価格交渉において，従来から本体価格に消費税額を加えた税込価格を用いているところ，消費税額の記載欄のない様式の請求書を指定することにより，平成26年４月１日以後，税込価格での交渉を余儀なくさせていた。	第３条第３号（本体価格での交渉の拒否）

第３　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

１　制度の概要

消費税転嫁対策特別措置法では，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため，消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について，公正取引委員会に事前に届け出ることにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしている（第12条）。

２　届出の受付等

公正取引委員会は，本局及び全国の地方事務所等において，消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為の届出を受け付けたほか，事業者又は事業者団体からの届出書の記載方法等に関する相談を受け付けている。

令和元年度においては，消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁カルテル」という。）８件の届出を受け付けた。消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（以下「表示カルテル」という。）の届出はなかった（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数は第５表，業種別届出件数は第６表参照）。転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況は，届出を受け付けた月ごとに取りまとめて，翌月，公正取引委員会のウェブサイトに掲載した。

令和元年度においては，26件の相談に対応した。

第５表　転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数

（単位：件）

	転嫁カルテル	表示カルテル	合　計
令和元年度	8	0	8
平成30年度	0	0	0
累計（注1）	202	140	342

（注１）平成25年10月から令和２年３月までの累計である。

第６表　業種別届出件数

（単位：件）

	転嫁カルテル			表示カルテル		
	令和元年度	平成30年度	累計（注2）	令和元年度	平成30年度	累計（注2）
製造業	1	0	96	0	0	79
卸売業	1	0	60	0	0	49
小売業	4	0	55	0	0	45
サービス業	3	0	51	0	0	22
その他（注4）	0	0	29	0	0	10
合計	9	0	291	0	0	205

（注２）平成25年10月から令和２年３月までの累計である。
（注３）複数の業種にわたる場合の届出があるので，合計の数字は第５表に記載の届出件数と一致しない。
（注４）「その他」の業種は，運輸業，建設業等である。

3　政令指定組合からの届出に係る主務大臣に対する通知

消費税転嫁対策特別措置法では，法律の規定に基づいて設立された組合であって政令で定めるもの（以下「政令指定組合」という。）は，当該政令指定組合の設置根拠法の規定にかかわらず，転嫁カルテル及び表示カルテルをすることができることとされており（第13条第１項），公正取引委員会は，政令指定組合からの届出を受理したときは，当該政令指定組合を所管する大臣に通知を行うこととされている（第13条第２項）。

第４　消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発

公正取引委員会は，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として，消費税転嫁対策特別措置法の周知等の転嫁拒否行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

1　消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会等

⑴　公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は，消費税転嫁対策特別措置法等の内容を広く周知するため，事業者及び事業者団体を対象として，当委員会主催の説明会を実施しており，令和元年度においては，全都道府県において74回実施した（注）。

（注）このほか，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から，令和２年３月17日に開催を予定していた説明会１回の開催を中止した。

⑵　講師派遣

公正取引委員会は，商工会議所，商工会，事業者団体等が開催する説明会等に，当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており，令和元年度においては，職員を59回派遣した。

2　消費税転嫁対策特別措置法に係る広報

⑴　パンフレット

公正取引委員会は，消費税転嫁対策特別措置法等の内容を分かりやすく説明した事業者等向けパンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」を関係省庁と協力して作成している。令和元年度においては，消費税率引上げ及び軽減税率制度の実施に向けて，想定される消費税転嫁対策特別措置法の違反事例を紹介したパンフレット「消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例」を改訂した上で，「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」と併せて，全国の商工会議所，商工会，地方公共団体等に約50万部配布した。

⑵　ウェブサイトの活用

公正取引委員会は，当委員会のウェブサイトに「消費税転嫁対策コーナー」を設けており，リーフレット，パンフレット等の資料，相談窓口（転嫁拒否行為等についての相談窓口）・届出窓口（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出窓口），月ごとの転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況，「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」等を掲載した。

⑶　転嫁拒否行為の未然防止に係る集中的な広報

公正取引委員会は，転嫁拒否行為が禁止されていること，転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること及び転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため，各種媒体を利用した事業者向け広報を実施している。令和元年度においては，消費税率引上げ直前の９月と引上げ直後の10月の２か月間にわたって，新聞，雑誌，交通広告，バナー広告等を活用した事業者向け広報を実施し，転嫁拒否行為が禁止されていること等を積極的に周知した。

3　消費税転嫁対策特別措置法遵守の要請

公正取引委員会は，転嫁拒否行為が行われることのないよう，令和元年６月27日，公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名で，20万名の事業者を対象に消費税転嫁対策特別措置法の遵守の徹底を求める要請文書を発出した。

第11章　国際関係業務

第１　独占禁止協力協定等

近年，複数の国・地域の競争法に抵触する事案，複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど，競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ，公正取引委員会は，二国間独占禁止協力協定等に基づき，関係国の競争当局に対し執行活動等に関する通報を行うなど，外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

１　独占禁止協力協定

⑴　日米独占禁止協力協定

日本国政府は，米国政府との間で，平成11年10月７日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し，同協定は同日に発効した。同協定は，両政府の競争当局間における執行活動に係る通報，協力，調整，執行活動の要請，重要な利益の考慮等を規定している。

⑵　日欧州共同体独占禁止協力協定

日本国政府は，欧州共同体との間で，平成15年７月10日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定」に署名し，同協定は同年８月９日に発効した。同協定は，前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

なお，我が国及び欧州連合（ＥＵ）の双方は，競争分野における日ＥＵ間の協力関係をより一層強化するとともに，競争当局が審査過程において入手した情報の交換を可能とすることを目指して同協定を改正することとしており，平成29年10月19日及び20日に改正交渉第１回会合を開催して以降，改正交渉を継続して行っているところである。

⑶　日加独占禁止協力協定

日本国政府は，カナダ政府との間で，平成17年９月６日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定」に署名し，同協定は同年10月６日に発効した。同協定は，前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

２　競争当局間の協力に関する覚書等

平成29年度に署名したカナダ競争局との執行活動の情報伝達に関する協力取決め及びシンガポール競争委員会との協力に関する覚書に加え，令和元年度においては，中国の競争当局である中国国家市場監督管理総局との間で，令和元年５月27日に「日本国公正取引委員会と中華人民共和国国家市場監督管理総局との間の独占禁止協力に関する覚書」に署名した。同覚書は，両競争当局間における年次協議，情報伝達，技術協力，通報，情報交換等を規定している。

第２　競争当局間協議

公正取引委員会は，我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局等との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。令和元年度における協議の開催状況は，第１表のとおりである。

第１表　令和元年度における競争当局間協議の開催状況

	期日及び場所	相手当局
米国	平成31年4月25日　東京	米国連邦取引委員会及び米国司法省
中国	令和元年5月27日　東京	中国国家市場監督管理総局
ロシア	令和元年9月24日　東京	ロシア連邦反独占庁

第３　経済連携協定への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して，地域貿易の強化のため，現在，多くの国が，経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。我が国は，令和元年度，中国・韓国，トルコ等との間で経済連携協定等の締結交渉を行い，また，東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ：Regional Comprehensive Economic Partnership）の締結交渉を行ってきた。競争政策の観点からは，経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり，公正取引委員会は，このような観点から我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。我が国がこれまでに署名・締結した経済連携協定のうち，第２表に掲げるものには，競争に関する規定が設けられ，両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第２表　我が国が署名・締結した発効済み経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	平成14年1月署名 平成14年11月発効（注1）
日・メキシコ経済連携協定	平成16年9月署名 平成17年4月発効
日・マレーシア経済連携協定	平成17年12月署名 平成18年7月発効
日・フィリピン経済連携協定	平成18年9月署名 平成20年12月発効
日・チリ経済連携協定	平成19年3月署名 平成19年9月発効
日・タイ経済連携協定	平成19年4月署名 平成19年11月発効
日・インドネシア経済連携協定	平成19年8月署名 平成20年7月発効

協定名	状況
日・ＡＳＥＡＮ包括的経済連携協定	平成20年4月署名（注2） 平成20年12月発効（注3）
日・ベトナム経済連携協定	平成20年12月署名 平成21年10月発効
日・スイス経済連携協定	平成21年2月署名 平成21年9月発効
日・インド包括的経済連携協定	平成23年2月署名 平成23年8月発効
日・ペルー経済連携協定	平成23年5月署名 平成24年3月発効
日・オーストラリア経済連携協定	平成26年7月署名 平成27年1月発効
日・モンゴル経済連携協定	平成27年2月署名 平成28年6月発効
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＴＰＰ11協定）（注4）	平成30年3月署名 平成30年12月発効
日・ＥＵ経済連携協定	平成30年7月署名 平成31年2月発効

（注１）平成19年３月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され，同年９月に発効した。競争に関する章については，実施取極において，シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。
（注２）平成20年４月に日本及び全ＡＳＥＡＮ構成国の署名が完了した。
（注３）日本とシンガポール，ラオス，ベトナム及びミャンマーとの間では平成20年12月に，ブルネイとの間では平成21年１月に，マレーシアとの間では同年２月に，タイとの間では同年６月に，カンボジアとの間では同年12月に，インドネシアとの間では平成22年３月に，フィリピンとの間では同年７月に発効した。
（注４）平成28年２月に，我が国のほか，オーストラリア，ブルネイ，カナダ，チリ，マレーシア，メキシコ，ニュージーランド，ペルー，シンガポール，米国及びベトナムにより環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定が署名された。その後，米国が離脱を表明したことを受けて，平成30年３月，米国を除く11か国によりＴＰＰ11協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）が署名され，同年12月に発効した。

第４　多国間関係

1　国際競争ネットワーク（ＩＣＮ：International Competition Network）

⑴　ＩＣＮの概要

ＩＣＮは，競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり，令和元年度末現在，129か国・地域から140の競争当局が加盟している。このほか，国際機関，研究者，弁護士等の非政府アドバイザー（ＮＧＡ：Non-Governmental Advisors）もＩＣＮに参加している。

ＩＣＮは，主要な21の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）により，その全体活動が管理されている。公正取引委員会委員長は，ＩＣＮの設立以来，運営委員会のメンバーとなっている。

ＩＣＮは，運営委員会の下に，テーマごとに，①カルテル作業部会，②企業結合作業部会，③単独行為作業部会，④アドボカシー作業部会及び⑤当局有効性作業部会の五つの作業部会並びにＩＣＮの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては，電話会議，質問票の活用，各国競争当局からの書面提出等を通じ

て，それぞれの課題に対する検討が行われているほか，テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は，これらの活動に積極的に取り組んでおり，平成23年５月から平成26年４月までカルテル作業部会の共同議長を，平成26年４月から平成29年５月まで同作業部会サブグループ（ＳＧ１）の共同議長を，平成29年５月から令和２年５月まで企業結合作業部会の共同議長を務め，令和２年５月からは単独行為作業部会の共同議長を務めている。

また，ＩＣＮは，これらの作業部会の成果の報告，次年度のワークプランの策定等のため，年次総会を開催しており，第18回年次総会は，令和元年５月15日から同月17日にかけてコロンビア・カルタヘナにおいて開催され，公正取引委員会の委員及び事務総局の職員８名がスピーカー等として参加した。同年次総会では，世界銀行と共同で開催された，各競争当局の競争唱導の成功例に関する2018-19年アドボカシーコンテストの表彰式も行われ，当委員会が公表した「『人材と競争政策に関する検討会』報告書」及びその公表に伴う一連の競争唱導活動が入賞を果たし，表彰された。

令和元年度における主な会議の開催状況は，第３表のとおりである。

第３表　令和元年度におけるＩＣＮの主な会議の開催状況

会議	期日	場所
第18回年次総会	令和元年5月15日～17日	コロンビア・カルタヘナ
カルテルワークショップ	令和元年10月8日～10日	ブラジル・フォスドイグアス
単独行為ワークショップ	令和元年11月14日及び15日	メキシコ・メキシコシティ
企業結合ワークショップ	令和2年2月27日及び28日	オーストラリア・メルボルン

⑵　各作業部会の活動状況

令和元年度における各作業部会の活動状況は，次のとおりである。

ア　カルテル作業部会

カルテル作業部会は，反カルテル執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。同作業部会には，ハードコア・カルテルの定義等の基本的な概念について検討を行う一般的枠組みサブグループ（ＳＧ１）及び個別の審査手法に関する情報交換等を通じてカルテルに対する法執行の効率性を高めることを目的とした審査手法サブグループ（ＳＧ２）が設置されている。

第18回年次総会以降，ＳＧ１においては，「リニエンシー：成功事例と教訓」，「カルテル事件における損害賠償請求」，「入札談合の探知・評価方法」，「情報共有：明示の共謀と暗黙の共謀の境界」及び「カルテルの存在及びカルテルへの関与の立証に係る推定」をテーマとした電話セミナーが実施され，このうち「カルテルの存在及びカルテルへの関与の立証に係る推定」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。このほか，当委員会は，アジア太平洋地域に所在する競争当局が参加しやすい時間帯に２回の電話セミナーを主催し，これらの電話セミナーにおいて，当委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。

ＳＧ２においては，公正取引委員会の主導により，平成27年に設立された「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」について，当委員会は引き続きその運

用を行うとともに，同フレームワークの利用促進を目的とした加盟当局向け調査を実施し，結果をとりまとめた上で，同結果に基づいて作成した概要資料を後記カルテルワークショップで配布することにより同フレームワークの周知広報を行った。

また，令和元年10月，「データによって変化する経済の時代におけるカルテル」をテーマとしたカルテルワークショップがブラジル・フォスドイグアスにおいて開催され，公正取引委員会の委員及び事務総局の職員５名がスピーカー等として参加した。

イ　企業結合作業部会

企業結合作業部会は，企業結合審査の効率性を高めるとともに，その手続面及び実体面の収れんを促進し，国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

第18回年次総会以降，同作業部会においては，混合型企業結合に対する各国・地域の規制及び競争制限効果の考え方等に関する調査，企業結合の手続義務違反に関する各国の規制等に関する調査並びに作業部会メンバーの経験共有を目的とした電話セミナー・ワークショップが実施された。公正取引委員会は，同作業部会の共同議長として，「デジタル分野における企業結合」をテーマとした電話セミナーを２回主催し，このうち「スタートアップの買収」を特に取り上げた電話セミナーでは，当委員会事務総局の職員がスピーカーとして企業結合ガイドラインの改正等を紹介した。また，混合型企業結合に関する調査では，メンバー向けのアンケート調査の実施及びその結果を踏まえた報告書の作成を主導している。さらに，当委員会は，平成24年に当委員会の主導により同作業部会の下に設立された「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」について，引き続き運用を行うとともに利用促進を図っている。このほか，「競争当局による意思決定」をテーマとした電話セミナーが世界各地域で開催され，当委員会は，アジア太平洋地域における電話セミナーを主催し，当委員会事務総局の職員がモデレーターを務めた。

また，令和２年２月，「適切なバランスの達成：競争当局は移り変わる市場環境の下でどのように企業結合規制や問題解消措置の設計を行っているか」をテーマとした企業結合ワークショップがオーストラリア・メルボルンにおいて開催され，公正取引委員会事務総局の職員６名がスピーカー等として参加した。

ウ　単独行為作業部会

単独行為作業部会は，事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

第18回年次総会以降，同作業部会においては，垂直的制限の競争への影響及び想定される効率性を検討することを目的として，「デジタル時代における市場支配的地位の評価」についての調査が実施されたほか，「多面的プラットフォームにおける市場支配力の評価」及び「垂直的制限プロジェクト：デジタル時代における問題解消措置の探求及び市場に対する影響への対処」をテーマとした電話セミナーが実施された。このうち「垂直的制限プロジェクト：デジタル時代における問題解消措置の探求及び市場に対する影響への対処」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総

局の職員がスピーカーを務めた。

また，令和元年11月，抱き合わせ等をテーマとした単独行為ワークショップがメキシコ・メキシコシティにおいて開催され，公正取引委員会事務総局の職員６名がスピーカー等として参加した。

エ　アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は，競争唱導活動の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。

第18回年次総会以降，同作業部会においては，効果的なアドボカシー戦略の策定及び評価に関する報告書に基づき，推奨される慣行の策定に向けた作業が行われたほか，デジタル市場に対する各当局のアドボカシー活動に関する報告書の作成及び同報告書に基づいてアドボカシー手法に関する既存の成果物の更新に向けた作業が行われた。また，各競争当局が実施した市場調査に関するデータベースである「インフォメーションストア」の更新作業が行われた。

さらに，「市場調査への外部リソースの活用」及び「デジタル経済から生じる競争唱導活動の課題」をテーマとした電話セミナーが実施され，このうち「市場調査への外部リソースの活用」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。

加えて，同作業部会においては，世界銀行との共催で，各競争当局の競争唱導の成功例に関する2019-20年アドボカシーコンテストの開催に向けた作業が行われている。

オ　当局有効性作業部会

当局有効性作業部会は，競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された作業部会である。

第18回年次総会以降，同作業部会においては，デジタル化に対応する競争当局の組織設計について検討するための「組織設計とデジタル化」をテーマとした電話セミナーが実施された。

また，競争法や競争当局の実務に関する研修教材を作成するＩＣＮトレーニング・オン・デマンド・プロジェクトに関して，「制裁」，「単独行為の枠組み」，「競争と公益に係る要素の均衡」，「地域協力の構築」，「事案に応じた効果的な勧告文章の書き方」及び「競争当局と検察官の関係」をテーマとした動画教材の作成に向けた作業が行われ，このうち公正取引委員会は，「地域協力の構築」をテーマとした動画教材の作成を主導している。さらに，同作業部会においては，ノルウェー・ベルゲンにおけるチーフ／シニアエコノミストワークショップの開催に向けた作業が行われている。

２　経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）・競争委員会（ＣＯＭＰ：Competition Committee）

⑴　競争委員会は，ＯＥＣＤに設けられている各種委員会の一つであり，昭和36年12月に設立された制限的商慣行専門家委員会が昭和62年に競争法・政策委員会に改組され，平成13年12月に現在の名称に変更されたものである。我が国は，昭和39年のＯＥＣＤ加盟

以来，その活動に参加してきており，公正取引委員会は，同年10月の会合以降，これに参加してきている。競争委員会は，本会合のほか，その下に各種の作業部会及び競争に関するグローバルフォーラムを設け，随時会合を行っている。また，令和元年度は，アジア太平洋競争当局ハイレベル会合が開催された。同年度における会議の開催状況は，後記⑵及び⑶のとおり（第４表参照）であり，当委員会からは，委員及び事務総局の職員数名が出席し，我が国の経験を紹介するなどして，議論に貢献した。

第４表　令和元年度における競争委員会の開催状況

期日	会議
令和元年6月3日～同月7日	第131回本会合，第67回第2作業部会（競争と規制），第129回第3作業部会（協力と執行）
令和元年12月2日～同月6日	第132回本会合，第68回第2作業部会（競争と規制），第130回第3作業部会（協力と執行），第18回競争に関するグローバルフォーラム，第3回アジア太平洋競争当局ハイレベル会合

（注）前記会議の開催場所は，全てフランス・パリである。

⑵　令和元年６月の第131回本会合においては，①労働関係における競争法上の問題の分析に係るラウンドテーブル，②知的財産権のライセンス供与と競争法に係るラウンドテーブル，③テクノロジー，メディア及び電気通信分野における垂直企業結合に係るラウンドテーブル等が行われた。また，同年12月の第132回本会合においては，①ハブ・アンド・スポーク・アレンジメントに係るラウンドテーブル，②退出障壁に係るラウンドテーブル等が行われた。

⑶　競争委員会に属する各作業部会，競争に関するグローバルフォーラム及びアジア太平洋競争当局ハイレベル会合の令和元年度における主要な活動は，次のとおりである。

ア　第２作業部会では，令和元年６月の会合においては，公的資金が投入されている教育市場に係るラウンドテーブル等が行われた。また，同年12月の会合においては，①業規制当局と競争当局との関係に係るラウンドテーブル，②「競争中立性に係る理事会勧告」の策定に関する議論等が行われた。

イ　第３作業部会では，令和元年６月の会合においては，競争に係る事案における裁判所の審査基準に係るラウンドテーブル等が行われた。また，同年12月の会合においては，事件資料へのアクセスと機密情報の保護に係るラウンドテーブル等のほか，同年６月の会合に引き続き，「透明性及び手続の公正性に係る理事会勧告」の策定に関する議論がそれぞれ行われた。

ウ　競争に関するグローバルフォーラムでは，令和元年12月の会合において，①動的市場における企業結合規制に係るラウンドテーブル，②市場を獲得するための競争に係るラウンドテーブル等が行われた。

エ　アジア太平洋競争当局ハイレベル会合では，令和元年12月の会合において，デジタ

ル化及びデジタル・プラットフォームに関する競争政策と執行見通しから発生する問題に関する討議等が行われた。

３　東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

公正取引委員会は，東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

東アジア競争政策トップ会合は，東アジア地域における競争当局のトップ等が一堂に会し，その時々の課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより，東アジア地域における競争当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては，競争法・政策の執行に係る課題，効果的・効率的な技術支援のための協力・調整等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは，競争当局に加え，学界，産業界等からの出席者を交えて，競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い，東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

令和元年度においては，公正取引委員会は，同年７月にモンゴル・ウランバートルにおいてモンゴルの競争当局等との共催により，第15回東アジア競争政策トップ会合及び第12回東アジア競争法・政策カンファレンスを開催した。

４　アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）

ＡＰＥＣにおいては，ＡＰＥＣ域内における競争政策についての理解を深め，貿易及び投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として，貿易投資委員会の下部組織として競争政策・規制緩和グループ（ＣＰＤＧ）が平成８年に設置された。同グループは，平成19年に貿易投資委員会の下部組織から経済委員会（ＥＣ）の下部組織に移行し，平成20年には，競争政策・競争法グループ（ＣＰＬＧ）に改称した。公正取引委員会は，平成17年から平成24年12月までＣＰＬＧ（改称前においてはＣＰＤＧ）の議長を務め，平成28年１月からはＣＰＬＧの副議長を務めるなど，ＡＰＥＣにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

令和元年度において，公正取引委員会事務総局の職員が，同年８月にチリ・プエルトバラスで開催された「ＦＴＡ／ＥＰＡ競争章に関するキャパシティービルディングのためのワークショップ」にスピーカーとして参加したほか，令和２年２月にマレーシア・プトラジャヤにおいて開催されたＣＰＬＧ会合において，独占禁止法の改正を紹介するなど我が国の競争政策の動向について報告を行った。

５　国連貿易開発会議（ＵＮＣＴＡＤ）

昭和55年，ＵＮＣＴＡＤ主催による制限的商慣行国連会議において，「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」（以下「原則と規則」という。）が採択された。さらに，原則と規則は，同年の第35回国連総会において，国連加盟国に対する勧告として採択された。原則と規則は，国際貿易，特に開発途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより，国際貿易と経済発展に資することを目的としている。その後，このような制限的商慣行についての調査研究，

情報収集等を行うために，昭和56年，制限的商慣行政府間専門家会合が設置され，平成８年のＵＮＣＴＡＤ第９回総会において競争法・政策専門家会合と名称変更された後，平成９年12月の国連総会の決議により，競争法・政策に関する政府間専門家会合と名称が再変更された。また，同会合のほか，原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が５年に１回開催されている。

令和元年度においては，同年７月10日から同月12日にかけてスイス・ジュネーブにおいて第18回競争法・政策に関する政府間専門家会合が開催され，公正取引委員会事務総局の職員が同会合に出席し，副議長を務めたほか，「国際協力に関するディスカッショングループによるレポート」に関するラウンドテーブル等における議論に参加した。

また，平成28年７月からＵＮＣＴＡＤ競争消費者政策課に公正取引委員会事務総局の職員１名を派遣するなど，海外の競争当局等に対する技術支援の分野でＵＮＣＴＡＤと協力を進めている。

6　Ｇ７サミット

令和元年のＧ７サミットの議長国であるフランスから，「デジタル経済における競争政策」をＧ７サミットにおいて取り扱うテーマの１つとすることが提案された。公正取引委員会を含むＧ７各国の競争当局は，フランス競争当局を通じ，デジタル経済により生じる競争上の課題に関する共通理解を取りまとめるようフランスより要請されたところ，継続的に議論を行い，同年６月，「競争とデジタル経済」に関するＧ７競争当局の共通理解について合意し，同年７月，本共通理解を各当局が公表した。

第５　海外の競争当局等に対する技術支援

近年，東アジア地域等の開発途上国において，競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い，既存の競争法制を強化する動きや新たに競争法制を導入する動きが活発化しており，これらの国に対する技術支援の必要性が高まってきている。公正取引委員会は，独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）を通じて，これら諸国の競争当局等に対し，当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。また，平成28年９月から，ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合）競争当局者フォーラム及びインドネシアの競争当局の協力の下，当委員会は，日・ＡＳＥＡＮ統合基金（ＪＡＩＦ）を活用した新たな技術支援プロジェクトを開始しており，我が国における研修やＡＳＥＡＮ加盟国における現地ワークショップを開催している。

公正取引委員会による開発途上国に対する具体的な技術支援の概要は，次のとおりである。

1　ＪＩＣＡの枠組みによる技術支援

(1)　ベトナムに対する技術支援

ベトナムに対して，公正取引委員会は，令和元年11月から令和３年10月にかけて当委員会事務総局の職員１名をＪＩＣＡ長期専門家としてベトナムの競争当局に派遣し，現地における技術支援を実施している。また，当委員会は，令和２年２月３日から同月10

日にかけてベトナムの競争当局の職員等14名を我が国に招へいし，競争法・審査実務等に関する研修を実施した。さらに，令和２年２月19日及び20日にベトナム・ハノイにおいて開催されたベトナムの競争当局等向け現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。

⑵　モンゴルに対する技術支援

モンゴルに対して，公正取引委員会は，令和２年１月に改正競争法に基づくモンゴルの競争当局の執行体制の整備等を目的とした３年間の技術支援プロジェクトを開始した。

⑶　インドネシアに対する技術支援

インドネシアに対して，公正取引委員会は，平成28年７月から令和元年９月にかけて当委員会事務総局の職員１名をＪＩＣＡ長期専門家としてインドネシアの競争当局に派遣し，現地における技術支援を実施した。また，当委員会は，令和元年７月22日から同月26日にかけてインドネシアの競争当局の職員12名を我が国に招へいし，競争法・審査実務等に関する研修を実施した。

⑷　ケニアに対する技術支援

ケニアに対して，公正取引委員会は，平成31年４月10日から同月19日にかけてケニアの競争当局の職員13名を我が国に招へいし，競争法・審査実務に関する研修を実施した。

⑸　集団研修

公正取引委員会は，平成６年度以降，競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局等の職員を我が国に招へいし，競争法・政策に関する研修を実施している。令和元年度においては，開発途上国８か国から８名の参加を得て，同年７月22日から同年８月９日にかけて実施した。

⑹　その他の開発途上国に対する技術支援

公正取引委員会は，セルビアの競争当局等との共催により，令和元年11月12日から同月15日にかけてセルビア・ベオグラード等においてセルビアの競争当局等向けの現地セミナーを開催した。

２　ＪＡＩＦを活用した技術支援

⑴　現地ワークショップ

公正取引委員会は，令和元年９月26日及び27日にフィリピン・マニラにおいて開催されたフィリピン現地ワークショップに当委員会事務総局の職員及び学識経験者を派遣した。

⑵　ＡＳＥＡＮ加盟国における競争法に係るピアレビュー指針の共同開発

公正取引委員会は，平成31年１月以降，日本，ＡＳＥＡＮ加盟国及び国際機関出身者

の専門家と共同し，ＡＳＥＡＮ加盟国における競争法に係るピアレビュー指針の共同開発を行った。

⑶　ＡＳＥＡＮ加盟国における競争認知度指標の共同開発

公正取引委員会は，平成31年１月以降，日本及びＡＳＥＡＮ加盟国の専門家と共同し，ＡＳＥＡＮ加盟国における競争法・政策の認知度を調査して指標にまとめるプロジェクトを進めている。

３　開発途上国に対するその他の技術支援

公正取引委員会は，令和元年11月25日にバングラデシュ・ダッカにおいてバングラデシュの競争当局向けの現地セミナーを開催した。

このほか，公正取引委員会は，開発途上国に対する技術支援として，ＯＥＣＤ等の国際機関や外国政府等が主催する東アジアにおける競争法・政策に関するセミナーに当委員会事務総局の職員や学識経験者を積極的に派遣している。

第６　海外調査

公正取引委員会は，競争政策の企画・運営に資するため，諸外国・地域の競争政策の動向，競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。令和元年度においては，米国，ＥＵ，その他主要なＯＥＣＤ加盟諸国やアジア各国を中心として，競争当局の政策動向，競争法関係の立法活動等について調査を行い，その内容の分析とウェブサイト等による紹介に努めた。

また，平成30年度からの新たな試みとして，競争法の改正がなされた国を中心に，在外日本人商工会議所所属の事業者等に対する現地の競争法の説明会・意見交換会を開催した。具体的には，令和元年度は，マレーシア及びオーストラリアにおいて，説明会・意見交換会を開催した。

第７　海外への情報発信

我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため，報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し，英文ウェブサイトに掲載している。令和元年度においては，前年度に引き続き，英語版報道発表資料の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか，外国の競争当局，弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員及び事務総局の職員を派遣したり，海外のメディアに寄稿を行ったりするなどの活動を行っている。令和元年度においては，同年５月に中国・海南島において開催された第８回中国競争政策フォーラム，同年６月に東京において開催されたＩＢＡ（国際法曹協会）競争法ミッドイヤー・カンファレンス，同年９月に米国・ニューヨークにおいて開催されたフォーダム大学競争法研究所主催当局幹部ワークショップ，令和２年２月に米国・サン

フランシスコにおいて開催されたＡＢＡ（米国法曹協会）／ＩＢＡ共催国際カルテルワークショップに，それぞれ公正取引委員会委員長又は委員がスピーカー等として参加した。

また，令和元年９月にロシア・モスクワにおいて開催されたＢＲＩＣＳコンペティションカンファレンス，同年11月にモロッコ・ラバトにおいて開催されたモロッコ競争当局主催ラバト国際カンファレンス，同月にカンボジア・プノンペンにおいて開催された第８回ＡＳＥＡＮ競争カンファレンス，同月にロシア・モスクワにおいて開催されたロシア連邦反独占庁主催国際カンファレンス，令和２年１月にスペイン・バレンシアにおいて開催されたアジア競争法フォーラム等に，公正取引委員会事務総局の職員がスピーカー等として参加した。

第12章　広報・広聴等に関する業務

第１　広報・広聴

1　概要

公正取引委員会は，独占禁止法等に対する企業関係者の理解を深めて同法等の違反行為の未然防止を図るとともに，今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため，広く国民に情報提供を行い，国民各層からの意見，要望の把握，小中学生を含めた幅広い国民各層の競争政策に対する理解の増進に努めているところである。広報・広聴業務の主なものは，次のとおりである（海外向け広報については第11章第７参照）。

2　記者会見

事務総長定例記者会見を毎週水曜日に開催している。

3　報道発表

公正取引委員会は，独占禁止法違反事件に対する法的措置，企業結合に係る審査結果，独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガイドライン，実態調査報告書等の内容について，幅広く報道発表を行っている。令和元年度においては，401件の報道発表を行った。

なお，特定のテーマについては，報道発表のほか政府広報を利用した広報を行っている。

4　講師派遣

事業者団体等の要請に対応して，講演会，研修会等に職員を講師として派遣し，独占禁止法等について広報を行った。

5　各委員制度等及びその運用状況

⑴　独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実状に即した政策運営に資するため，平成11年度から，独占禁止政策協力委員制度を設置し，公正取引委員会に対する独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行い，施策の実施の参考としている。令和元年度においては，各地域の有識者150名に委員を委嘱した。

⑵　消費者アドバイザー

競争政策は，一般消費者に多様な選択肢を提供することを通じ，最終的には一般消費者の利益を確保することを目的とするものであることを踏まえ，平成30年５月以降，主要消費者団体の推薦を得て，消費者アドバイザーを委嘱している。消費者アドバイザーからは，最近の消費者問題の動向や独占禁止法及び競争政策に関連すると思われる消費者問題に関する知見を聴取すること等によって，公正取引委員会の行政運営等に活かすこととしている。

⑶　その他の制度

公正取引委員会は，独占禁止政策協力委員制度のほか，下請取引等改善協力委員制度，独占禁止法相談ネットワーク制度等を通じて，事業者等に対して当委員会の活動状況等について広報を行うとともに，意見・要望等を聴取し，施策の実施の参考としている。

6　各種懇談会等の実施

⑴　独占禁止懇話会

ア　概要

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため，公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し，併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として，昭和43年度以降，毎年開催している。

イ　開催状況

令和元年度においては，独占禁止懇話会を３回開催した。

⑵　地方有識者との懇談会

ア　概要

地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会及び講演会を通して，競争政策についてより一層の理解を求めるとともに，幅広く意見及び要望を把握し，今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため，昭和47年度以降，毎年，全国各地において開催している。

イ　開催状況

令和元年度においては，全国８都市（北海道函館市，山形市，川崎市，富山市，大阪市，鳥取市，松山市及び福岡市）において，公正取引委員会の最近の活動状況等について，各地の主要経済団体，消費者団体の代表者等の有識者と公正取引委員会委員等との意見交換を行った。

このほか，全国各地区において，地方事務所長等の公正取引委員会事務総局の職員と有識者との懇談会を80回開催した。

⑶　弁護士会との懇談会等

独占禁止法等に対する弁護士等の認知度を向上させるとともに，その相談・情報収集体制を強化することを目的として，平成23年度から本格的に行っている。

令和元年度においては，全国10都市において，弁護士会との懇談会等を10回開催した。

7　一日公正取引委員会

⑴　概要

本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため，独占禁止法講演会，消費税転嫁対策特別措置法説明会，下請法基礎講習会，入札談合等関与行為防止法研修会，消費者セミナー，独占禁止法教

室，報道機関との懇談会，相談コーナーなどを１か所の会場で開催している。

⑵　開催状況

令和元年度においては，北海道函館市，青森県八戸市，前橋市，岐阜県大垣市，和歌山市，岡山市，徳島市及び大分市において，合計８回の一日公正取引委員会を開催した。

8　消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について，より一層の理解を深めてもらうため，対話型・参加型のイベントとして開催している。

令和元年度においては，合計82回開催した。

9　独占禁止法教室（出前授業）

中学校等の授業に職員を講師として派遣し，市場経済の基本的な考え方における競争の必要性等について授業を行った。また，大学（短期大学等を含む。）における独占禁止法等の講義等に職員を講師として派遣し，競争法の目的，公正取引委員会の最近の活動状況等について講義を行った。

令和元年度においては，中学生向けに合計57回，高校生向けに合計56回，大学生等向けに合計120回開催した。

10　庁舎訪問学習

中学校等からの要請を受けて，公正取引委員会の庁舎において，市場経済の基本的な考え方における競争の必要性についての説明を行うとともに，審判廷などの職場見学に対応した。

11　広報資料の作成・配布

⑴　パンフレット

独占禁止法等や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため，「知ってなっとく独占禁止法」，「知るほどなるほど下請法」等を作成し，事業者，一般消費者等に広く配布しているほか，中学生向け副教材として「わたしたちの暮らしと市場経済」を作成し，中学校等に配布している。

⑵　広報用ＤＶＤ

独占禁止法及び下請法に関する広報用ＤＶＤを作成しており，事業者団体，消費者団体等に対してこれらの貸出しを行っている。

また，独占禁止法及び下請法の概要を紹介する動画を公正取引委員会のウェブサイト上（https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html）に掲載し，配信している。

⑶　ウェブサイト，メールマガジン及びソーシャルメディアによる情報発信

ウェブサイトにおいて報道発表資料を含む各種の情報を掲載しており，また，公正取引委員会の活動状況を適切なタイミングで国民の幅広い層に対し積極的に発信するこ

とを目的として，平成20年３月からメールマガジンの発行を行っている。

さらに，平成26年６月からTwitter及びFacebookの運用を開始し，報道発表等の公正取引委員会に関連する様々な情報を発信しているほか，平成27年５月からYouTubeの運用を開始し，独占禁止法及び下請法の概要を紹介する動画を配信している。

第２　政策評価等

１　政策評価

公正取引委員会は，行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき政策評価を実施している。

令和元年度は，「企業結合の迅速かつ的確な審査」及び「独占禁止法違反行為に対する厳正な対処」の計２件の事後評価を実績評価の方法により，「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保」の事後評価を総合評価の方法により実施し，政策評価書を公表した。

２　証拠に基づく政策立案

我が国の経済社会構造が急速に変化する中，限られた資源を有効に活用し，国民により信頼される行政を展開するためには，合理的証拠の活用等を通じて政策課題を迅速かつ的確に把握して，有効な対応策を選択し，その効果を検証することが必要である。そのため，政府全体で証拠に基づく政策立案（ＥＢＰＭ）が推進されており，公正取引委員会においても，その実践に取り組んでいる。

令和元年度は，総務省との実証的共同研究への参画を通じた広報活動の効果測定，予算検討プロセスにおけるロジックモデルの作成・活用などの取組を行った。

第13章　景品表示法に関する業務

第１　概説

景品表示法は，平成21年９月，消費者の利益の擁護及び増進，商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行うことを目的として消費者庁が設置されたことに伴い，公正取引委員会から消費者庁に移管された。消費者庁への移管に伴い，景品表示法の目的は，「商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」とされた。

景品表示法は，平成26年10月24日，景品表示法への課徴金制度導入を内容とする不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案が第187回臨時国会に提出され，同年11月19日に成立し（平成26年法律第118号。以下「平成26年景品表示法改正法」という。），平成28年４月１日に施行された。

平成26年景品表示法改正法は，違反行為を防止するため，不当表示を行った事業者に経済的不利益を課す課徴金制度を導入するとともに，併せて一般消費者の被害回復を促進する観点から，所定の手続に沿って消費者に自主返金を行った場合に，返金相当額を課徴金額から減額する，又は返金相当額が課徴金額を上回るときは課徴金の納付を命じないことを内容とするものである。

1　景品表示法違反事件の調査

景品表示法は，不当な顧客の誘引を防止するため，景品類の提供について，必要と認められる場合に，内閣府告示（注１）により，景品類の最高額，総額，種類，提供の方法等について制限又は禁止し（第４条），また，商品又は役務の品質，規格その他の内容又は価格その他の取引条件について一般消費者に誤認される不当な表示を禁止している（第５条）。これらの規定に違反する行為に対し，消費者庁長官及び都道府県知事は措置命令を行い，これを是正させることができる（第７条第１項）。

また，事業者が，同法第５条の規定に違反する行為（同条第３号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは，消費者庁長官は，当該事業者に対し，当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の売上額に３％を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならないが，当該事業者が相当の注意を怠った者でないと認められるとき，又はその額が150万円未満であるときは，その納付を命ずることができない（第８条第１項）（注２）。

さらに，消費者庁長官は，同法第26条第１項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して，その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは，当該事業者に対し，その措置について必要な指導及び助言をすることができる（第27条）。また，消費者庁長官は，事業者が正当な理由がなくて同法第26条第１項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは，当該事業者に対し，景品類の提供又は表示の管理上必

要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるとともに（第28条第１項），勧告を行った場合において当該事業者がその勧告に従わないときは，その旨を公表することができる（同条第２項）。

公正取引委員会は，消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限の委任を受け，景品表示法の規定に違反する行為について必要な調査等を行っている。

（注１）消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正前の景品表示法に基づく従来の公正取引委員会告示は，経過措置により引き続き効力を有する。

（注２）平成26年景品表示法改正法の施行日である平成28年４月１日以後に行われた課徴金対象行為について適用される。

２　公正競争規約制度

景品表示法第31条の規定に基づき，事業者又は事業者団体は，景品類又は表示に関する事項について，公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて，不当な顧客の誘引を防止し，一般消費者による自主的かつ合理的な選択と，事業者間の公正な競争を確保するため，協定の締結又は規約の設定をすることができる。当委員会は，協定又は規約（以下これらを総称して「公正競争規約」という。）の認定に当たり，事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行っている。

第２　景品表示法違反事件の調査

消費者庁は，景品表示法違反事件について，違反行為者に対して措置命令を行うほか，違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

令和元年度において，消費者庁が措置命令を行った40件のうち，公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは８件であり，消費者庁が指導を行った205件のうち，公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは55件である（第１表及び第２表参照）。

また，令和元年度において，消費者庁が課徴金納付命令を行った17件（4億6559万円）のうち，公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは３件（3725万円）である（第１表及び第３表参照）。

さらに，令和元年度において，同法第26条第１項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して，消費者庁が行った勧告は０件であり，消費者庁が指導を行った96件のうち，公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは50件である。

第１表　令和元年度において公正取引委員会が調査に関わった景品表示法違反被疑事件の処理状況

事件	措置命令	指導	合計	課徴金納付命令	
				件数	課徴金額
表示事件	8（40）	47（188）	55（228）	3（17）	3725万円（4億6559万円）
景品事件	0　（0）	8　（17）	8　（17）		
合計	8（40）	55（205）	63（245）	3（17）	3725万円（4億6559万円）

（注）（　）内は消費者庁が行った措置件数の総数・課徴金の総額

第２表　令和元年度に消費者庁により措置命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの

一連番号	措置日（事業者名）	事件概要	違反法条
1	平成31年4月16日（㈱ロイヤルダイニング）	㈱ロイヤルダイニングは， ①　「焼肉レストラン ROINS 沖縄」と称する店舗（以下1において「ROINS 沖縄」という。）において提供する「タン」と称する部位を使用した料理（以下1において「タン」という。）及び「ハラミ」と称する部位を使用した料理（以下1において「ハラミ」という。）並びにこれら料理を含む盛り合わせ又はコース料理の各料理を一般消費者に提供するに当たり，当該店舗に係る自社ウェブサイトにおいて，平成25年3月21日から平成30年12月20日までの間，「沖縄県産の食材と日本全国選りすぐりの黒毛和牛専門店」及び「『心のこもったお料理を』をモットーに[redacted]料理長が厳選した黒毛和牛のみを使用した，ROINS 自慢の新鮮でクオリティの高い料理をお楽しみください。」と記載するとともに，「【厚切りの黒毛和牛を使用した上タン塩】お客様が必ず驚く当店の上タン塩は、、黒毛和牛の舌を丸ごと一本使用仕入れております。」等と記載するなど，あたかも，対象料理には，黒毛和牛の部位を使用しているかのように示す表示をしていた。 ②　「焼肉レストラン ROINS 東大和」と称する店舗（以下1において「ROINS 東大和」という。）において提供するタン，ハラミ及び「シマチョウ」と称する部位を使用した料理（以下1において「シマチョウ」という。）並びにこれら料理を含む盛り合わせ，セット又はコース料理の各料理を一般消費者に提供するに当たり，当該店舗に係る自社ウェブサイトにおいて，平成26年11月26日から平成30年12月6日までの間，「上質な黒毛和牛専門の一軒家焼肉レストラン♪」及び「ディナーは，個室でご家族・友人とまわりを気にせず楽しめるアットホームな黒毛和牛焼肉♪」等と記載するなど，あたかも，対象料理には，黒毛和牛の部位を使用しているかのように示す表示をしていた。 実際には ROINS 沖縄において提供するタンには外国産牛のものを，ハラミの大部分には外国産牛のものを使用しており，ROINS 東大和において提供するタン，ハラミ及びシマチョウには外国産牛のものを使用していた。	第5条第1号
2	平成31年4月26日（㈱BLI）	㈱BLI は，「RIDDEX PLUS」と称する商品（以下2において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり，平成29年7月5日から平成30年2月26日までの間，「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「BLI-Shop」と称する自社ウェブサイトにおいて，例えば，本件商品の写真及び弱っているゴキブリのイラストと共に，「あれ！？ゴキブリどこいった？？」，「正規品 シリアルナンバー付 RIDDEX PLUS 総合害虫駆除」及び「部屋からゴキブリ消える！」と記載するなど，あたかも，本件商品を設置するだけで，ゴキブリやヒアリ等を建物から駆除することができるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が，同社に対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，同社から資料が提出されたが，当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。	第5条第1号（第7条第2項適用）

一連番号	措置日（事業者名）	事件概要	違反法条
3	令和元年6月28日（ふるさと和漢堂㈱）	ふるさと和漢堂㈱は，「ドクター・フトレマックス」と称する食品（以下3において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり，平成29年8月27日から令和元年6月21日までの間，自社ウェブサイトにおいて，例えば，平成29年8月27日から平成30年1月23日までの間，「長年のコンプレックスだったガリガリ体型を約2ヶ月で克服！」，「太る専用プロテイン！」等と表示するなど，あたかも，食物の栄養素を十分に吸収できない者であっても，本件商品を摂取することにより，約2か月で，外見上身体の変化を認識できるまでの体重の増量効果が得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が，同社に対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，同社から資料が提出されたが，当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。	第5条第1号（第7条第2項適用）
4	令和元年7月8日（㈱サンプラザ）	㈱サンプラザは，同社が運営する29店舗において供給するパンの各商品（以下4において，これらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり， ①　例えば，平成29年7月1日に大阪府及び奈良県内に配布された日刊新聞紙に折り込んだ富田林店等に係るチラシにおいて，「菓子パン・食パン全品 メーカー希望小売価格より 3割引」と表示するなど，あたかも，本件商品にはメーカー希望小売価格が設定されており，本件商品を当該メーカー希望小売価格から3割割り引いて販売するかのように表示していた。 実際には，本件商品についてメーカー希望小売価格は設定されていなかった。 ②　本件商品のうち「神戸屋 スマイルモーニング 4枚切」と称する食パン等の各商品（以下4において，これらを併せて「本件食パン」という。）について，例えば，三国ヶ丘東店において，「神戸屋　スマイルモーニング　4枚切」と称する食パンについて，「パン3割引の日　神戸屋　スマイルモーニング 表示価格は3割引後の価格です　通常価格125円を　4枚切　本体価格88円」と表示するなど，あたかも，「通常価格」と称する価額は，当該店舗において本件食パンについて通常販売している価格であり，本件食パンを当該通常販売している価格から3割割り引いて販売するかのように表示していた。 実際には，「通常価格」と称する価額は，当該店舗において本件食パンについて販売された実績のないものであった。	第5条第2号

一連番号	措置日（事業者名）	事件概要	違反法条
5	令和元年8月7日（㈱ブルースター）	㈱ブルースターは，「ブルースター」と称する11店舗において29品目のクリーニングサービスを一般消費者に提供するに当たり， ① 例えば，平成28年4月25日に配布された日刊新聞紙に折り込んだザ・ビッグ浪岡店等におけるセール企画に係るチラシにおいて，「ジャンパー」と称する品目のクリーニングサービスについて，「[通常]600円⊕[撥水加工]500円＝1,100円～」及び「撥水加工料込み！！ 550円～」と表示するなど，実際の提供価格に比較対照価格を併記することにより，あたかも，比較対照価格は，当該チラシに記載の店舗において通常提供している価格であり，実際の提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。 実際には，比較対照価格は，当該チラシに記載の店舗において最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。 ② 例えば，平成28年6月6日に配布された日刊新聞紙に折り込んだザ・ビッグ浪岡店等におけるセール企画に係るチラシにおいて，「ダウンジャケット」と称する品目のクリーニングサービスについて，「ダウンオール半額」及び「ダウンジャケット 900円」と表示するなど，あたかも当該チラシに記載の店舗において通常提供している価格から半額又は30パーセント割り引いて提供するかのように表示していた。 実際には，半額という割引額又は30パーセントという割引率の算出の基礎となる価格は，当該チラシに記載の店舗において最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。	第5条第2号
6	令和元年10月16日（㈱プラスワン）	㈱プラスワンは，同社が運営する「からあげ専門店こがね」と称する店舗において供給する鶏の「もも」と称する部位（以下6において「鶏もも肉」という。）を使用した唐揚げ及び当該唐揚げを含む商品の各商品（以下6において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり，例えば，塚本店の看板において，平成28年2月1日以降，「からあげ専門店 こがね」及び「国産若鶏使用 絶品あげたて」と表示するなど，あたかも，本件商品には，国産の鶏もも肉を使用しているかのように示す表示をしている又は表示をしていた。 実際には全て，ほとんど全て又は3割程度，外国産の鶏もも肉を使用している。	第5条第1号
7	令和2年3月17日（㈱あすなろわかさ）	㈱あすなろわかさは，「黒椿」と称する食品（以下7において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり，令和元年7月4日，同月5日及び同月8日に，自社ウェブサイトにおいて，例えば，本件商品の容器包装及び黒髪の人物の写真と共に，「黒々艶やかな髪本来の美しさを取り戻す 黒椿 －KUROTUBAKI－ 黒ゴマ、黒ウコン、亜鉛、ビオチンなどの黒々艶やかな天然成分をたっぷり使ったサプリメントです。あなたの髪本来の、若々しくて美しい黒髪を取り戻します。市販の白髪染めや美容院で染めるのが面倒な方にオススメです。」等と表示するなど，あたかも，本件商品を摂取することで，白髪が黒髪になる効果が得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が，同社に対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，同社から資料が提出されたが，当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。	第5条第1号（第7条第2項適用）

一連番号	措置日（事業者名）	事件概要	違反法条
8	令和2年3月30日（山崎製パン㈱）	山崎製パン㈱は，「バター香るもっちりとした食パン」と称する3枚切りの食パン，5枚切りの食パン及び6枚切りの食パンの各商品（同社札幌工場において製造したもの。以下8において，これらを併せて「本件3商品」という。）を，㈱ファミリーマートが北海道内において運営する「ファミリーマート」と称するコンビニエンスストア又は同社とフランチャイズ契約を締結する事業者が北海道内において経営する「ファミリーマート」と称するコンビニエンスストアを通じて，一般消費者に供給するに当たり，同社と共同して容器包装の表示内容を決定し，平成30年11月18日から令和元年10月17日までの間，「バター香るもっちりとした食パン」と表示するとともに，原材料名欄に「バター」及び「もち米粉」と表示することにより，あたかも，本件3商品には，原材料にバター及びもち米粉を使用しているかのように示す表示をしていた。 実際には，本件3商品には，原材料にバター及びもち米粉を使用していなかった。 （注）消費者庁は，同日，㈱ファミリーマートに対しても措置命令を行った。	第5条第1号

第３表　令和元年度に消費者庁により課徴金納付命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの

一連番号	命令日（事業者名）	事件概要	課徴金額
1	令和元年6月26日（㈱はぴねすくらぶ）	㈱はぴねすくらぶは，「酵母と酵素 de さらスルー」と称するカプセル状93粒入りの健康食品（以下1において「93粒入り」という。）及び「酵母と酵素 de さらスルー」と称するカプセル状42粒入りの健康食品（以下1において，これらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり，自社ウェブサイトにおいて，例えば，93粒入りについて，平成28年4月1日から平成29年8月3日までの間，「酵素※1　酵母　乳酸菌の発酵パワーでダイエット！」，食事の画像と共に，「食べることが大好きなあなたへ！」，「『酵母と酵素 de さらスルー』は、生きた酵素と酵母、乳酸菌、さらに白キクラゲ由来のエイドライフリーWJ をたっぷり配合した新しいダイエットサプリ。」等と記載するなど，あたかも，本件商品を摂取するだけで，特段の食事制限をすることなく，本件商品に含まれる成分の作用により，容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が，同社に対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，同社から資料が提出されたが，当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。	1581万円
2	令和元年6月26日（㈱アルトルイズム）	㈱アルトルイズムは，「黒フサ習慣　ブラックマックスS」と称する食品（以下2において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり，平成30年4月9日から同年10月23日までの間，自社ウェブサイトにおいて，例えば，黒髪の人物の写真と共に，「白髪染めはしたくない！」，「ロマンスグレーはまだ早い！」，「艶のある漆黒に憧れる世代の方に!!」及び「さあ！“黒活”をスタートしましょう！」等と記載するなど，あたかも，本件商品を摂取することで，白髪が艶のある黒髪となる効果が得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が，同社に対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，同社から資料が提出されたが，当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。	839万円
3	令和2年3月6日（ふるさと和漢堂㈱）	ふるさと和漢堂㈱は，「ドクター・フトレマックス」と称する食品（以下3において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり，平成29年8月27日から令和元年6月21日までの間，自社ウェブサイトにおいて，例えば，平成29年8月27日から平成30年1月23日までの間，「長年のコンプレックスだったガリガリ体型を約2ヶ月で克服！」，「太る専用プロテイン！」等と表示するなど，あたかも，食物の栄養素を十分に吸収できない者であっても，本件商品を摂取することにより，約2か月で，外見上身体の変化を認識できるまでの体重の増量効果が得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が，同社に対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，同社から資料が提出されたが，当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。	1305万円

第３　公正競争規約の認定

１　概要

令和２年３月末現在，101件（景品関係37件，表示関係64件）の公正競争規約が認定されている（附属資料６参照）。これらの公正競争規約に参加する事業者又は事業者団体により，公正競争規約の運用団体として公正取引協議会等が組織されているところ，公正取引協議会等は，公正競争規約の運用上必要な事項について，公正競争規約の定めるところにより，施行規則，運用基準等を設定している。公正取引委員会は，公正取引協議会等がこれらの施行規則等の設定・変更を行うに際しても，事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行い，問題があれば指導を行っている。

２　公正競争規約の変更

令和元年度においては，凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成31年４月９日認定。平成31年公正取引委員会・消費者庁告示第７号）のほか，はちみつ類の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（令和元年５月15日認定。令和元年公正取引委員会・消費者庁告示第１号），食用塩の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（令和元年６月７日認定。令和元年公正取引委員会・消費者庁告示第２号），果実飲料等の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（令和元年６月14日認定。令和元年公正取引委員会・消費者庁告示第３号）等を行った。

第14章　相談その他の業務

第１　独占禁止法及び関係法令に関する相談等

事業者，事業者団体，一般消費者等から寄せられる独占禁止法及び関係法令に関する質問に対しては，文書又は口頭により回答している。また，ウェブサイトでも意見等の受付を行っている（https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=goiken）。

また，平成 12 年度から申告の処理に関する疑問，苦情等の申出を受け付けるため，官房総務課（地方事務所・支所においては総務課，沖縄総合事務局公正取引室においては総務係）に申出受付窓口を設置し，公正取引委員会が指名する委員等をもって構成する審理会において，当該処理が適正であったかどうかを点検している。

第２　事業活動に関する相談状況

１　概要

公正取引委員会は，以前から，独占禁止法及び下請法違反行為の未然防止を図るため，事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為に関する相談に対応し，実施しようとする行為に関して，独占禁止法及び下請法の考え方を説明している。

２　事前相談制度

公正取引委員会は，平成13年10月から当委員会が所管する法律全体を対象として整備された「事業者等の活動に係る事前相談制度」を実施している。

本制度は，事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為が，前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ，原則として，事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答し，その内容を公表するものである。

３　独占禁止法に係る相談の概要

令和元年度に受け付けた相談件数は，事業者の行為に関するもの1,870件，事業者団体の行為に関するもの168件の計2,038件である（第１図参照）。

第１図　独占禁止法に係る相談件数の推移（企業結合に関する相談を除く。）

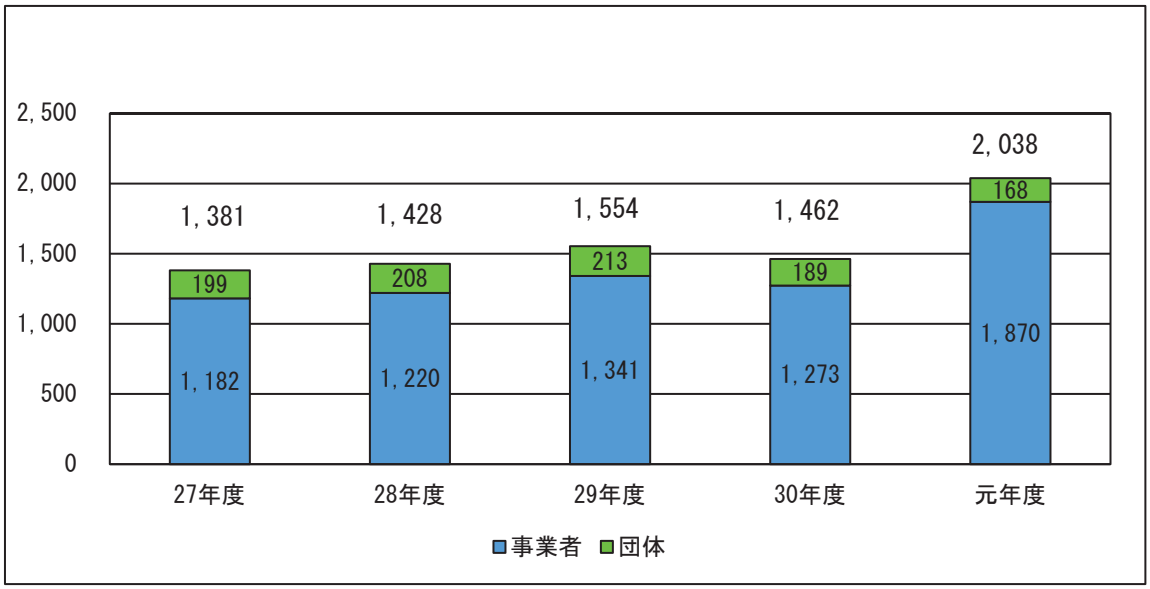

4　相談事例集

公正取引委員会は，事業者等から寄せられた相談のうち，他の事業者等の参考になると思われるものを相談事例集として取りまとめ，公表している（平成30年度に寄せられた相談〔平成30年度相談事例集〕について，令和元年６月26日公表。令和元年度に寄せられた相談〔令和元年度相談事例集〕について，令和２年６月23日公表。）。

令和元年度相談事例集に掲載された相談のうち，特徴的な内容の相談を挙げると，レジ袋の有料化に伴う事業者団体による単価統一等の取組，専門工事業者の団体による会員・発注者に対する現場における作業時間の短縮の要請，家電メーカーによる小売業者への販売価格の指示等に関するものがある。

5　下請法に係る相談の概要

令和元年度に下請法に関して事業者等から受け付けた相談件数は，9,173件である（第２図参照）。

この中には，例えば，下請法の適用範囲に関する相談，発注書面の記載方法に関する相談，下請代金の支払期日に関する相談等がある。

第２図　下請法に係る相談件数の推移

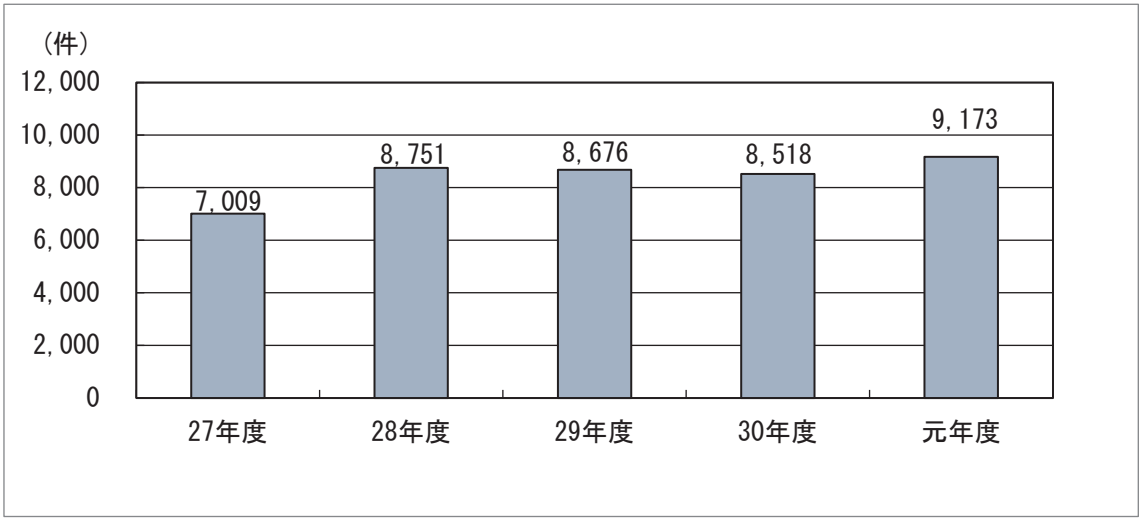

6　独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は，商工会議所及び商工会の協力の下，独占禁止法相談ネットワークを運営しており，独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように，全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し，独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。また，令和元年度においては，全国の商工会議所及び商工会へのリーフレットの配布，相談業務に従事する経営指導員向けの研修会に職員を講師として派遣するなどした。

第３　新型コロナウイルス感染症に係る対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴って，企業等の活動に様々な影響が出ており，また，関連物資の供給に関しても影響が出ている。

公正取引委員会は，独占禁止法等を運用する立場から，こうした事態を踏まえ次の取組を行った。

1　新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して，取引上の適切な配慮を行うよう，公正取引委員会委員長，経済産業大臣及び厚生労働大臣の連名の文書で関係団体を通じ，要請を行った（令和２年３月10日公表）。

2　新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク等の抱き合わせ販売に係る要請について

マスク等の衛生用品の供給不足を背景に，マスクに他の商品を抱き合わせて販売していた一部の販売事業者が所属する関係業界団体に対して，商品の供給が不足しており，当該

商品に代わる商品が存在しない状況の下で行われる抱き合わせ販売は，独占禁止法が禁止する不公正な取引方法（抱き合わせ販売等）につながるおそれがあることから，今後，同様の行為を行わないよう会員企業へ周知することを要請した（令和２年２月27日公表）。

3　新型コロナウイルス感染症への対応のための取組に係る独占禁止法に関するＱ＆Ａの公表

事業者等による新型コロナウイルス感染症への対応のための取組について独占禁止法上の考え方を紹介するため，「新型コロナウイルス感染症への対応のための取組に係る独占禁止法に関するＱ＆Ａ」を公表した（令和２年４月23日公表）。

同Ｑ＆Ａでは，新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中でマスクのような商品について，小売業者が不当な高価格を設定しないよう期間を限定して，メーカー等が小売業者に対して一定の価格以下で販売するよう指示する行為は，通常，当該商品の購入に関して消費者の利益となり，正当な理由があると認められるので，独占禁止法上問題とはならない旨を明らかにしている。

4　新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引Ｑ＆Ａの公表

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関して，公正取引委員会及び中小企業庁の連名で，下請法等に係るＱ＆Ａを公表した（令和２年５月13日公表）。

5　新型コロナウイルス感染症に関連する事業者等の取組に対する公正取引委員会の対応についての公表

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴って，企業等の活動に様々な影響が出ており，また，関連物資の供給に関しても影響が出ていることを踏まえ，公正取引委員会は，独占禁止法等を運用する立場からの対応について取りまとめ公表した（令和２年４月28日公表）。

この中では，物資の円滑な供給等に関して同業者が共同して行う取組への対応について，供給量が不足している物資の円滑・公正な流通を確保するためには，同業者で協力し合って対応に当たることが必要となる場面も想定され，今回のような事態下において，このような物資の不足を回避するために行われる必要かつ一時的な行為は独占禁止法上問題となるものではないと考えている旨を明らかにするなど，新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際して行われる事業者等の取組について公正取引委員会の対応を明らかにしている。

また，前記１及び２に限らず，新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う需要減少等を理由として，中小・下請事業者に不当に不利益をもたらす行為や，需給のひっ迫に便乗した価格カルテル等の消費者の利益を損なう行為に対しては厳正に対処していく旨も併せて明らかにしている。

附 属 資 料

令和元年度年次報告　附属資料編の目次

1　組織・予算関係 ····· 307
1－1表　公正取引委員会の構成 ····· 307
1－2表　公正取引委員会の予算額（令和元年度補正後） ····· 307
2　審決・訴訟関係等 ····· 308
2－1表　審決一覧（令和元年度） ····· 308
2－2表　手続別審決等件数推移 ····· 311
2－3表　関係法条別審決件数推移 ····· 315
2－4表　告発事件一覧 ····· 318
2－5表　緊急停止命令一覧 ····· 327
2－6表　注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類 ····· 328
3　独占禁止法適用除外関係 ····· 329
3－1表　独占禁止法適用除外根拠法令一覧 ····· 329
3－2表　年次別・適用除外法令別カルテル件数の推移 ····· 330
3－3表　保険業法に基づくカルテル ····· 332
3－4表　損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル ····· 334
3－5表　著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め ····· 334
3－6表　道路運送法に基づくカルテル ····· 334
3－7表　海上運送法に基づくカルテル（内航） ····· 335
3－8表　内航海運組合法に基づくカルテル ····· 335
3－9表　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル ····· 335
3－10表　業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数 ····· 338
4　株式取得，合併等関係 ····· 339
4－1表　銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧 ····· 339
4－2　株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料（4－3表から4－9表）について ····· 339
4－3表　形態別・業種別件数（令和元年度） ····· 341
4－4表　合併後の総資産が300億円以上となる合併（令和元年度に完了報告書が提出されたもの） ····· 342
4－5表　行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割（令和元年度に完了報告書が提出されたもの） ····· 342
4－6表　行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割（令和元年度に完了報告書が提出されたもの） ····· 343
4－7表　行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転（令和元年度に完了報告書が提出されたもの） ····· 343
4－8表　行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等（令和元年度に完了報告書が提出されたもの） ····· 344

４－９表　企業結合関係の届出・報告件数 …… 349
５　下請法関係 …… 351
５－１表　書面調査発送件数の推移 …… 351
５－２表　下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移 …… 352
５－３表　下請法違反行為類型別件数の推移 …… 353
６　景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧（令和２年３月末現在） …… 354
７　独占禁止懇話会 …… 357
８　公正取引委員会機構図 …… 359

1　組織・予算関係

１－１表　公正取引委員会の構成

（平成31年４月１日現在）

委員長	杉本　和行
委　員	山本　和史
委　員	三村　晶子
委　員	青木　玲子
委　員	小島　吉晴

１－２表　公正取引委員会の予算額（令和元年度補正後）

（単位：千円）

事　　項	予　算　額
（組織）公正取引委員会	11,300,944
（項）公正取引委員会	11,300,944
（事項）公正取引委員会に必要な経費	9,484,520
（事項）独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費	326,347
（事項）下請法違反行為に対する措置等に必要な経費	220,099
（事項）競争政策の普及啓発等に必要な経費	166,268
（事項）消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に必要な経費	1,103,710

２　審決・訴訟関係等

２－１表　審決一覧（令和元年度）

番号	事件番号	件　名	内　　容	関係法条	審決年月日
1 ～ 6	25 （判） 30 ～ 35	王子コーンスターチ株式会社ほか2名に対する件	【違反行為に係る認定】 被審人王子コーンスターチ及び被審人Ｊ－オイルミルズが，他の事業者と共同して，とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて，段ボール用でん粉の需要者渡し価格を引き上げる旨合意することにより，公共の利益に反して，我が国における段ボール用でん粉の販売分野における競争を実質的に制限したと認めた。（不当な取引制限〔価格カルテル〕） なお，被審人加藤化学については，前記合意に参加したとまで認めるに足りる証拠はないと認定し，排除措置命令を取り消した。 【課徴金額に係る認定】 1億6445万円（被審人3名合計）→1億2329万円（被審人2名合計） 被審人王子コーンスターチ及び被審人Ｊ－オイルミルズが違反行為により販売した段ボール用でん粉の売上額を課徴金の対象として認め，被審人加藤化学に対する課徴金納付命令を取り消した。	独占禁止法66条3項，66条2項（3条後段，7条の2）（注）	元.9.30 （2名に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決並びに1名に対する排除措置命令及び課徴金納付命令を取り消す審決）

番号	事件番号	件　名	内　　容	関係法条	審決年月日
7・8	24（判）40・41	株式会社エディオンに対する件	【違反行為に係る認定】 被審人が，納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，納入業者に従業員等を派遣させていたことについて，原処分における違反行為の相手方である127社のうち，92社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから，排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。（不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕） 【課徴金額に係る認定】 40億4796万円→30億3228万円 被審人と92社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし，「マル特経費負担」分は購入額から控除すべきものとされた。	独占禁止法66条3項，66条2項（19条〔2条9項5号〕，20条の6）	元.10.2（排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消す審決）
9	25（判）22	ＮＴＮ株式会社に対する件	【課徴金額に係る認定】 72億3107万円→70億3012万円 被審人が違反行為（不当な取引制限〔価格カルテル〕）により販売した産業機械用軸受及び自動車用軸受の売上額を課徴金の対象として認めた。 審判手続終了前に，同一事件について，被審人に対し，罰金4億円に処する旨の裁判が確定しているから，罰金額の2分の1に相当する2億円を控除した。	独占禁止法66条3項，66条2項（7条の2〔3条後段〕），51条3項	元.11.26（課徴金納付命令の一部を取り消すとともに課徴金の額を変更する審決）

番号	事件番号	件　名	内　　容	関係法条	審決年月日
10 ・ 11	26 （判） 1 ・ 2	ダイレックス株式会社に対する件	【違反行為に係る認定】 被審人が，納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，納入業者に従業員等を派遣させていたこと，閉店セール協賛金を提供させたこと，及び火災関連金の提供をさせたことについて，原処分における違反行為の相手方である78社のうち，69社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから，排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。（不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕） 【課徴金額に係る認定】 12億7416万円→11億9221万円 被審人と69社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。	独占禁止法66条3項，66条2項（19条〔2条9項5号〕，20条の6）	2.3.25 （排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消す審決）

（注）「独占禁止法」とは，平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法をいう。以下，２－１表において同じ。

２－２表　手続別審決等件数推移

(1)　平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

分類＼年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
審判審決	0	0	1	10	8	8	2	3	5	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	3	4	0	0	5	1	4	1
勧告審決	0	0	2	4	4	3	5	0	5	5	7	2	2	1	3	7	24	30	26	17	11	28	26	43	37	27	67	(注4) 47 (6)	(注4) 31 (7)
同意審決	5	2	11	45	6	4	5	2	1	0	0	0	0	0	0	5	11	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2
課徴金の納付を命ずる審決等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
独占禁止法第49条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独占禁止法第65条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
独占禁止法第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第9条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第10条第6項に基づく審決	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
計	5	2	14	59	18	15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34

（注１）平成25年度の審決により，平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続は全て終了した。
（注２）「分類」欄の独占禁止法第49条第２項，第65条及び第66条並びに景品表示法第９条第２項及び第10条第６項は，平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法及び景品表示法の条文番号である。
（注３）審判審決とあるのは，過去の年次報告において「正式審決」と分類していたものである（平成５年度から正式審決の呼称を審判審決に変更）。
（注４）（　）内の数字は，中小企業等協同組合法第107条に基づく審決件数で内数である。
（注５）平成11年度の課徴金の納付を命ずる審決等には，課徴金の納付を命じなかった審決が１件含まれている。
（注６）平成20年度の課徴金の納付を命ずる審決等には，課徴金の納付を命じなかった審決が４件含まれている。
（注７）平成25年度の課徴金の納付を命ずる審決等には，課徴金の納付を命じなかった審決が２件含まれている。
（注８）平成14年度及び平成15年度の独占禁止法第49条第２項及び景品表示法第９条第２項に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。

51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
0	4	0	2	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	1	2	3	1	1	3	1	3	3	4	1	2	1	2
24	13	7	12	12	12	18	10	7	10	4	6	5	10	17	27	37	27	21	18	23	25	23	27	21	37	38	19	28	18
1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	4	11	8
－	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	(注5) 2	24	1	7	14	32	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	(注8) 1	0	0
0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	18	8	15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42

年度／分類	18	19	20	21	22	23	24	25	計
審判審決	14	3	5	8	3	－	－	－	135
勧告審決	－	－	－	－	－	－	－	－	(注4) 1,020 (13)
同意審決	42	21	5	0	3	－	－	－	212
課徴金の納付を命ずる審決等	46	10	(注6) 37	21	13	0	5	(注7) 7	248
独占禁止法第49条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	1
独占禁止法第65条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	9
独占禁止法第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法第9条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	－	－	－	2
景品表示法第10条第6項に基づく審決	0	0	0	0	0	－	－	－	4
計	102	34	47	29	19	0	5	7	1,634

⑵　平成17年独占禁止法改正法による改正後平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

分類＼年度		17(注2)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27(注5)	28(注5)	29(注5)	30(注5)	元(注5)	計
独占禁止法関係	排除措置命令（審判開始）（注1）	2 (1)	12 (0)	22 (1)	16 (5)	26 (5)	12 (3)	22 (10)	20 (7)	18 (4)	10 (4)	2 (0)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	162 (40)
	課徴金納付命令（審判開始）（注1）	171 (8)	56 (0)	121 (1)	39 (8)	73 (7)	100 (12)	255 (61)	108 (13)	176 (6)	128 (70)	0 (0)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	1227 (186)
	審決 排除措置命令に係る審決	0	0	0	3	0	3	4	4	3	15	7	6	33	8	5	91
	審決 課徴金納付命令に係る審決	0	0	1	8	0	3	8	4	5	18	9	8	33	7	6	110
	審決 課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する審決	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法関係	排除命令（審判開始）（注1）	28 (0)	32 (5)	56 (3)	52 (9)	6(注3) (0)	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	174 (17)
	排除命令に係る審決	0	0	0	0	11	－(注4)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	11

（注１）（　）内の数字は，当該年度の命令件数のうち，命令後に審判手続が開始されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後審判請求の取下げのあったもの及び審判手続打切決定を行ったものを含む。）。

（注２）平成17年度における独占禁止法関係の件数については，平成18年１月４日から同年３月31日までの期間である。

（注３）平成21年８月31日までの排除命令件数である。

（注４）平成22年８月６日，㈱ウインズインターナショナルに対する件の審判手続が打ち切られたことにより，景品表示法関係の審判手続は全て終結した。

（注５）審判制度は平成25年独占禁止法改正法により廃止されたが，同法の施行日（平成27年４月１日）前に，改正前の独占禁止法第49条第５項の規定に基づく排除措置命令等に係る事前通知等が行われた場合は，なお従前の例により，審判手続が行われる。平成27年度における命令の件数は，平成27年度中に行われた命令のうち，平成25年独占禁止法改正法の施行日前に前記の事前通知が行われたものの件数である。平成28年度以降，前記の事前通知は行われていない。

⑶　平成25年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法における手続

分類＼年度		27	28	29	30	元	計
排除措置命令（訴訟提起）（注1）		7 (2)	11 (3)	13 (1)	8 (0)	11 (3)	50 (9)
課徴金納付命令（訴訟提起）（注1）		31 (4)	32(注2) (2)	32 (0)	18 (2)	37 (4)	150 (12)
第一審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	3	0	3
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	1	2	3
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	1	2	3
第二審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0	0
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	0	1	1
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	1	1
第三審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0	0
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	0	0	0
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0	0

（注１）（　）内の数字は，当該年度の命令件数のうち，命令後に訴訟が提起されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後訴えの取下げ，請求の放棄のあったものを含む。）。平成27年度における命令の件数は，平成27年度中に行われた命令のうち，平成25年独占禁止法改正法の施行日後に独占禁止法第50条第１項の規定に基づく意見聴取の通知が行われたものの件数である。

（注２）課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した１名の事業者に対して，独占禁止法第63条第２項の規定に基づき，課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果，対象となった課徴金納付命令の件数である。

２－３表　関係法条別審決件数推移

法令＼年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
独占禁止法3条前段	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3条後段	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7条の2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19条	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20条の6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
51条	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
66条1項	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
独占禁止法3条前段（旧審判手続）	2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
3条後段（旧審判手続）	4	2	5	25	4	8	2	1	5	1	2	0	0	0	0	0	2	9	2	0	2	6	3	3	3	10	35	31	12	14	2	1	3
4条（旧審判手続）	1	1	3	9	4	7	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5条（旧審判手続）	3	0	1	0	0	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6条（旧審判手続）	0	0	1	21	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
7条の2（旧審判手続）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0
8条（旧審判手続）	－	－	－	－	－	－	4	1	2	2	4	2	1	1	2	10	25	20	22	15	6	22	24	40	34	11	33	11	10	6	9	2	10
10条（旧審判手続）	0	0	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
11条（旧審判手続）	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13条（旧審判手続）	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
14条（旧審判手続）	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15条（旧審判手続）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16条（旧審判手続）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17条（旧審判手続）	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19条（旧審判手続）	0	0	2	20	1	2	3	4	4	2	1	0	1	0	0	2	9	1	3	2	5	3	1	1	0	2	0	1	5	4	6	4	4
49条（旧審判手続）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65条（旧審判手続）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0
66条（旧審判手続）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業者団体法（旧審判手続）	0	0	9	20	13	8	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
景品表示法4条	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
景品表示法3条（旧審判手続）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0
4条（旧審判手続）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	0
9条（旧審判手続）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10条（旧審判手続）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
中小企業等協同組合法107条（旧審判手続）	－	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0	0
審決件数(注2)	5	2	14	59(注3)	18	15(注3)	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34	25	18	8	15

（注１）本表において「旧審判手続」とあるのは，平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法による審判手続を経てなされた審決である。
（注２）本表に掲げる数字が審決件数より多いのは，同一事件に２以上の法条を適用した場合があるからである。
（注３）昭和25年度審決のうち１件及び昭和27年度審決のうち４件は，審決をもって審判開始決定を取り消したものである。

55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	3	0	2	4	3	3	15	6	6	33	5
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	8	0	3	8	4	5	18	8	8	33	5
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	6	5	5	4	1	3	0	5	4	4	12	23	22	8	11	15	15	14	23	17	37	36	21	29	24	54	21	7	8	6	0	0	0	0	0	0	0	0
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	2	24	1	7	14	32	14	42	10	37	21	13	0	5	7	0	0	0	0	0
8	4	7	2	5	3	1	5	0	3	7	6	11	2	14	5	8	3	2	3	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	3	7	4	0	7	0	1	1	3	6	9	4	5	1	4	1	8	7	3	6	3	3	3	8	3	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42	102	35	58	43	25	12	13	15	33	16	14	66	15

元	計
0	1
3	83
4	105
2	7
2	5
1	4
0	(注4) 7
0	17
0	641
－	26
－	4
0	32
0	(注5) 244
0	434
0	10
0	3
0	4
0	7
0	1
0	1
0	6
0	200
0	(注6) 1
0	9
0	3
－	54
0	4
0	5
0	17
0	(注6) 2
0	4
0	13
12	1850

（注４）独占禁止法66条１項に基づく審決は，審判請求を却下する審決である。
（注５）独占禁止法７条の２（旧審判手続）の審決件数には，課徴金の納付を命じなかった審決が７件含まれており，また，独占禁止法８条の３により当該条項が準用されている審決が含まれている。
（注６）独占禁止法49条（旧審判手続）及び景品表示法９条（旧審判手続）に基づく審決は，審判手続開始請求を却下する審決である。

２－４表　告発事件一覧

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
農林連絡協議会ほか21名（役員）	24.4.28	25.6.16（農林連絡協議会ほか2名を起訴）	東京高裁 26.2.27	罰金 各1万円	閉鎖機関に指定され清算中であったところ，購買及び販売の営業に従事する等禁止規定を免れる行為をした。	事業者団体法 第5条第1項第13，第14号，第2項，第14条第1項第1号，第3項	協議会委員長，常任委員は26.3.11上告したが，前者は死亡したため，35.3.15控訴棄却，後者は36.12.5上告棄却
大川(合)ほか1名（役員）	24.5.21	25.11.25	東京高裁 27.5.12	免訴（講和条約による大赦のため）	解散及び清算計画書，株式の処分に関する計画書を期限までに提出しなかった。	独占禁止法第105条，第107条，第108条，第109条，第111条，第112条	
山一証券㈱	24.11.28	26.12.28（不起訴）			許可を受けないで営業を譲り受けた。	独占禁止法第16条，第91条の2第6項	
㈱三愛土地ほか1名（役員）	45.4.3	45.5.26	東京高裁 46.1.29	被告会社に20万円の罰金，被告人に懲役1年（執行猶予3年），罰金10万円	審決に違反して不当表示を行った。	独占禁止法第90条第3号，第95条第1項，景品表示法第4条第1号，第2号	
出光興産㈱ほか26名（法人及び15役員）	49.2.15	49.5.28	東京高裁 55.9.26 最高裁 59.2.24	被告会社に150万円から250万円の罰金，被告人に4月から10月の懲役（執行猶予つき） 太陽石油㈱，九州石油㈱及び太陽石油㈱取締役に関する部分を破棄無罪，その他の被告会社及び被告人につき上告棄却	出光興産㈱ほか11名の石油元売会社は，石油製品の販売価格を，昭和48年1月，2月，8月，10月及び11月に引き上げることを共同して決定し実施した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項	日本石油㈱及び同社常務は確定 昭和石油㈱常務は死亡したため55.11.19公訴棄却 丸善石油㈱専務は57.10.21及び三菱石油㈱取締役は57.5.27それぞれ死亡につき公訴棄却

件　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　考
石油連盟ほか4名（4役員）	49.2.15	49.5.28（石油連盟ほか2名を起訴，残り2名を不起訴）	東京高裁 55.9.26	被告人に違法の認識がなかったとして無罪	石油連盟は昭和47年度下期及び昭和48年度上期の会員の原油処理量を決定し実施した。	独占禁止法第8条第1項第1号，第89条第1項第2号，第95条第2項	
三井東圧化学㈱ほか22名（8社，役員15名）	3.11.6（3.12.19追加告発）	3.12.20	東京高裁 5.5.21	被告会社に600万円から800万円の罰金，被告人に懲役6月から1年（執行猶予2年）	三井東圧化学㈱ほか7社は，塩化ビニル製業務用ストレッチフィルムの販売価格を平成2年9月及び同年11月出荷分から引き上げること等を共同して決定し実施した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項	
トッパン・ムーア㈱ほか3名	5.2.24	5.3.31	東京高裁 5.12.14	被告会社に400万円の罰金	トッパン・ムーア㈱ほか3社は，社会保険庁が発注する支払通知書等貼付用シールの受注予定者及び受注予定価格を決定し実施していた。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項	
㈱日立製作所ほか26名（9社及び受注業務に従事していた者17名並びに発注業務に従事していた者1名）	7.3.6（7.6.7追加告発）	7.6.15	東京高裁 8.5.31	被告会社に4000万円から6000万円の罰金，被告会社の受注業務に従事していた者に懲役10月（執行猶予2年）日本下水道事業団の発注業務に従事していた者に懲役8月（執行猶予2年）	㈱日立製作所ほか8社は，平成5年度における日本下水道事業団発注に係る電気設備工事の受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるようあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項，刑法第62条第1項	
㈱金門製作所ほか58名（25社及び受注業務に従事していた者34名）	9.2.4	9.3.31	東京高裁 9.12.24	被告会社に500万円から900万円の罰金，被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から9月（執行猶予2年）	㈱金門製作所ほか24社は，平成6年度，平成7年度及び平成8年度の各年度における東京都発注に係る水道メーターについて，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるようあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項，刑法第60条	富士水道工業㈱は10.1.6，㈱東京量水器工業所及び同社管理部長兼工場長は10.1.7それぞれ上告したが，いずれも12.9.25上告棄却

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
㈱クボタほか12名（3社及び受注業務に従事していた者10名）	11.2.4（11.3.1追加告発）	11.3.1	東京高裁 12.2.23	被告会社に3000万円から1億3000万円の罰金，被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から10月（執行猶予2年）	㈱クボタほか2社は，平成8年度及び平成9年度の各年度に日本国内において需要のあるダクタイル鋳鉄管直管の3社のシェア配分協定に合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項，刑法第60条	
コスモ石油㈱ほか19名（11社，個人9名）	11.10.13（11.11.9追加告発）	11.11.9	東京高裁 16.3.24	被告会社に300万円から8000万円の罰金，被告人に懲役6月から1年6月（執行猶予2年から3年）	コスモ石油㈱ほか10社は，防衛庁調達実施本部が平成10年度に調達する，ガソリン，軽油，灯油，重油及び航空タービン燃料の各石油製品の発注に係る6回の指名競争入札のうち前4回において，各入札前に会合を開催し，前年度の受注実績を勘案して受注予定者を決定するとともに受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記石油製品の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項，刑法第60条	3社及び4名については，それぞれ16.3.31，16.4.2，16.4.5に上告したが，17.11.21上告棄却決定（17.11.26，17.11.29，17.12.20確定）
愛知時計電機㈱ほか8名（4社，個人5名）	15.7.2	15.7.23	東京高裁 16.3.26（1社，個人2名） 16.4.30（2社，個人2名） 16.5.21（1社，個人1名）	被告会社に2000万円から3000万円の罰金，被告人に懲役1年から1年2月（執行猶予3年）	4社及びこれら4社の東京都発注に係る水道メーターの受注業務に従事していた者等5名は，同水道メーターの受注業務に従事する他の水道メーターの製造業者等14社の従業員らとともに，それぞれの所属する会社の業務に関し，東京都が一般競争入札の方法により発注する水道メーターのうち，口径13ミリ，同20ミリ及び同25ミリのものについて，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記水道メーターの受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項（平成14年法律第47号による改正前）	

件　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　考
㈱横河ブリッジほか33名（26社，個人8名）	17.5.23（17.6.15追加告発）	17.6.15	東京高裁 18.11.10（23社，個人7名及び日本道路公団元理事1名） 19.9.21（3社，個人2名）	被告会社に1億6000万円から6億4000万円の罰金，被告人に懲役1年から2年6月（執行猶予3年から4年）	26社は，平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者23社とともに，平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者21社とともに，国土交通省関東地方整備局，東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条，第62条第1項	
㈱横河ブリッジほか12名（6社，個人4名，日本道路公団元理事1名，同副総裁1名及び同理事1名）	17.6.29（17.8.1，17.8.15追加告発）	17.8.1（6社，受注業務に従事していた者4名及び日本道路公団元理事1名） 17.8.15（日本道路公団副総裁1名） 17.8.19（日本道路公団理事1名）	東京高裁 19.12.7（日本道路公団理事1名） 20.7.4（日本道路公団副総裁1名）	日本道路公団理事（当時）に懲役2年（執行猶予3年），日本道路公団副総裁（当時）に懲役2年6月（執行猶予4年） ※併合罪	6社は，平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者43社とともに，平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者41社とともに，日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条，第65条第1項	日本道路公団理事（当時）1名及び日本道路公団副総裁（当時）1名は，独占禁止法違反の事実とは別に背任罪の事実も認定されている。 日本道路公団理事（当時）については，19.12.17に上告したが，22.7.20上告棄却決定。 日本道路公団副総裁（当時）については，20.7.4に上告したが，22.9.22上告棄却決定。

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
㈱クボタほか21名（11社，個人11名）	18.5.23（18.6.12追加告発）	18.6.12	大阪地裁 19.3.12（1社，個人1名） 19.3.15（1社，個人1名） 19.3.19（1社，個人1名） 19.3.22（2社，個人2名） 19.3.29（3社，個人3名） 19.4.23（2社，個人2名） 19.5.17（1社，個人1名）	被告会社に7000万円から2億2000万円の罰金，被告人に罰金140万円から170万円又は懲役1年4月から2年6月（執行猶予3年から4年）	11社は，市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については，独占禁止法違反の事実とは別に贈賄罪の事実も認定されている。
㈱大林組ほか9名（5社，個人5名）	19.2.28（19.3.20追加告発）	19.3.20	名古屋地裁 19.10.15	被告会社に1億円から2億円の罰金，被告人に懲役1年6月から3年（執行猶予3年から5年）	5社は，名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について，受注予定の特別共同企業体を決定するとともに，受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上，同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し，もって，被告発会社等が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記土木工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については，独占禁止法違反の事実とは別に談合罪の事実も認定されている。

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
(財)林業土木コンサルタンツほか10名（4法人，個人5名，独立行政法人緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名）	19.5.24（19.6.13追加告発）	19.6.13	東京地裁19.11.1	被告会社に4000万円から9000万円の罰金，被告人に懲役6月から8月（執行猶予2年から3年），独立行政法人緑資源機構の元役職員であった者に懲役1年6月から2年（執行猶予3年から4年）	4法人は，地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに，独立行政法人緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について，独立行政法人緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記地質調査・調査測量設計業務の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号，刑法第60条，第65条第1項	
日鉄住金鋼板㈱ほか8名（3社，個人6名）	20.11.11（20.12.8追加告発）	20.12.8	東京地裁21.9.15	被告会社に1億6000万円から1億8000万円の罰金，被告人に懲役10月から1年（執行猶予3年）	3社は，不特定多数の需要者向け溶融55パーセントアルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯の平成18年7月1日以降出荷分の販売価格を引き上げる旨を合意し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記めっき鋼板及び鋼帯の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号，刑法第60条	

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
日本精工㈱ほか9名（3社，個人7名）	24.6.14	24.6.14	東京地裁 24.12.28 （1社，個人2名） 25.2.25 （1社，個人3名） 27.2.4 （1社，個人2名）	被告会社に1億8000万円から4億円の罰金，被告人に懲役1年から1年6月（執行猶予3年）	3社等は，産業機械用軸受について，平成22年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を，同年6月時点における被告発会社等の販売価格から，一般軸受につき8パーセントを，大型軸受につき10パーセントをそれぞれ引き上げることを販売先等に申し入れるなどして，軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること，並びに，具体的な販売価格引上げ交渉に当たっては，販売地区及び主要な販売先ごとに３社等の従業員らが連絡，協議しながら行うことを各合意し，もって，被告発会社等が共同して，その事業活動を相互に拘束することにより，公共の利益に反して，産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。 また，2社等は，自動車用軸受について，平成22年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を，同年6月時点における被告発会社等の販売価格から，軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げることを合意し，もって，被告発会社等が共同して，その事業活動を相互に拘束することにより，公共の利益に反して，自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第３条後段，第89条第１項第１号，第95条第１項第１号， 刑法第60条	1社及び2名については，27.2.4に控訴したが，28.3.22控訴棄却判決。同日，上告したが，29.12.5上告棄却決定。 （29.12.12確定）

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
高砂熱学工業㈱ほか15名（8社，個人8名）	26.3.4	26.3.4	東京地裁 26.9.30 （1社，個人1名） 26.10.2 （2社，個人2名） 26.10.3 （1社，個人1名） 26.10.6 （1社，個人1名） 26.11.12 （1社，個人1名） 26.11.13 （1社，個人1名） 26.11.14 （1社，個人1名）	被告会社に1億2000万円から1億6000万円の罰金，被告人に懲役1年2月から1年6月（執行猶予3年）	8社等は，平成23年10月以降に，独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について，受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上，同合意に従って，前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし，もって，8社等が共同して，前記工事の受注に関し，相互にその事業活動を拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条	
㈱ＮＩＰＰＯほか20名（10社，個人11名）	28.2.29	28.2.29	東京地裁 28.9.7 （3社，個人3名） 28.9.15 （1社，個人1名） 28.10.6 （2社，個人3名） 28.10.11 （1社） 28.10.25 （個人1名） 28.10.27 （2社，個人2名） 28.11.1 （1社，個人1名）	被告会社に1億2000万円から1億8000万円の罰金，被告人に懲役1年2月から1年6月（執行猶予3年）	10社等は，平成23年7月以降に，東日本高速道路㈱東北支社が条件付一般競争入札の方法により発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について，受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上，同合意に従って，前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし，もって，10社等が共同して，前記工事の受注に関し，相互にその事業活動を拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条	

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
大成建設㈱ほか5名（4社，個人2名）	30.3.23	30.3.23	東京地裁 30.10.22（2社）	被告会社に1億8000万円から2億円の罰金	4社は，平成26年4月下旬頃から平成27年8月下旬頃までの間，東海旅客鉄道㈱が4社を指名して競争見積の方法により順次発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事について，受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で見積りを行うことなどを合意した上，同合意に従って，前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし，もって4社が共同して，前記工事の受注に関し，相互にその事業活動を拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号，刑法第60条	

２－５表　緊急停止命令一覧

件名	当委員会申立年月日	決定年月日（注）	決定内容（注）	事件の内容	関係法条	処理結果		備考
						決定年月日（注）	決定内容	
㈱朝日新聞社ほか153名に対する件	30.3.16 30.7.27（停止命令の取消し）	30.4.6	申立一部容認一部却下	㈱朝日新聞社，㈱読売新聞社，㈱毎日新聞社による千葉新聞の供給を受けないことを条件とする販売店との取引及び販売店による千葉新聞不買の申合せ	独占禁止法第19条（旧一般指定1，7）	30.7.29	当事者の和解により違反事実の消滅（停止命令の取消し）	
伊藤勲に対する件	30.7.4 30.12.10（停止命令の取消し）	30.7.29	申立容認	毎日新聞販売店（伊藤勲）による毎日新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条（旧一般指定6）	30.12.23	営業廃止により違反事実の消滅（停止命令の取消し）	停止命令違反に対する過料（1万円）決定（30.10.12）
㈱大阪読売新聞社に対する件	30.10.5	30.11.5	申立容認	㈱大阪読売新聞社による読売新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条（旧一般指定6）			同意審決（30.12.8）
㈱北国新聞社に対する件	31.12.21	32.3.18	申立容認	㈱北国新聞社の販売する富山新聞の差別対価	独占禁止法第19条（新聞業特殊指定3）	33.7.11	違反事実の自発的排除（停止命令の取消し）	被申立人による停止命令の執行免除の申立て（32.3.29申立棄却）
八幡製鉄㈱ほか1名に対する件	44.5.7 取下げ 44.5.30			八幡製鉄㈱及び富士製鉄㈱の合併	独占禁止法第15条第1項			被申立人が，合併期日を延期したので取下げ
㈱中部読売新聞社に対する件	50.3.25	50.4.30	申立容認	中部読売新聞の不当廉売	独占禁止法第19条（旧一般指定5）			同意審決（52.11.24） 被申立人は，特別抗告したが，最高裁はこれを却下（50.7.17）
㈱有線ブロードネットワークスほか１社に対する件	16.6.30 取下げ 16.9.14			有線音楽放送事業における私的独占又は差別対価若しくは取引条件等の差別取扱い	独占禁止法第３条前段，第19条（一般指定3，4）			被申立人が，申立てに係る行為を取りやめたので取下げ
楽天㈱に対する件	2.2.28 取下げ 2.3.10			楽天㈱による出店事業者に対する優越的地位の濫用	独占禁止法第19条（第2条第9項第5号ハ）			被申立人が，申立てに係る行為を変更したので取下げ

（注）平成25年独占禁止法改正法の施行日（平成27年４月１日）前は，緊急停止命令等の非訟事件は東京高等裁判所の専属管轄とされていたが，同改正法の施行後は，東京地方裁判所の専属管轄とされている。

２－６表　注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類

業種	件数	行為類型
総合工事業	1	優越的地位濫用
食料品製造業	2	優越的地位濫用，その他の不公正取引
飲料・たばこ・飼料製造業	2	不当廉売
繊維工業	1	再販売価格の拘束
木材・木製品製造業（家具を除く）	1	優越的地位濫用
石油製品・石炭製品製造業	1	価格カルテル
窯業・土石製品製造業	1	優越的地位濫用
金属製品製造業	1	価格カルテル
その他の製造業	1	再販売価格の拘束
情報サービス業	1	私的独占
道路旅客運送業	3	価格カルテル，その他のカルテル，取引妨害
各種商品卸売業	1	優越的地位濫用
飲食料品卸売業	2	不当廉売
建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	1	優越的地位濫用
その他の卸売業	4	再販売価格の拘束，取引妨害，優越的地位濫用
各種商品小売業	1	優越的地位濫用
織物・衣服・身の回り品小売業	1	再販売価格の拘束
飲食料品小売業	2	優越的地位濫用
機械器具小売業	1	価格カルテル
その他の小売業	11	価格カルテル，優越的地位濫用，その他の不公正取引
物品賃貸業	2	優越的地位濫用
専門サービス業（他に分類されないもの）	2	優越的地位濫用，その他
宿泊業	8	優越的地位濫用
飲食店	2	価格カルテル，優越的地位濫用
その他の生活関連サービス業	2	価格カルテル，取引妨害
娯楽業	1	取引妨害
協同組合（他に分類されないもの）	1	その他の拘束・排他条件付取引

（注）業種は，「日本標準産業分類」を参考にしている。

3　独占禁止法適用除外関係

3－1表　独占禁止法適用除外根拠法令一覧

⑴　独占禁止法に基づくもの（3制度）

（令和2年3月末現在）

法律名	適用除外制度の内容（根拠条項）	適用除外制度の制定年次
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	知的財産権の行使行為（第21条）	昭和22年
	一定の組合の行為（第22条）	昭和22年
	再販売価格維持契約（第23条）	昭和28年
独占禁止法第22条各号要件に係るみなし規定のあるもの たばこ耕作組合法（昭和33年法律第135号） 信用金庫法（昭和26年法律第238号） 農業協同組合法（昭和22年法律第132号） 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号） 森林組合法（昭和53年法律第36号） 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号） 労働金庫法（昭和28年法律第227号）		

⑵　個別法に基づく適用除外（16法律・21制度）

（令和2年3月末現在）

所管官庁	法律名（法律番号）	適用除外の対象	適用除外制度の制定年次
公正取引委員会	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）	転嫁カルテル	平成25年
		表示カルテル	平成25年
金融庁	保険業法（平成7年法律第105号）	保険カルテル	昭和26年
	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）	基準料率の算出（自賠責・地震）	平成10年
法務省	会社更生法（平成14年法律第154号）	更生会社の株式取得	昭和27年
財務省	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）	合理化カルテル	昭和34年
文部科学省	著作権法（昭和45年法律第48号）	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	昭和45年

所管官庁	法律名 （法律番号）	適用除外の対象	適用除外制度の制定年次
厚生労働省	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 （昭和32年法律第164号）	過度競争防止カルテル	昭和32年
農林水産省	農業協同組合法 （昭和22年法律第132号）	農業協同組合中央会が行う一定の事業	平成11年
		農事組合法人が行う一定の事業	平成11年
経済産業省	輸出入取引法 （昭和27年法律第299号）	輸出カルテル	昭和27年
	中小企業団体の組織に関する法律 （昭和32年法律第185号）	共同経済事業	昭和32年
	中小企業等協同組合法 （昭和24年法律第181号）	中小企業団体中央会が行う一定の事業	平成11年
国土交通省	海上運送法 （昭和24年法律第187号）	海運カルテル（内航）	昭和24年
		海運カルテル（外航）	昭和24年
	道路運送法 （昭和26年法律第183号）	運輸カルテル	昭和26年
	航空法 （昭和27年法律第231号）	航空カルテル（国内）	昭和27年
		航空カルテル（国際）	昭和27年
	内航海運組合法 （昭和32年法律第162号）	内航海運カルテル	昭和32年
		共同海運事業	昭和32年
	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 （平成21年法律第64号）	供給輸送力削減カルテル	平成25年

３－２表　年次別・適用除外法令別カルテル件数（注１）の推移

（各年３月末現在）

	根　拠　法　令	適用業種等	平成29年	平成30年	平成31年	令和２年
1	保険業法 平成8年4月1日施行	特定事業に係る共同行為	4	4	4	4
		その他の事業に係る共同行為	5	5	5	5

	根　拠　法　令	適用業種等	平成29年	平成30年	平成31年	令和２年
2	損害保険料率算出団体に関する法律 昭和23年7月29日施行	地震保険に係る基準料率及び自動車損害賠償責任保険に係る基準料率の算出	2	2	2	2
3	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 昭和28年3月1日施行	酒類製造業	0	0	0	0
		酒類販売業	0	0	0	0
		（小　計）	0	0	0	0
4	著作権法 昭和45年5月6日施行	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め（注2）	12	10	10	10
5	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 昭和32年9月2日施行	特定生活衛生関係サービス業，販売業	0	0	0	0
6	輸出入取引法 昭和27年9月1日施行	輸出業者の輸出取引	0	0	0	0
7	道路運送法 昭和26年7月1日施行	道路運送業（注3）	3（1）	3（1）	3（1）	3（1）
8	航空法 昭和27年7月15日施行	航空運送事業（国内）	0	0	0	0
		航空運送事業（国際）（注4）	〔12〕	〔4〕	〔2〕	〔1〕
9	海上運送法 昭和24年8月25日施行	海運カルテル（内航）	5	5	5	5
		海運カルテル（外航）（注4）	〔457〕	〔381〕	〔223〕	〔109〕
10	内航海運組合法 昭和32年10月1日施行	内航海運業	1	1	1	1

	根　拠　法　令	適用業種等	平成29年	平成30年	平成31年	令和２年
11	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 平成26年1月27日施行	一般乗用旅客自動車運送事業	4	20	25	21
合　　計			36（34）	50（48）	55（53）	51（49）

（注１）件数は，公正取引委員会の同意を得，又は当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数である。

（注２）著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決めの数は，当該取決めの届出を受けた文化庁長官による公正取引委員会に対する通知の件数である。

（注３）道路運送法に基づくカルテルについては路線ごとにカルテルが実施されているが，実施主体が同じカルテルを１件として算定した場合の数を（　）で示した。

（注４）航空法に基づく航空運送事業カルテル（国際）及び海上運送法に基づく海運カルテル（外航）に関する〔　〕内の数は，各年３月末日に終了する年度において締結，変更又は廃止の通知を受けた件数であり，外数である。

３－３表　保険業法に基づくカルテル

(1)　保険業法第101条第１項第１号に基づく共同行為

（令和２年３月末現在）

対象種目	主　体	制　限　事　項	最初の発効日	有効期限
航空保険	日本航空保険プール	再保険における料率及び条件の決定（注），再保険の出再割合の決定，再保険手数料率の決定，配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定，再々保険の禁止，海外再々保険の相手方，出再割合，料率その他条件及び再保険手数料率の決定，損害査定	平成9年6月20日	期限の定めなし
原子力保険	日本原子力保険プール	保険約款の内容の決定，保険料率及びその他の条件の決定，元受保険及び受再保険の引受割合の決定，元受保険の共同処理（募集を含む。），再保険の共同処理，損害査定の審査及び決定	平成9年6月20日	期限の定めなし
自賠責保険	損害保険会社	契約の引受け及び契約規定の作成方法，募集方法，事業方法書，普通保険約款，保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定，再保険取引に関する相手方又は数量の決定，損害査定方法の決定	平成9年4月30日	期限の定めなし

対象種目	主　体	制　限　事　項	最初の発効日	有効期限
地震保険	損害保険会社	契約引受方法の決定，事業方法書，普通保険約款，保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定，損害査定方法の決定，再保険取引に関する事項の決定，地震保険の普及拡大に関する事項の決定	平成9年6月20日	期限の定めなし

（注）日本航空保険プールの共同行為では，保険料率の決定は明示的に行われていないが，①出再割合を100％としていること，②再保険について，会員は全て元受会社の契約内容に従って責任を負担することとなっているため，保険料率＝再保険料率となり，各社保険料率が同一となっている。

⑵　保険業法第101条第１項第２号に基づく共同行為

（令和２年３月末現在）

対象種目	主　体	制　限　事　項	最初の発効日	有効期限
船舶保険	日本船舶保険再保険プール	再保険約款の決定，再保険に関する損害査定方法の決定，再保険の取引に関する相手方又は数量の決定，再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
外航貨物保険	外航貨物再保険プール	再保険約款及び再保険料率の決定，再保険の出再割合の決定，再保険手数料の決定，配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定，再々保険の禁止，再保険に係る損害査定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険（対人賠償保険部分）	自動車対人賠償保険プール	再保険約款の決定，再保険に関する損害査定方法の決定，再保険の取引に関する相手方又は数量の決定，再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険（対人賠償，自損事故及び無保険者傷害保険部分）	自動車対人賠償保険超過損害額再保険プール	再保険約款の決定，再保険に関する損害査定方法の決定，再保険の取引に関する相手方又は数量の決定，再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
住宅瑕疵担保責任保険	住宅瑕疵担保責任超過損害額再保険プール	再保険約款の決定，再保険に関する損害査定方法の決定，再保険の取引に関する相手方又は数量の決定，再保険料率の決定	平成21年4月1日	令和2年3月31日

３－４表　損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

（令和２年３月末現在）

対　象	主　　体	内　　容	最初の発効日	有効期限
自動車損害賠償責任保険	損害保険料率算出団体	自動車損害賠償責任保険に係る基準料率を算出し，会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし
地震保険	損害保険料率算出団体	地震保険に係る基準料率を算出し，会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし

３－５表　著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

（令和２年３月末現在）

対　象	主　　体	内　　容	最初の発効日	有効期限
商業用レコードの二次使用料等	文化庁長官が指定する団体（指定団体）	商業用レコードの二次使用料等の額に関する指定団体と放送事業者等又はその団体間における協議	協議によって定められた期日	協議によって定められた期日

３－６表　道路運送法に基づくカルテル

（令和２年３月末現在）

主　体	路　線	内　　容	最初の発効日	有効期限
一般乗合旅客自動車運送事業者	北部支線（沖縄）	生活路線維持のための共同経営	平成14年10月8日	令和3年9月30日
一般乗合旅客自動車運送事業者	読谷線・糸満線（沖縄）	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	令和3年9月30日
一般乗合旅客自動車運送事業者	名護西線・名護西空港線（沖縄）	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	令和3年9月30日

３－７表　海上運送法に基づくカルテル（内航）

（令和２年３月末現在）

主　　体	航　　路	内　　容	最初の発効日	有効期限
一般旅客定期航路事業者	松山／宇品	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年7月19日	令和3年7月1日
一般旅客定期航路事業者	岡山／土庄	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年7月21日	令和4年2月28日
一般旅客定期航路事業者	竹原／垂水・白水	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年8月10日	令和3年7月26日
貨物定期航路事業者	大阪・神戸／那覇	適切な運航日程の設定のための共同経営（貨物）	平成12年7月8日	令和3年6月26日
貨物定期航路事業者	鹿児島／那覇	適切な運航日程の設定のための共同経営（貨物）	平成12年7月23日	令和3年7月18日

３－８表　内航海運組合法に基づくカルテル

（令和２年３月末現在）

対　象	主　　体	内　　容	最初の発効日	有効期限
船　舶	日本内航海運組合総連合会	船腹の過剰に対処するための，保有船舶を解撤等する者に対する交付金の交付及び船舶の新規建造者からの納付金の徴収	平成10年5月15日	期限の定めなし

３－９表　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

（令和２年３月末現在）

主　体	交　通　圏	内　　容	最初の発効日	有効期限（注1）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	長野交通圏（特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成28年12月2日	令和３年７月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	仙台市（特定地域指定日：平成27年6月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年3月2日	令和３年５月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	長崎交通圏（特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年3月29日	令和３年７月31日（注2）

特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	福岡交通圏（特定地域指定日：平成27年11月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年3月29日	令和3年10月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	札幌交通圏（特定地域指定日：平成27年11月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年5月18日	令和3年10月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	北九州交通圏（特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年5月25日	令和3年7月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	南多摩交通圏（特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年6月23日	令和2年3月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	大分市（特定地域指定日：平成27年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年6月30日	令和3年6月30日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	広島交通圏（特定地域指定日：平成27年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年7月26日	令和3年6月30日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	大阪市域交通圏（特定地域指定日：平成27年11月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年9月29日	令和3年10月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	埼玉県県南中央交通圏（特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年10月20日	令和2年3月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	神戸市域交通圏（特定地域指定日：平成27年9月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年11月27日	令和3年8月31日（注2）

特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	宇都宮交通圏（特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年12月1日	令和2年3月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	鹿児島市（特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成30年2月16日	令和3年7月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	千葉交通圏（特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成30年2月16日	令和4年6月30日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	新潟交通圏（特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成30年3月26日	令和3年7月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	京葉交通圏（特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成30年3月27日	令和2年3月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	久留米市（特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成30年7月20日	令和2年3月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	東葛交通圏（特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成30年9月4日	令和4年6月30日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	富山交通圏（特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成31年1月23日	令和2年3月31日（注2）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	河北交通圏（特定地域指定日：平成30年9月1日）	供給輸送力の削減等	令和2年3月25日	令和3年8月31日

（注１）特定地域の指定期間の終了日。ただし，指定期間は，原則として１回に限り延長することができる。
（注２）指定期間が延長されたもの。

３－10表　業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数

（令和２年３月末現在）

業種等			届出件数
事業協同組合		農業，林業，漁業	1
		鉱業，採石業，砂利採取業	0
		建設業	1
	製造業	食料品，飲料・たばこ・飼料	1
		繊維	1
		木材・木製品，家具・装備品	0
		パルプ・紙・紙加工品	0
		印刷・同関連業	0
		化学	0
		石油・石炭	1
		プラスチック	0
		ゴム製品，なめし革・同製品・毛皮	0
		窯業・土石	0
		鉄鋼	0
		非鉄金属	0
		金属製品	1
		はん用機械器具，生産用機械器具，業務用機械器具	0
		電子部品・デバイス・電子回路，電気機械器具，情報通信機械器具	0
		輸送用機械器具	0
		その他	2
		小計	6
		電気・ガス・熱供給・水道業	2
		情報通信業	0
		運輸業，郵便業	3
		卸売業	0
		小売業	0
		金融業，保険業	1
		不動産業，物品賃貸業	0
		サービス業	22
		その他	247
		小計	283
		信用協同組合	21
		合計	304

（注１）組合員の資格となる業種が複数にまたがる協同組合は，「その他」としている。
（注２）業種は，「日本標準産業分類」を参考にしている。

４　株式取得，合併等関係

４－１表　銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧

⑴　独占禁止法第11条第１項ただし書の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
元.11.15	㈱山形銀行	TRY パートナーズ㈱	銀行業高度化等会社（地域商社）の議決権取得
2.3.23	㈱阿波銀行ほか３行（注）	Shikoku ブランド㈱	銀行業高度化等会社（地域商社）の議決権取得
2.3.25	㈱岩手銀行	manorda いわて㈱	銀行業高度化等会社（地域商社）の議決権取得

（注）認可は「㈱阿波銀行ほか３行」の各行それぞれに対して行われている。

⑵　独占禁止法第11条第２項の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
2.2.28	㈱りそな銀行	㈱加藤製作所	年金信託財産の運用に係る議決権取得

４－２　株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料（４－３表から４－９表）について

⑴　この統計資料は，平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に，公正取引委員会が受理した会社の株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）の届出に関する諸指標を取りまとめたものである。

なお，４－４表から４－８表までに記載した届出は，令和２年３月31日までに「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」（昭和28年公正取引委員会規則第１号）第７条第５項の規定に基づく完了報告書が提出されたものである。

⑵　会社がどの業種に属するかは，株式取得においては株式取得会社の業種，合併においては合併後の存続会社の業種，共同新設分割においては分割する会社の業種，吸収分割においては事業を承継する会社の業種，共同株式移転においては新設会社の業種，事業譲受け等においては事業等を譲り受ける会社の業種によった。また，事業を行っていない会社についてはその他に分類した。

⑶　各表の分類のうち，「水平」とは，当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。

「垂直」とは，当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。「垂直」のうち，「前進」とは，株式取得会社，存続会社，被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と

企業結合を行う場合をいい，「後進」とは，その反対方向にある会社と企業結合を行う場合をいう。

「混合」とは，「水平」，「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。「混合」のうち，「地域拡大」とは，同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合をいい，「商品拡大」とは，生産あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合をいい，「純粋」とは，前記「地域拡大」及び「商品拡大」のいずれにも該当しない場合をいう。

なお，形態別の件数については，複数の形態に該当する企業結合の場合，該当する形態を全て集計している。そのため，件数の合計は，届出件数と必ずしも一致しない。

⑷　総資産の額は，原則として100万円未満の金額を切り捨てて集計した。

４－３表　形態別・業種別件数（令和元年度）

形態 ＼ 株式取得会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前　進	後　進	地域拡大	商品拡大	純　粋	
農林・水産業							
鉱　業							
建　設　業	7	2	3	5	2	1	9
製　造　業	44	20	22	4	13	1	62
食　料　品	3	2	3	3	3		4
繊　維	2	2	1				2
木材・木製品							
紙・パルプ	1	1					1
出版・印刷	1						1
化学・石油・石炭	14	4	4	1	1	1	16
ゴム・皮革							
窯業・土石							
鉄　鋼					1		1
非鉄金属	3		2				3
金属製品	1	2	1				2
機　械	15	6	8		4		25
その他製造業	4	3	3		4		7
卸・小売業	33	16	15	15	6	1	51
不動産業	6		1	3	2	1	9
運輸･通信･倉庫業	15	3	3		2		19
サービス業	14	5	4	4	6		17
金融・保険業	5	4	8	1	1	2	13
電気・ガス 熱供給・水道業	1	1		1	1		2
その他	63	32	34	26	22	37	128
合　計	188	83	90	59	55	43	310

（注）形態別の件数については，複数の形態に該当する企業結合の場合，該当する形態を全て集計している。そのため，形態別の件数の合計は，届出受理件数と必ずしも一致しない。

４－４表　合併後の総資産が300億円以上となる合併（令和元年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	存続会社	総資産	消滅会社	総資産	合併後の名称	総資産
30. 5.11	西川産業㈱	201	西川リビング㈱ ㈱京都西川	152 151	西川㈱	509
30. 8.31	味の素物流㈱	296	カゴメ物流サービス㈱ F-LINE㈱	41 3	F-LINE㈱	342
30.11.22	㈱ＵＫＣホールディングス	804	㈱バイテックホールディングス	247	㈱レスターホールディングス	2,054
30.11.29	㈱メタルワン鋼管	316	住商鋼管㈱	283	住商メタルワン鋼管㈱	599
30.11.30	新興プランテック㈱	697	ＪＸエンジニアリング㈱	344	レイズネクスト㈱	1,041
30.12.20	三井住友アセットマネジメント㈱	538	大和住銀投信投資顧問㈱	393	三井住友ＤＳアセットマネジメント㈱	932
30.12.21	ネッツトヨタ栃木㈱	329	ネッツトヨタ宇都宮㈱	92	ネッツトヨタ栃木㈱	421
31. 1.22	ＪＦＥ環境㈱	201	東京臨海リサイクルパワー㈱	164	Ｊ＆Ｔ環境㈱	365
元. 5.13	RED HAT, INC.	4,846	SOCRATES ACQUISITION CORP.	0	RED HAT, INC.	6,195
元. 6.21	Celgene Corporation	39,383	Burgundy Merger Sub, Inc.	0	Celgene Corporation	39,383
元. 7. 1	Versum Materials, Inc.	1,216	EMD Performance Materials Holding, Inc.	0	Versum Materials, Inc.	1,037
元. 8.21	Cray Inc.	574	Canopy Merger Sub, Inc.	0	Cray Inc.	574

４－５表　行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割（令和元年度に完了報告書が提出されたもの）

該当なし

４－６表　行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割（令和元年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	承継する会社	総資産	分割する会社	総資産	行為後総資産	備考（承継内容等）
30. 8.31	味の素物流㈱	296	ハウス物流サービス㈱	100	342	一般貨物運送事業，倉庫荷役事業，その他事業
元. 7.30	楽天モバイル㈱	2,106	（同）DMM.com	932	2,106	通信（ＭＶＮＯ）事業及び光回線を利用したインターネットサービス事業
元. 8.28	ユーシーカード㈱	3,587	㈱キュービタス	677	35,652	ユーシーカード事業領域におけるプロセシング事業
元.12.23	コーナン商事㈱	3,164	ドイト㈱	219	3,228	ホームセンター業及びリフォーム業

４－７表　行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転（令和元年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	株式移転会社	総資産	株式移転会社	総資産	設立する会社の名称	総資産
元.10.23	パナソニックホームズ㈱	2,338	パナソニック建設エンジニアリング㈱ ㈱松村組 トヨタホーム㈱	129 220 1,261	プライムライフテクノロジーズ㈱	2,537

４－８表　行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等（令和元年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	譲受会社	総資産	譲渡会社	総資産	行為後総資産	備考（譲受内容）
30. 5. 2	昭和シェル石油㈱	8,594	シェルケミカルズジャパン㈱	308	8,596	ロイヤル・ダッチ・シェルグループのシェルケミカルズジャパン株式会社を営業者，昭和シェル石油株式会社を匿名組合員とする匿名組合における昭和シェル石油株式会社関係の事業（契約等）
30. 6.19	新日鐵住金㈱	50,851	エア・ウォーター㈱	3,514	50,974	譲渡会社が譲受会社の鹿島製鐵所及び和歌山製鐵所で行うコークス炉ガス精製事業及び当該コークス炉ガス精製事業に伴い分離される副産品（硫酸，硫酸アンモニウム，液体アンモニウム等をいい，粗ベンゼンを除く。）の販売事業
30. 6.19	新日鉄住金化学㈱	1,202	エア・ウォーター㈱	3,514	1,202	譲渡会社が新日鐵㈱の鹿島製鐵所及び和歌山製鐵所で行うコークス炉ガス精製に伴い分離される粗ベンゼンの販売事業
30.10.26	Abelshore Pty Limited	453	Wambo Coal Pty Limited	488	477	オーストラリア連邦に所在する採鉱合弁事業を運営する資産及び権利（採掘権を含む。）に対する持分

30.10.29	昭和リース㈱	5,545	カシオリース㈱	323	94,804	リース・割賦販売事業に係る債権・資産等
30.11.30	ギリアド・サイエンシズ㈱	622	日本たばこ産業㈱	28,858	622	譲渡会社と Gilead Sciences,Inc. の間のライセンス契約の解除ないし変更に伴って，譲受会社が譲受けることとなるＨＩＶ治療薬の製造販売事業
30.11.30	ギリアド・サイエンシズ㈱	622	鳥居薬品㈱	1,047	622	日本たばこ産業㈱と Gilead Sciences,Inc. の間のライセンス契約の解除ないし変更に伴って，譲受会社が譲受けることとなるＨＩＶ治療薬の販売事業
31. 1.25	GS Coal Pty Limited	1,052	Mitsubishi Development Pty Ltd	7,438	1,515	オーストラリア連邦に所在する採鉱合弁事業を運営する資産及び権利に対する持分
31. 2. 7	日立金属㈱	7,208	三菱マテリアルトレーディング㈱	382	7,208	譲受会社が製造するニッケル含有合金製品，コバルト含有合金製品及び銅含有合金製品に関する譲渡会社の顧客との取引関係

31. 2.28	第一三共㈱	14,727	ジャパンワクチン㈱	117	14,727	①日本全国における以下のワクチン製品の販売に係る事業 （販売名） ・おたふくかぜ生ワクチン「北里第一三共」 ・乾燥弱毒性風しんワクチン「北里第一三共」 ・はしか風しん混合生ワクチン「北里第一三共」 ・インフルエンザＨＡワクチン「北里第一三共」シリンジ0.25mL・0.5mL ・インフルエンザＨＡワクチン「北里第一三共」1mL ・スクエアキッズ®皮下注シリンジ ・沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド「北里第一三共」 ・沈降破傷風トキソイド「北里第一三共」シリンジ ②VN-0102（麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン）の研究開発に係る事業

31. 3. 1	グラクソ・スミスクライン㈱	760	ジャパンワクチン㈱	117	760	以下のワクチン製品の開発及び販売事業 ・狂犬病ワクチン（商品名：ラビピュール） ・ロタウイルス下痢症ワクチン（商品名：ロタリックス） ・ヒトパピローマウイルスワクチン（商品名：サーバリックス） ・水痘帯状疱疹ワクチン（商品名：シングリックス。ただし，製造販売承認に係る部分を除く。）
31. 3.29	ＴＤＫ㈱	9,425	昭和電工㈱	8,299	20,174	ネオジム磁石合金の技術研究開発事業（ネオジム磁石合金製造事業，ネオジム磁石合金販売事業，同リサイクル事業及び譲渡会社の子会社である贛州昭日稀土新材料有限公司にて行う合金事業は含まない。）
31. 4.12	住友化学㈱	14,700	㈱サンリッツ	192	14,700	偏光板事業に係る偏光板需要者との間の契約関係の商権並びに特許及びノウハウ
31. 4.23	J-POWER AUSTRALIA PTY. LTD.	908	Mitsubishi Development Pty Ltd	7,438	908	オーストラリア連邦クイーンズランド州における石炭鉱山事業を運営する資産及び持分

元. 5.24	㈱ＮＴＴぷらら	522	ソニーネットワークコミュニケーションズ㈱	841	587	「So-net for ドコモ光」の事業
元. 8. 6	㈱三菱ＵＦＪ銀行	2,255,970	DVB Transport Finance Limited	1,464	2,256,985	航空機ファイナンス事業
元.12.24	バクスター㈱	566	サノフィ㈱	1,997	566	術後癒着防止製品（セプラフィルム及びその関連商品）事業

（注）行為後の総資産が300億円以上の場合でも，当事会社のいずれかの総資産が100億円未満のものは除く。

４－９表　企業結合関係の届出・報告件数

年度	第９条の事業報告書（注２）	第９条の設立届出書（注２）	株式取得届出（注３）	役員兼任届出（注４）	会社以外の者の株式所有報告書（注５）	合併届出（注６）	分割届出（注７）	共同株式移転届出（注８）	事業譲受け等届出（注９）
22			(2)		(0)	(23)			(22)
23			(31)		(0)	(309)			(192)
24			(13)		(0)	(123)			(53)
			2,373		0	448			143
25			3,840		0	420			207
26			4,546		0	331			182
27			4,795		0	385			124
28			3,863	268	0	344			126
29			2,827	328	0	325			167
30			3,033	268	0	338			143
31			3,080	457	0	381			209
32			3,069	375	0	398			140
33			3,316	557	0	381			118
34			3,170	466	0	413			139
35			2,991	644	0	440			144
36			3,211	675	1	591			162
37			3,231	804	0	715			193
38			3,844	758	0	997			223
39			3,921	527	4	864			195
40			4,534	487	1	894			202
41			4,325	462	0	871			264
42			4,075	458	2	995			299
43			4,069	480	3	1,020			354
44			4,907	647	0	1,163			391
45			4,247	543	2	1,147			413
46			5,832	552	0	1,178			449
47			5,841	501	1	1,184			452
48			6,002	874	0	1,028			443
49			5,738	794	0	995			420
50			5,108	754	9	957			429
51			5,229	925	6	941			511
52			5,085	916	1	1,011			646
53			5,372	1,394	0	898			595
54			5,359	3,365	0	871			611
55			5,759	2,556	2	961			680
56			5,505	2,958	1	1,044			771
57			6,167	2,477	1	1,040			815
58			6,033	3,389	4	1,020			702
59			6,604	3,159	2	1,096			790
60			6,640	3,504	6	1,113			807
61			7,202	2,944	1	1,147			936
62			7,573	3,776	1	1,215			1,084
63			6,351	3,450	0	1,336			1,028
元			8,193	4,420	0	1,450			988
2			8,075	4,312	0	1,751			1,050
3			8,034	6,124	2	2,091			1,266
4			8,776	5,675	0	2,002			1,079
5			8,036	6,330	3	1,917			1,153
6			8,954	5,137	18	2,000			1,255
7			8,281	5,897	1	2,520			1,467
8			9,379	5,042	0	2,271			1,476
9	0	0	8,615	5,955	7	2,174			1,546
10	2	0	7,518	447	0	1,514			1,176
11	1	1	1,029			151			179
12	5	1	804			170			213
13	7	7	898			127	20		195
14	16	7	899			112	21		197
15	76	4	959			103	21		175
16	79	1	778			70	23		166
17	80	5	825			88	17		141
18	87	2	960			74	19		136
19	93	2	1,052			76	33		123
20	92	4	829			69	21		89
21	93	5	840			48	15	3	79
22	92	2	184			11	11	5	54
23	100	0	224			15	10	6	20
24	99	1	285			14	15	5	30
25	100	0	218			8	14	3	21
26	103	0	231			12	20	7	19
27	104	2	222			23	17	6	27
28	108	2	250			26	16	3	24
29	105	0	259			9	13	3	22
30	107	2	259			16	15	2	29
元	112	0	264			12	12	3	19

（注１）括弧内は認可件数である。

（注２）独占禁止法第９条の規定に基づく事業報告書の提出及び設立の届出制度は，平成９年独占禁止法改正法により新設されたものであり，それ以前の件数はない。

なお，平成14年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では，一定の総資産額基準を超える持株会社について事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされていたが，改正後の独占禁止法では，持株会社に加え，一定の総資産額基準を超える金融会社及び一般事業会社についても事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされた。

（注３）株式所有報告書の裾切り要件（総資産額）は次のとおり改正されている。

改正年	裾切り要件（総資産額）
昭和24	500万円超
28	1億円超
40	5億円超
52	20億円超

平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では，総資産が20億円を超える国内の会社（金融業を営む会社を除く。）又は外国会社（金融業を営む会社を除く。）は，国内の会社の株式を所有する場合には，毎事業年度終了後３か月以内に株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが，改正後の独占禁止法では，総資産が20億円を超えかつ総資産合計額が100億円を超える会社が，総資産が10億円を超える国内の会社又は国内売上高が10億円を超える外国会社の株式を10%，25%又は50%を超えて取得し，又は所有することとなる場合には，株式所有報告書を提出しなければならないこととされた。

また，平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され，国内売上高合計額が200億円を超える会社が，子会社の国内売上高を含む国内売上高が50億円超の会社の株式を取得しようとする場合であって，議決権保有割合が20%，50%（２段階）を超えるものについて，合併等と同様にあらかじめ届け出なければならないこととされた。

（注４）平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では，会社の役員又は従業員は，国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において，いずれか一方の会社の総資産が20億円を超えるときは届け出なければならないこととされていたが，改正後の独占禁止法では廃止された。

（注５）平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では，会社以外の者は，国内において相互に競争関係にある２以上の国内の会社の株式をそれぞれの発行済株式総数の10%を超えて所有することとなる場合には株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが，改正後の独占禁止法では廃止された。

（注６）平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では，会社が合併しようとする場合には，全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが，改正後の独占禁止法では，当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社がある場合等に届け出なければならないこととされた。

また，平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され，国内売上高合計額が200億円超の会社と同50億円超の会社の合併について届け出なければならないこととされた。

（注７）分割の届出は，平成12年商法改正に伴い新設されたものであり，平成12年度までの件数はない。

また，平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され，当事会社の中に国内売上高合計額が200億円を超える全部承継会社（事業の全部を承継させようとする会社をいう。）と国内売上高合計額が50億円を超える事業を承継しようとする会社がある場合等には，分割に関する計画について届け出なければならないこととされた。

（注８）共同株式移転の届出は，平成21年独占禁止法改正法により新設されたものであり，平成20年度までの件数はない。

（注９）平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では，会社が事業の全部又は重要部分の譲受け等をしようとする場合には，全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが，改正後の独占禁止法では，総資産合計額が100億円を超える会社が，総資産額10億円超の国内会社の事業の全部を譲り受ける場合等に届け出なければならないこととされた。

また，平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され，国内売上高合計額が200億円を超える会社が，国内売上高30億円超の会社の事業の全部を譲り受ける場合等に事業譲受け等に関する計画について届け出なければならないこととされた。

5　下請法関係

5－1表　書面調査発送件数の推移

区分 / 年度	定期調査発送件数		特別調査発送件数	
	対象親事業者数	対象下請事業者数	対象親事業者数	対象下請事業者数
	（事業所・名）	（名）	（事業所・名）	（名）
31	304			
32	723			
33	769			
34	986			
35	1,214			
36	1,514			
37	1,803			
38	1,800			
39	2,004			
40	2,554			
41	2,631			
42	5,512			
43	6,030			
44	6,684			
45	7,214			
46	8,451			
47	8,751			
48	10,039	2,915		
49	10,045	3,808		
50	12,007	4,861		
51	12,171	6,325		
52	12,315	7,247		
53	10,973	10,663		
54	12,007	11,546		
55	13,490	21,785		
56	13,668	18,091		
57	16,026	20,532		
58	16,346	23,138		
59	15,959	66,579	16,095	
60	9,574	48,031		
61	9,559	52,105		
62	10,121	59,535		
63	13,854	70,968		
元	13,537	73,320		
2	12,889	72,030		
3	12,680	71,603		
4	14,234	74,334		10,027
5	13,781	75,864		10,786
6	13,235	72,784		10,559
7	13,261	75,202		
8	13,857	70,453		
9	13,648	71,860	1,000	5,000
10	13,869	70,182	1,736	
11	14,453	70,554		
12	15,964	75,859		
13	16,417	93,483	1,673	1,003
14	17,385	99,481		
15	18,295	108,395		
16	30,932	170,517		
17	30,991	170,878		
18	29,502	162,521		
19	30,268	168,108		
20	34,181	160,230		
21	36,342	201,005		
22	38,046	210,166		
23	38,503	212,659		
24	38,781	214,042		
25	38,974	214,044		
26	38,982	213,690		
27	39,101	214,000		
28	39,150	214,500		
29	60,000	300,000		
30	60,000	300,000		
元	60,000	300,000		

（注）親事業者調査は昭和59年度までは事業所ベース，昭和60年度以降は企業ベースの数字である。また，下請事業者調査は企業ベースの数字である。

５－２表　下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移

区分／年度	新規着手件数				処理件数			
	書面調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	計	措置		不問	計
					勧告	指導		
	（事業所・名）	（名）	（名）	（事業所・名）	（名）	（事業所・名）	（事業所・名）	（事業所・名）
31	61	20	0	81	0	19	46	65
32	130	21	0	151	13	73	37	123
33	161	21	0	182	5	110	39	154
34	97	3	0	100	7	82	37	126
35	105	5	0	110	0	38	20	58
36	156	10	0	166	0	62	33	95
37	261	33	0	294	12	149	35	196
38	219	17	0	236	22	182	55	259
39	218	17	14	249	14	180	104	298
40	417	23	31	471	15	193	93	301
41	541	15	19	575	14	299	111	424
42	669	12	10	691	5	459	97	561
43	414	7	0	421	9	416	171	596
44	525	6	0	531	26	447	231	704
45	430	5	2	437	52	354	80	486
46	609	9	5	623	56	432	56	544
47	690	2	0	692	41	485	99	625
48	707	2	0	709	17	569	130	716
49	739	5	5	749	4	542	296	842
50	1,029	10	18	1,057	6	686	269	961
51	1,220	15	18	1,253	12	906	255	1,173
52	1,391	38	59	1,488	15	1,097	191	1,303
53	1,050	35	80	1,165	7	916	406	1,329
54	1,242	16	9	1,267	2	746	146	894
55	1,126	20	35	1,181	0	921	436	1,357
56	1,158	9	8	1,175	1	932	252	1,185
57	1,331	19	4	1,354	4	1,014	271	1,289
58	1,413	15	13	1,441	0	1,119	317	1,436
59	1,458	24	0	1,482	0	1,224	693	1,917
60	(3,008) 1,570	－	－	(3,039) 1,601	－	(2,243) 1,512	－	－ 1,671
61	1,426	51	0	1,477	0	1,242	155	1,397
62	1,498	52	0	1,550	0	1,273	197	1,470
63	2,112	61	0	2,173	0	1,474	85	1,559
元	1,928	29	0	1,957	0	2,419	160	2,579
2	2,001	23	1	2,025	1	2,186	127	2,314
3	1,534	15	0	1,549	0	1,492	101	1,593
4	2,191	18	0	2,209	0	1,933	132	2,065
5	2,844	38	0	2,882	0	2,428	279	2,707
6	1,590	21	0	1,611	1	1,632	186	1,819
7	1,548	23	0	1,571	0	1,544	148	1,692
8	1,516	10	0	1,526	2	1,439	106	1,547
9	1,330	13	1	1,344	3	1,348	60	1,411
10	1,329	22	0	1,351	1	1,271	69	1,341
11	1,135	26	0	1,161	3	1,101	66	1,170
12	1,153	52	1	1,206	6	1,134	50	1,190
13	1,308	59	0	1,367	3	1,311	44	1,358
14	1,357	70	0	1,427	4	1,362	60	1,426
15	1,341	67	1	1,409	8	1,357	71	1,436
16	2,638	72	0	2,710	4	2,584	75	2,663
17	4,009	65	0	4,074	10	4,015	41	4,066
18	2,983	100	1	3,084	11	2,927	121	3,059
19	2,964	145	1	3,110	13	2,740	307	3,060
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	273	3,237
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	254	3,859
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	369	4,610
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	292	4,636
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	316	4,882
25	5,418	59	1	5,478	10	4,949	466	5,425
26	5,723	83	1	5,807	7	5,461	376	5,844
27	6,210	95	0	6,305	4	5,980	287	6,271
28	6,477	112	0	6,589	11	6,302	290	6,603
29	7,173	97	1	7,271	9	6,752	307	7,068
30	7,757	141	0	7,898	7	7,710	382	8,099
元	8,360	155	0	8,515	7	8,016	292	8,315

（注）数字は昭和 59 年度までは事業所ベースの件数，昭和 60 年度以降は企業ベースの件数である。
なお，昭和 60 年度の（　）内の数字は事業所ベースの数字である。

５－３表　下請法違反行為類型別件数の推移

（　）内は％

違反行為類型＼年度		事業所ベース												企業ベース																																	
		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60（注1）	60（注1）	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
実体規定	下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号違反）	243 (45.5)	283 (37.1)	358 (42.0)	386 (43.7)	251 (40.5)	172 (38.9)	217 (34.2)	189 (31.4)	196 (29.7)	212 (29.6)	233 (24.8)	321 (22.6)	230 (21.7)	163 (19.3)	160 (17.6)	200 (19.9)	469 (29.8)	393 (29.4)	236 (28.5)	310 (30.0)	363 (27.5)	270 (26.45)	227 (24.5)	226 (25.9)	269 (31.4)	226 (32.3)	234 (33.9)	230 (31.0)	335 (35.1)	307 (35.1)	392 (44.7)	751 (57.2)	1,344 (65.0)	701 (57.7)	701 (59.7)	866 (63.0)	790 (51.5)	1,281 (65.5)	1,328 (58.1)	1,250 (56.4)	1,488 (66.1)	2,843 (62.8)	3,131 (66.7)	3,375 (58.0)	3,129 (54.2)	3,371 (49.4)	3,651 (52.8)
	有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号違反）	38 (7.1)	35 (4.6)	19 (2.2)	24 (2.7)	56 (9.1)	16 (3.6)	40 (6.3)	38 (6.3)	96 (14.5)	77 (10.8)	74 (7.9)	20 (1.4)	13 (1.2)	25 (3.0)	15 (1.7)	37 (3.7)	55 (3.5)	92 (6.9)	60 (7.2)	86 (8.3)	85 (6.4)	61 (6.0)	40 (4.3)	40 (4.6)	58 (6.8)	34 (4.9)	36 (5.2)	45 (6.1)	36 (3.8)	51 (5.8)	51 (5.8)	37 (2.8)	62 (3.0)	43 (3.5)	29 (2.5)	15 (1.1)	42 (2.7)	20 (1.0)	45 (2.0)	56 (2.5)	44 (2.0)	60 (1.3)	56 (1.2)	59 (1.0)	92 (1.6)	113 (1.7)	98 (1.4)
	割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号違反）	235 (44.0)	438 (57.4)	465 (54.9)	445 (50.4)	287 (46.4)	240 (54.3)	359 (56.6)	297 (49.4)	306 (46.3)	302 (42.2)	355 (37.8)	681 (48.0)	553 (52.1)	352 (41.6)	311 (34.8)	424 (42.1)	778 (49.5)	617 (46.1)	375 (45.3)	417 (40.3)	412 (31.8)	284 (27.7)	254 (27.4)	235 (27.0)	205 (29.9)	218 (31.2)	191 (27.7)	203 (27.3)	225 (29.6)	210 (24.0)	184 (21.0)	144 (11.0)	190 (9.2)	170 (14.0)	147 (12.5)	221 (16.1)	300 (19.5)	224 (11.5)	280 (12.2)	246 (11.1)	208 (9.2)	253 (5.6)	210 (4.5)	365 (6.3)	324 (5.6)	374 (5.5)	254 (3.7)
	不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号違反）	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	10 (0.8)	10 (0.5)	5 (0.4)	26 (2.2)	19 (1.4)	49 (3.2)	47 (2.4)	52 (2.3)	57 (2.6)	29 (1.3)	135 (3.0)	161 (3.4)	208 (3.6)	261 (4.5)	348 (5.1)	336 (4.9)
	不当な給付内容の変更・やり直し（第4条第2項第4号違反）	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	－ (-)	47 (3.6)	90 (4.4)	57 (4.7)	48 (4.1)	26 (1.9)	22 (1.8)	38 (1.9)	68 (3.8)	50 (2.3)	45 (2.0)	27 (0.6)	33 (0.7)	49 (0.8)	45 (0.8)	132 (1.9)	590 (8.5)
	受領拒否（第4条第1項第1号違反）	18 (3.4)	7 (0.9)	5 (0.6)	28 (3.2)	25 (4.0)	14 (3.2)	18 (2.8)	0 (-)	1 (0.2)	1 (0.1)	13 (1.4)	23 (1.6)	13 (1.2)	28 (3.3)	34 (3.8)	33 (3.3)	20 (1.3)	12 (0.9)	10 (1.2)	14 (1.4)	74 (5.6)	54 (5.3)	59 (6.4)	86 (9.9)	60 (7.0)	42 (6.0)	21 (3.0)	27 (3.6)	25 (2.6)	29 (3.3)	8 (0.9)	28 (2.1)	30 (1.5)	13 (1.1)	23 (2.0)	6 (0.4)	25 (1.6)	8 (0.4)	38 (1.7)	61 (2.8)	42 (1.9)	32 (0.7)	19 (0.4)	34 (0.6)	23 (0.4)	46 (0.7)	32 (0.5)
	下請代金の減額（第4条第1項第3号違反）								73 (12.1)	55 (8.0)	116 (16.2)	201 (21.4)	277 (19.5)	188 (17.7)	157 (18.6)	198 (21.8)	160 (15.9)	153 (9.7)	130 (9.7)	67 (8.1)	89 (8.6)	165 (12.5)	177 (17.3)	165 (17.8)	123 (14.1)	121 (14.1)	97 (13.9)	132 (19.1)	135 (18.2)	168 (17.6)	137 (15.7)	134 (15.3)	142 (10.8)	211 (10.2)	134 (11.0)	112 (9.5)	97 (7.1)	107 (7.0)	176 (9.0)	189 (8.3)	284 (12.8)	228 (10.1)	383 (8.5)	373 (7.9)	489 (8.4)	611 (10.6)	834 (12.2)	1,150 (16.6)
	返品（第4条第1項第4号違反）								2 (0.3)	2 (0.3)	3 (0.4)	36 (3.8)	12 (0.8)	8 (0.8)	19 (2.2)	20 (2.2)	26 (2.6)	17 (1.1)	21 (1.6)	11 (1.3)	11 (1.1)	23 (1.8)	20 (2.0)	20 (2.2)	32 (3.7)	22 (2.6)	23 (3.3)	29 (4.2)	11 (1.5)	23 (2.4)	23 (2.6)	22 (2.5)	23 (1.8)	12 (0.6)	2 (0.2)	9 (0.8)	6 (0.4)	14 (0.9)	9 (0.5)	34 (1.5)	44 (2.0)	20 (0.9)	15 (0.3)	14 (0.3)	15 (0.3)	20 (0.3)	19 (0.3)	14 (0.2)
	買いたたき（第4条第1項第5号違反）								2 (0.3)	1 (0.2)	2 (0.3)	2 (0.2)	29 (2.0)	20 (1.9)	51 (6.0)	121 (13.3)	93 (9.2)	36 (2.3)	32 (2.4)	42 (5.1)	57 (5.5)	97 (7.4)	98 (9.6)	95 (10.3)	65 (7.5)	48 (5.6)	31 (4.4)	27 (3.9)	43 (5.8)	36 (3.8)	38 (4.3)	32 (3.7)	36 (2.7)	44 (2.1)	28 (2.3)	39 (3.3)	68 (4.9)	113 (7.4)	93 (4.8)	166 (7.3)	98 (4.4)	86 (3.8)	735 (16.2)	631 (13.4)	1,143 (19.7)	1,179 (20.4)	1,487 (21.8)	721 (10.4)
	購入・利用強制（第4条第1項第6号違反）								0 (-)	4 (0.6)	3 (0.4)	24 (2.6)	55 (3.9)	36 (3.4)	51 (6.0)	47 (5.2)	33 (3.3)	44 (2.8)	39 (2.9)	27 (3.3)	50 (4.8)	99 (7.5)	60 (5.9)	66 (7.1)	64 (7.3)	74 (8.6)	28 (4.0)	20 (2.9)	49 (6.6)	106 (11.1)	79 (9.0)	53 (6.1)	95 (7.2)	75 (3.6)	62 (5.1)	41 (3.5)	50 (3.6)	67 (4.4)	59 (3.0)	86 (3.8)	72 (3.2)	60 (2.7)	46 (1.0)	69 (1.5)	78 (1.3)	94 (1.6)	90 (1.3)	72 (1.0)
	報復措置（第4条第1項第7号違反）								0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (0.1)	0 (-)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	5 (0.1)	1 (0.0)
	小　計	534 (100.0)	763 (100.0)	847 (100.0)	883 (100.0)	619 (100.0)	442 (100.0)	634 (100.0)	601 (100.0)	661 (100.0)	716 (100.0)	938 (100.0)	1,416 (100.0)	1,061 (100.0)	846 (100.0)	907 (100.0)	1,006 (100.0)	1,573 (100.0)	1,337 (100.0)	828 (100.0)	1,034 (100.0)	1,318 (100.0)	1,024 (100.0)	926 (100.0)	871 (100.0)	857 (100.0)	699 (100.0)	690 (100.0)	743 (100.0)	954 (100.0)	874 (100.0)	876 (100.0)	1,313 (100.0)	2,068 (100.0)	1,215 (100.0)	1,175 (100.0)	1,374 (100.0)	1,535 (100.0)	1,955 (100.0)	2,286 (100.0)	2,218 (100.0)	2,250 (100.0)	4,529 (100.0)	4,697 (100.0)	5,815 (100.0)	5,778 (100.0)	6,819 (100.0)	6,919 (100.0)
手続規定	発注書面不交付・不備（第3条違反）	399	346	869	1,279	876	618	686	655	702	814	667	1,381	879	719	759	1,008	1,762	1,550	1,063	1,425	1,912	1,189	1,142	1,090	1,064	1,039	826	843	1,067	1,127	1,125	2,235	3,633	2,603	2,453	2,608	3,300	3,833	3,813	3,987	4,186	4,067	4,507	4,806	5,322	5,964	5,864
	書類不保存等（第5条違反）								55	87	135	114	12	10	45	71	66	88	88	87	132	172	119	129	112	135	102	134	121	167	135	142	321	645	487	553	297	384	724	715	824	939	484	470	629	649	778	745
	虚偽報告等（第9条第1項違反）								20	11	2	6	2	1	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小　計	399	346	869	1,279	876	618	686	730	800	951	787	1,395	890	765	831	1,077	1,850	1,638	1,150	1,557	2,084	1,308	1,271	1,202	1,199	1,141	960	964	1,234	1,262	1,267	2,556	4,278	3,090	3,006	2,905	3,684	4,557	4,528	4,811	5,125	4,551	4,977	5,435	5,971	6,742	6,609
合　計（注3）		933	1,109	1,716	2,162	1,495	1,060	1,320	1,331	1,461	1,667	1,725	2,813	1,951	1,611	1,738	2,083	3,423	2,975	1,978	2,591	3,402	2,332	2,197	2,073	2,056	1,840	1,650	1,707	2,188	2,136	2,143	3,869	6,346	4,305	4,181	4,279	5,219	6,512	6,814	7,029	7,375	9,080	9,674	11,250	11,749	13,561	13,528

（注１）数字は昭和59年度までは事業所ベースの件数，昭和60年度以降は企業ベースの件数である。
　　なお，昭和60年度は，事業所ベースの件数と企業ベースの件数を併記した。
（注２）１件の勧告又は指導において複数の行為を問題としている場合があるので，違反行為類型別件数の合計欄の数字と５－２表の「措置」件数とは一致しない。
（注３）（　）内の数値は，実体規定違反全体に占める比率であり，小数点以下第２位を四捨五入したため，合計は必ずしも100.0とならない。

６　景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧（令和２年３月末現在）

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
1	全国飲用牛乳公正取引協議会	―	飲用乳の表示に関する公正競争規約
2	発酵乳乳酸菌飲料公正取引協議会	―	発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
3	チーズ公正取引協議会	―	ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約
4	アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会	アイスクリーム類及び氷菓業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約
5	（一社）全国はちみつ公正取引協議会	―	はちみつ類の表示に関する公正競争規約
6	（一社）全国ローヤルゼリー公正取引協議会	―	ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約
7	全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会	―	辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約
8	全国削節公正取引協議会	―	削りぶしの表示に関する公正競争規約
9	全国食品缶詰公正取引協議会	―	食品缶詰の表示に関する公正競争規約
10	全国トマト加工品業公正取引協議会	トマト加工品業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	トマト加工品の表示に関する公正競争規約
11	全国粉わさび公正取引協議会	―	粉わさびの表示に関する公正競争規約
12	全国生めん類公正取引協議会	―	生めん類の表示に関する公正競争規約
13	日本即席食品工業公正取引協議会	即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	即席めんの表示に関する公正競争規約
14	全国ビスケット公正取引協議会	ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビスケット類の表示に関する公正競争規約
15	全国チョコレート業公正取引協議会	チョコレート業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・チョコレート類の表示に関する公正競争規約 ・チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約
16	全国チューインガム業公正取引協議会	チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チューインガムの表示に関する公正競争規約
17	凍豆腐製造業公正取引協議会	凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約	
18	全国味噌業公正取引協議会	みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	みその表示に関する公正競争規約
19	醤油業中央公正取引協議会	しょうゆ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	しょうゆの表示に関する公正競争規約
20	日本ソース業公正取引協議会	ソース業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	―
21	全国食酢公正取引協議会	―	食酢の表示に関する公正競争規約
22	カレー業全国公正取引協議会	カレー業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	―
23	果実飲料公正取引協議会	―	果実飲料等の表示に関する公正競争規約
24	全国コーヒー飲料公正取引協議会	―	コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約
25	全日本コーヒー公正取引協議会	―	レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約
26	日本豆乳公正取引協議会	―	豆乳類の表示に関する公正競争規約
27	マーガリン公正取引協議会	―	マーガリン類の表示に関する公正競争規約

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
28	全国観光土産品公正取引協議会	—	観光土産品の表示に関する公正競争規約
29	ハム・ソーセージ類公正取引協議会	—	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約
30	日本パン公正取引協議会	—	包装食パンの表示に関する公正競争規約
31	全国食肉公正取引協議会	—	食肉の表示に関する公正競争規約
32	全国ドレッシング類公正取引協議会	—	ドレッシング類の表示に関する公正競争規約
33	もろみ酢公正取引協議会	—	もろみ酢の表示に関する公正競争規約
34	食用塩公正取引協議会	—	食用塩の表示に関する公正競争規約
35	鶏卵公正取引協議会	—	鶏卵の表示に関する公正競争規約
36	日本ワイナリー協会	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
37	ビール酒造組合	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビールの表示に関する公正競争規約
38	日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約 ・輸入ビールの表示に関する公正競争規約
39	日本洋酒酒造組合	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ウイスキーの表示に関する公正競争規約
40	日本酒造組合中央会	・清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約 ・単式蒸留しょうちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・単式蒸留焼酎の表示に関する公正競争規約 ・泡盛の表示に関する公正競争規約
41	日本蒸留酒酒造組合	合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
42	全国小売酒販組合中央会	—	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約
43	全国帯締め羽織ひも公正取引協議会	—	帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約
44	眼鏡公正取引協議会	—	眼鏡類の表示に関する公正競争規約
45	（公社）全国家庭電気製品公正取引協議会	家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約	・家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約 ・家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約
46	医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
47	医療用医薬品卸売業公正取引協議会	医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
48	化粧品公正取引協議会	—	化粧品の表示に関する公正競争規約
49	化粧石けん公正取引協議会	化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	化粧石けんの表示に関する公正競争規約
50	洗剤・石けん公正取引協議会	家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約
51	歯磨公正取引協議会	歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	歯みがき類の表示に関する公正競争規約
52	防虫剤公正取引協議会	—	防虫剤の表示に関する公正競争規約
53	新聞公正取引協議会	新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
54	出版物小売業公正取引協議会	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
55	雑誌公正取引協議会	雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
56	（一社）自動車公正取引協議会	自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・自動車業における表示に関する公正競争規約 ・二輪自動車業における表示に関する公正競争規約
57	タイヤ公正取引協議会	タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	タイヤの表示に関する公正競争規約
58	農業機械公正取引協議会	農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	農業機械の表示に関する公正競争規約
59	不動産公正取引協議会連合会	不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	不動産の表示に関する公正競争規約
60	（一社）北海道不動産公正取引協議会		
61	東北地区不動産公正取引協議会		
62	（公社）首都圏不動産公正取引協議会		
63	北陸不動産公正取引協議会		
64	東海不動産公正取引協議会		
65	（公社）近畿地区不動産公正取引協議会		
66	中国地区不動産公正取引協議会		
67	四国地区不動産公正取引協議会		
68	（一社）九州不動産公正取引協議会		
69	旅行業公正取引協議会	旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約
70	全国銀行公正取引協議会	銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	銀行業における表示に関する公正競争規約
71	指定自動車教習所公正取引協議会	指定自動車教習所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約
72	ペットフード公正取引協議会	ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ペットフードの表示に関する公正競争規約
73	全国釣竿公正取引協議会	—	釣竿の表示に関する公正競争規約
74	鍵盤楽器公正取引協議会	—	・ピアノの表示に関する公正競争規約 ・電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約
75	衛生検査所業公正取引協議会	衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
76	スポーツ用品公正取引協議会	—	スポーツ用品の表示に関する公正競争規約
77	医療機器業公正取引協議会	医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
78	仏壇公正取引協議会	—	仏壇の表示に関する公正競争規約

7　独占禁止懇話会

⑴　開催趣旨等

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため，公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し，併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として，昭和43年11月以来開催しているもので，令和２年６月現在，次の学界，言論界，消費者団体，産業界，中小企業団体等の有識者25名をもって開催されている。

会長	伊　藤　元　重	学習院大学国際社会科学部教授
会員	有　田　芳　子	主婦連合会会長
	依　田　高　典	京都大学大学院経済学研究科教授
	及　川　　勝	全国中小企業団体中央会事務局長
	大　野　顕　司	住友化学㈱常務執行役員
	角　元　敬　治	㈱三井住友銀行取締役兼専務執行役員
	鹿　野　菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	川　濵　　昇	京都大学大学院法学研究科教授
	川　本　裕　子	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
	鬼　頭　誠　司	日本生命保険相互会社専務執行役員
	河　野　康　子	（一財）日本消費者協会理事
	小　林　篤　子	㈱読売新聞東京本社論説委員
	笹　川　博　子	日本生活協同組合連合会常務理事
	白　石　忠　志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	泉　水　文　雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	竹　川　正　記	㈱毎日新聞社論説委員
	田　中　道　昭	立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授
	土　田　和　博	早稲田大学法学学術院教授
	野　原　佐和子	㈱イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	細　田　　眞	㈱榮太樓總本鋪代表取締役社長
	山　下　裕　子	一橋大学大学院経営管理研究科経営管理専攻教授
	山　田　秀　顕	全国農業協同組合中央会常務理事
	由　布　節　子	弁護士
	吉　田　明　子	東洋大学経済学部教授
	ﾁｬｰﾙｽﾞ D.ﾚｲｸⅡ	アフラック生命保険㈱代表取締役会長

（役職は令和２年６月30日時点）

⑵ 開催状況

回	開催年月日	議　　題
212	31. 4.15	○　独占禁止法改正法案の閣議決定等について ○　クレジットカードに関する取引実態調査について ○　地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブックについて ○　プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備に向けた対応について
213	元. 6.24	○　平成30年度における独占禁止法違反事件の処理状況 ○　平成30年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例 ○　平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等 ○　デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会等について
214	元.12.11	○　デジタル・プラットフォーマーに関する取組 ・　政府・公正取引委員会の取組 ・　デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査（オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引） ○　製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書 ○　「業務提携に関する検討会」報告書
215	2.6.30	○　飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査について ○　フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題について ○　デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査（デジタル広告分野）について（中間報告）

（注）平成31年４月から令和２年６月までの開催状況
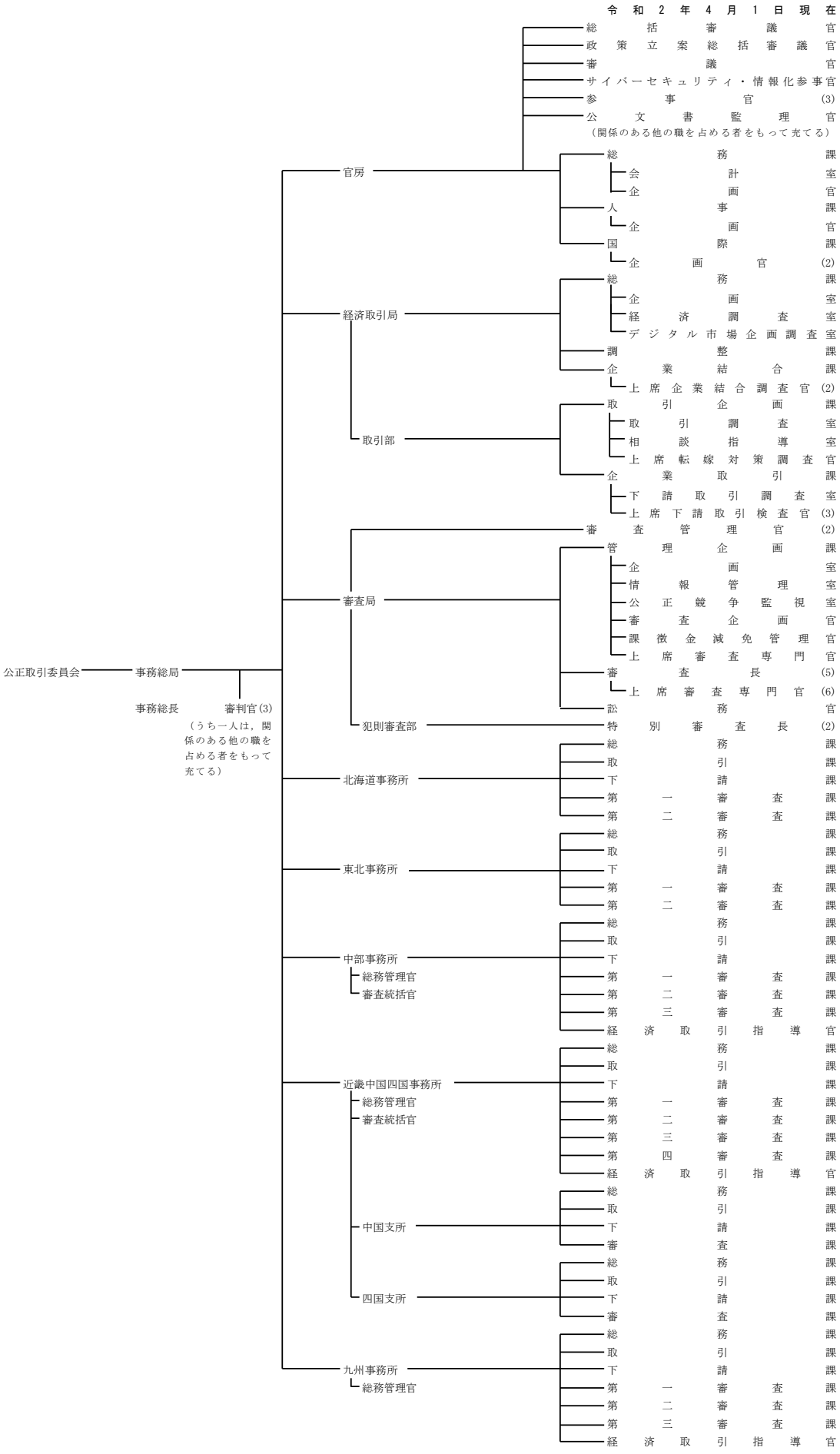
8 公正取引委員会機構図